

令和7年度環境省重点施策集

令和6年8月
環境省



令和7年度環境省重点施策集目次

※GXへの投資に係る経費については、予算編成過程において検討する。
 ※「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」に係る経費については、予算編成過程において検討する。

事 項	令和7年度 概算要求・ 要望額 (百万円)	令和6年度 当初予算額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
<重点施策掲載事業>				
1. 社会課題解決による持続可能な成長の推進 ～時代の要請への対応～				
1-1. 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築				
(1) 自然資本及び自然資本を維持・回復・充実させる資本に対する投資の拡大				
(新) 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業【エネ特】	11,900	0	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、自然環境局自然環境計画課 生物多様性主流化室	1
(新) 地域における再エネ等由来水素利活用促進事業【エネ特】	4,065	0	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、水・大気環境局モビリティ 環境対策課脱炭素モビリティ事業室	9
環境保全と利用の最適化による地域共生型再エネ導入加速化検討事業【エネ特】	930	720	大臣官房環境影響評価課、自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室、野 生生物課、温泉地保護利用推進室	10
カーボンプライシング調査事業(温室効果ガス関連情報基盤整備事業の一部)【エネ特】	686の内数	761の内数	大臣官房環境経済課市場メカニズム室	11
太陽光パネル、小型家電等の循環資源利用高度化の促進【一部エネ特】	419	251	環境再生・資源循環局総務課資源循環ビジネス推進室、リサイクル推進室	12
(新) 再資源化事業等高度化法の活用による事業者間連携の推進(再資源化事業等高度化推進事業)	600	0	環境再生・資源循環局廃棄物規制課	15
先進的な資源循環投資促進事業【GX】	事項要求	5,000	環境再生・資源循環局総務課容器包装・プラスチック資源循環室、資源循環ビジ ネス推進室、廃棄物規制課、廃棄物適正処理推進課	16
脱炭素型資源循環設備導入・実証(プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入 等促進事業、脱炭素型循環経済システム構築促進事業)【エネ特】	9,980	8,433	環境再生・資源循環局総務課容器包装・プラスチック資源循環室、資源循環ビジ ネス推進室、リサイクル推進室、廃棄物規制課、廃棄物適正処理推進課、水・大 気環境局海洋環境課海洋プラスチック汚染対策室	17
(新) 自動車における再生材供給拡大に向けた産官学連携推進事業	700	0	環境再生・資源循環局総務課資源循環ビジネス推進室	23
(新) 資源循環ネットワーク形成及び拠点の戦略的構築に関する調査事業	200	0	環境再生・資源循環局総務課資源循環ビジネス推進室	24
環境教育・ESD推進経費	318	328	大臣官房総合政策課環境教育推進室	26
(2) グリーン製品・サービスの高付加価値化、バリューチェーン全体での環境負荷低減、経済全体のグリーン化				
企業の循環性情報開示スキーム及び循環性指標の整備等	265	216	環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室	27
TNFD等情報開示に関する調査・検討等	45	15	自然環境局自然環境計画課、生物多様性主流化室	28
グリーン購入・契約推進	96	70	大臣官房環境経済課	29
企業経営のグリーン化推進事業	23	22	大臣官房環境経済課	30

事 項	令和7年度 概算要求・ 要望額 (百万円)	令和6年度 当初予算額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
温室効果ガスインベントリの管理、GHG算定・報告基盤の整備・活用促進【一部エネ特】	973	998	地球環境局総務課脱炭素社会移行推進室、地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、脱炭素ビジネス推進室、国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室、大臣官房環境経済課市場メカニズム室	31
バリューチェーン全体での中小企業等の脱炭素経営普及・高度化(バリューチェーン全体での中小企業等の脱炭素経営普及・高度化事業、持続可能な社会構築に向けた企業経営における環境三社会の統合的達成促進事業)【一部エネ特】	1,417	1,417	地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室、大臣官房環境経済課、環境金融推進室、自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室、水・大気環境局環境管理課、環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室	33
「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)推進事業【一部エネ特】	4,275	3,763	地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ライフスタイル推進室	38
(新) Scope3削減のための企業間連携を含む省CO2設備投資支援(SHIFT事業)(脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業(SHIFT事業))【エネ特】	6,860	0	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	39
コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業【エネ特】	7,000	7,000	地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室	40
グリーンファイナンスの普及・拡大促進(グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業、金融のグリーン化推進事業)【一部エネ特】	790	394	大臣官房環境経済課環境金融推進室	41
1-2. 自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上				
(1) 自然資本を維持・回復・充実させるための国土利用とそのための情報基盤整備				
OECM・生物多様性保全等の推進を通じた地域活性化(OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業、地域生物多様性増進活動促進業務)	715	346	自然環境局自然環境計画課、生物多様性主流化室、大臣官房総合政策課	43
希少種保護対策費	737	700	自然環境局野生生物課希少種保全推進室	45
良好な水環境の創出と健全な水循環推進費	90	25	水・大気環境局環境管理課環境創造室	47
豊かさを実感できる海の再生事業	151	171	水・大気環境局海洋環境課海域環境管理室、自然環境局自然環境計画課	48
地域の生態系に関する情報基盤の整備・発信(生物多様性保全等のためのモニタリング等事業費)	653	488	自然環境局自然環境計画課生物多様性センター	49
ブルーカーボン、森林等の吸収源対策の推進(森林等の吸収源対策に関する国内基盤整備事業費)	73	73	地球環境局総務課脱炭素社会移行推進室	50
(2) 自立・分散型の国土構造の推進				
(新) 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業【エネ特】(再掲)	11,900	0	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室	1頁参照
自然公園等事業費等	9,312 +事項要求	8,235	自然環境局自然環境整備課、総務課、国立公園課、自然環境計画課、野生生物課	51
世界自然遺産地域の保全管理対策の強化(世界自然遺産等保全対策費、世界遺産保全管理拠点施設等整備費)	805	713	自然環境局自然環境計画課、野生生物課	52
国立公園満喫プロジェクト等国立公園の保護と利用推進・国民公園の魅力向上(国立公園満喫プロジェクト等国立公園の保護と利用推進、国民公園等魅力向上推進事業)	2,284	2,263	自然環境局国立公園課、国立公園利用推進室、総務課国民公園室	54
生物多様性保全等のための基盤的的事业費	97	97	自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室、生物多様性主流化室	56
潮流発電による地域の脱炭素化モデル構築事業【エネ特】	650	650	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	57
(新) 地域共生型廃棄物発電等導入促進事業【エネ特】	1,300	0	環境再生・資源循環局廃棄物規制課	58

事 項	令和7年度 概算要求・ 要望額 (百万円)	令和6年度 当初予算額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
(3) 「ウェルビーイング/高い生活の質」が実感できる都市・地域の実現				
運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業【エネ特】	1,615	1,165	水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室	59
(新) 商用車の電動化促進事業【GX】	44,400	0	水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室	60
ゼロエミッション船等の建造促進事業【GX】	14,300	9,400	水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室、地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	61
産業車両等の脱炭素化促進事業【エネ特】	1,640	1,822	水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室、地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	62
住宅のZEH・省CO2化促進(集合住宅の省CO2化促進事業、戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業)【エネ特】	11,490	11,000	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、住宅・建築物脱炭素化事業推進室	68
建築物等のZEB化・省CO2化普及加速【エネ特】	10,000	4,719	環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、住宅・建築物脱炭素化事業推進室、自然環境局国立公園課、水・大気環境局環境管理課、環境保健部企画課熱中症対策室	70
(新) 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業【GX】	130,000	0	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、住宅・建築物脱炭素化事業推進室	78
(新) 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業【GX】	26,613	0	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、住宅・建築物脱炭素化事業推進室	79
1-3. 環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり				
(1) 地域の環境課題と経済・社会的課題の同時解決				
地域脱炭素推進交付金【エネ特+GX】	76,221	42,520	大臣官房地域脱炭素事業推進課	80
防災拠点や避難施設となる公共施設への再生可能エネルギー設備等導入支援(地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業)【エネ特】	5,000	2,000	大臣官房地域脱炭素事業推進課、環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	82
地域再エネの最大限導入のための地方自治体の計画づくり支援(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)【エネ特】	2,000	758	大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室、地域政策課	83
環境保全と利用の最適化による地域共生型再エネ導入加速化検討事業【エネ特】(再掲)	930	720	大臣官房環境影響評価課、自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室、野生生物課、温泉地保護利用推進室	10頁 参照
株式会社脱炭素化支援機構と連携した地域脱炭素投融资促進	71	71	大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室	87
「脱炭素×復興まちづくり」の推進【エネ特】	500	500	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付福島再生・未来志向プロジェクト推進室	88
OECM・生物多様性保全等の推進を通じた地域活性化(OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業、地域生物多様性増進活動促進業務)(再掲)	715	346	自然環境局自然環境計画課、生物多様性主流化室、大臣官房総合政策課	43頁 参照
地域の資源循環促進支援事業	196	10	環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室	89
(2) 地域の人的資本・コミュニティ等の充実、地域金融や地域の中堅・中小企業のグリーン化				
地域循環共生圏の創出・拡大(地域循環共生圏創造事業費)	350	350	大臣官房地域政策課地域循環共生圏推進室	90
グリーンファイナンスの普及・拡大促進(グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業、金融のグリーン化推進事業)【一部エネ特】(再掲)	790	394	大臣官房環境経済課環境金融推進室	41頁 参照
バリューチェーン全体での中小企業等の脱炭素経営普及・高度化(バリューチェーン全体での中小企業等の脱炭素経営普及・高度化事業、持続可能な社会構築に向けた企業経営における環境三社会の統合的達成促進事業)【一部エネ特】(再掲)	1,417	1,417	地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室、大臣官房環境経済課、環境金融推進室、自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室、水・大気環境局環境管理課、環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室	33頁 参照

事 項	令和7年度 概算要求・ 要望額 (百万円)	令和6年度 当初予算額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
1-4. 「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装				
(1) グリーンイノベーションを理解・評価・活用する国民意識の向上と行動変容の促進による需要の創出				
「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)推進事業【一部エネ特】(再掲)	4,275	3,763	地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ライフスタイル推進室	38頁 参照
グリーン購入・契約推進(再掲)	96	70	大臣官房環境経済課	29頁 参照
企業経営のグリーン化推進事業(再掲)	23	22	大臣官房環境経済課	30頁 参照
(2) ニーズ主導での技術的ブレイクスルー、研究開発・実証と社会実装の推進				
革新的な省CO2実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業【エネ特】	3,700	3,800	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	91
地域資源循環を通じた脱炭素化に向けた革新的触媒技術の開発・実証【エネ特】	1,900	1,900	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	92
(新) 地域における再エネ等由来水素利活用促進事業【エネ特】(再掲)	4,065	0	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室	9頁 参照
運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業【エネ特】(再掲)	1,615	1,165	水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室	59頁 参照
温室効果ガスインベントリの管理、GHG算定・報告基盤の整備・活用促進【一部エネ特】(再掲)	973	998	地球環境局総務課脱炭素社会移行推進室、地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、脱炭素ビジネス推進室、国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室、大臣官房環境経済課市場メカニズム室	31頁 参照
GOSATシリーズによる排出量データの解析・発信強化(国立研究開発法人国立環境研究所運営費交付金(うち、衛星関連事業経費))	1,658	1,588	大臣官房総合政策課環境研究技術室	93
環境研究の高度化・オープンデータ化(国立研究開発法人国立環境研究所運営費交付金の一部)	18,217の内数	17,159の内数	大臣官房総合政策課環境研究技術室	94
環境研究総合推進費による研究開発・実証と社会実装の推進(環境研究総合推進費関係経費)	5,823	5,355	大臣官房総合政策課環境研究技術室	95
CCUS早期社会実装のための環境調和の確保及び脱炭素・循環型社会モデル構築事業【エネ特】	4,500	5,500	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、水・大気環境局海洋環境課	96
海底下CCSに係る審査、調査検討等の実施(ロンドン条約・議定書に係る審査支援及び調査検討事業費)	153	103	水・大気環境局海洋環境課	97
(3) 環境分野におけるスタートアップへの支援				
スタートアップ企業に対する事業促進支援(地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業の一部)【エネ特】	4,980の内数	4,980の内数	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	98
イノベーション創出のための環境スタートアップによる研究開発(イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業)	187	100	大臣官房総合政策課環境研究技術室	99
1-5. 環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献				
(1) 国際的なルール作りへの貢献				
海洋プラスチックごみ総合対策費	4,553	662	水・大気環境局海洋環境課海洋プラスチック汚染対策室	100
企業の循環性情報開示スキーム及び循環性指標の整備等(再掲)	265	216	環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室	27頁 参照
生物多様性保全等のための基盤的事業費(再掲)	97	97	自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室、生物多様性主流化室	56頁 参照

事 項	令和7年度 概算要求・ 要望額 (百万円)	令和6年度 当初予算額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
生物多様性条約拠出金等(国際分担金等経費)	387	505	自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室	102
ネイチャーポジティブ(NP)の実現に向けた生物多様性保全等のための国際協力・ルール先導推進費	165	125	自然環境局自然環境計画課、生物多様性主流化室、生物多様性戦略推進室、国立公園課	103
国際的な化学物質管理強化のための拠出金等	172	138	環境保健部化学物質安全課、水銀・化学物質国際室	104
化学物質国際対応政策強化事業費	88	79	環境保健部化学物質安全課、水銀・化学物質国際室	105
アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備【エネ特】	1,345	1,375	地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室、地球温暖化対策課フロン対策室、環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室、水・大気環境局環境管理課、国際協力推進チーム	106
(2) 環境分野における途上国支援、我が国の取組の海外展開				
脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度(JCM)の推進(脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度(JCM)促進事業、メタン等温室効果ガス排出削減拠出金事業、二国間クレジット制度の構築等事業)【一部エネ特】	14,621	14,345	地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室、JCM推進室、地球温暖化対策課フロン対策室	112
GOSATシリーズによる排出量データの解析・発信強化(国立研究開発法人国立環境研究所運営費交付金(うち、衛星関連事業経費))	1,658	1,588	大臣官房総合政策課環境研究技術室	93頁 参照
(新)気候×SDGsシナジー推進事業	106	0	地球環境局国際連携課	118
環境インフラの導入等を通じた途上国・新興国協力の推進(環境国際協力・インフラ戦略推進費)	463	463	地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室	119
アフリカにおける廃棄物管理プロジェクト形成促進(TICAD9)、我が国の循環産業の国際展開・循環インフラ輸出の促進(国際資源循環促進事業の一部)	1,629の内数	629の内数	環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室	120
大気環境に関する国際協力推進費	332	302	水・大気環境局環境管理課	121
(3) 経済安全保障への対応				
先進的な資源循環投資促進事業【GX】(再掲)	事項要求	5,000	環境再生・資源循環局総務課容器包装・プラスチック資源循環室、資源循環ビジネス推進室、廃棄物規制課、廃棄物適正処理推進課	16頁 参照
脱炭素型資源循環設備導入・実証(プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業、脱炭素型循環経済システム構築促進事業)【エネ特】(再掲)	9,980	8,433	環境再生・資源循環局総務課容器包装・プラスチック資源循環室、資源循環ビジネス推進室、リサイクル推進室、廃棄物規制課、廃棄物適正処理推進課、水・大気環境局海洋環境課海洋プラスチック汚染対策室	17頁 参照
2. 公害や災害を乗り越え、地域が共生する社会に向けた取組 ～不変の原点の追求～				
2-1. 「ウェルビーイング/高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現				
(1) 人の命と環境を守る基盤的な取組				
水俣病総合対策関係経費、国立水俣病総合研究センター経費のうち、医療・福祉、地域づくり・情報発信等、水俣病に関する総合的な研究の推進(水俣病に関する医療・福祉、地域づくり・情報発信、総合的な研究等の推進)	1,740	721	環境保健部企画課特殊疾病対策室	122
石綿健康被害対策の推進	814	814	環境保健部企画課石綿健康被害対策室	123
子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)の効率的・効果的な推進	6,309	5,561	環境保健部化学物質安全課環境リスク評価室	124
化学物質の人へのばく露総合調査事業費	204	104	環境保健部化学物質安全課環境リスク評価室	125
鳥獣保護管理の推進(クマ類による被害防止に向けた対策含む)(鳥獣保護管理対策費)	810	680	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室、国立公園課、生物多様性センター	126

事 項	令和7年度 概算要求・ 要望額 (百万円)	令和6年度 当初予算額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
二ホンジカ・イノシシ・クマ類の捕獲等対策支援(指定管理鳥獣対策事業費)	3,000	200	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室	127
地方公共団体が実施する外来生物対策への支援及び国内へのヒアリの定着防止等(外来生物対策費)	1,018	629	自然環境局野生生物課外来生物対策室	128
PFAS総合対策の推進(PFAS対策推進費、総PFAS対策等検討事業)	460	206	水・大気環境局環境管理課、環境保健部化学物質安全課化学物質審査室	130
国際的な動向を踏まえた化学産業への支援(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費の一部)	613の内数	593の内数	環境保健部化学物質安全課化学物質審査室	132
水道水質・衛生管理の対策強化に係る調査検討費	120	119	水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室	133
海洋プラスチックごみ総合対策費(再掲)	4,553	662	水・大気環境局海洋環境課海洋プラスチック汚染対策室	100頁 参照
熱中症対策の推進(熱中症対策推進事業)	438	397	環境保健部企画課熱中症対策室	134
一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】	49,518 +事項要求	49,518	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	135
浄化槽の整備(循環型社会形成推進交付金等(浄化槽分)、浄化槽システムの脱炭素化推進事業)【一部エネ特】	10,413 +事項要求	10,413	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	136
リチウム蓄電池等処理困難物適正処理対策検討業務	85	46	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	138
環境対策が不十分なヤード対応等の推進(産業廃棄物等処理対策等推進費)	311	179	環境再生・資源循環局廃棄物規制課	139
PCB廃棄物の適正な処理の推進等	7,139 +事項要求	3,457	環境再生・資源循環局環境再生施設整備担当参事官付ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室	140
土壌汚染対策費	213	205	水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室	141
石綿飛散防止総合対策費	78	68	水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室	142
(2) 心豊かな暮らしの実現に向けた良好な環境の創出、ライフスタイルの変革				
良好な水環境の創出と健全な水循環推進費(再掲)	90	25	水・大気環境局環境管理課環境創造室	47頁 参照
豊かさを実感できる海の再生事業(再掲)	151	171	水・大気環境局海洋環境課海域環境管理室、自然環境局自然環境計画課	48頁 参照
「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)推進事業【一部エネ特】(再掲)	4,275	3,763	地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ライフスタイル推進室	38頁 参照
食品ロス削減、サステナブル・ファッション、使用済紙おむつ、プラスチック等の資源循環、リユースの促進等による循環型社会の実現に向けた支援	1,119	768	環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室、リサイクル推進室、容器包装・プラスチック資源循環室、資源循環ビジネス推進室、廃棄物適正処理推進課	143
動物の愛護及び管理事業	445	370	自然環境局総務課動物愛護管理室	148
2-2. 東日本大震災、能登半島地震からの復興・創生及び今後の大規模災害への備え				
(1) 東日本大震災からの復興・創生				
中間貯蔵施設の整備・管理運営及び県外最終処分に向けた除去土壌の再生利用・理解醸成の推進等(中間貯蔵関連事業)【復興特】	104,494	100,806	環境再生・資源循環局環境再生施設整備担当参事官室	149
除去土壌等の適正管理及び原状回復等の実施(除去土壌等適正管理・原状回復等事業)【復興特】	15,901	14,981	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室	150

事 項	令和7年度 概算要求・ 要望額 (百万円)	令和6年度 当初予算額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
特定復興再生拠点区域の整備に必要な除染等の実施(特定復興再生拠点整備事業)【復興特】	19,943	37,017	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室、特定廃棄物対策担当参事官室	151
特定帰還居住区域の整備に必要な除染等の実施(特定帰還居住区域整備事業)【復興特】	61,981	44,962	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室、特定廃棄物対策担当参事官室	152
放射性物質汚染廃棄物の処理等(放射性物質汚染廃棄物処理事業)【復興特】	37,529	40,736	環境再生・資源循環局特定廃棄物対策担当参事官室	153
ALPS処理水モニタリング(東日本大震災被災地における環境モニタリング調査)【復興特】	818	819	水・大気環境局海洋環境課	154
放射線健康管理・不安対策	995	1,103	環境保健部放射線健康管理担当参事官室	156
「脱炭素×復興まちづくり」の推進【エネ特】(再掲)	500	500	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付福島再生・未来志向プロジェクト推進室	88頁 参照
国立公園満喫プロジェクト等国立公園の保護と利用推進・国民公園の魅力向上(国立公園満喫プロジェクト等国立公園の保護と利用推進、国民公園等魅力向上推進事業)(再掲)	2,284の内数	2,263の内数	自然環境局国立公園課、国立公園利用推進室、総務課国民公園室	54頁 参照
(2) 能登半島地震からの創造的復興				
(新) 能登半島の自然資源を活かしたツーリズムと地域づくりの推進	793	0	自然環境局国立公園課、国立公園利用推進室、野生生物課希少種保全推進室、自然環境整備課、自然環境計画課生物多様性センター	157
住宅のZEH・省CO2化促進(集合住宅の省CO2化促進事業、戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業)【エネ特】(再掲)	11,490	11,000	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、住宅・建築物脱炭素化事業推進室	68頁 参照
建築物等のZEB化・省CO2化普及加速【エネ特】(再掲)	10,000	4,719	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、住宅・建築物脱炭素化事業推進室、自然環境局国立公園課、水・大気環境局環境管理課、環境保健部企画課熱中症対策室	70頁 参照
地域脱炭素推進交付金【エネ特+GX】(再掲)	76,221	42,520	大臣官房地域脱炭素事業推進課	80頁 参照
石綿飛散防止総合対策費(再掲)	78	68	水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室	142頁 参照
(3) 今後の大規模災害に備えた体制整備				
一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】(再掲)	49,518 +事項要求	49,518	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	135頁 参照
浄化槽の整備(循環型社会形成推進交付金等(浄化槽分)、浄化槽システムの脱炭素化推進事業)【一部エネ特】(再掲)	10,413 +事項要求	10,413	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	136頁 参照
大規模災害に備えた廃棄物処理体制の検討	1,364	330	環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室	158
自然公園等事業費等(再掲)	9,312 +事項要求	8,235	自然環境局自然環境整備課、総務課、国立公園課、自然環境計画課、野生生物課	51頁 参照
防災拠点や避難施設となる公共施設への再生可能エネルギー設備等導入支援(地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業)【エネ特】(再掲)	5,000	2,000	大臣官房地域脱炭素事業推進課、環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	82頁 参照

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業

(一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和7年度要求額 11,900百万円（新規）】

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ（需要側需給調整力）の確保により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

2. 事業内容

- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 離島の脱炭素化等推進事業
- (4) 新手法による建物間融通モデル創出事業
- (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業

* ストレージパリティとは太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

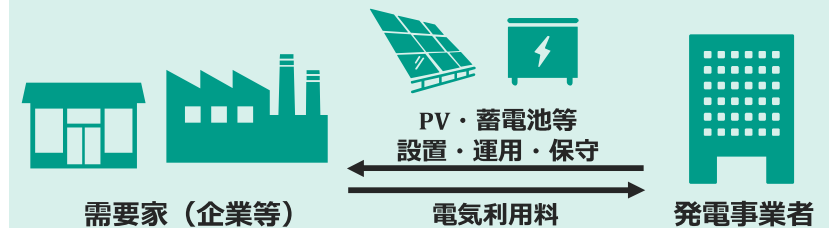
* EV・PHVについては、(1) (2) (3) (4) のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEV・PHVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)

3. 事業スキーム

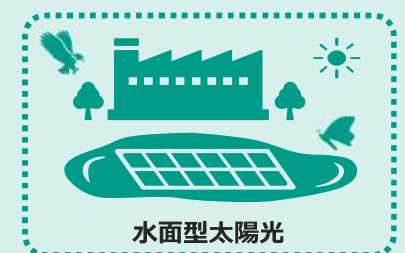
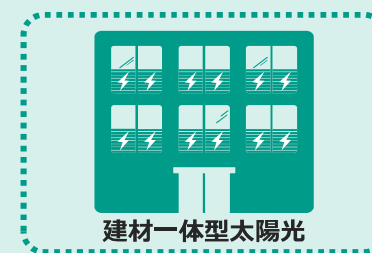
- 事業形態 間接補助事業／委託事業（メニュー別スライドを参照）
- 委託・補助先 民間事業者・団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

ストレージパリティ達成に向けた自家消費型太陽光・蓄電池導入



設置場所の特性に応じた再エネ導入



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、 (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）



初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

1. 事業目的

- 初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、主に蓄電池の価格低減を促進しながらストレージパリティを達成し、我が国の再エネの最大限の活用と防災性強化を図る。

2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO2削減に加え、停電時の電力使用を可能として防災性向上にもつながり、電力系統への負荷も低減できる。また、蓄電池も活用することで、それらの効果を高めることができる。さらに、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAという新たなサービスも出てきている。

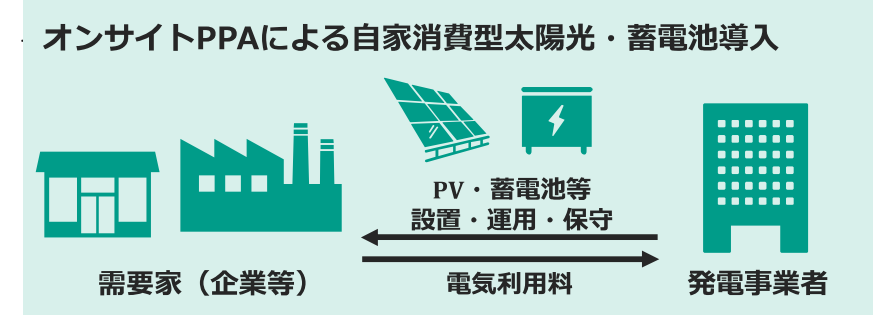
本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援、集合住宅・戸建住宅等への自家消費型太陽光発電設備の導入支援、蓄電池の収益性を高める取組への支援等を通じ、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ（太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態）の達成を目指す。

- ① ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業【補助】**
業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備及び蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う。
※蓄電池もしくは、車載型蓄電池の導入は必須。
※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（ただし、戸建住宅は逆潮流可）
- ② ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法調査検討事業【委託】**
ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業（太陽光発電設備：定額、蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3））
②委託事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和7年度～令和11年度

4. 事業イメージ



太陽光発電設備の補助額

	業務用施設	産業用施設	集合住宅	戸建住宅
PPA リース		5万円/kW		7万円/kW
購入		4万円/kW		-

- * 新規で太陽光発電を導入する場合に限り、定置用蓄電池単体での補助も行う。
- * EV・PHV（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

(2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農林水産省・経済産業省 連携事業）（1/2）



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- 再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所の特性に応じた太陽光発電設備の導入・価格低減を促進する。

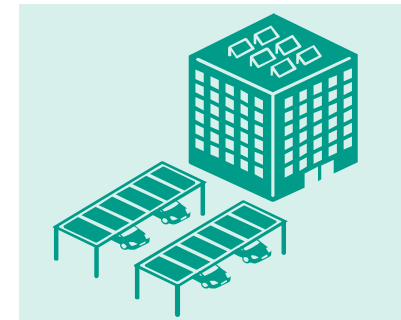
2. 事業内容

- ① 地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業（補助率1/2）**
生物多様性等の自然環境にも配慮し、営農地・水面等を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ② 建物等における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助額8万円/kW）**
駐車場を活用した太陽光発電（ソーラーカーポート等）及び充電設備について、設備等導入の支援を行う。
- ③ 窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業（補助率3/5、1/2）**
住宅・建築物の再エネポテンシャルを最大限引き出し、太陽光発電設備の導入を促進するため、窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。

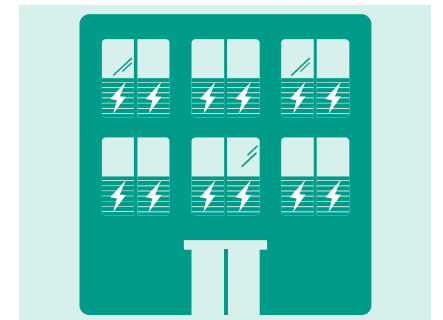
3. 事業スキーム

- 事業形態 ①～③間接補助事業（1/2、3/5、定額）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ①②③ 令和7年度～令和11年度

4. 事業イメージ



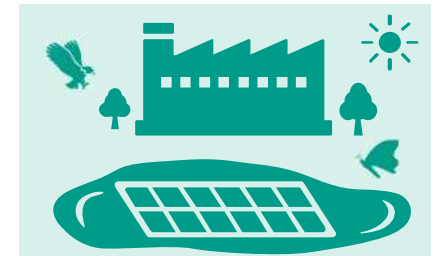
駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



建材一体型太陽光



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



水面型太陽光

※①コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

(2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業 (2/2)



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- 地域の特性に応じた、再エネ熱利用、工場廃熱利用等を支援し、価格低減を促進する。
- 2050年カーボンニュートラルの実現を見据え、民生部門電力ゼロに加えた先行モデルとして、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出等を支援し、熱の脱炭素化を推進する。

2. 事業内容

④ 再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業 (補助率1/3、1/2)

地域の特性に応じた、(a)再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電(太陽光発電除く)、(b)工場廃熱利用、のいずれかに該当する取組に対し、コスト要件(※)を満たす場合に、設備導入支援等を行う。

⑤ 地域における脱炭素化先行モデル創出事業 (補助率3/4、2/3)

熱分野でのCO2ゼロに向けた、複数施設におけるCO2の削減や、地域における熱融通等を推進する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。

⑥ 設置場所の特性に応じた再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業 (委託)

設置場所の特性に応じた再エネ導入手法に関する調査検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ④⑤間接補助事業 (計画策定: 3/4 (上限1,000万円)、設備等導入: 1/3、1/2、2/3)
⑥ 委託事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ④⑤⑥ 令和7年度～令和11年度

4. 事業イメージ

再エネ熱等の地域資源の例



熱分野 & 寒冷地の脱炭素化へ



※⑤コスト要件

(熱利用) : 当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト (※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく) より一定以上低いものに限る。

(発電) : 本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

お問合せ先: 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話: 0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

(3) 離島の脱炭素化等推進事業 (1/2)



再エネ設備等の群単位での制御や社会的受容性の高いビジネスモデル構築により、離島等における再エネ主力化を目指します。

1. 事業目的

- 離島において、バイオマス発電や風力発電等の再エネ設備や需要側設備の群単位の管理・制御技術を社会実装しながら、離島全体での再エネ自給率を向上させることで、離島の脱炭素化に向けた取組を促進する。

2. 事業内容

① 離島の脱炭素化推進事業

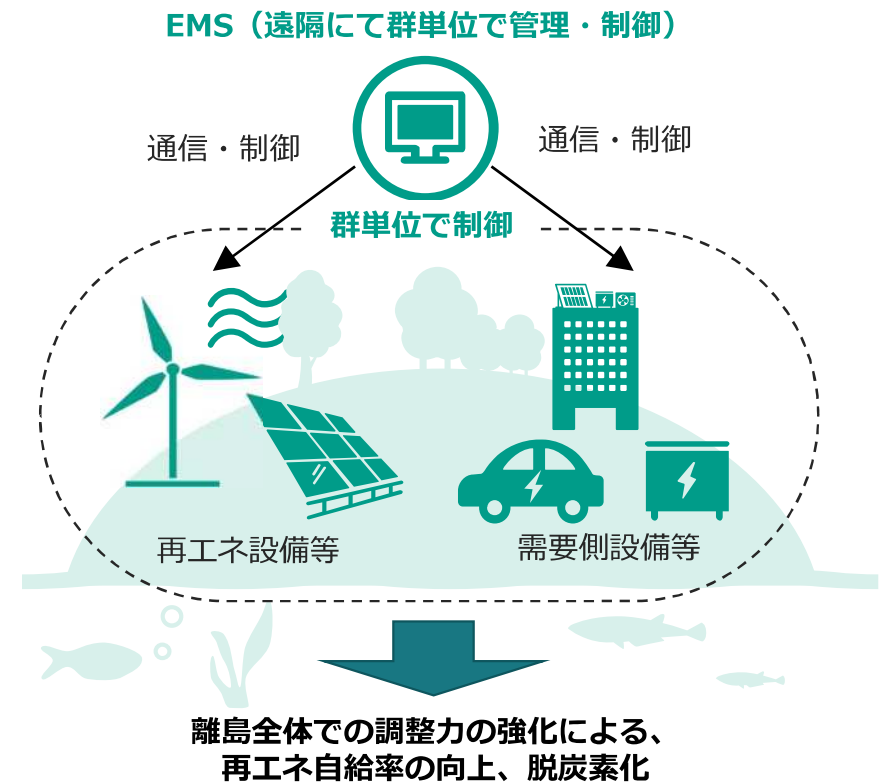
離島は、地理的条件、需要規模等の各種要因より電力供給量に占める再エネの割合が低く、本土と比較して、実質的なCO2排出係数が高い。一方で、太陽光や風力等の再エネは変動性電源であり、電力供給量に占める割合を高めるためには、調整力を強化していく必要がある。このような調整力の強化には、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することが有効である。

そこで、離島において、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島全体で電力供給量に占める再エネの割合を高め、CO2削減を図る取組に対して、計画策定の支援や、再エネ設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備、車載型蓄電池、EMS、通信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等の活用推進に向けた設備等導入支援を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：2/3）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和7年度～令和11年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

(3) 離島の脱炭素化等推進事業 (2/2)



再エネ設備等の群単位での制御や社会的受容性の高いビジネスモデル構築により、離島等における再エネ主力化を目指します。

1. 事業目的

- 離島をはじめとしたエネルギーの地産地消を目指す地域において、高い導入ポテンシャルを有する浮体式洋上風力発電の導入に向けた支援や社会的な受容性を高めるための必要となる技術・ビジネスモデルについての実証事業を行い、理解醸成を高め、社会実装を促進し、再エネ自給率の向上を図る。

2. 事業内容

② 浮体式洋上風力導入と地域ビジネス促進事業

我が国は離島周辺をはじめ深い海域が広く、浮体式洋上風力発電の高い導入ポテンシャルを有しており、その導入促進が求められている。しかし、導入に当たっては事前に通年に渡る実地調査や関係者への理解醸成等を行った上で計画策定を実施する必要がある。

また、導入検討段階においては、地元の関係者の理解醸成が課題となる事例が多く出ており、理解醸成に資するビジネスモデル/手法の確立が求められている。このため、再エネ導入の自律性と社会的受容性を高めたビジネスモデルの構築とそれに必要な技術の確立が必要である。以上の背景を踏まえて以下の事項に取り組む。

(ア) エネルギーの地産地消を目指す地域における計画策定事業

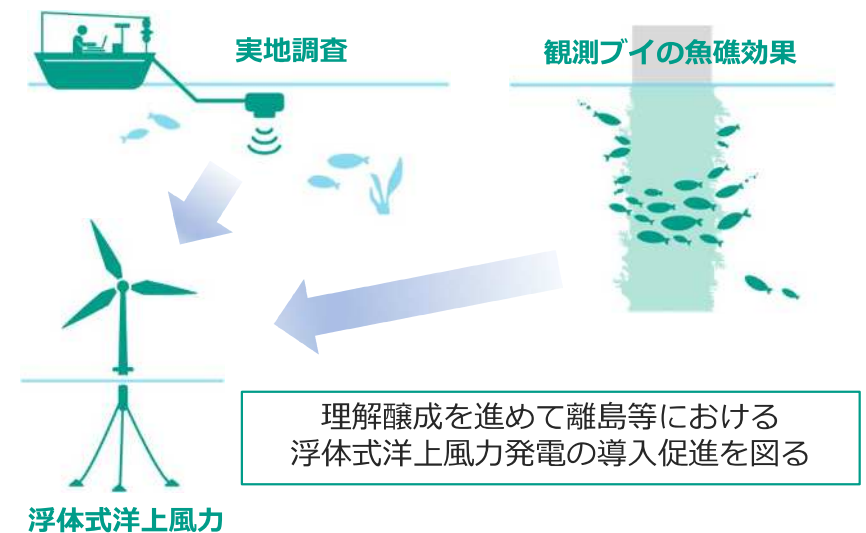
(イ) 漁業関係者等の理解醸成に資する海洋生態系観測システム実証事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 (ア) 補助事業 (補助率：3/4) (イ) 委託事業
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 (ア) 令和7年度 (イ) 令和7年度～令和8年度

4. 事業イメージ

- (ア) 〇実地調査や関係者の理解醸成等の実施
〇浮体式洋上風力発電の導入計画の策定
- (イ) 〇漁業関係者等の理解醸成に資する、魚類等への生態系影響調査や風況の観測等を行う観測システム実証



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341
環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性主流化室 電話：03-5521-8150

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

(4) 新手法による建物間融通モデル創出事業



省CO2と災害時の電力確保が可能となる新手法による建物間電力融通のモデル創出を支援します。

1. 事業目的

- 民間企業等による再エネ設備や需要側設備に関してTPOモデル（第三者保有モデル）を活用した平時の省CO2と災害時の避難拠点機能を両立するための建物間での電力融通モデル創出・普及促進を支援する。

2. 事業内容

TPOモデル（第三者保有モデル）は、需要家が初期費用ゼロで設備を導入することが可能な手法であり、今後は太陽光発電設備のみならず、蓄電池、需要側省エネ設備、自営線等、直流給電網も含めて、第三者による包括的な設備導入とエネルギーマネジメントを行うビジネスモデルが確立されることで、総合的な脱炭素化が加速することが期待される。

このようなエネルギーシステムを複数の建物間で構築することで、一定エリア内で平時は省CO2を図りつつ、災害時には地域の避難拠点を形成できる。

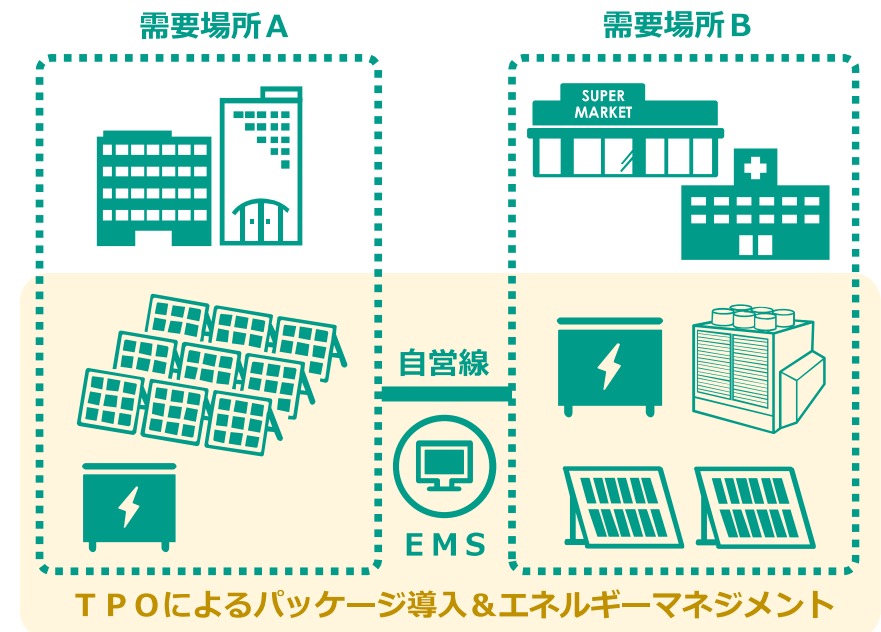
本事業では、民間企業等が、TPOモデルという新たな手法を活用して、複数の建物間で電力融通を行い、平時での省CO2と災害時の避難拠点機能を両立する取組に対して、計画策定や設備等導入支援を行う。

地方自治体と防災協定を締結する取組には重点的な支援を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：1/2、2/3）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和7年度～令和11年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、 (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業（総務省連携事業）



データセンターの再エネ活用等によるゼロエミッション化・レジリエンス強化に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

- デジタル化の進行により、ICT活用による通信トラフィック及び電力消費量の激増が予測される中、2050年カーボンニュートラルを達成するには、徹底した省エネを行いながら再生可能エネルギーを100%活用するゼロエミッション・データセンターが不可欠となる。
- 再エネ活用による災害時の継続能力向上等のレジリエンス強化や地方分散立地推進等も実施しながら、デジタル社会とグリーン社会の同時実現を図る。

2. 事業内容

① データセンターの脱炭素化支援事業（補助率1/3）

データセンター脱炭素化を推進するため、(a)新設に伴う再エネ設備・蓄エネ設備・省エネ設備等導入、(b)既存データセンターの再エネ・蓄エネ設備等導入及び省エネ改修、(c)省エネ性能が高く、地域再エネの効率的活用も期待できるコンテナ・モジュール型データセンターの設備等導入について支援を行う。

② 再エネ活用型データセンターの普及促進方策検討事業（委託）

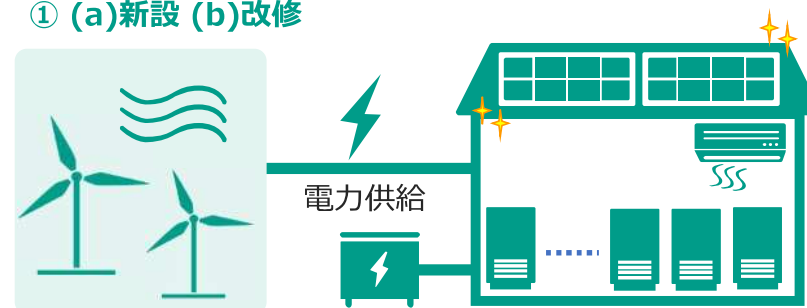
再エネ活用型データセンターの普及方策等の調査・検討を行う。

3. 事業スキーム

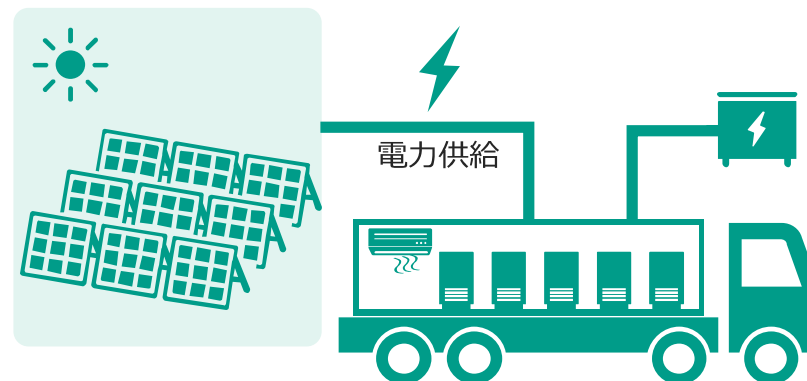
- 事業形態 ①間接補助事業（1/3） ②委託事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ①②令和7年度～令和11年度

4. 事業イメージ

① (a)新設 (b)改修



① (c)コンテナ



地域における再エネ等由来水素利活用促進事業（一部経済産業省連携事業）



【令和7年度要求額 4,065百万円（新規）】



水素社会構築につながる水素利活用を推進します。

1. 事業目的

2050年カーボンニュートラル達成に向けて脱炭素化に不可欠な水素を地域資源である再生可能エネルギー等から製造し、貯蔵・運搬及び利活用する事業やBCP活用など水素の特性を生かした事業等を支援することで、将来の水素社会の実現を推進する。

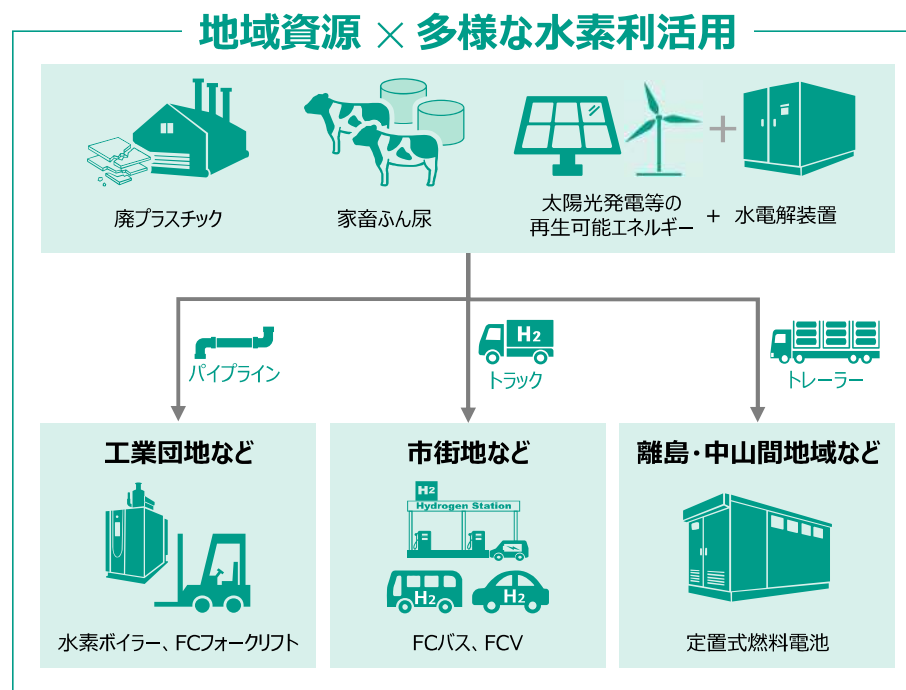
2. 事業内容

- ① コスト競争力強化を図る再エネ等由来水素サプライチェーンモデル構築・FS事業／実証事業【委託】
需要増加によるスケールアップや貯蔵・輸送を含んだ効率化に焦点を当て、コスト競争力強化につながる水素サプライチェーンモデルを構築するFS調査や実証事業を行う。
- ② 既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・実証事業（後年度負担のみ）【委託】
既存インフラを活用し、低コストな水素サプライチェーンを構築する実証事業を行う。
- ③ 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築等事業【補助】
再エネ等由来水素の需要拡大につながる水素ボイラーや高効率型燃料電池などの設備機器等に対して重点的に導入支援を行う。
- ④ 地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業【補助】
燃料電池車両等の活用促進に向け、再エネ由来電力による水素ステーションの保守点検や、設備の高効率化改修を支援する。
- ⑤ カーボンニュートラルに向けた再エネ水素のあり方検討等評価・検証事業【委託】
脱炭素社会の構築に必須要素となる再エネ水素について、環境価値等の制度検証や理解醸成となる情報発信等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：①②⑤委託事業・③④補助事業（補助率：1/2、2/3）
- 委託先等：地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間：①令和7～11年度、②令和7年度、③令和7～11年度、④令和7～8年度、⑤令和7～11年度

4. 事業イメージ



水素社会の実現へ

お問合せ先：①～③、⑤ 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室
④ 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室

電話：0570-028-341
電話：03-5521-8301

環境保全と利用の最適化による地域共生型再エネ導入加速化検討事業



【令和7年度要求額 930百万円（720百万円）】 環境省

気候危機と生物多様性損失の「2つの危機」へ統合的に対応するため、再エネ導入に係る景観影響の評価・可視化等により、関係者の理解を深め、ネイチャーポジティブにも貢献する持続可能な地域共生型の再エネ導入の加速化を図ります。

1. 事業目的

再エネ導入に係る景観影響の評価による再エネ適地選定、関係者の合意形成、環境影響評価等の合理化・迅速化を図ることを通して、持続可能な再エネ導入を加速し、脱炭素社会実現に貢献する。

また、洋上風力発電の導入促進のため、海域特有の環境影響情報の収集・調査、整備・提供を行うとともに、鳥類衝突のモニタリング手法を確立する。

2. 事業内容

再エネ導入に当たって、景観上の問題が生じやすい国立公園等における景観影響に係る解析を実施し、生じうる影響や軋轢を回避・軽減できる再エネ適地を示す。また、再エネ導入に係るアセスメントデータ活用環境を整備するとともに、再エネの社会的受容性の向上策に資する国内外の先進事例調査・分析を行い、ガイドラインとして整備する。また洋上風力発電に係る海洋環境調査や鳥類衝突モニタリング手法の実証を実施する。

1) 再エネ導入加速化に向けた景観影響の可視化及び社会的受容性向上調査事業

- ①再エネ施設の国立公園等に及ぼす景観影響等の評価と景観適地マップの作成
- ②再エネ施設導入に係る環境アセスメントのデータの活用環境の整備
- ③再エネ施設導入における生態系保全上の社会的受容性の向上策に関する国内外の事例調査、分析とガイドラインの整備
- ④地熱開発に係る地域の合意形成の円滑化に向けたAI-IoTを活用した連続温泉モニタリング及び温泉熱利活用の推進

2) 洋上風力発電の導入に伴う洋上の環境情報の調査・提供事業

洋上風力発電を導入する区域の指定に資する海洋環境調査等の実施

3) 洋上風力発電における鳥類衝突モニタリング手法の実証事業

洋上風力発電の特性を踏まえた環境配慮の考え方として稼働後の鳥類衝突（バードストライク）をカメラにより監視し鳥類衝突の実態や種を特定する手法を実証する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間

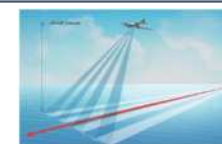
1) ①～③	令和6年度～令和8年度	2) 令和6年度～
④	令和7年度～令和11年度	3) 令和7年度～令和9年度

4. 事業イメージ

■ 景観影響の評価による再エネ適地の可視化

■ 再エネ導入の社会的受容性の向上策の調査やアセス情報の利活用環境整備 ⇒ 地域住民・事業者が信頼できる情報にアクセス可能となる。

■ 洋上風力の海域調査
航空機を用いた海域調査のイメージ
(出典：Waardenburg Ecology社レポート)



■ 鳥類衝突モニタリング手法の実証
カメラを用いた鳥類調査のイメージ



**地域共生型
再エネ導入の推進**

お問合せ先： 環境省 大臣官房 総合環境政策統括官グループ 環境影響評価課 電話：03-5521-8235
 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性戦略推進室 電話：03-5521-8273 野生生物課 電話：03-5521-8333 温泉地保護利用推進室 電話：03-5521-8280

【令和7年度要求額 686百万円の内数（761百万円の内数）】



環境保全及び経済成長に資するカーボンプライシング（CP）の制度設計に必要な調査・分析を実施します。

1. 事業目的

「GX推進法」（令和5年5月成立）及び「GX推進戦略」（同年7月閣議決定）に基づき、排出量取引制度及び炭素に対する賦課金を含む「成長志向型カーボンプライシング」について、具体的な制度設計及び関連法令等の整備を進めていく必要があるところ、諸外国の制度に関する事例調査や既存のCP及び今後導入される施策の政策効果等に関する文献調査・定量分析等を行い、環境保全及び経済成長に資する制度設計に活用可能な形でとりまとめる。

2. 事業内容

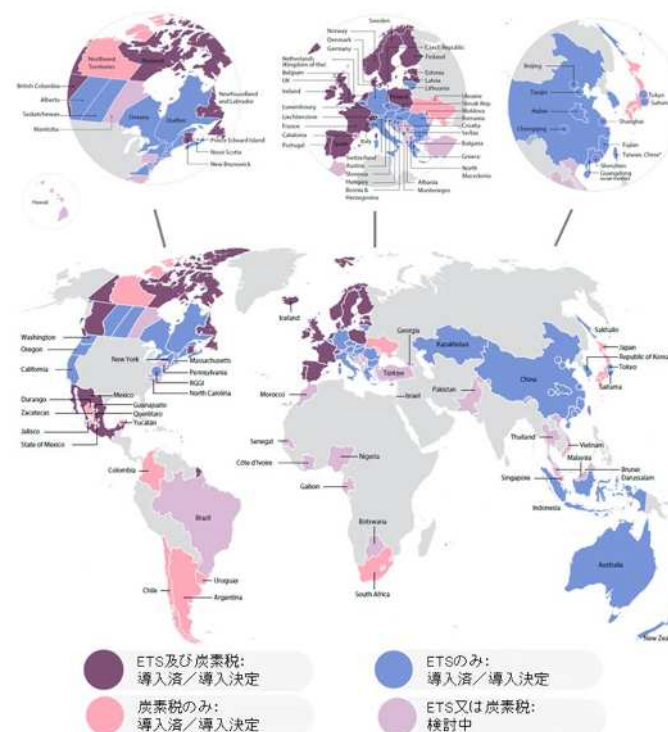
「成長志向型カーボンプライシング」の制度設計及び関連法令等の具体的検討を進めていくにあたって必要な情報を得るため、下記を実施する。

- (1) 諸外国の制度に関する事例調査：既に70以上の国で導入され今後も増加が見込まれる様々なCPの事例や、関連施策としてのEU・英国・豪州等における炭素国境調整措置導入の動き等について、国内の制度設計に向けた基礎情報としてとりまとめる。
- (2) 政策効果等に関する文献調査・定量分析等：既存のCP事例や今後導入される施策について、国際競争力や国民生活への影響等の観点も踏まえながら、環境や経済への影響を様々な手法で調査・分析する。その上で、システム設計上のポイントも含め、環境保全及び経済成長に資するような制度設計に活用可能な形でとりまとめる。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成29年度～令和7年度

4. 事業イメージ



世界銀行「State and Trends of Carbon Pricing 2023」より環境省作成

太陽光パネル、小型家電等の循環資源利用高度化の促進



【令和7年度要求額 419百万円（251百万円）】

太陽光パネル、小型家電等の循環資源利用の高度化に向けて促進を図ります。

1. 事業目的

- ① 家電／小型家電等、自治体／小売／建設現場における回収量最大化とルート開拓、違法な廃棄物回収業者対策の実施。
- ② 今後大量廃棄が見込まれる再エネ関連製品の省CO2型リサイクル体制確立を図る。
- ③ 太陽光パネルのリサイクルに係る情報及び資金を管理するためのシステム構築を図る。
- ④ デジタルを用いた脱炭素・再生材証明の構築による未利用資源の活用体制構築を図る。
- ⑤ 国内資源循環の最適化によるリサイクルビジネスの活性化により、太陽光パネルをはじめとした再エネ関連製品のリサイクル体制構築及び金属資源の倍増を目指す。

2. 事業内容

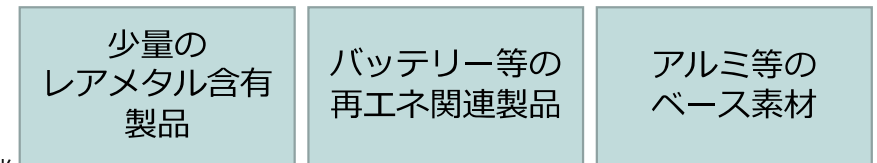
- ① リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業
 - ・家電／小型家電等、自治体／小売／建設現場における回収量最大化とルート開拓、違法な廃棄物回収業者対策
- ② 国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業
 - ・再エネ関連製品やベース素材の省CO2型のリサイクル技術向上に向けた実証
 - ・太陽光パネルのリサイクルに係る情報及び資金を管理するためのシステム構築
 - ・デジタルを用いた脱炭素・再生材証明の構築による未利用資源の活用体制構築

3. 事業スキーム

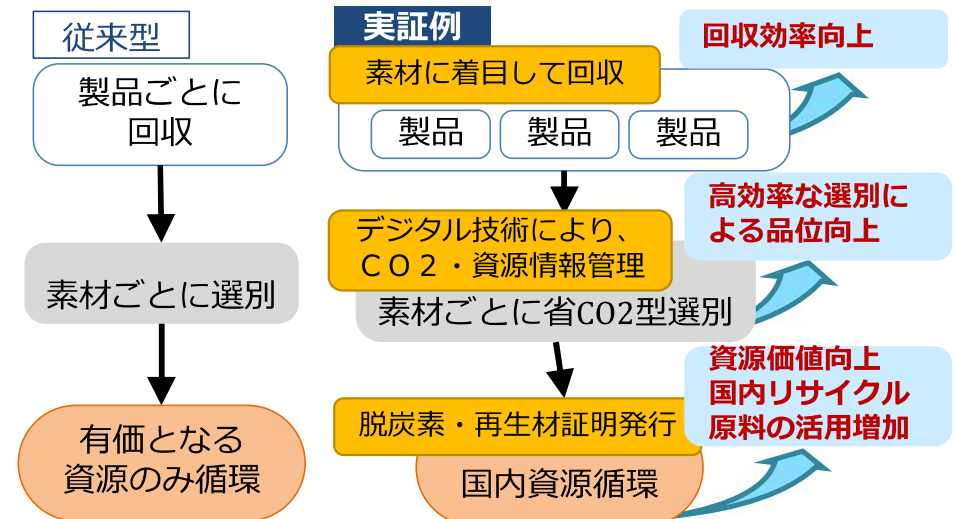
- 事業形態 請負事業、委託事業、間接補助事業（1／2、1／3）
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 平成19年度～令和8年度（予定）

4. 事業イメージ

対象物の具体例



処理フロー



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 資源循環ビジネス推進室 電話：03-6205-4947 リサイクル推進室（03-5501-3153）



「都市鉱山」をはじめ我が国の未利用資源の有効利用の最大化と施策展開の効率化を図ります。

1. 事業目的

各種リサイクル制度（家電・建設・自動車・小型家電等）の特性を活かしつつ、横断的に効率化・高付加価値化できる部分は共通の取組を進めることにより、「都市鉱山」をはじめとする我が国の未利用資源の有効利用の最大化と施策展開の効率化を図る。

2. 事業内容

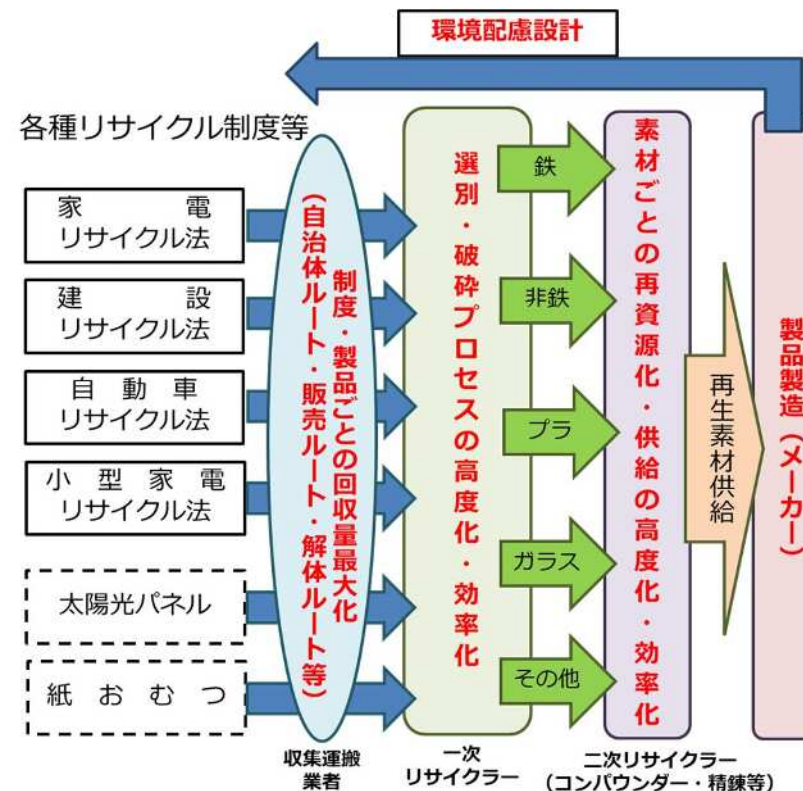
○各種リサイクル制度の特性を活かした取組及びリサイクルプロセスの横断的高度化・効率化

- ・家電／小型家電等、自治体／小売／建設現場における回収量最大化とルート開拓、違法な廃棄物回収業者対策
- ・建設・解体工事からの廃プラ等に係る調査・検討
- ・自動車リサイクルにおけるCN対応3Rの推進・質向上に向けた調査・検討
- ・太陽光発電設備等の大量廃棄に備えた、制度的対応を含めた必要な調査・検討
- ・紙おむつリサイクルの普及に向けた自治体への伴走支援、調査・検討
- ・素材・製品に着目した資源循環促進に向けた調査・検討

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成19年度～令和8年度（予定）

4. 事業イメージ





カーボンニュートラル、国内資源循環に向けたリサイクルの全体最適化のための動静脈連携スキーム構築実証を行います。

1. 事業目的

- ① 今後大量廃棄が見込まれる再エネ関連製品の省CO2型リサイクル体制確立
- ② 太陽光パネルのリサイクルに係る情報及び資金を管理するためのシステム構築
- ③ デジタルを用いた脱炭素・再生材証明の構築による未利用資源の活用体制構築
- ④ 国内資源循環の最適化によるリサイクルビジネスの活性化により、太陽光パネルをはじめとした再エネ関連製品のリサイクル体制構築及び金属資源の倍増を目指す。

2. 事業内容

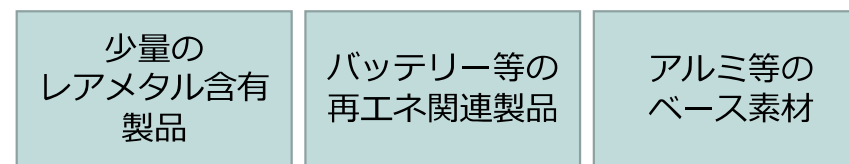
- 脱炭素に向けた再エネ関連製品の普及に伴い、太陽光パネルや車載用バッテリー等の再エネ関連製品は今後大量廃棄が見込まれており、国内リサイクルの仕組みを確立していく必要がある。その際、廃棄リサイクルに伴うCO2排出量を抑制するための省CO2型リサイクル体制の整備や、確実に廃棄・リサイクルされるためのシステムのが必要。再エネ関連製品やベース素材の製造のために資源需要が増加しており、経済安全保障の観点も踏まえ、循環経済工程表において、2030年度までに金属のリサイクル原料の処理量倍増という目標が掲げられ、未利用資源の国内循環が急務である。
- 他方、再エネ関連製品やベース素材については、省CO2型のリサイクルプロセスが確立されていない。また、リサイクル原料の活用にあたっては、製品や素材の排出時の品質にはばらつきがあり、忌避物質の混入や品質確保の観点からバージン材からの素材代替が十分に進んでいない。
- 本事業では、再エネ関連製品やベース素材の省CO2型のリサイクル技術向上と、デジタルを用いたトレーサビリティ等確保によるリサイクル原料の品質向上や確実な廃棄・リサイクルを図り、未利用資源の活用体制構築を促進する実証をスタートアップ企業が行うものを含め実施する。

3. 事業スキーム

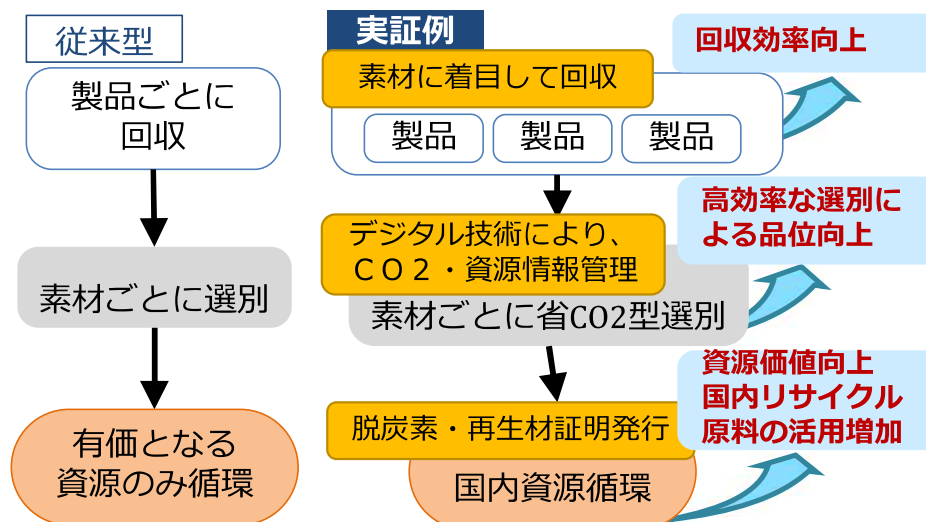
- 事業形態 委託事業、間接補助事業（1 / 2、1 / 3）
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ

対象物の具体例



処理フロー





【令和7年度要求額 600百万円（新規）】

再資源化事業等高度化法に基づき、再生材の質と量を確保し、経済成長、地方創生、経済安全保障につなげます。

1. 事業目的

資源循環を進めていくため、再資源化事業等高度化法に基づき、製造側が必要とする質と量の再生材が確実に供給されるようにするとともに、資源循環産業の発展を目指す。

2. 事業内容

■ 高度化再資源化事業計画等における認定支援等業務

- ① 高度再資源化事業計画等に係る認定審査の業務委託
- ② 国や地方自治体が指導監督を行うための各種マニュアル作成
- ③ 再資源化事業等高度化法における施行状況調査

■ 再資源化の実施の状況の報告及び公表システム構築等業務

- ① 再資源化事業等高度化法に基づく定期報告制度の情報受領・公表のためのシステム構築のための構想・企画
- ② CE情報流通プラットフォームとの連携のための構想・企画立案
- ③ 製造業と廃棄物・リサイクル業のマッチング支援のための方策や必要なシステムの企画

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和7年度～

4. 事業イメージ

- 令和6年3月15日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について閣議決定し、第213回国会で成立。
- 本法においては、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進**するため、**基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表**、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずる。

基本方針の策定

- ・ 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、環境大臣は、**基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化の促進に関する判断基準の策定・公表
 - ・ 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表
- ⇒ 再資源化の高度化に向けた全体の底上げ

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手續の特例**を設ける。

※認定の種類（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



<②分離・回収技術の高度化>

- **分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進



<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



先進的な資源循環投資促進事業（経済産業省連携事業）



【令和7年度要求額 【事項要求】（5,000百万円）】

先進的な資源循環技術・設備の実証・導入支援により、グローバルで通用する資源循環投資を実現します。

1. 事業目的

本事業では、①CO2排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate産業）における排出削減に大きく貢献する資源循環設備や、②革新的GX製品の生産に不可欠な高品質再生品を供給するリサイクル設備への投資により、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行と資源循環分野の脱炭素化の両立を推進するとともに、我が国産業のGX実現を支えることを目的とする。

2. 事業内容

①CO2排出削減が困難な産業の排出削減貢献事業

・本事業では、先進的な資源循環技術・設備に対する実証・導入支援を行い、リサイクルやサーマルリカバリーを実施することで、一足飛びに脱炭素が困難な産業（Hard-to-abate産業）に再生素材や燃料・エネルギーを供給し、そのGX移行やCO2排出削減に貢献する。具体的には、サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じて、製造業と資源循環産業が連携した資源循環を成立すべく、廃プラスチックや金属などの大規模で高度な分離回収設備や再資源化設備等に対する実証・導入支援を実施する。

②革新的GX製品向け高品質再生品供給事業

・GX移行に必要な革新的な製品（蓄電池など。以下「GX製品」という。）の原材料を供給する資源循環の取組に対して支援を行うことで、国内資源の確保による安定的な生産活動に貢献する。また、再生材使用という付加価値をGX製品に付与することで、製造業の国際的な競争力の確保につなげる。具体的には、サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じて、製造業と資源循環産業が連携した資源循環を成立すべく、廃棄されたリチウム蓄電池（Lib）等のリサイクルシステムについて、必要な実証や設備導入支援を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 1 / 3, 1 / 2）
- 補助対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和6年度～

4. 事業イメージ

①CO2排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate産業）の排出削減に貢献する設備の例



プラ選別・減容成形設備



金属高度選別設備

②革新的GX製品の生産に不可欠な高品質再生品供給設備の例



リチウム蓄電池回収設備・再生材精製設備

お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局総務課容器包装・プラスチック資源循環室、資源循環ビジネス推進室（03-5501-3153、03-6205-4946）
廃棄物規制課（03-6205-4903）、廃棄物適正処理推進課（03-5521-9273）

プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業



【令和7年度要求額 5,980百万円 (3,761百万円)】

脱炭素型のリサイクル設備・再生可能資源由来素材の製造設備等の導入支援を行います。

1. 事業目的

- ① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行されたことを受け、自治体・企業によるプラスチック資源の回収量増加、また再生可能資源由来素材の需要拡大の受け皿を整備する。
- ② 再エネの導入拡大に伴って排出が増加する再エネ関連製品（太陽光パネル、LIB等）や、金属資源及びベース素材等を確実にリサイクルする体制を確保し、脱炭素社会と循環経済への移行を推進する。

2. 事業内容

①省CO2型プラスチック資源循環設備への補助

- ・効率的・安定的なリサイクルのため、プラスチック資源循環の取組全体（メーカー・リテラー・ユーザー・リサイクラー）を通してリサイクル設備等の導入を支援する。
- ・再生可能資源由来素材の製造設備の導入を支援する。
- ・プラスチック使用量削減に資するリユースに必要な設備の導入を支援する。
- ・複合素材のリサイクル設備の導入を支援する。
- ・紙おむつ等の複合素材のリサイクル設備の導入を支援する。

②金属・再エネ関連製品・ベース素材等の省CO2型資源循環高度化設備への補助

- ・資源循環を促進するため、工程端材、いわゆる都市鉱山と呼ばれている有用金属を含む製品や再エネ関連製品及びベース素材の再資源化を行うリサイクル設備の導入を支援する。



金属破碎・選別設備

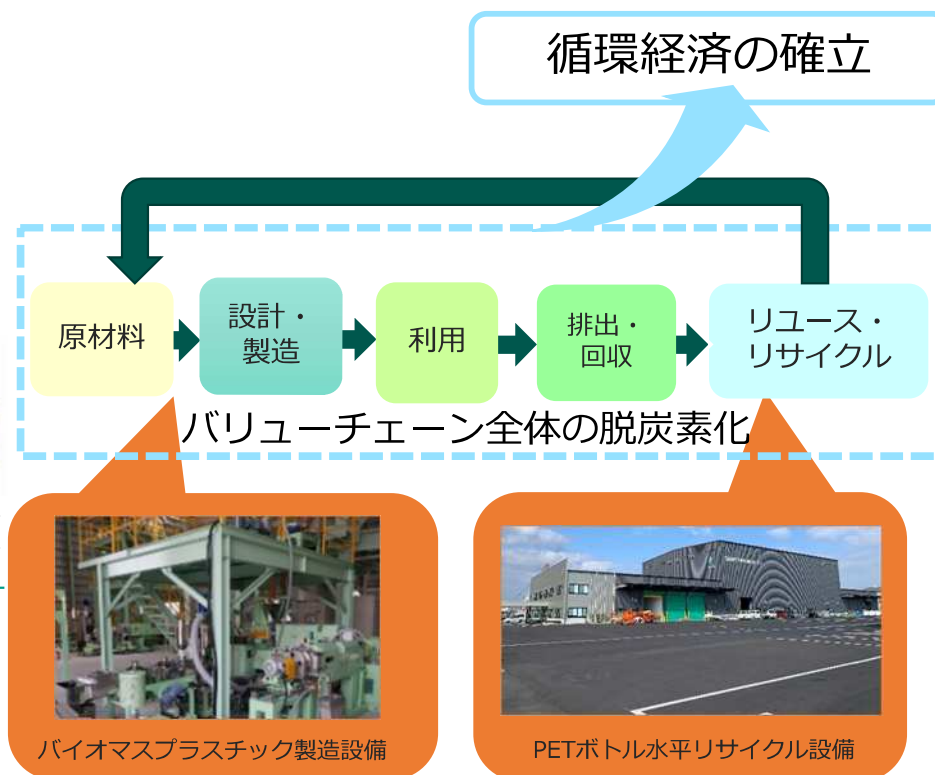


太陽光発電設備
リサイクル設備

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 1 / 3, 1 / 2）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



お問合せ先：環境再生・資源循環局 総務課

① 容器包装・プラスチック資源循環室 電話：03-5501-3153

② 資源循環ビジネス推進室 電話：03-6205-4947



【令和7年度要求額 4,000百万円 (4,672百万円)】

脱炭素化に資する資源を徹底活用する技術の社会実装に向けた実証事業を行います。

1. 事業目的

廃棄物・資源循環分野の脱炭素化を進めるために重点的に取り組むべき使用済み製品・素材について、省CO2型リサイクルプロセスの社会実証等に取り組み、循環経済（サーキュラーエコノミー）アプローチを通じたカーボンニュートラルの実現に貢献する。

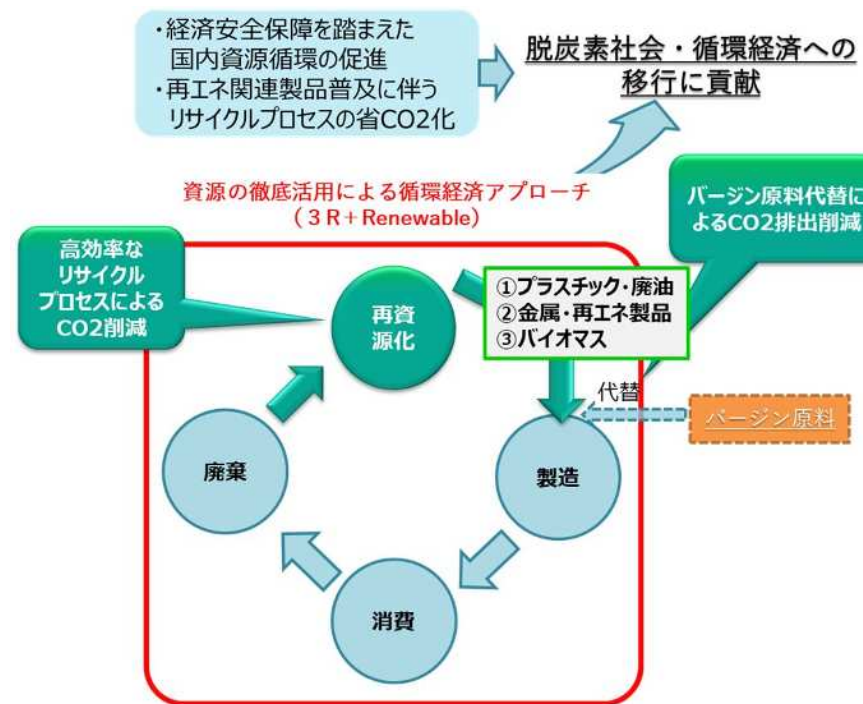
2. 事業内容

- ・本事業では、化石由来資源プラスチックを代替するバイオプラスチック等の再生可能資源（バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）への転換・社会実装化のための技術実証等を行う。
- ・具体的には、活用可能性があり循環経済への寄与度が大きいものの、これまで脱炭素の観点から資源の活用が十分に進んでいない、①複合素材プラスチック・廃油、②再エネ関連製品（太陽光パネル・リチウム蓄電池等）やベース素材（金属やガラス等）、③生ごみ・セルロース系廃棄物のバイオマスといったリサイクル困難素材に着目し、これら資源の徹底活用に向けて、循環経済アプローチを通じたカーボンニュートラルの実現に貢献する技術の社会実装に向けた実証を行う。
- ・静脈産業の温室効果ガス排出量の算定は、様々なセクターにおけるScope3の把握・精緻化に広く貢献することから、算定方法に関するマニュアルの策定等を行う。また、脱炭素と資源循環を効果的・集中的に進めるために、資源循環システムを類型化し、脱炭素型のシステム要件・基準を策定する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業（補助率 1 / 3, 1 / 2）
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室（03-6205-4946）、容器包装・プラスチック資源循環室（03-5501-3153）、資源循環ビジネス推進室（03-6205-4947）
 廃棄物規制課（03-6205-4903） 廃棄物適正処理推進課（03-5521-9273） 水・大気環境局海洋環境課海洋プラスチック汚染対策室（03-6205-4934）

脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、 (1) プラスチック等資源循環システム構築実証事業（一部農林水産省連携事業）



プラスチック等の化石由来資源から代替素材への転換、リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築の支援により省CO2化を加速します。

1. 事業目的

- ① 廃棄物・資源循環分野からの温室効果ガスの排出量の多くを廃プラスチックや廃油の焼却・原燃料利用に伴うCO2が占めている。カーボンニュートラルを実現するためには、化石由来資源が使われているプラスチック製品やプラスチックの使用量の削減、航空燃料等のバイオマス由来等代替素材への転換、複合素材プラスチックや廃油等のリサイクル困難素材のリサイクルが不可欠。
- ② このため、廃プラスチックや廃油等のリサイクルプロセス全体でのエネルギー起源CO2の削減・社会実装化を支援し、脱炭素型資源循環システムの構築を図る。

2. 事業内容

- ・これまで一部製品分野における代替素材への転換、単一素材の製品のリサイクルが進んできたところ。
- ・今後国内の廃プラスチック等を可能な限り削減し、徹底したリサイクルを実施するためには、その他多くの製品分野における代替素材への転換、複合素材等のリサイクルの実現が不可欠であることから、スタートアップ企業が行うものを含め以下の事業を実施する。

① 化石由来資源からバイオプラスチック等への転換・社会実装化実証事業

従来化石由来資源が使われているプラスチック製品・容器包装、海洋流出が懸念されるマイクロビーズや、航空燃料等について、これらを代替する再生可能資源（バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）に転換するための省CO2型生産インフラの技術実証を強力に支援する。

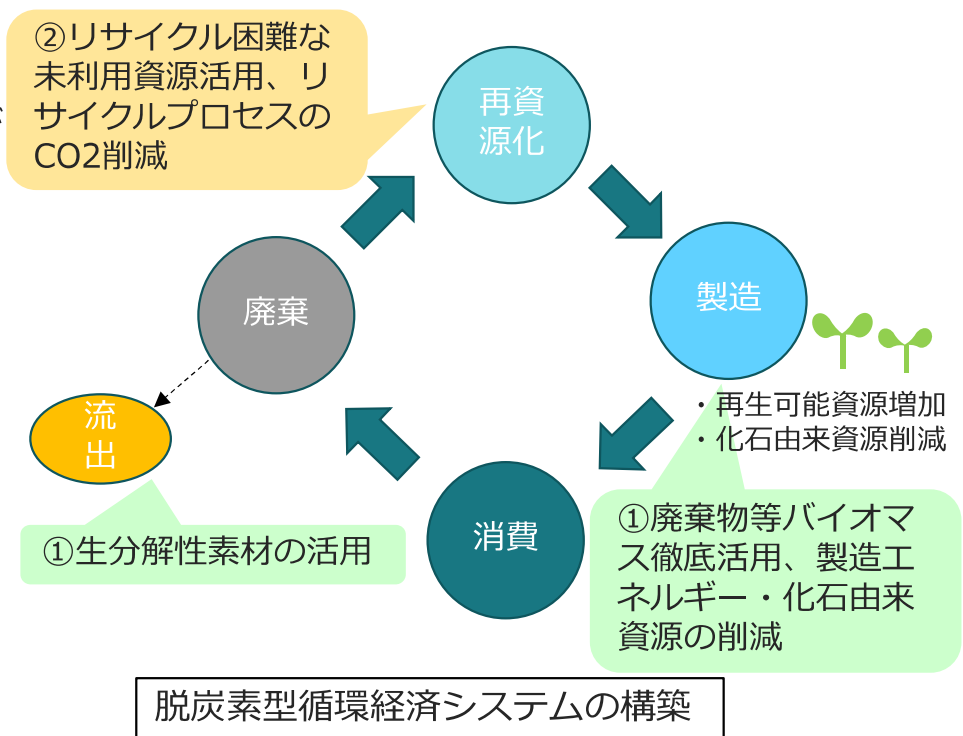
② リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築・省CO2化実証事業

複合素材プラスチック（紙おむつ、衣類等含む）、廃油等のリサイクル困難素材等のリサイクル技術の課題を解決するとともに、リサイクルプロセスの省CO2化を強力に支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業（補助率 1 / 3、1 / 2）
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局総務課容器包装・プラスチック資源循環室 電話：03-5501-3153
 廃棄物規制課 電話：03-6205-4903 水・大気環境局海洋環境課海洋プラスチック汚染対策室（03-6205-4934）



カーボンニュートラル、国内資源循環に向けたリサイクルの全体最適化のための動静脈連携スキーム構築実証を行います。

1. 事業目的

- ① 今後大量廃棄が見込まれる再エネ関連製品の省CO2型リサイクル体制確立
- ② 太陽光パネルのリサイクルに係る情報及び資金を管理するためのシステム構築
- ③ デジタルを用いた脱炭素・再生材証明の構築による未利用資源の活用体制構築
- ④ 国内資源循環の最適化によるリサイクルビジネスの活性化により、太陽光パネルをはじめとした再エネ関連製品のリサイクル体制構築及び金属資源の倍増を目指す。

2. 事業内容

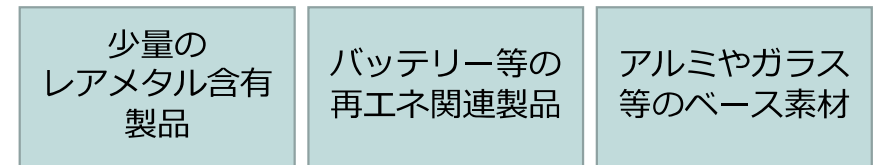
- 脱炭素に向けた再エネ関連製品の普及に伴い、太陽光パネルや車載用バッテリー等の再エネ関連製品は今後大量廃棄が見込まれており、国内リサイクルの仕組みを確立していく必要がある。その際、廃棄リサイクルに伴うCO2排出量を抑制するための省CO2型リサイクル体制の整備や、確実に廃棄・リサイクルされるためのシステムの構築が必要。再エネ関連製品やベース素材の製造のために資源需要が増加しており、経済安全保障の観点も踏まえ、循環経済工程表において、2030年度までに金属のリサイクル原料の処理量倍増という目標が掲げられ、未利用資源の国内循環が急務である。
- 他方、再エネ関連製品やベース素材については、省CO2型のリサイクルプロセスが確立されていない。また、リサイクル原料の活用にあたっては、製品や素材の排出時の品質にはばらつきがあり、忌避物質の混入や品質確保の観点からバージン材からの素材代替が十分に進んでいない。
- 本事業では、再エネ関連製品やベース素材の省CO2型のリサイクル技術向上と、デジタルを用いたトレーサビリティ等確保によるリサイクル原料の品質向上や確実な廃棄・リサイクルを図り、未利用資源の活用体制構築を促進する実証をスタートアップ企業が行うものを含め実施する。

3. 事業スキーム

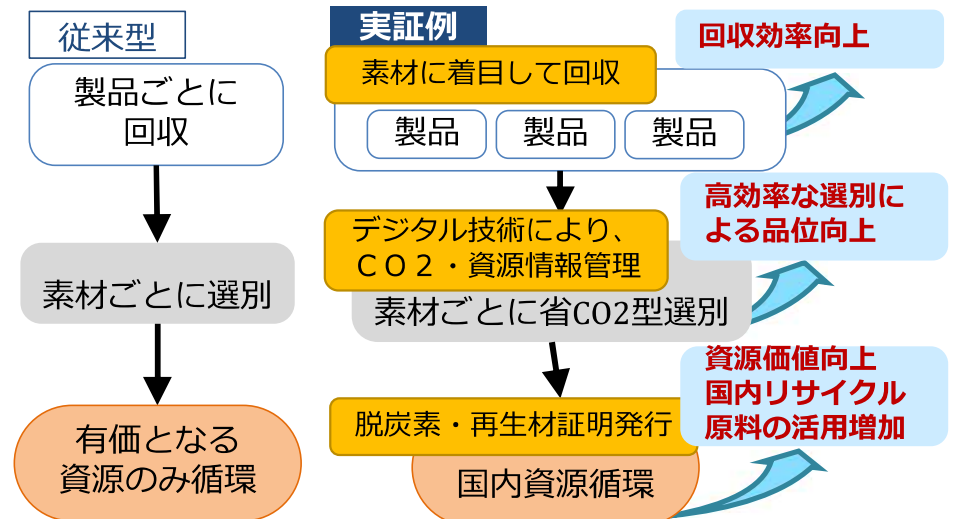
- 事業形態 委託事業、間接補助事業 (1/2、1/3)
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ

対象物の具体例



処理フロー





地域の脱炭素と循環経済の同時達成に向け、廃棄物処理システムを軸とした地域循環共生圏構築を実現します。

1. 事業目的

- ① 循環経済（CE）を通じたカーボンニュートラル（CN）の実現に向け、地域のバイオマス利活用による課題の解決を追求すべく、廃棄物処理における地域資源活用等の技術評価検証を実施し、地域循環共生圏のモデルとなり得るかを調査する。
- ② 地域の特性に応じた廃棄物処理システムにおける循環資源の最適な活用方策の検討を行い、脱炭素に向けたガイダンスを策定し、CNとCEの同時達成に向けた地域循環共生圏の構築を推進していく。

2. 事業内容

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、従来の資源循環の取組から更に踏み込んだ資源の徹底活用を図るとともに、当該活用プロセスの脱炭素化を図ることが喫緊の課題であることから、以下の事業を実施する。

① 脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業

地域のバイオマス利活用が進まない自治体が抱える課題を解決するため、省CO2に資する施設の技術面や廃棄物処理工程の効率化・省力化に関する実証事業や検証等を行い、地域循環共生圏のモデルとなり得るかを調査する。

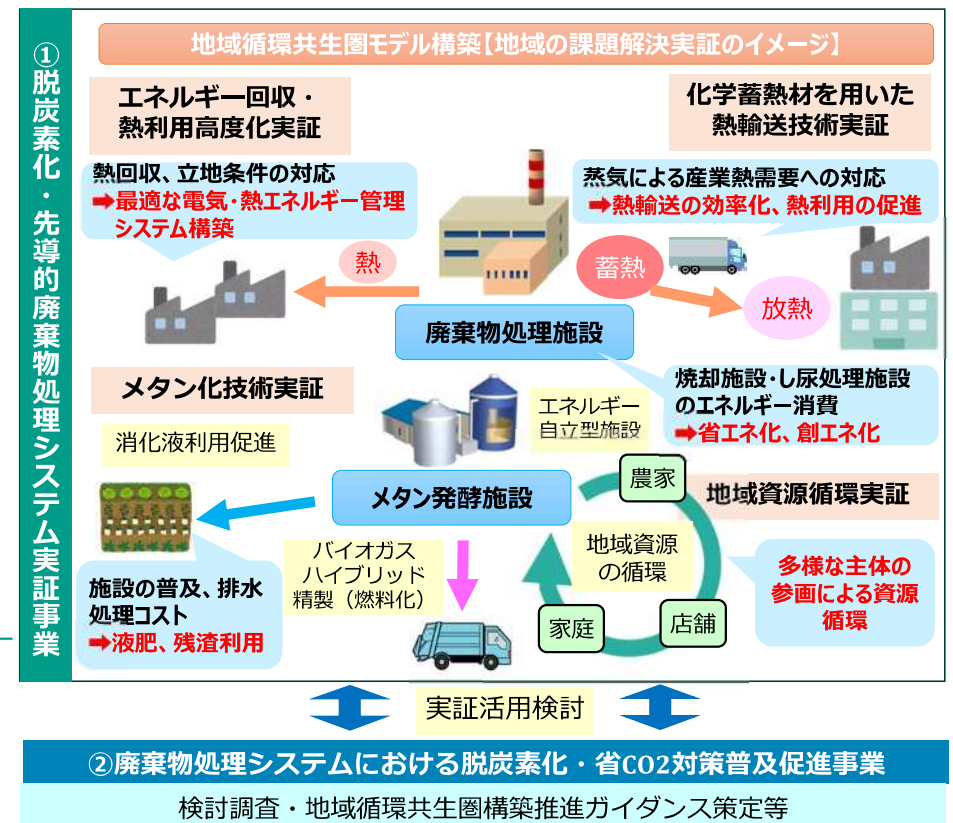
② 廃棄物処理システムにおける脱炭素化・省CO2対策普及促進事業

廃棄物処理システム全体の省CO2化を促進するため、地域の特性に応じた最適な循環資源（生ごみ、家庭用廃食用油等）の活用方策について調査検討を行い、実証等で得られた知見と共に取りまとめて、CEとCNの同時達成を実現する地域循環共生圏の構築に向けたガイダンスを策定する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度～令和7年度

4. 事業イメージ



脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、 (4) 脱炭素型資源循環システム促進事業



サプライチェーンでのGHG把握や集中的に推進する取組を定め、脱炭素型資源循環システムの構築につなげます。

1. 事業目的

令和5年4月のG7気候エネルギー環境大臣会合で合意された廃棄物分野の脱炭素化を推進するため、静脈産業のGHG排出量の把握を促すことで、Scope3の把握に広く貢献するとともに、特に推進すべき脱炭素型資源循環システムや循環資源を特定し、その積極的な普及を通じて、脱炭素と資源循環を両立する。

2. 事業内容

(1) 資源循環産業のGHG排出量・動脈側への貢献把握の促進

Scope3排出量を把握するに当たっては、資源循環産業が担う上流の「廃棄物」や下流の「製品の廃棄」について適切な算定が必要となる。このため、資源循環産業の事業の実態に沿って、的確にGHG排出量を把握するとともに、動脈側への貢献度を把握するためのマニュアル・事例集を策定する。

(2) 脱炭素型資源循環システムの類型化

国内外の資源循環の事例の収集・分析を行い、脱炭素型資源循環システムの類型化や対象とする循環資源を特定するとともに、各脱炭素型資源循環システムのCO2排出削減効果を把握する。

(3) 脱炭素型資源循環システムの基準の策定

脱炭素型資源循環システムの類型・循環資源ごとに、そのシステムが具備すべき要件・基準を策定する。

3. 事業スキーム

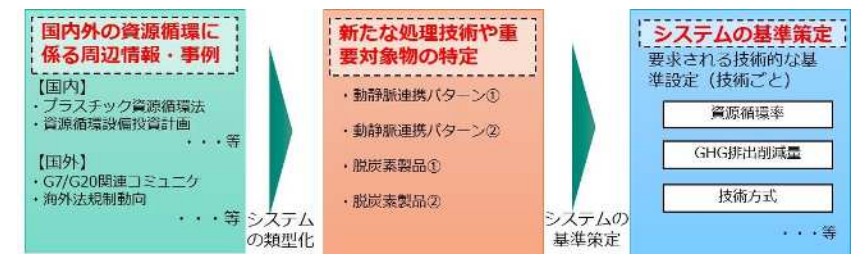
- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和6年度～令和9年度

4. 委託事業

(1) 資源循環産業のGHG排出量・動脈側への貢献把握の促進



(2)・(3) 脱炭素型資源循環システムの類型化・基準策定



脱炭素型資源循環システムの設定・普及へ

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 電話：03-6206-1767

自動車における再生材供給拡大に向けた産官学連携推進事業費（経済産業省連携事業）



【令和7年度要求額 700 百万円（新規）】

循環経済への移行に向け、産官学で一致団結し、国内における再生材市場構築を進めます。

1. 事業目的

2023年7月に提案された欧州のELV（廃自動車）規則案などの国際的変化に対応しながら、質の高い再生材の供給を拡大していくことは、循環経済への移行を国家戦略として掲げている我が国にとって重要である。本事業では、自動車における再生プラスチックの供給拡大に向け、プラスチックリサイクル産業における産業競争力の強化などを目的に産官学で連携する。

2. 事業内容

自動車向けの再生プラスチックの供給拡大に向け、廃自動車や使用済製品から回収するプラスチック量を増やし、製品に活用するための課題を分析するとともに、高度なリサイクルによる再生材の品質を評価するための必要な支援を行う。

■ 廃自動車からのプラスチック回収促進事業

①自動車リサイクル制度におけるプラスチック回収量拡大に向けた課題分析

■ 高品質な再生材の供給促進事業

②自動車等を想定した国内における再生材市場拡大のための調査

③再生材の品質評価のための物性・懸念化学物質等の分析装置導入支援

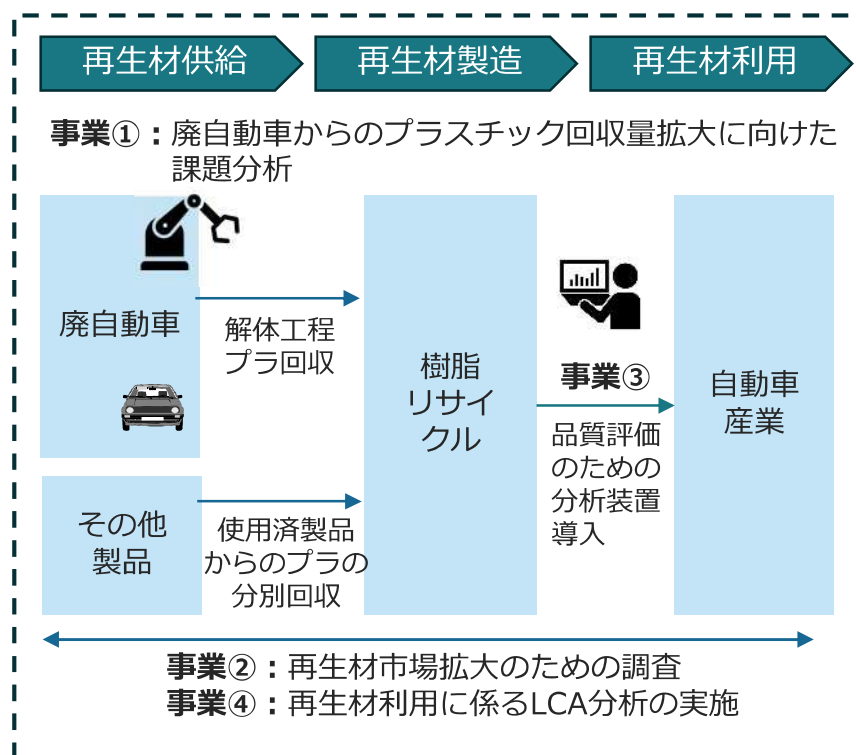
■ 自動車への再生材利用に係る環境価値の理解促進事業

④再生材利用促進のための再生材利用に係るライフサイクル全体での環境負荷の評価

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和7年度～令和9年度

4. 事業イメージ





【令和7年度要求額 200百万円（新規）】

資源循環ネットワークの形成及び拠点の戦略的構築を通じた、効率的なリサイクル体制の確保を図ります。

1. 事業目的

効率的なリサイクルのための「量」の確保や、処理技術の開発、実証、事業化を着実に進めることによる「質」の確保という主要な課題に加え、E-scrap等の輸入を含めた循環資源移動実態を踏まえて、資源循環ネットワークの形成及び拠点の戦略的構築を通じた、効率的なリサイクル体制の確保を図る。

2. 事業内容

○資源循環ネットワークの形成及び拠点の戦略的構築を通じた、効率的なリサイクル体制の確保を図るための調査

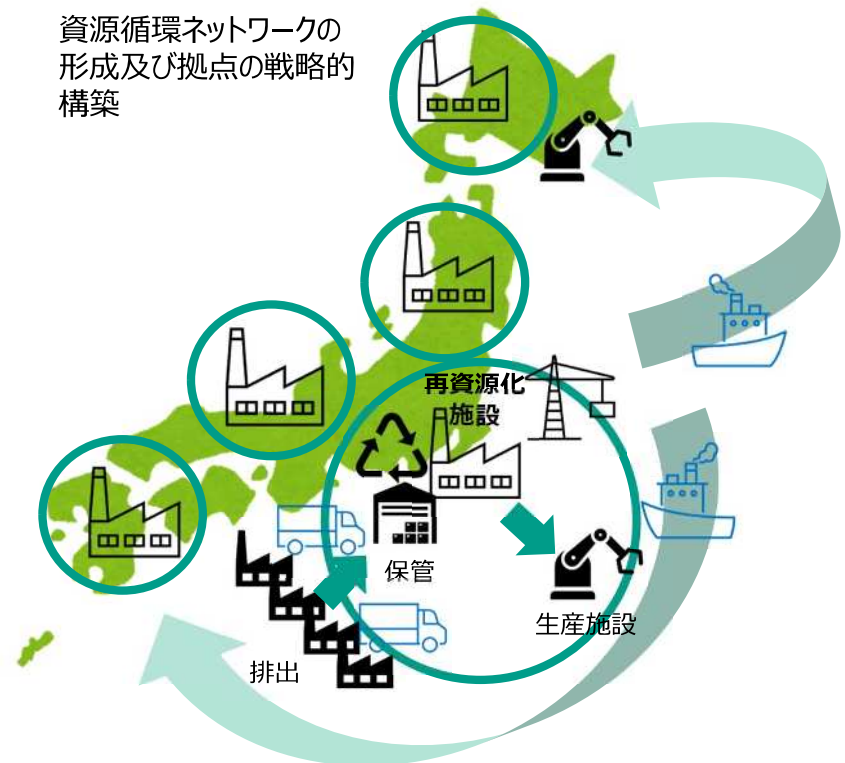
- ① 金属等の循環資源に着目したリサイクルフロー毎の産業廃棄物等の移動量の実態調査。
- ② 既存の事例（エコタウンや特区等）に基づく、リサイクルにあたって必要な設備の拠点的配置の有効性やニーズの調査・評価。
- ③ 保管倉庫や検査設備等を事業者間で共有することによるリサイクル効率化の効果の検証や現行制度における課題や解決策の調査・検討。
- ④ 海上物流も含めた物流ルート効率化による資源循環指標の改善やCO2排出削減効果に関する調査・検討（国土交通省と連携）

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度（予定）

4. 事業イメージ

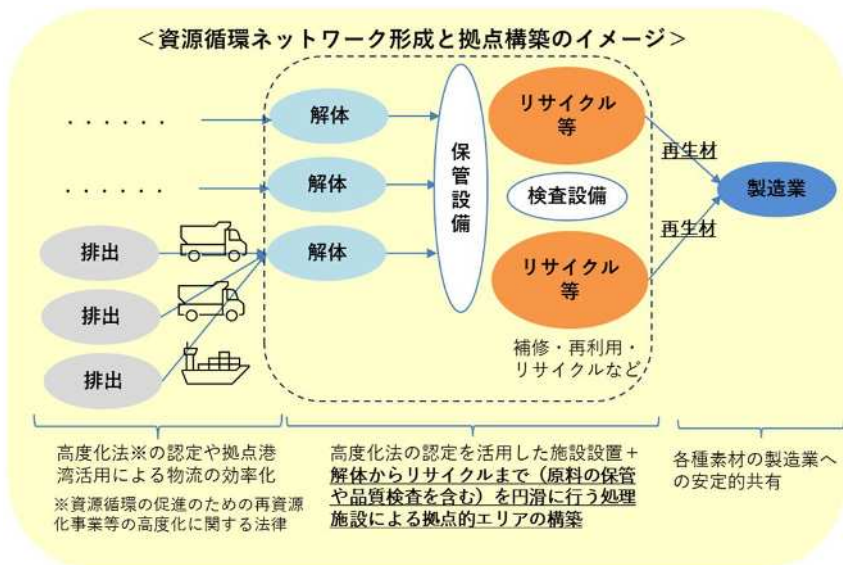
資源循環ネットワークの形成及び拠点の戦略的構築



資源循環ネットワーク形成及び拠点の戦略的構築事業について

<背景と施策の必要性>

- 循環産業をはじめとする循環経済関連ビジネスを成長のエンジンとしながら、循環経済を国家戦略として主流化していくことが不可欠。
- 政府が目標として掲げる関連ビジネスの市場規模拡大(2020年50兆円→2030年80兆円)や 欧州を中心とした再生材利用義務化の動きへの対応について、スピード感を持って取り組まなければ、成長機会を逸失する恐れ。
- 一方、我が国の循環産業は小規模分散化しており、再生材の原料の「量」の確保において課題が大きい。そのため、資源循環の担い手となる主体をネットワークで繋ぎ、循環資源の効率的回収による量の確保、拠点となりうる高度なリサイクル施設等への集中的な投資や制度的措置を講じ、質・量両面から製造業への再生材供給体制の整備を図ることが重要。



想定される循環資源

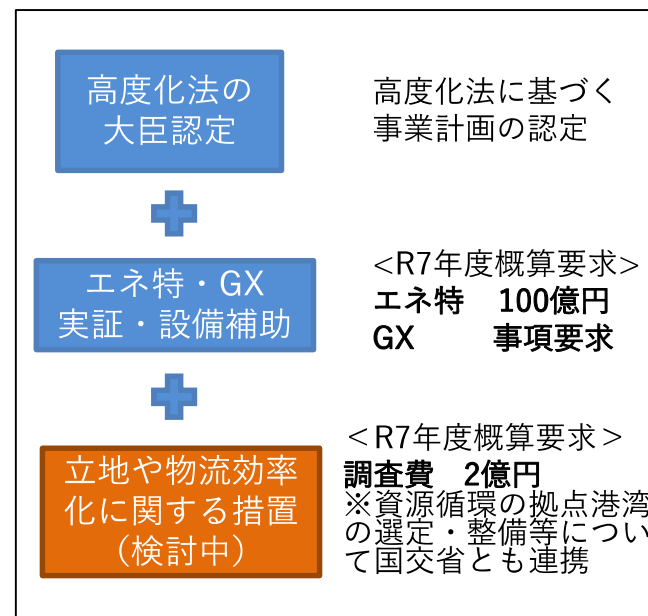
(例)

- ・蓄電池(ブラックマス)
- ・廃自動車(鉄・アルミ・プラ)
- ・鉄スクラップ
- ・e-scrap
- ・廃油 等

※現状は、旺盛な海外需要により、これら資源の海外輸出も多く、国内のエコシステム形成による国内市場構築が急務。

<政策の方向性>

- 金属やプラスチックに係る循環資源の排出状況の調査を行うことにより、使用済製品の供給ポテンシャル・輸送コスト・最適な処理形態を見極め、動静脈連携による、製造業への再生材供給のためのネットワーク形成及びリサイクル拠点の全国展開可能なモデルケースを複数構築する。
- モデルケース構築にあたり、高度化法の大員認定の活用、エネ特やGX補助金による経済的支援に加え、立地や物流効率化に関する措置について、原料の保管設備や再生材の品質検査設備等も含め、拠点構築に必要な設備等への支援策や制度的措置を検討していく。



環境教育・ESD推進経費



【令和7年度要求額 318百万円（328百万円）】

持続可能で脱炭素な社会の構築に向け、環境教育・ESDの実践活動及び国連大学の取組を推進します。

1. 事業目的

- ① 環境教育等促進法の着実な運用及び学校、地域等における環境教育の充実のための実践者育成等の基盤形成。
- ② 地域脱炭素に資するESD推進のための全国的なネットワークの整備・活用により環境教育・ESDの取組強化。
- ③ 国連大学によるESD及びSDGs推進支援に対する協力による、SDGs達成に向けた国際協力の推進。

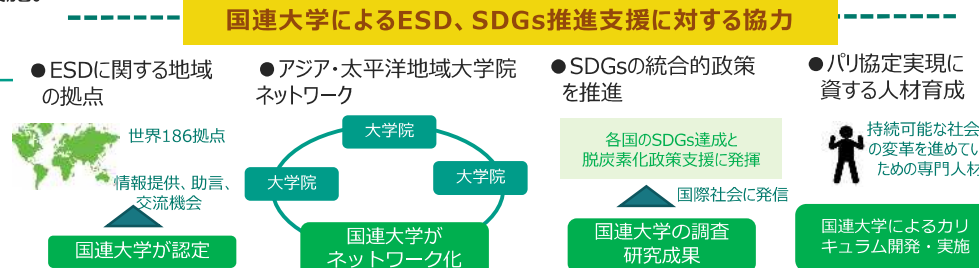
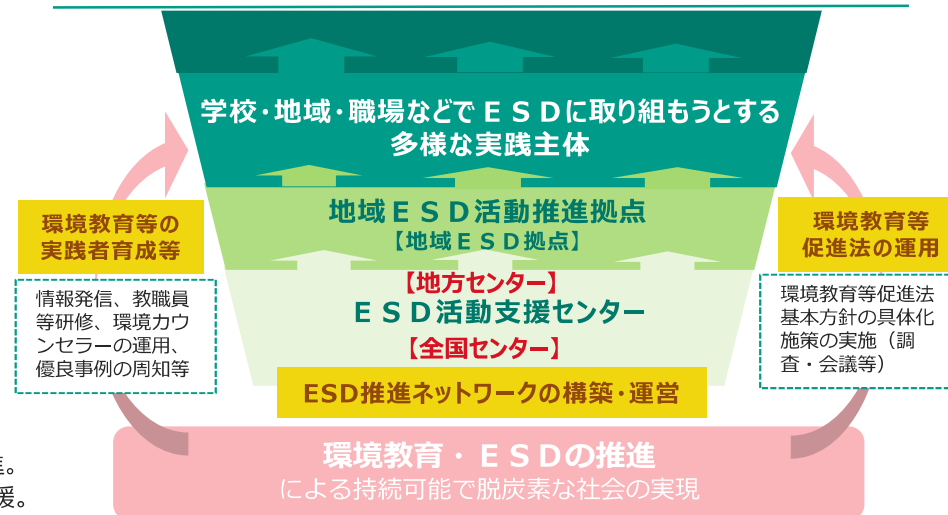
2. 事業内容

- ① 環境教育等促進法の着実な運用、環境教育等の実践者育成等
 - ・WEBサイト運用やコンテンツ発信等により、環境教育等の推進に資する情報を発信。
 - ・教職員等研修、環境カウンセラー制度の運用等により環境教育の実践者を育成。実践者の負担軽減や質の向上のため、環境教育・ESDの実践に資する優良事例（短編動画）を公募・周知。
 - ・変更後の環境教育等促進法基本方針の具体的な推進のために必要となる調査・会議等の実施。
- ② ESD推進ネットワークによる、ESD活動の連携支援
 - ・地域の取組支援や情報・経験を共有できるESD活動支援センターの体制整備・運営。
 - ・地域のハブとなる地方ESD活動支援センターを整備（全国8箇所）し、上記センターとの協働・連携を通じたESD推進ネットワーク構築による環境教育・ESD活動の推進。
 - ・上記センターと連携した、地域脱炭素実現に向けた意識・行動変容につながる基盤強化の推進。
- ③ 国連大学によるESD、SDGs推進支援に対する協力
 - ・ESDに関する地域拠点（RCE）活動の促進による各国の脱炭素化等の推進。
 - ・環境大学院ネットワーク（ProSPER.Net）の強化を通じた、アジア太平洋地域におけるESDの推進。
 - ・SDGsの統合的取組による脱炭素化に向けた、施策動向の調査やガイドライン作成等の政策形成支援。
 - ・「パリ協定専攻」における専門人材の育成に寄与する教育・能力開発カリキュラムの開発・実施。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①②請負事業、③拠出金
- 請負先・拠出先 ①②民間事業者・団体、③国連大学
- 実施期間 平成15年度～令和16年度（予定）

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房 総合政策課環境教育推進室 電話：03-5521-8231

企業の循環性情報開示スキーム及び循環性指標の整備等



【令和7年度要求額 265百万円（216百万円）】

資源循環分野の国際的な議論やルール形成をリードし、循環性情報開示スキームや指標等の国際標準化を進める

1. 事業目的

- 資源循環に関する指標や情報開示は、製品・サービスの競争力や企業の評価等に密接に関連するものの、**気候変動のように国際的に確立されたルールが存在しない**。一方、EUを中心に独自に個別の製品の規制や情報開示義務化等が進められており、日本企業もその都度規制対応を迫られるとともに、ルールの乱立も懸念されている。
- G7広島サミットで承認された「循環経済及び資源効率性原則」に基づき、**企業の循環性情報開示スキーム**やそのベースとなる**指標開発を含むグローバル循環プロトコルの2025年末までの開発**に貢献し、G7や国連機関を巻き込み国際標準化を進める。

2. 事業内容

1. 国際的な循環経済に関する国際合意形成・ルール形成の推進等

G7、G20、OECD、UNEA（国連環境総会）等の国際的な循環政策やルールに関する議論や合意形成をリードし、我が国の知見の共有及び国益を確保を図る。特に、G7広島サミットで承認された「循環経済及び資源効率性原則」に基づく循環経済の政策的議論を主導しつつ、同原則5に盛り込まれた循環性に関する企業の情報開示や指標の基準策定・国際協力等の議論を、G7やUNEA等を巻き込みつつ推進する。

2. 持続可能な開発のための経済人会議（WBCSD）への拠出金（新規）

WBCSDはこれまで企業レベルの循環性指標（Circular Transition Indicators）を開発し、循環経済のISO規格に反映されるなど、循環経済の基準策定に大きな影響力を有する。WBCSDは、民間企業の循環経済の取組を促進するための「グローバル循環プロトコル（GCP）」を2025年末に発出すべくUNEPとともに開発中であり、環境省はGCP開発についてWBCSDと2024年に協力覚書を締結した。環境省は、将来的な循環経済のグローバルスタンダードとすべく、GCPの開発に貢献するため、WBCSDへ資金拠出し、GCP開発における我が国からのインプットを強化する。

※上記の予算事業には、「国連環境計画・国際資源パネル（IRP）」等の国際的なプラットフォームへの拠出金等も含まれる

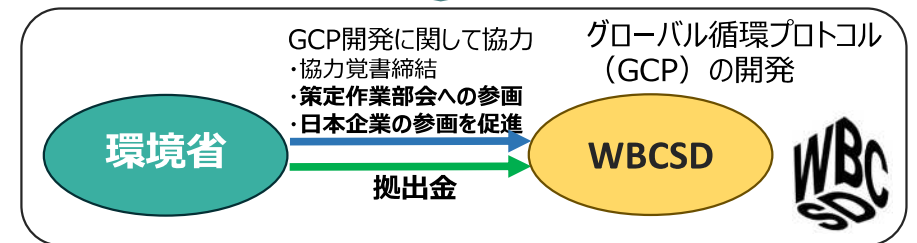
3. 事業スキーム

- 事業形態 1：請負事業 2：拠出金
- 請負先／拠出先 国際機関等
- 実施期間 平成21年度～

4. 事業イメージ

現状

資源循環に関する情報開示や指標について、**国際的に確立されたルールが存在しない**



循環性情報開示スキームを含む
グローバル循環プロトコルの開発

2025年末までに
初版発行予定

国際場裡における合意形成や活動



グローバルスタンダードの確立
日本企業の国際競争力の維持・強化

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室 電話：03-5521-8336



【令和7年度要求額 45百万円（15百万円）】

ネイチャーポジティブ経済に向けた企業の取組を支援するとともに、必要な国内対応を実施します。

1. 事業目的

2022年に生物多様性条約（CBD）COP15において採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組では、2030年までに生物多様性の損失を食い止め回復に転じさせるネイチャーポジティブ（Nature Positive（NP）：自然再興）の考え方が掲げられた。このため、企業のNPに係る取組であるTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）等の対応を支援していく。特に先進国は途上国における自然資本に依存している中、途上国におけるNPの取組を進める必要性が高まっており、国内の生産・消費によるグローバル・バリューチェーンにおける生物多様性への影響の把握、負荷低減に関する企業行動を支援する。

2. 事業内容

- NPの実現は環境保全のみならず、我が国企業にとって新しいビジネスの創出につながる好機にもなるよう、以下の取組を通じ、各種国際ルールへの国内企業の対応を支援する。

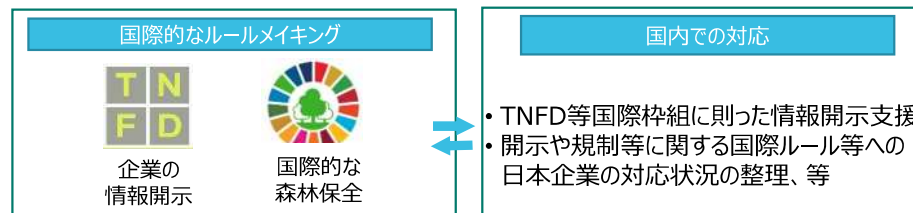
- (1) 令和6年3月に策定した「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」に基づき国際情勢を踏まえた企業支援や、TNFD等の国際的なルールメイキングに対応するためのキャパシティービルディング等を実施。
- (2) バリューチェーンにおける生物多様性への影響の把握、負荷低減に向けた企業の具体的な行動を支援するため、個社では困難なグローバル・バリューチェーンにおける事業活動と自然資本の接点の特定・影響把握などを、各業界内で互助・協業で実施する取組の推進を図る。また、こうした取組が市場で適切に評価されるよう、ネイチャーポジティブな製品・サービスに関するマーケティング調査・実証事業を実施するとともに横展開していく。

3. 事業スキーム

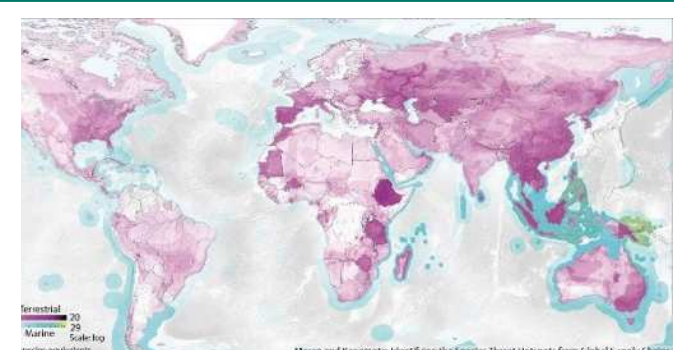
- 事業形態 委託事業、請負事業
- 委託先、請負先 民間団体等
- 実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ

国内外の対応を統合し、国際的なルールメイキングと日本のプレゼンスの発揮の同時達成を目指す



・グローバル・バリューチェーン全体での企業活動による自然資本（水、鉱物、自然生態系等）への影響（右記ヒートマップで示された絶滅危惧種生息地への影響等）の削減等



出典：Daniel Moran and Keiichiro Kanemoto : Identifying species threat hotspots from global supply chains, nature ecology & evolution, VOL1, JANUARY 2017



【令和7年度要求額 96百万円（70百万円）】

グリーン購入及び環境配慮契約の実施を推進します。

1. 事業目的

- ① グリーン購入法に基づき、環境負荷の少ない物品等への需要の転換を促進する。
- ② 環境配慮契約法に基づき、国等が排出する温室効果ガス等の効果的な削減を図る。
- ③ 地方公共団体等へ、グリーン購入及び環境配慮契約の取組を普及促進する。

2. 事業内容

地球温暖化、廃棄物問題等の環境問題の解決には、国等が自ら率先して環境物品等の調達及び環境配慮契約を実施するとともに、これを呼び水として地方自治体や民間部門へ取組を広げることが重要である。

グリーン購入法及び環境配慮契約法の基本方針について、学識経験者等により構成される検討会を開催し、技術開発の動向や市場の状況等を踏まえてより効果的な見直しを行う。

地方公共団体等へのグリーン購入及び環境配慮契約の普及促進にかかる課題を整理するため、アンケート調査を実施して結果を分析する。また、取組事例等の公開や実務者への支援を行う。

さらに、我が国の優れた環境配慮製品及びグリーン購入制度を海外へ発信していくため、海外への技術支援や事例調査を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成13年度～

4. 事業イメージ

- ①国等におけるグリーン購入推進
・基本方針検討会等の開催、全国説明会開催等
- ②国等における環境配慮契約推進
・基本方針検討会等の開催、全国説明会開催等
- ③地公体等のグリーン購入・環境配慮契約推進
・アンケート調査、取組事例データベース運用等
- ④環境配慮製品の国際展開促進
・ASEAN地域等でのグリーン購入制度等の導入支援等
- ⑤グリーン購入制度のあり方見直しに関する検討経費
・グリーン購入制度のあり方見直し検討、グリーン・ウォッシュ対策を含めた環境物品等の情報提供体制のあり方検討、ガイドラインの見直し検討等

グリーン購入及び環境配慮契約の実施を推進

環境物品等への需要転換

更なる温室効果ガス等の削減

お問合せ先： 環境省大臣官房環境経済課 電話：03-5521-8229

企業経営のグリーン化推進事業



【令和7年度要求額 23百万円（22百万円）】

持続可能な社会の実現に向けて動き出す企業を支援します。

1. 事業目的

国民や事業者が投資や商品購入を行う際に、事業者の環境への配慮の状況を考慮するよう促し、事業者の自主的な環境配慮の取組を促進する。

2. 事業内容

2050年温室効果ガス排出ネット・ゼロに向けて、気候変動をはじめとする環境課題を経済・社会の課題と統合的に解決するための動きを加速化すべく、企業が特定した環境課題のリスク及び機会を戦略に組み込んだ経営を行い、その情報を公開することを促進する。

(1) 環境経営、環境報告の普及促進事業

企業が環境への負の影響を防止・停止・軽減するための世界的に求められている環境デュー・ディリジェンスの普及促進

(2) 環境報告活用促進事業

環境要素を企業経営等に戦略的に取り込んでいる企業の実例を投資家等や企業に提示できるよう企業選定を実施

(3) エコアクション21ガイドラインの管理・活用

エコアクション21ガイドラインに基づく認証・登録制度の運営確認

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負者 民間事業者・団体
- 実施期間 平成14年度～

4. 事業イメージ

(1) 環境経営、環境報告の普及促進事業

- 環境デュー・ディリジェンスに係る企業の取組を伴走型で支援することで、企業の環境デュー・ディリジェンスの実装を支援し、他企業の範となるモデルケースを創出する。
- 上記結果をもとに、他企業がより実践的な環境デュー・ディリジェンスの手法を把握し、効果的かつ効率的に取り組めるよう、セミナー等を開催する。

(2) 環境報告活用促進事業

- ESGファイナンス・アワード・ジャパンの環境サステナブル企業部門で表彰対象となる企業を選定
- 募集にあたっての選定基準等に関する説明会開催



(3) エコアクション21ガイドラインの管理・活用

- エコアクション21ガイドラインに基づく認証・登録制度の適切な運営を確認するため運営に関する検討委員会を開催



お問合せ先： 環境省大臣官房環境経済課 電話：03-5521-8229

2050年ネットゼロの実現に向けたインベントリ整備・中長期的排出削減対策検討等調査費のうち、温室効果ガスインベントリの管理



【令和7年度要求額 433百万円(433百万円)】 環境省

精度の高いインベントリを作成し、国内対策推進の基礎情報を整備し、削減目標達成の確実性を高めます。

1. 事業目的

- ① 国連気候変動枠組条約に基づき毎年提出が求められる温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）の作成・提出。
- ② パリ協定により、「透明性」を強化する方針となり、その一環として隔年透明性報告書（BTR）及び国別報告書（NC）の作成・提出。
- ③ 地球温暖化対策計画に明記された目標達成に向け、我が国全体で排出削減に取り組むための基盤となる資料の作成。

2. 事業内容

国内対策の基盤となる温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）は、パリ協定及び国連気候変動枠組条約に基づき毎年提出が求められており、提出後適切に算定されているか審査を受けることとされている。また、パリ協定に基づき条約事務局に提出する隔年透明性報告書（BTR）及びこれまでも提出してきた国別報告書（NC）において、国内の対策・施策の状況等を説明し、国際的評価・審査を受けることが求められている。

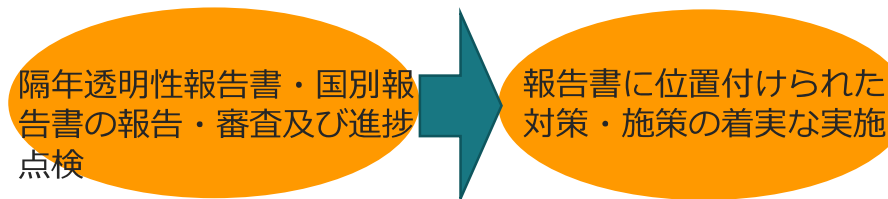
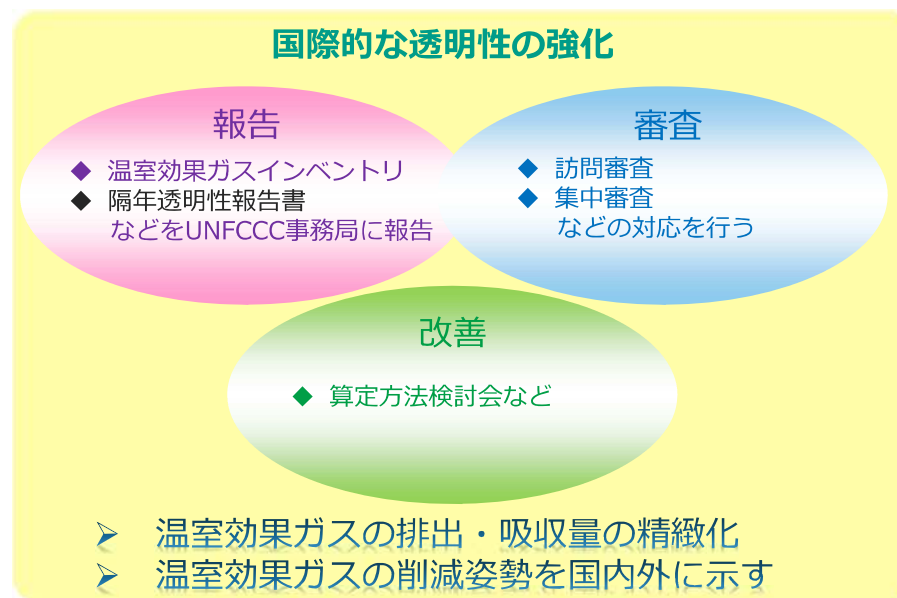
加えて、温室効果ガス排出・吸収量の算定方法等は、可能な限り我が国の実態に即した排出・吸収量となるように精緻化する必要がある。

このため、国際ルールに基づき透明性を確保しつつ温室効果ガス排出・吸収量の算定等を実施し、条約及び協定を履行する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成16年度～終了予定なし

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 総務課 脱炭素社会移行推進室 電話：03-5521-8244

温室効果ガス関連情報基盤整備事業のうち、GHG算定・報告基盤の整備・活用促進



【令和7年度要求額 540百万円（565百万円）】 環境省



地球温暖化対策推進法を確実に運用するため、必要な調査を実施するとともに、関連制度等の運営を行います。

1. 事業目的

- ① 事業者が講ずべき排出削減等対策に関して、必要な指針（排出削減等指針）を公表する。
- ② 温室効果ガスの排出者が、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告するための基盤を整備・運用する。
- ③ J-クレジット制度の運用により、カーボン・オフセットを推進し、CO2排出削減と地域経済循環を促進する。
- ④ 京都議定書に基づくクレジットを、法令に従って運用・管理する。

2. 事業内容

(1) 温室効果ガス排出削減等指針案策定調査事業

・地球温暖化対策推進法（温対法）に基づく指針の見直し・拡充に向けて、先進的な対策リスト及び各対策の効率水準・コスト等のファクトを網羅的に調査・整理するとともに、指針及びその関連情報について活用方策の検討等を行う。

(2) 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業

・温対法に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・制度」の確実な運用と、事業者の更なる自主的取組促進に向けて同制度における算定方法等の見直しを行う。

(3) J-クレジット制度運営・促進事業

・J-クレジット制度の運用により、カーボン・オフセットを推進することで、CO2排出削減を行う事業・活動を促進。また、民間事業者等がクレジットを活用することで、クレジットを創出する地域への資金還流を促進する。

(4) 国別登録簿運営経費

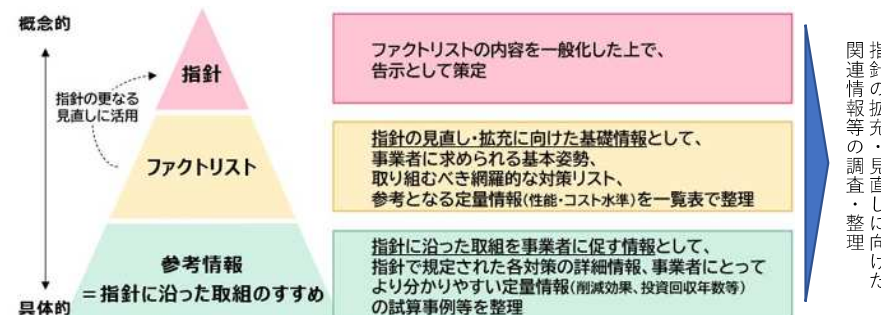
・継続的に京都メカニズムの活用を可能とするため、国連で技術仕様が定められた国別登録簿の運用保守を実施する。

3. 事業スキーム

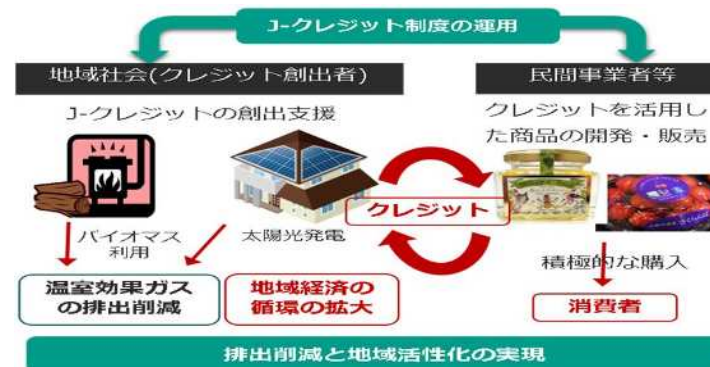
- 事業形態 委託事業・請負事業
- 委託・請負先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成16年度～

4. 事業イメージ

<温室効果ガス排出削減等指針案策定調査業務>



<J-クレジット制度運営・促進事業>



お問合せ先： (1)地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341 (2) 地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室 電話：03-6205-8277
(3) 大臣官房環境経済課市場メカニズム室 電話：03-5521-8324 (4) 地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 電話：03-5521-8246



【令和7年度要求額 1,401百万円（1,401百万円）】

モデル事業支援やガイドブック作成により、バリューチェーンでの企業の脱炭素経営を普及・高度化し、脱炭素化と競争力強化を図ります。

1. 事業目的

グローバルにESG金融が拡大する中、バリューチェーン全体の排出量が企業価値に影響し得ることから、中小企業を含むバリューチェーン全体での企業の脱炭素経営（気候変動対策の観点を織り込んだ企業経営）を普及・高度化し、企業の脱炭素化と競争力強化を図る。これにより、国内外からESG金融を呼び込み、我が国における「経済と環境の好循環」の実現を目指す。

2. 事業内容

以下の事業を有機的に連携させながら実施し、脱炭素経営の取組を中小企業を含むバリューチェーン全体の企業の経営や実務に落とし込むとともに、その取組が評価されるために必要な環境整備を行う。

（1）バリューチェーンの脱炭素化促進事業

- ① バリューチェーン全体での脱炭素化促進情報発信支援事業
- ② 製品・サービスの排出量見える化・削減支援事業
- ③ 脱炭素経営の戦略策定・情報開示等支援事業

（2）中小企業向け脱炭素経営実践促進事業

- ① 地域ぐるみの中小企業支援体制構築事業
- ② バリューチェーン全体の排出削減計画策定支援事業

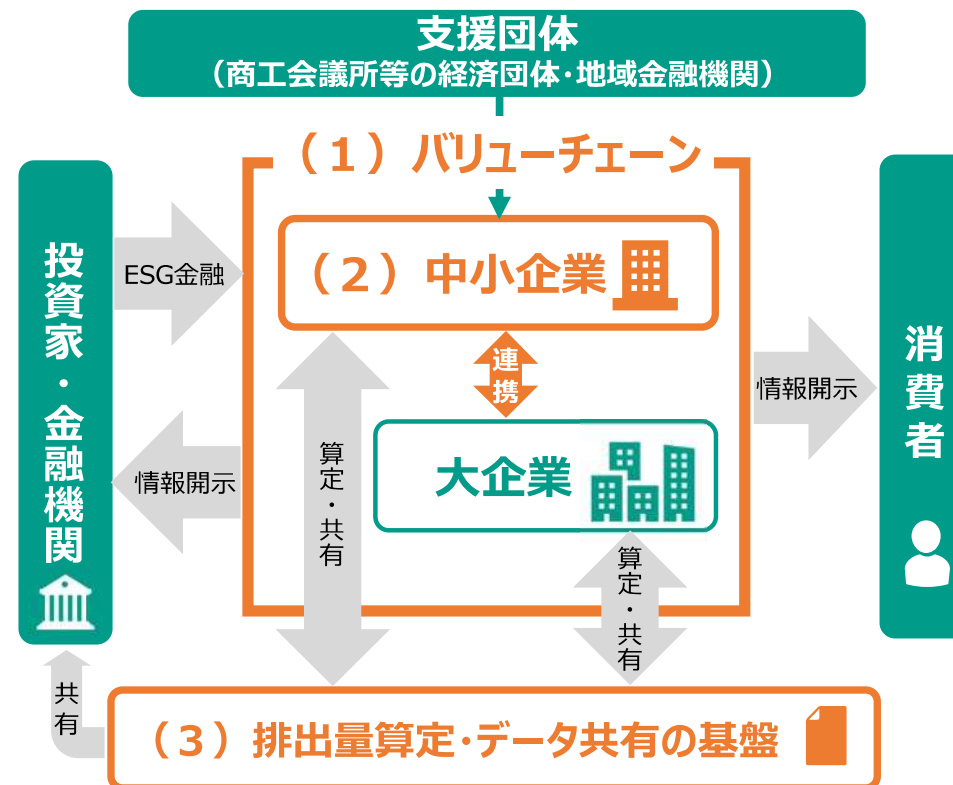
（3）排出量算定・データ共有の基盤整備事業

- ① 「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」保守運用・改修等事業

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和5年度～令和7年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室 03-6205-8277
大臣官房 総合環境政策統括官グループ 環境経済課 環境金融推進室 03-5521-8240
自然環境局 自然環境計画課 生物多様性主流化室 03-5521-8150

バリューチェーン全体での中小企業等の脱炭素経営普及・高度化事業のうち、 (1) バリューチェーンの脱炭素化促進事業



モデル事業支援やガイドブック作成により、バリューチェーンにおける企業の脱炭素化への支援を図ります。

1. 事業目的

バリューチェーン全体の脱炭素化に向けて、自社以外の排出削減努力を自社の排出量に反映できるScope3排出量算定方法や製品単位での排出量算定・表示方法の検討や国内外の取組状況に関する情報提供が必要。一方で、TCFD・TNFD提言等に沿った情報開示に必要なデータ収集が企業にとって負担となっている。これらの課題に対して、国内外の動向調査や情報発信、モデル事業の実施による支援及びそれらから得られた知見や取組事例等をガイドブックとして作成することなどにより、バリューチェーンの全体の脱炭素化を支援し、企業の脱炭素化と競争力強化を図る。

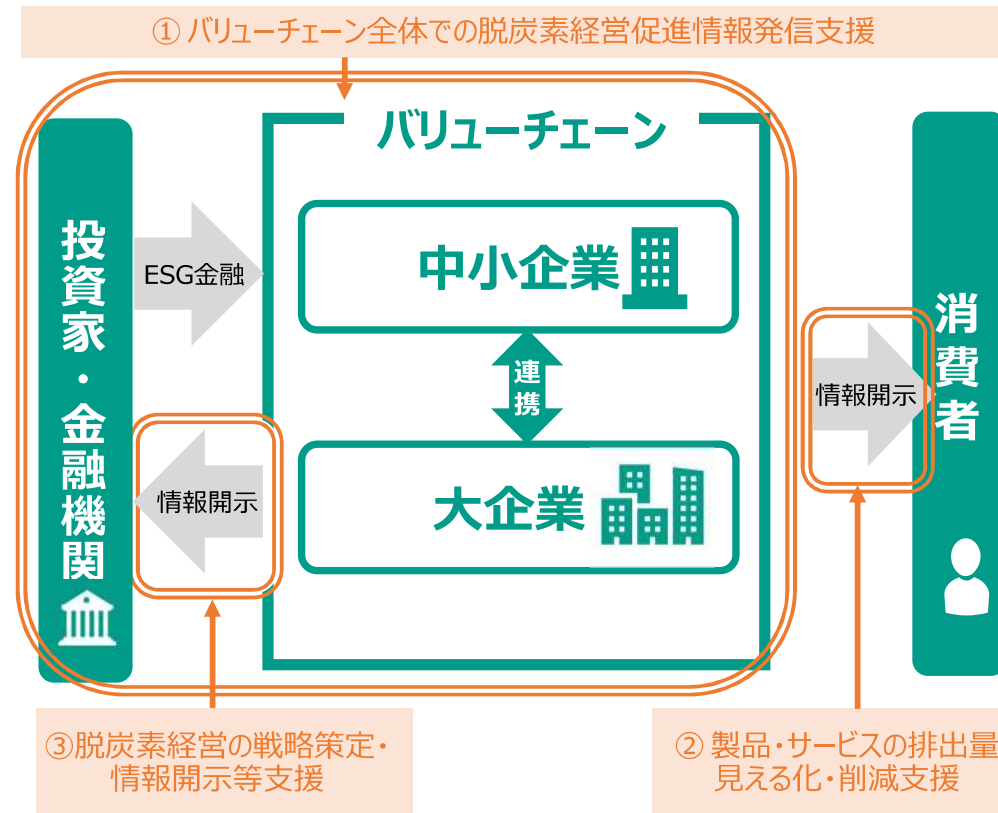
2. 事業内容

- ① バリューチェーン全体での脱炭素経営促進情報発信支援事業
バリューチェーンにおける自社以外の削減努力を自社の排出量に反映できるScope3排出量の算定方法を検討・整理するとともに、バリューチェーン全体での脱炭素化促進に向け、各種事業の取組成果や、各国、他省庁や民間の取組を含めた幅広い情報発信を行う。
- ② 製品・サービスの排出量見える化・削減支援事業
国民が脱炭素に資する製品・サービスを選択できる社会の実現に向けて、製品・サービス単位で排出量を算定・表示する（カーボンフットプリント）モデル事業を実施し、その成果も踏まえ、カーボンフットプリントに係るガイドブック等を拡充する。また、算定方法・表示方法等の業界統ルール策定を支援するほか、消費者への効果的な表示の在り方等について検討する。
- ③ 脱炭素経営の戦略策定・情報開示等支援事業
気候変動対策を中心としてISSB・TNFD等に沿った、企業の事業戦略策定、情報開示促進・内容の高度化に向け、国内外動向及び事例調査やモデル事業、また普及啓発に向けた施策を実施し、その知見や成果を踏まえたガイドブック等を拡充する。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和5年度～令和7年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室 03-6205-8277
自然環境局 自然環境計画課 生物多様性主流化室 03-5521-8150

バリューチェーン全体での中小企業等の脱炭素経営普及・高度化事業のうち、 (2) 中小企業向け脱炭素経営実践促進事業



中小企業を支援する支援機関向けにモデル事業による支援やガイドブック作成により、地域ぐるみの企業の脱炭素化を図ります。

1. 事業目的

中小企業にも脱炭素経営が求められる中、中小企業個社では脱炭素化の意義・メリットや具体的に取り組むべき内容が分からない、取組についてどこに相談したら良いか分からない、といった企業が多数存在。このため、地域ぐるみでの中小企業支援体制構築による支援人材の育成、あるいはバリューチェーンを構成する企業・業界団体によるへのエンゲージメントを通じて、「知る」「測る」「減らす」の3ステップに沿った、企業の脱炭素化と競争力強化を図る。

2. 事業内容

① 地域ぐるみでの中小企業支援体制構築事業

普段から中小企業との接点を持っている地域金融機関・商工会議所等の経済団体等と地方公共団体が連携し、地域内中小企業の脱炭素経営普及を目指す、地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制の構築に係る実証及び、過年度に支援した地域のフォローアップの実施や脱炭素化支援に関する資格制度の運用等を通じて、各地域の中小企業の脱炭素化を先導する人材育成や体制構築を推進する。

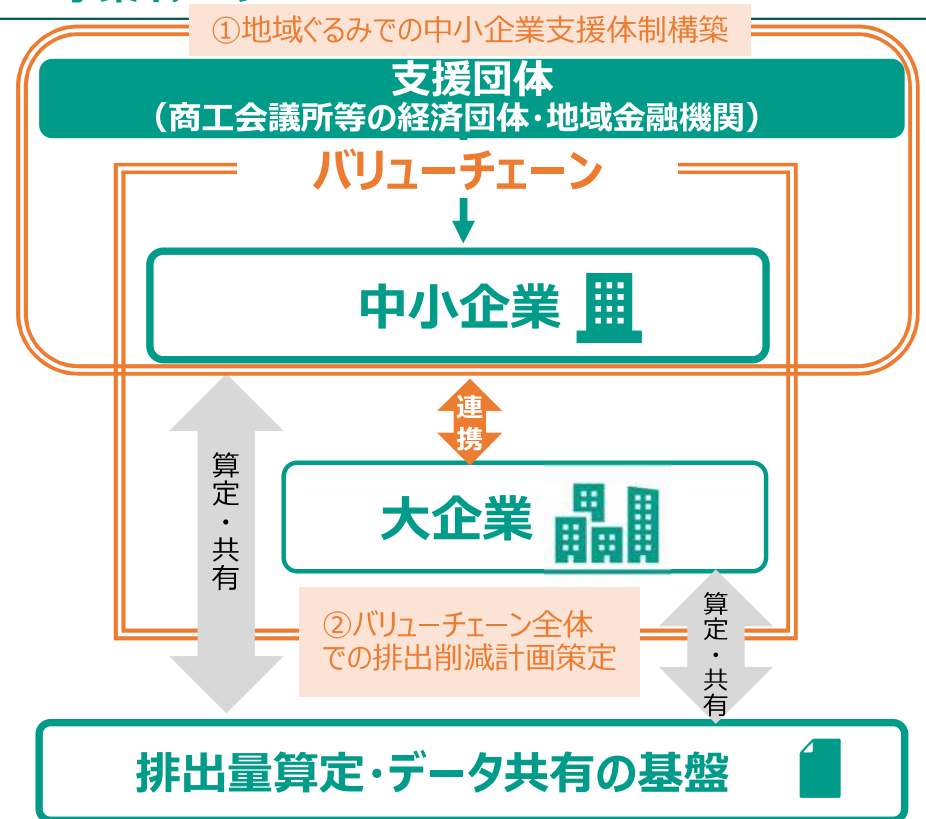
② バリューチェーン全体での排出削減計画策定支援事業

自社とそのサプライヤー又は業界団体等が連携して行う取組（サプライヤーエンゲージメント）に関するモデル事業を通じ削減計画策定や具体的な削減取組の検討及び業界団体におけるScope3算定ルール共通化等に向けた支援を実施し、それらを踏まえて、バリューチェーン全体で排出削減を進める上での技術的なポイントや事例をまとめたガイドブックを改定する。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和5年度～令和7年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室 03-6205-8277
大臣官房 総合環境政策統括官グループ 環境経済課 環境金融推進室 03-5521-8240

バリューチェーン全体での中小企業等の脱炭素経営普及・高度化事業のうち、 (3) 排出量算定・データ共有の基盤整備事業



算定報告公表対象外事業者も含めて使用できるよう機能追加により、使用者の利用価値を向上させた基盤整備改修を図ります。

1. 事業目的

排出量情報を共有するためのプラットフォームや共通フォーマットがなく、企業間で排出量情報を共有するのに手間がかかっている。このため、排出量算定及びデータ共有・報告のための基盤を整備し、大企業・中小企業ともに排出量算定及びデータ共有・報告がし易い環境を整備する。

2. 事業内容

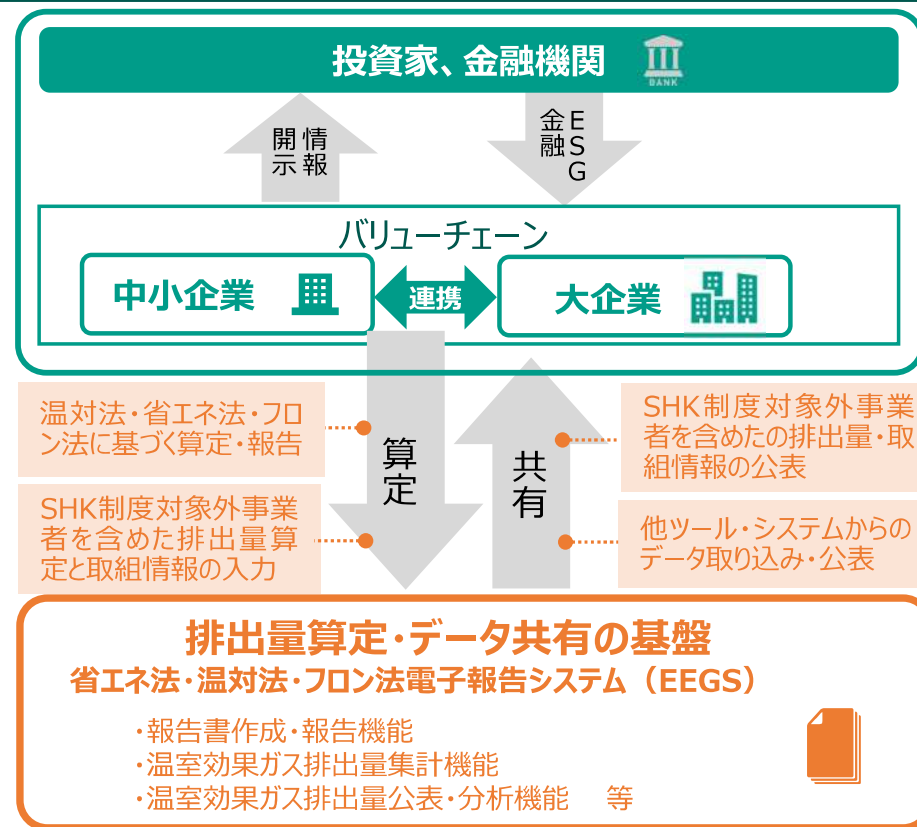
① 「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」保守運用・改修等事業

- 温対法等に基づく報告と温室効果ガス排出に関する情報の統合管理を目的とする「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」(EEGS)について、保守・運用や問合せ対応を行う。
- 排出量算定・データ共有に係る企業ニーズの高まり等を踏まえ、以下の改修を行う。
 - ・「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」(SHK制度)の見直しを受けたアルゴリズムの変更・追加EEGS外のGX関連システム及び各種算定ツール・システムを用いて算定した排出量等のデータをEEGSに取り込み、EEGS上でそれらを公表する機能の追加等
- 企業・投資家・金融機関のニーズ等も踏まえつつ、排出量情報プラットフォームの在り方を検討するとともに、EEGSの利用価値を向上するための方策や機能拡充等について検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和5年度～令和7年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室 03-6205-8277



【令和7年度要求額 16百万円（16百万円）】

脱炭素社会・資源循環社会・自然共生社会の三社会の課題解決を統合的に促進し、我が国企業の産業競争力向上と環境保全を同時達成

1. 事業目的

カーボンニュートラル（CN）、ネイチャーポジティブ（NP）やサーキュラーエコノミー（CE）を志向して、TCFDやTNFD等によりサプライチェーンにおける様々な環境負荷の削減努力とその開示が企業に求められている。企業価値の向上につながる取組手法の具体化や開示支援等の施策を実施し、これらの国際動向に対応しつつ、我が国企業の産業競争力強化と持続可能な社会の構築の同時達成を実現する。

2. 事業内容

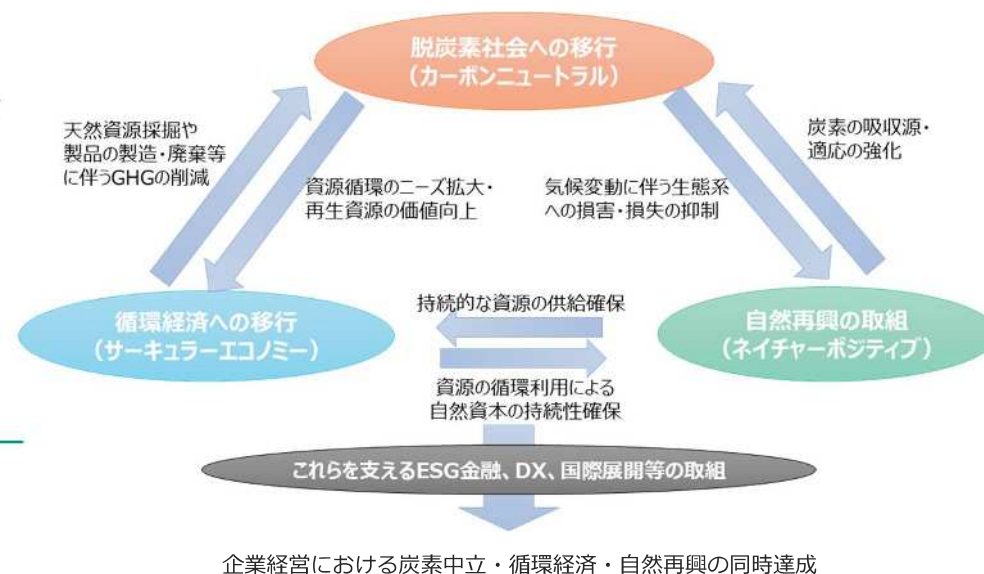
- G7で合意された「循環経済及び資源効率性原則」（CEREP）を企業が広く経済活動に実装していくための調査・分析や、循環経済・資源効率性アプローチによる他分野（気候変動、生物多様性関連リスク）への統合的取組も含め、当該アプローチにより生じる事業へのリスクと機会の特定や企業評価への影響等に関する調査・分析等を行う。
- 企業がNPに貢献し、自然資本に関連した新しい環境ビジネスの創造や企業価値の向上が進むよう、開示情報を活用した投融資の観点も踏まえた企業の取組の調査・分析を行う。また、NPのうち特に、企業活動により消費する水資源よりも多くの水を供給するウォーターポジティブ（WP）について、日本の企業の実態把握、対策関連技術の市場調査等を行う。
- これらを統合して、企業経営における炭素中立・循環経済・自然再興の同時達成を促進することを目指す。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度～令和7年度

4. 事業イメージ

グローバルな企業活動の支援のため、CN・CE・NPの課題解決を部局間連携で推進。



お問合せ先： 大臣官房環境経済課（03-5521-8324）、自然環境局自然環境計画課 生物多様性主流化室（03-5521-8150）
水・大気環境局環境管理課（03-5521-8292）、環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室（03-5521-8324）



【令和7年度要求額 4,275百万円 (3,763百万円)】

デコ活等の推進により、将来にわたる質の高い暮らしを実現します。

1. 事業目的

「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)の推進を通じて、2030年度に2013年度比46%(特に家庭部門では66%)削減及び2050年カーボンニュートラルを実現する。具体的には、自治体・企業・団体・消費者と連携した国民運動として、「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを社会実装するためのプロジェクトを展開する。

2. 事業内容

我が国の温室効果ガス排出量の約6割が衣食住を中心とした家計関連であり、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、2030年度46%削減、家庭部門66%削減等の達成が必要であり、暮らし、ライフスタイルの分野で大幅な温室効果ガス排出量の削減が不可欠である。一方で、国民・消費者の9割が脱炭素という用語を認知しているが、具体的な行動に結びついていない現状である。

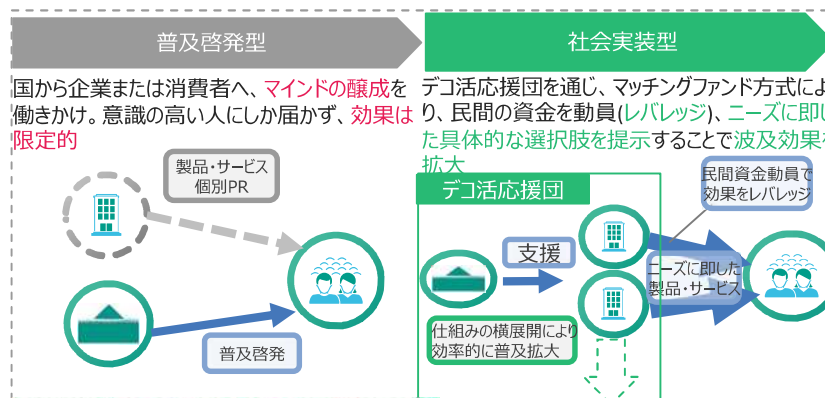
このため、デコ活の推進のためのプラットフォームであるデコ活応援団(官民連携協議会)を運営し、自治体・企業・団体・消費者等と連携を図りながら、デコ活を国民運動として推進する。また、マッチングファンド方式により、民間の資金やアイデア等を動員し、脱炭素にとどまらない資源循環やネイチャーポジティブ等も含めた生活領域全般における「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを効果的・効率的に社会に実装するためのプロジェクトを実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、請負事業、間接補助事業(補助率 定額(1/3相当))
- 委託先等 委託事業: 民間企業・団体、補助事業: 地方公共団体、民間企業・団体
- 実施期間 令和6年度～

4. 事業イメージ

従来の「普及啓発型」から、自治体・企業・団体等と連携して、消費者の行動変容を図る「社会実装型」の取組中心へとシフト



官民連携の下、衣食住/移動/買い物など、暮らしのあらゆる領域において「脱炭素につながる新しい豊かな暮らし」を強力に後押し



工場・事業場への脱炭素技術等の導入促進により、バリューチェーン全体でのCO2排出削減を加速します。

1. 事業目的

脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、個社単位の取組を超えて、企業間で連携してバリューチェーン全体でのCO2排出削減に取り組む先進的なモデルの創出を目指します。また、エネルギー起源CO2排出量のより少ない設備・システムへの改修を行う事業者を支援し、積極的な省CO2化投資を後押しするとともに、支援した知見を普及展開し、省CO2化の浸透を図ります。

2. 事業内容

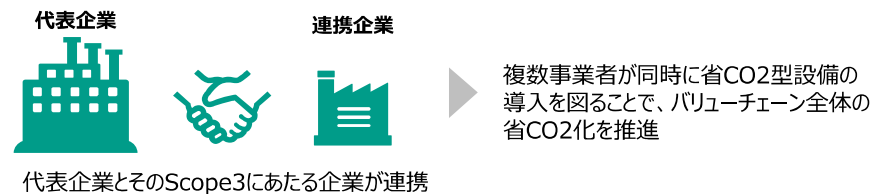
- ① **企業間連携による省CO2化推進事業（補助率：1/2、1/3、補助上限：5億円）**
大企業等（代表企業）がサプライヤー等の取引先（連携企業）の省CO2化を牽引し、Scope3排出量の削減を図るモデル的な取組を支援する（2カ年以内）。
- ② **省CO2型システムへの改修支援事業（補助率：1/3、補助上限：1億円または5億円）**
中小企業等におけるCO2排出量を大幅に削減する電化・燃料転換・熱回収等の取組により、CO2排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備導入等※を支援する（3カ年以内）。
※複数事業者が共同で省CO2型設備を導入する取組や既存システムへの設備追加により省CO2化を図る取組を含む
- ③ **DX型CO2削減対策実行支援事業（補助率：3/4、補助上限：200万円）**
DXシステムを用いた中小企業等の設備運用改善による即効性のある省CO2化や運転管理データに基づく効果的な改修設計などのモデル的な取組を支援する（2カ年以内）。
- ④ **工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（※継続案件のみ）**
- ⑤ **工場・事業場の脱炭素化に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討等（委託）**
効果的なCO2削減手法について整理・分析・課題解決の検討を行い、普及促進に向けた取組を行う。

3. 事業スキーム

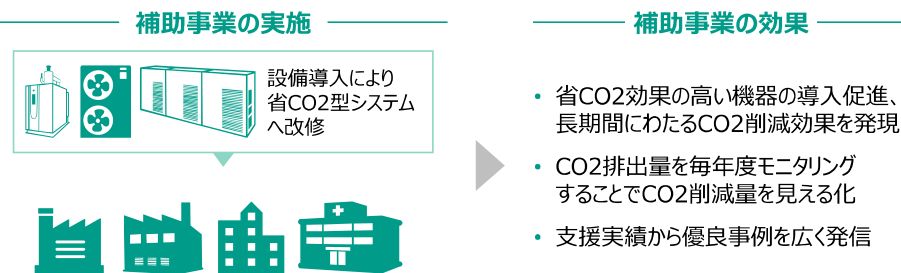
- 事業形態：①②③④間接補助事業・⑤委託事業
- 補助対象：民間事業者・団体
- 実施期間：令和7年度～令和11年度

4. 事業イメージ

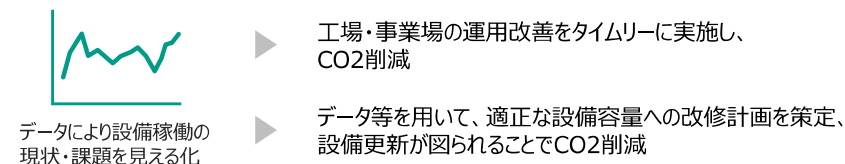
① 企業間連携による省CO2化推進事業



② 省CO2型システムへの改修支援事業



③ DX型CO2削減対策実行支援事業



コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業

(一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業)



【令和7年度要求額 7,000百万円 (7,000百万円)】

コールドチェーンにおける脱炭素型自然冷媒機器の導入を支援するとともに、既設機からのフロン排出抑制方法を検証することで、脱フロン・脱炭素型冷凍冷蔵機器への迅速かつ効率的な移行実現を図ります。

1. 事業目的

- ① モントリオール議定書に即した代替フロンの着実な削減の実行のため、代替フロンから自然冷媒への転換を支援
- ② 省エネ、再エネ活用に取り組む事業者への積極的な支援により、コールドチェーンの脱フロン化・脱炭素化を推進
- ③ 一定の需要を生み出すことにより自然冷媒機器の低価格化を促進
- ④ フロン排出抑制法の取組強化と相まった温室効果ガスの大幅削減に向けた検証

2. 事業内容

我が国において、温室効果の高い代替フロンの排出量は増加傾向を示しており、2050年カーボンニュートラルの目標達成のために迅速な排出量削減が必要。代替フロンの迅速かつ効率的な排出削減のためには、規制的措置に加えて、脱フロン・脱炭素型の自然冷媒機器への転換の促進、また、過渡期においては、既設機からのフロン排出抑制に取り組む必要があり、それらを推進するために以下の事業を行う。

(1) 脱炭素型自然冷媒機器の導入支援事業 (間接補助事業)
国民生活に欠かせないコールドチェーンを支える冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗を営む中小企業等の脱炭素型自然冷媒機器の導入費用に対して補助を行う。

(2) フロン類対策による省CO2効果等検証事業 (委託事業)
冷媒対策を通じた温室効果ガス削減に係る市場動向や技術動向の調査等を実施し、最新技術等によるエネルギー起源のCO2排出削減効果・代替フロン排出削減効果を分析・検証し、効果を最大化する今後の普及措置を検討する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1)間接補助事業 補助率：原則 1 / 3
※大企業に関しては、自然冷媒機器への転換に先導的に取り組んでいることを条件とし、かつ、再エネ活用や高水準の省エネ化の取組を評価する。
※自然冷媒機器導入費用に対する補助であり、再エネ設備等の導入費用は補助対象外

(2)委託事業

- 補助・委託対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ

(1) 脱炭素型自然冷媒機器の導入支援事業



脱炭素型自然冷媒機器の例



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室 電話：0570-028-341



【令和7年度要求額 720百万円（320百万円）】

グリーンファイナンスの健全かつ適切な拡大とESG金融の主流化に向けた取組を推進します。

1. 事業目的

2030年度の温室効果ガス46%削減や2050年カーボンニュートラルの国際公約の達成に向けた今後10年間の150兆円超の投資実現のために、グリーンファイナンス市場の健全かつ適切な拡大とESG金融の普及・実践を促進する。

2. 事業内容

我が国における脱炭素化に向けては、グリーンファイナンス市場の健全かつ適切な拡大と、ESG金融の主流化が必要。本事業では、グリーンファイナンス市場における新規市場参加者の裾野拡大やグリーン性の担保とともに、ESG金融の普及・実践に取り組む。

- (1) グリーンファイナンス市場環境整備事業（委託）
 - ・国内外の市場動向、取組事例や手法等の収集・分析、情報発信、市場整備方策検討
 - ・金融機関の投融資先排出量算定・削減方策検討・開示促進
- (2) グリーンファイナンス市場拡大促進事業（委託・補助）
 - ・グリーンボンド等の発行支援を行う者を登録するサポーターズ制度の運営
 - ・資金調達時の追加的外部レビュー費用等の補助
- (3) ESG地域金融実践促進事業（委託）
 - ・地域金融機関が直面する経営課題の調査・分析、個別のコンサル支援による優良事例創出、普及啓発
- (4) ESG金融主流化事業（委託）
 - ・ESG金融に関する統一的な情報発信や優良事例の展開

3. 事業スキーム

■事業形態	委託事業	■事業形態	間接補助事業（補助率：外部レビュー費用 4/10又は6/10、コンサルティング費用 5/10、上限：20百万円）
■委託先	民間事業者・非営利団体等	■補助対象	民間事業者・団体等（登録を受けた調達支援者）
■実施期間	令和5年度～令和9年度	■実施期間	令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



金融のグリーン化推進事業



【令和7年度要求額 70百万円（74百万円）】

我が国におけるESG金融の普及・促進に向けて、取組の質の向上と裾野の拡大を支援する施策を実施します。

1. 事業目的

- ① あらゆるアセットクラスにおけるESG要素の考慮を促すことで、多様なESG金融の考え方・手法の確立・普及を図る。
- ② 地域金融機関によるESG地域金融の実践支援を通じて、先進的なモデルケースの創出による知見の蓄積・周知を図る。
- ③ 地域金融機関等に対してESG金融に関するセミナー等を開催し、関連した知識や問題意識の普及・啓発を図る。

2. 事業内容

国内のESG金融の主流化に向けて、金融のグリーン化に対する金融機関等への更なる普及・啓発、環境金融市場の整備が必要である。本事業では、環境金融の質の向上と裾野の拡大を支援する。

(1) 環境投融資促進のための市場拡大支援

資源循環等の環境保全対策に資するグリーンボンド等の資金調達支援、環境情報の開示及び開示情報の適切な利活用推進、新たなグリーンファイナンス手法に関するモデル事例の創出、普及拡大に向けた調査・検討

(2) ESG金融の普及促進

環境・社会に対するインパクトの創出、地域の持続可能性の向上等に資する取組を行う地域金融機関等を支援しESG 地域金融実践の先進的な事例を創出

(3) 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」等の活用充実

金融機関の各業態における環境金融の取組状況に関する調査、地域金融機関等における環境金融の普及・啓発を目的としたセミナー等の開催 等

3. 事業スキーム

- | | |
|----------------|----------------|
| ■ 事業形態 | 請負事業・委託事業・補助事業 |
| ■ 請負先・委託先・補助対象 | 民間事業者・団体 |
| ■ 実施期間 | 平成25年度～ |

4. 補助対象、支援対象の例、事業イメージ

(1) 環境投融資促進のための市場拡大支援

- ・グリーンボンド等の外部レビュー費用、フレームワーク策定のためのコンサルティング費用を補助。
- ・新たなグリーンファイナンス手法に関するモデル事例の認定、評価の支援、情報発信を通じた普及啓発 等



(2) ESG金融の普及促進

- ・地域金融機関に対し、ESGを考慮し、地方創生に資する金融行動をすることのできる仕組みや体制作りを、個別のコンサルテーション等を通じて支援する。



- ・令和4年度は8案件（10機関）を採択。
令和5年度は8案件（9機関）を採択。

(3) 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」等の活用充実

<環境金融に関する調査>

- ・各業態における環境金融に関する取組の実態について、セクター別に調査を実施。

<環境金融に関するセミナー>

- ・地域金融、保険業務等、テーマ別に分類した5つのWGにより合計12回程度開催予定。



お問合せ先： 環境省大臣官房環境経済課環境金融推進室 電話：03-5521-8240

OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業



【令和7年度要求額 403百万円（346百万円）】



2030年ネイチャーポジティブ達成に向けて、OECMを活用した民間・地域の取組を促進します。

1. 事業目的

- ①新法・生物多様性増進活動促進法に基づき、企業等による「ネイチャーポジティブ活動（※）」を促進するために、
 - ・「ネイチャーポジティブ活動」を促進するためのインセンティブを構築。
 - ・「ネイチャーポジティブ活動」による環境価値を評価する仕組みを構築。
- ②海域OECM等の検討、日本のOECMの考え方等の国際発信、自然再生活動の推進に関する取組を実施。

(※) 生物多様性増進活動促進法に基づき、生物多様性を維持・回復・創出する活動

2. 事業内容

- (1) 「生物多様性保全推進支援事業」によって、地域の「ネイチャーポジティブ活動」を支援。
- (2) 企業等の活動促進につながるインセンティブ（支援証明書制度、マッチングの仕組み等）を構築、運用。
- (3) 各ネイチャーポジティブ活動の特徴等が可視化されるよう、環境価値を評価する仕組み等を構築。
- (4) 海域OECM等の国の制度に基づくOECMの検討を加速化。
- (5) 日本のOECMの考え方や認定の仕組みについて、国際発信。
- (6) 自然再生など失われた自然を回復・創出する取組を促進。

3. 事業スキーム

○事業内容	(2)～(6)	(1)
■事業形態	請負事業	交付金(3/4、1/2又は定額)
■請負先/対象	民間事業者等	地域生物多様性協議会(非営利団体、自治体等)等

4. 事業のイメージ

OECM：保護地域以外の生物多様性保全に資する区域



お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課、生物多様性主流化室 電話：03-5521-8343

独立行政法人環境再生保全機構運営費交付金（うち、地域生物多様性増進活動促進業務）



【令和7年度要求額 312百万円（新規）】環境省

2030年ネイチャーポジティブの実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進します。

1. 事業目的

- ① 令和6年4月に成立した「生物多様性増進活動促進法」に基づき、企業等による、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「増進活動実施計画」等の認定事務を実施。
- ② 地域における生物多様性増進活動の質を向上させるとともに、企業等の新たな参画を促すため、活動のフォローアップ、有識者マッチング、現地研修等を実施。

2. 事業内容

2030年「ネイチャーポジティブ」の実現と、「30by30」目標の達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、里地里山や企業緑地等のOECDの設定促進が必要。

また、企業経営においても、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、生物多様性や自然資本の重要性が高まっている。

以上の背景から令和6年4月に成立した「生物多様性増進活動促進法」に基づき次の事業を実施し、企業等による地域における生物多様性増進活動を促進する。

<認定事務>

- ・本制度の総合窓口として「増進活動実施計画」等の認定申請に係る相談の受付、助言
- ・「増進活動実施計画」等の予備審査、有識者審査委員会の実施、認定結果の通知等
- ・OECD国際データベース登録用のGISデータ作成 等

<活動支援・普及啓発>

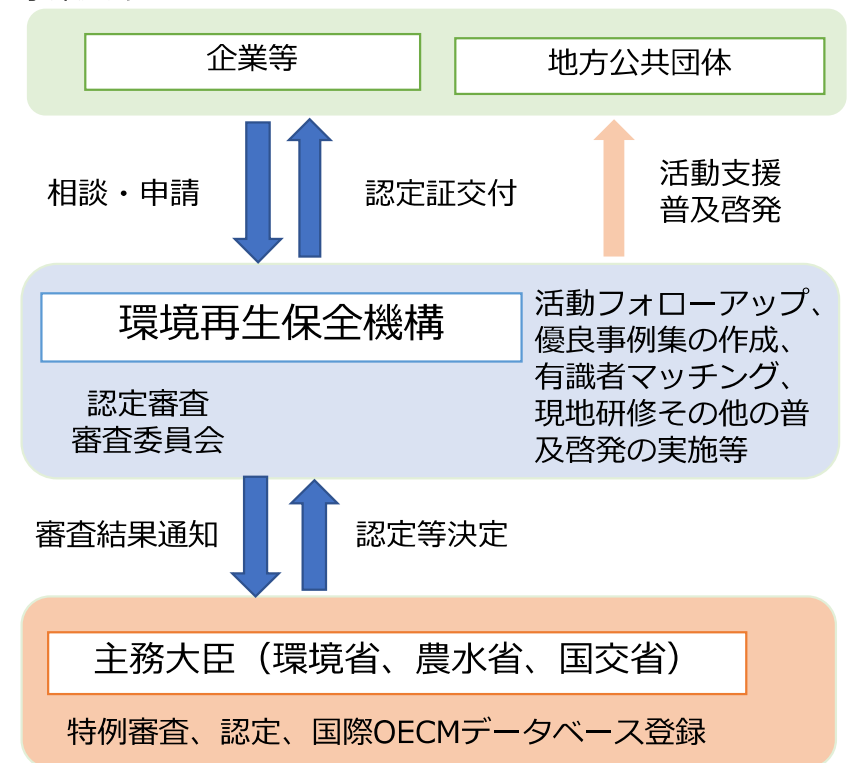
- ・認定された計画に基づく活動状況・結果の確認等のフォローアップ
- ・計画の公表、整理、優良事例集の作成、現地研修の実施
- ・増進活動の手法選択やモニタリングに知見を有する有識者とのマッチング

3. 事業スキーム

- 事業形態 運営費交付金
- 対象 民間事業者・団体/非営利団体/地方公共団体
- 実施期間 令和7年度～

4. 事業イメージ

○事業スキーム



お問合せ先： 環境省大臣官房総合環境政策統括官グループ総合政策課、自然環境局自然環境計画課
電話：03-5521-8228、03-5521-8343

希少種保護対策費



【令和7年度要求額 737百万円（700百万円）】 環境省

環境省レッドリスト改定と国内希少野生動植物種の追加指定等を進め、多様な主体と連携した保護を推進します。優先度が特に高い希少種については保護増殖事業等を実施し、種の絶滅を回避し、健全な状態に改善します。

【本省予算】

1. 事業目的

- ① 絶滅のおそれの評価等を行い、特に対処が必要な種について法令による規制や保全策をとることで、種の絶滅を回避
- ② 保護増殖事業等の取組を進め、生息・生育状況を長期的に健全な状態まで改善

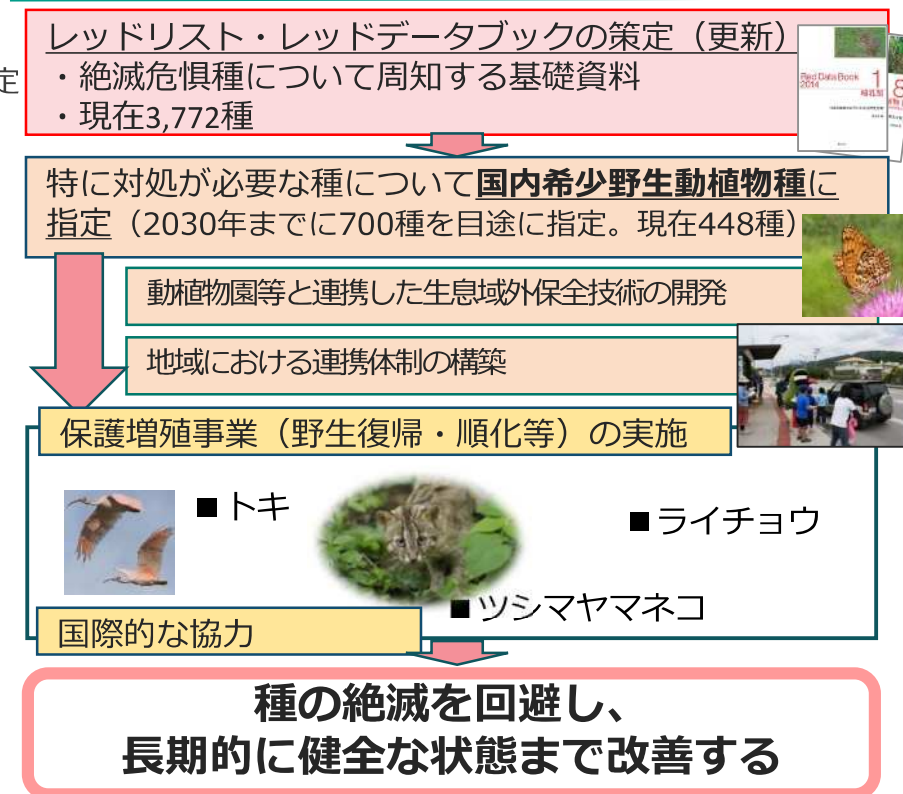
2. 事業内容

- ① 絶滅危惧種の選定及び国内希少野生動植物種の指定等
 - ・第5次レッドリスト策定に向けた調査・検討、国内希少野生動植物種の追加指定
 - ・動植物園等における生息域外保全の実施方針の検討、域外保全技術の開発 等
- ② 国内希少野生動植物種等の保全に対する地域体制の構築等
- ③ 地方公共団体への委託による、地域の知見を生かした保護増殖事業の実施
 - ・飼育下繁殖、野生個体への給餌等種に応じた対策（トキ、タンチョウ等）
- ④ 野生復帰に向けた順化等事業の実施
 - ・野生復帰計画の策定、順化訓練、モニタリングの実施等
- ⑤ 希少種をシンボルとした地域づくり推進事業（能登半島地域復興対策）
 - ・トキの野生復帰を通じた地域振興や体制構築、マニュアル整備等
- ⑥ 日中共同トキ保護計画に基づくトキ保護推進協力事業
 - ・中国におけるトキ野生復帰に向けた調査協力、日中の技術交流等

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、請負事業
- 請負先 地方公共団体、民間事業者・団体、非営利団体
- 実施期間 平成5年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 自然環境局 野生生物課 希少種保全推進室 電話：03-5521-8353

【地方予算】

1. 事業目的

- ① 国内希少野生動植物種のうち、特に優先度が高いものについて地域の実態に即した保護増殖事業を実施。
- ② 種の保存法に基づく生息地等保護区について、既指定10箇所の維持管理、新規指定のための調査を実施。
- ③ ①②の取組を通して、種の絶滅の回避、生息・生育状況の改善を図る。

2. 事業内容

①各地域における保護増殖事業の実施

- ・積極的に保護増殖を図る必要があるとして保護増殖事業計画が策定された種について、計画に基づき生息状況の調査、生息環境の整備、生息を脅かす要因の排除（密猟、交通事故対策など）、飼育繁殖、野生復帰、普及啓発、これらに係る専門家等との検討会などの実施。
- ・対象種ごとに、生息数及び生息環境についての定量的目標設定など、保護増殖事業の完了に向けた検討。

②生息地等保護区の維持管理、新規指定に向けた調査検討

- ・巡視、生息状況把握調査、維持保全作業、制札等の整備、違法捕獲等防止柵の設置等の維持管理の実施。
- ・生息状況把握調査、関係者との調整、図面作成等、新規指定の調査検討。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間団体等
- 実施期間 平成18年度～

4. 事業イメージ

保護増殖事業（69種※）

※対象種は保護増殖事業計画が策定されている76種のうち、トキと令和3年以降に計画が策定された5種を除く69種

種ごとに地域実情に応じた事業実施

- <ほ乳類> ツシマヤマネコ、イリオモテヤマネコなど4種
- <鳥類> イヌワシ、ライチョウ、ヤンバルクイナなど14種
- <両生類> アベサンショウウオ1種
- <魚類> ミヤコタナゴ、アユモドキなど4種
- <昆虫類> ベッコウトンボ、オガサワラシジミなど10種
- <貝類> 小笠原産産貝類20種
- <植物> キタダケソウ、レブンアツモリソウなど16種



ライチョウ



イタセンバラ

生息状況の調査、生息地の環境整備、外来種除去、野生復帰、飼育繁殖、密猟対策、普及啓発等

生息地等保護区（7種10箇所）

国内希少野生動植物種のうち、生息・生育地を嚴重に保全する必要がある場合に指定。

- ・ 開発行為の規制
- ・ 生息・生育環境の保全

■ 維持管理



巡視



制札等の整備

■ 新規指定の調査



関係者との調整

種の絶滅を回避し、
長期的に健全な状態まで改善する



【令和7年度要求額 90百万円（25百万円）】

良好な水環境・水循環等の確保に資する施策を統合的に推進します。

1. 事業目的

良好な水環境等の保全・再生・創出や健全な水循環等の確保について、地域の優良活動創出・モデル構築により国民のウェルビーイングや地域の魅力向上を実現する。また、湧水保全・利用による災害への対応強化や、水環境保全政策に景観や水生生物保全等の多様な観点を新たに盛り込むための調査検討を行う。

2. 事業内容

①良好な水環境等の創出モデル事業

・水源から里海までの水環境保全に資する活動等を対象に、安全でおいしい水の確保、酒造等の地域産業への活用、美しい景観の保全、藻場干潟の保全再生創出など良好な水環境創出・水循環の維持回復につながるモデル事業を実施。

②災害時を含む湧水の保全・利用推進事業

・能登半島地震で注目された湧水の保全と利用について、事例収集・調査検討を通じ、災害時の利用の観点を盛り込んだガイドライン策定等を実施。また、先進事例の把握・共有のため、湧水保全ポータルサイトの充実化等普及を促進。

③多様な観点を取り入れた水環境保全施策に関する調査検討

・国民ニーズの変化を踏まえ、これまで汚濁対策を重点に進めてきた水環境保全施策に、景観や水生生物保全等の観点を新たに盛り込むための調査検討を実施し良好な水環境の創出を推進する制度を提案。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度～令和11年度

4. 事業イメージ



水源保全のための
地下水質調査



水源林の管理活動



アマモの
再生活動



酒造への地下水の
供給



清浄な水道水の維持



豊かな里海
創出

国民のウェルビーイングや地域の魅力度・活力を向上させる
水環境・水循環等を実現



「豊かな海」の確保の観点から、海域ごとの実情に応じた海域管理の実現に向けた取組を推進します。

1. 事業目的

- ① 瀬戸内海環境保全特別措置法の令和3年度の改正により栄養塩類管理制度が追加されたことを踏まえ、近接する湾・灘ごとの栄養塩類の影響の把握や、栄養塩類管理と生物多様性及び生物生産性の関係把握のための調査等を実施することにより「きれいで豊かな海」を確保する。
- ② 水質等の改善のみならず、炭素固定機能として着目されるなど、豊かな海づくりに欠かせない藻場・干潟について、閉鎖性海域における分布状況把握のための調査や炭素固定量の把握調査（ブルーカーボンの観点を踏まえた炭素吸収量等の把握と活用方法の検討）を実施し、里海づくり活動への還元を図る。

2. 事業内容

① 地域における豊かな海づくりの促進

- (1) 栄養塩類管理の課題が入り組んだ海域間の影響等の把握調査・検討
- (2) 栄養塩類管理の生物多様性・生物生産性確保に対する効果等の検証

② 閉鎖性海域における炭素吸収量等の調査等

- (1) 藻場・干潟分布状況調査
(主要な閉鎖性海域を対象とした分布状況の把握)
- (2) 閉鎖性海域における炭素固定量の把握調査
(ブルーカーボンの観点を踏まえた炭素吸収量等の把握と活用方法の検討)

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成22年度～

4. 事業イメージ



① 地域における豊かな海づくりの促進

- 課題
- ・ 栄養塩類の過多による赤潮の発生、不足によるノリの色落ち等、近接する海域同士の利害の不一致。（地域内合意形成の難航）
 - ・ 水産資源のみに着目した栄養塩類管理の効果検証。

事業 ①(1)(2)実施

- ・ 地域内での円滑な合意形成、事業実施の促進
- ・ 生物多様性の観点からの評価指標の設定、生態系全体への効果の検証

② 閉鎖性海域における炭素吸収量等の調査等

- 課題
- ・ 炭素吸収・固定機能を持つ藻場・干潟等の網羅的な状況把握。
 - ・ ブルーカーボンとしての藻場・干潟等の活用と保全・再生等の活動の両立、投資の呼び込み。

事業 ②(1)(2)実施

- ・ 我が国温室効果ガスインベントリ算定への貢献、オープンデータとしての利活用。
- ・ 藻場・干潟の保全とブルーカーボン機能等の適切な利活用を持続的に実施する手法の確立。

「きれいで豊かな」海を実現し、全国の閉鎖性海域等へ取組を拡大！

生物多様性保全等のためのモニタリング等事業費



【令和7年度要求額 653百万円（488百万円）】 環境省



調査・モニタリングにより生物多様性・自然資本の情報基盤を整備し、オープンデータとして発信します。

1. 事業目的

我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用に係る効果的な取組に寄与するため、生物多様性国家戦略に基づき、各種施策に結びつく科学的な基盤情報や基礎的データの収集と整備、情報提供・利活用促進、普及啓発等を行い、もって、生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進につなげます。

2. 事業内容

- (1) 生物多様性センター維持運営、整備、設備更新
標本資料等の収集管理、情報提供・利活用促進、普及啓発等。
- (2) 自然環境保全基礎調査
全国的な観点から自然環境の現状と変化を空間的に把握し、基盤情報を整備する自然環境保全基礎調査を実施。速報性を重視した衛星植生図を5年間で整備。
- (3) 地球規模生物多様性モニタリング推進事業
各生態系の調査サイトにおいて、生物多様性の現状と変化を定量的・質的に時系列で把握する調査（モニタリングサイト1000）を実施。企業等が実施するモニタリングの成果を統合的に活用するための仕組みの構築。
- (4) 地球規模生物多様性情報システム整備推進
上記(1)～(3)で収集・整備した情報を、インターネットを介し国内外へ広く提供する「生物多様性情報システム（J-IBIS）」を構築・管理運営。データのアクセサビリティの向上のためデータの標準化の推進。
- (5) 能登半島自然環境調査
能登半島の震災からの自然を活用した復興に資するため、重要な自然環境の震災後の現状等を調査。

3. 事業スキーム

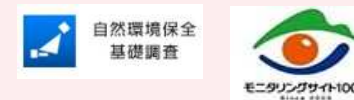
- 事業形態 委託事業・請負事業
- 請負先、委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 昭和48年度～

4. 事業イメージ

- (1) 生物多様性センター維持運営
- (2) 自然環境保全基礎調査
- (3) モニタリング1000



動植物標本等の収集・保管・活用、普及啓発等



全国の生物多様性調査、モニタリング

- (4) 生物多様性情報システム

データ集約・提供



- (5) 能登半島自然環境調査

自然環境情報の収集、重要な自然環境の抽出



お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性センター 電話：0555-72-6033

森林等の吸収源対策に関する国内基盤整備事業費



【令和7年度要求額 73百万円（73百万円）】

森林等の排出・吸収量を継続的に把握し、ブルーカーボン等新たな吸収源の適切な評価を実施する。

1. 事業目的

- ① 2030年度目標達成及び2050年ネット・ゼロ実現のため、パリ協定下での吸収源評価を適切に実施する。
- ② ブルーカーボン等の新たな吸収源について情報整理、評価・検証を強化する。

2. 事業内容

2030年目標達成及び2050年ネット・ゼロ実現のため、温室効果ガスインベントリにおける吸収量の継続的な評価は必要不可欠である。特にネット・ゼロ実現にあたり、二酸化炭素の排出が避けられない分野も引き続き存在することから、**新たな吸収源の検討・評価の重要性は高まっている**。その中でも、**ブルーカーボンについては、ネイチャーポジティブ・サーキュラーエコノミーとの統合的推進に関する先端的な取組であり、特筆して評価が必要**である。以上を踏まえ、引き続き吸収源分野におけるインベントリの作成・評価を適切に実施するとともに、**ブルーカーボン等新たな吸収源の評価・推進に資する調査事業**を実施する。

<事業構成>

- 1. パリ協定の実施に向けた検討及び国際交渉等への対応
- 2. 吸収源に関する温室効果ガスインベントリの作成・評価等

3. 新たな吸収源による吸収量評価・検証等調査

- (1) 関係省庁を巻き込んだ新たな吸収源対策に係る検討体制の確保
- (2) 新たな吸収源による吸収量の新規算定及び改善に向けた情報整理と評価・検証

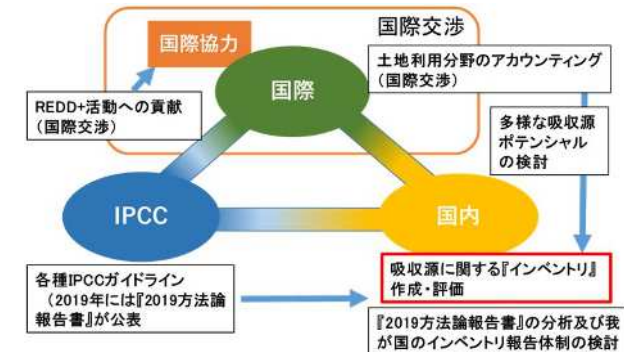
4. 我が国の先進事例等の国際発信、国際協力の推進

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 平成11年度～

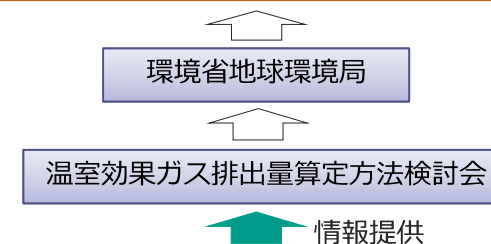
4. 事業イメージ

- 1. パリ協定の実施に向けた検討及び国際交渉等への対応



- 2. 吸収源に関する温室効果ガスインベントリの作成・評価等

温室効果ガスインベントリ（毎年）、隔年透明性報告書（R5年以降、隔年）、国別報告書（4年ごと）をUNFCCCへの提出・審査対応



新たな吸収源対策の吸収量に関する情報整理及び評価

お問合せ先： 環境省 地球環境局 総務課 脱炭素社会移行推進室 電話：03-5521-8244

自然公園等事業費等



環境省

【令和7年度要求額 9,312百万円+事項要求(8,235百万円)】

国立公園等の優れた自然風景地の保護と安全で快適な利用の推進、中長期的な視点による施設管理を図ります。

1. 事業目的

- ①国立公園等の保護及び利用上重要な事業の実施並びに国民公園等の施設の整備・維持管理の実施
- ②国立公園等の利用環境の向上（外客等受入環境整備含）による地域経済回復及び国民生活向上への貢献
- ③自然公園等施設における炭素削減及び近年の気候変動による災害激甚化へ対応するための防災・減災対策
- ④国立公園等での自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生（ネイチャーポジティブ）
- ⑤施設の予防保全型管理水準の向上、中長期的な視点に立った効率的な施設の管理の実施

2. 事業内容

ネイチャーポジティブの実現に向けて、国土・地域（エリアベースド）の視点からとりわけ国立公園等の優れた自然環境の保全地域について、「ストックとしての自然資本の維持回復等」と「優れた自然資本の価値を持続可能に活用した地域経済の高付加価値化」の取組の推進が必要です。そのために、国立公園、国民公園等における施設整備や自然再生等の事業、長寿命化対策を実施し、国立・国定公園等において地方公共団体が行う施設整備等の事業について支援します。

- ・ 自然公園等の利用施設の整備、国が整備した施設等の維持管理
- ・ 国立公園での自然再生事業、生態系維持回復事業、国指定鳥獣保護区での保全事業（ネイチャーポジティブ）
- ・ 自然公園等施設における炭素削減等の気候変動、防災・減災対策（国土強靱化）
- ・ 国立・国定公園等で地方公共団体が実施する施設整備等の支援（交付金）
- ・ 自然環境等施設長寿命化対策に係る計画策定、改修工事
- ・ 国立公園で地方公共団体が実施する自然環境等施設長寿命化対策の支援

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業/交付金事業（国立公園50% 国立公園以外45%）
- 請負先・交付対象 請負事業：民間団体、交付金事業：地方自治体
- 実施期間 平成6年度～

4. 事業イメージ

事例1：国立公園の保護及び利用上重要な施設の整備



ビジターセンター、標識の整備

事例2：国立公園拠点施設整備による利用環境の向上



ビジターセンター整備

事例3：国立公園施設の強靱化



歩道の整備

お問合せ先：環境省自然環境局自然環境整備課、総務課、国立公園課、自然環境計画課、野生生物課 電話：03-5521-8281

世界自然遺産等保全対策費



【令和7年度要求額 504百万円（515百万円）】

世界自然遺産等の管理水準を向上させ、将来に渡ってその顕著で普遍的な価値を維持します

1. 事業目的

- ① 世界自然遺産地域等の重要な自然環境において順応的保全管理を推進する
- ② 外来種対策等を進め、核心的な価値である生態系や生物多様性の価値を将来に渡って維持する
- ③ 地域資源として国内外から多くの観光客を呼び込むとともに、適正な利用を推進し、持続的な地域振興に貢献する

2. 事業内容

2021年の奄美・沖縄の登録により、国内の候補地のすべてが世界自然遺産に登録された。今後は、条約でその将来に渡る保護が義務付けられている各地域の管理水準を向上させつつ、外来種等の新たに生じた課題に適切に対処する必要がある。このため、科学委員会等の運営により、長期のモニタリングや最新の科学的知見に基づく順応的保全管理を地域関係者と合意形成を図りながら推進し、世界遺産委員会から勧告・奨励されている外来種対策や観光管理、気候変動への対応等を進める。特に、生態系や生物多様性といった遺産の核心的な価値に横断的に影響を与える外来種や密猟対策を強化し、希少種をはじめ地域資源の価値を保全する。また、国内外から多数の観光客を呼び込む一方、密猟対策や希少種の交通事故対策といった適正な利用のコントロールを行い、持続的な地域振興に貢献する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間団体
- 実施期間 平成15年度～終了予定なし

4. 事業イメージ

国内5つの世界自然遺産地域



- ・ 科学的知見に基づく順応的保全管理
- ・ 外来種、密猟対策、希少種保全
- ・ 普及啓発 / 利用のコントロール 等

管理水準の向上により、世界自然遺産地域の顕著で普遍的な価値を将来に渡って維持し、持続的な地域振興に寄与

お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課 電話： 03-5521-8274

世界遺産保全管理拠点施設等整備費



【令和7年度要求額 301百万円（197百万円）】



世界自然遺産や野生生物の生息地等の保全・適正利用を推進し、持続可能な地域振興に貢献します。

1. 事業目的

- ① IUCN（国際自然保護連合）からも指摘された世界自然遺産保全管理拠点の整備により、適切な観光管理を図る。
- ② 野生生物保護センター、水鳥・湿地センター等の整備・改修・老朽化施設の撤去等を行い、国際的に重要な野生生物の生息地等の保全や適正利用を推進する。

2. 事業内容

国内外から多くの観光客が訪れる世界自然遺産においては、世界遺産条約に基づき最高水準の保全管理が求められている。このため、持続可能で適正な観光利用を推進しながら、オーバーユースを防止し、適切な保護管理及び利用者対応のための普及啓発体制を整える必要がある。

このような背景を踏まえ、世界自然遺産やラムサール条約湿地といった国際的に重要な野生生物のホット・スポットにおいて、適切な保護管理及び利用者対応のための普及啓発体制を整え、オーバーユースを防止するための保全管理施設等の整備等を実施するとともに、既存施設の機能の維持増進を図る。また、訪れるインバウンドを含む多人数の観光客が自然の価値を享受できる施設とし、公開・拡充の取組を推進することで、持続可能な地域振興に貢献する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 終了予定なし

4. 事業イメージ

○保全管理拠点等の整備



＜機能の例＞

- ・ 普及啓発
- ・ 立入手続
- ・ レクチャー
- ・ 展示、調査研究等

世界遺産やラムサール条約湿地等の我が国の傑出した自然環境や野生生物の生息地等を保全するとともに、適正な利用を推進し、地域の持続可能な観光振興に寄与

お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課 電話：03-5521-8274 / 環境省自然環境局野生生物課 電話：03-5521-8282

国立公園満喫プロジェクト等国立公園の保護と利用推進



【令和7年度要求額 2,164百万円 (2,143百万円)】 環境省



高付加価値観光の推進等の国立公園等の魅力向上とあわせて管理強化等を行い、保護と利用の好循環を図ります。

1. 事業目的

- 日本の国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進。利用者数だけでなく、滞在時間を延ばし、自然を満喫できる高付加価値観光を推進。広範な関係者と連携し、「保護と利用の好循環」を実現する。
- 国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上を図ることにより、優れた自然の風景地を保全し、健全な生態系を確保する。保護管理施策や管理体制の充実を図り、法令等に基づく適切な保全・管理を着実に実施する。

2. 事業内容

- 国立公園満喫プロジェクト推進事業をはじめとして、国立公園等の魅力向上・利用促進や、ロングトレイル、高付加価値観光等を推進するとともに、利用者負担の仕組み作りやオーバーツーリズム対策を実施する。各事業の実施に当たっては、地域協議会等の場を通して広範な関係者と連携し、自然環境の保全へ再投資される保護と利用の好循環を実現する。
- あわせて、国立公園等の保護地域の拡張等により、2030年までに陸域と海域の30%以上を保全する30by30目標を達成し、優れた自然の風景地を保全し、健全な生態系を確保する。
- 登山道の管理強化及び維持・補修、シカによる食害対策等、保護管理施策や管理体制の充実を図り、法令等に基づく適切な保全・管理を着実に実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、補助事業、交付金
- 請負先 民間事業者・団体／地域協議会
- 実施期間 平成13年度～

4. 事業イメージ



■ 国立公園満喫プロジェクト外の推進



■ 地域との連携（地域協議会）



■ 登山道の維持・補修



■ 利用者負担の仕組みづくり

お問合せ先： 自然環境局 国立公園課 電話：03-5521-8277／国立公園利用推進室 電話：03-5521-8271

国民公園等魅力向上推進事業



【令和7年度要求額 120百万円（120百万円）】 環境省



旧皇室苑地として国民公園等が持つ魅力を最大限活用するための取組を実施します。

1. 事業目的

- ① 文化・歴史・自然といった国民公園等の特徴を活かした取組により、各公園が持つポテンシャルを引き出し、一層の魅力の向上を図る。
- ② 来苑者による公園施設への負荷を緩和しながら、各国民公園等の各施設の利便性・安全性を確保する。

2. 事業内容

国民公園等は多くの文化財や歴史資源を有するとともに、旧皇室苑地としての上質な庭園環境を守りながら一般への利用に供していることが高い評価を受けている。著名な観光口コミサイトでは、新宿御苑が国内有数の観光地と位置づけられるなど高い注目を浴びており、(Trip adviser2023：全国5位、都内1位)、近年、国内外から多くの来苑者を迎えている。

このため、閉園時間を活用する特別開園等の実施、周辺地域と連携した様々な取組に加え、国の重要文化財などの魅力的な資源を活用した施設運営やキャッシュレス対応などの利便性・安全性を確保しつつ、民間によるイベント実施に向けた受入れ環境の整備を進めることで、それぞれの苑地が持つポテンシャルを更に引き出し一層の魅力の向上につながる取組を推進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 令和2年度～

4. 事業イメージ



キャッシュレス設備導入



民間イベントの実証
※写真は東京マラソン2024関連イベント

年度	事業概要
R 4	新宿御苑魅力向上推進事業(継続) 皇居外苑魅力向上推進事業(継続) 京都御苑魅力向上推進調査
R 5	新宿御苑魅力向上推進事業(継続) 皇居外苑魅力向上推進事業(継続)
R 6	新宿御苑魅力向上推進事業(継続)
R 7	新宿御苑魅力向上推進事業(継続) 皇居外苑魅力向上推進事業(継続)

お問合せ先： 環境省自然環境局総務課国民公園室 電話：03-5521-8672

生物多様性保全等のための基盤的事業費



【令和7年度要求額 97百万円（97百万円）】環境省

ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の変革を実現するため、多様な主体を巻き込んだ取組を推進します。

1. 事業目的

- 我が国の主張が国際的なルールメイキングの中に適切に反映されるよう、条約関連会合等において主導的な役割を果たす。
- 生物多様性国家戦略2023-2030の実施措置の強化や、地域の取組の技術的支援を実施する。
- 様々なステークホルダーと連携し、社会経済における生物多様性の主流化の促進に取り組む。

2. 事業内容

ネイチャーポジティブを実現するため、昆明・モンリオール生物多様性枠組を踏まえ2023年3月に閣議決定された生物多様性国家戦略2023-2030に関する施策を推進する。

(1) 生物多様性国家戦略推進費

- 昆明・モンリオール生物多様性枠組において大幅に強化された評価プロセスへの対応に向けた、生物多様性国家戦略2023-2030の指標の継続検討
- 生物多様性及び生態系サービスの総合評価の実施
- ネイチャーポジティブに資する自治体の目標・指標設定の技術的支援
- 生物多様性条約関連会合への交渉対応、我が国の取組の国際発信

(2) 自然生態系を活用した社会課題への対応推進費

- 自然を活用した解決策（NbS）の現場実装に向けた方法論の確立

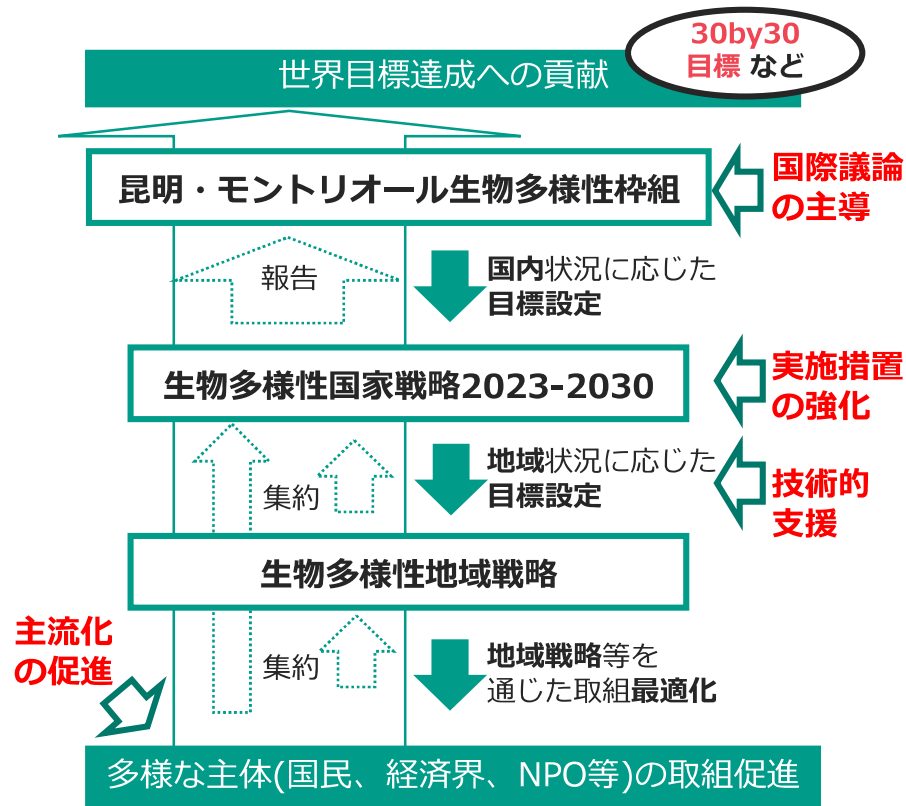
(3) 生物多様性主流化推進事業費

- 生物多様性の主流化に向けた各主体の取組の推進及び連携・協働を促す産官学民のステークホルダーによるプラットフォームの運営

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体／研究機関等
- 実施期間 平成20年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室 電話：03-5521-8273
 環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室 電話：03-5521-8150

潮流発電による地域の脱炭素化モデル構築事業



【令和7年度要求額 650百万円（650百万円）】

潮流発電システムの実用化技術の確立や商用展開に向けた実証を行います。

1. 事業目的

再生可能エネルギーの中でも、天候に左右されずに発電量を予測できる潮流発電技術の特色を活かした具体的なビジネスモデルを構築するとともに、技術的な実用化を達成することで、潮流発電事業の商用化を目指す。

2. 事業内容

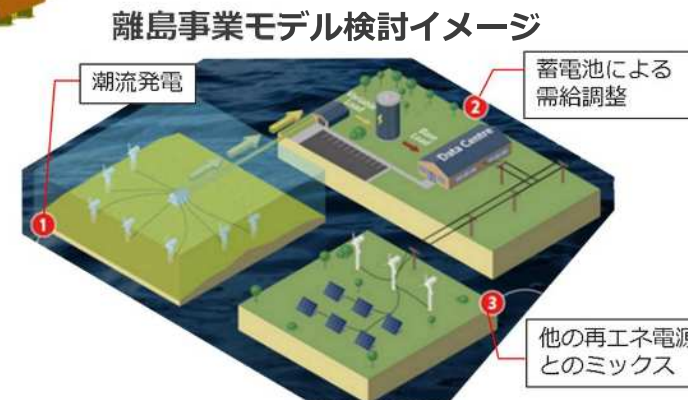
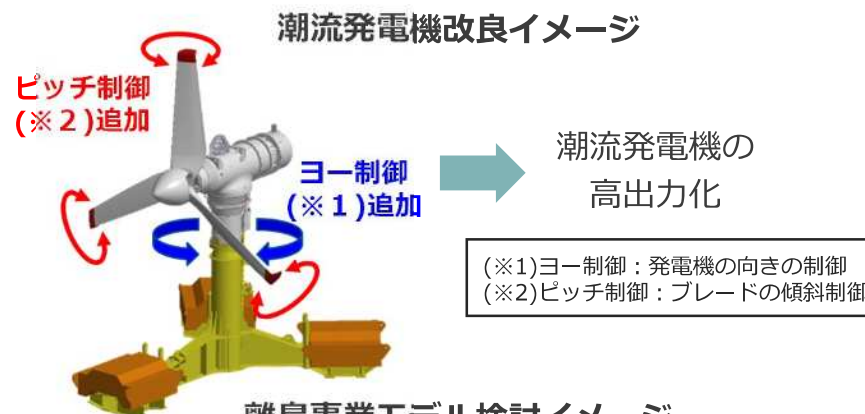
我が国は排他的経済水域面積世界第6位の海洋国であり、海洋再生可能エネルギーの大きなポテンシャルを有している。特に、潮流発電は一定した潮汐力により年間を通じて安定した発電が可能で、系統に与える影響が小さいなどの利点があり、海峡・瀬戸内海を中心として沿岸域に適地が存在する。長崎県五島市の実証事業にて、気象の影響を受けない発電実績が確認できており、今後は、長期運転や低コスト化に向けた課題をクリアして、普及に向けた道筋をつける必要がある。

本事業は、潮流発電機の高効率化による発電コストの削減、他の再生可能エネルギーとの組み合わせによる離島事業モデルの構築、潮流発電機を複数台設置したファーム化の経済性検討を行い、潮流発電システムの商用化に向けたビジネスモデルの構築を目指す。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和4年度～令和7年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

地域共生型廃棄物発電等導入促進事業



環境省

【令和7年度要求額 1,300百万円(新規)】

地域の廃棄物を地域エネルギーとして利活用することで、地域の脱炭素化及び地域貢献を推進する。

1. 事業目的

- 再生利用が困難な廃棄物について、廃棄物発電等によりエネルギーを創出・利活用する事業を推進する。
- PCBに汚染された変圧器等を高効率製品に交換にすることによるCO2削減推進、脱炭素化を推進する。

2. 事業内容

(1) 地域の廃棄物を活用した地域エネルギー創出事業

廃棄物エネルギーを利活用した地域共生・地域循環、社会全体での脱炭素化につなげるため、再生利用が困難なため焼却する廃棄物（廃プラ等）から熱回収等によりエネルギーを創出・活用し、かつ、災害廃棄物受入による地元自治体との協力体制の構築等を行う事業を支援する。これにより、CO2排出削減に加え廃棄物処理施設を自立分散型エネルギー源とし、**創出したエネルギーの地域内での利活用を促すとともに、地域・くらしの安全・安心、防災力の向上を目指す**。本事業では、地域貢献等の要件を満たす高効率熱回収に資する廃棄物発電設備等（熱や電気等を施設外でも確実に利用すること）の費用の一部を補助する。

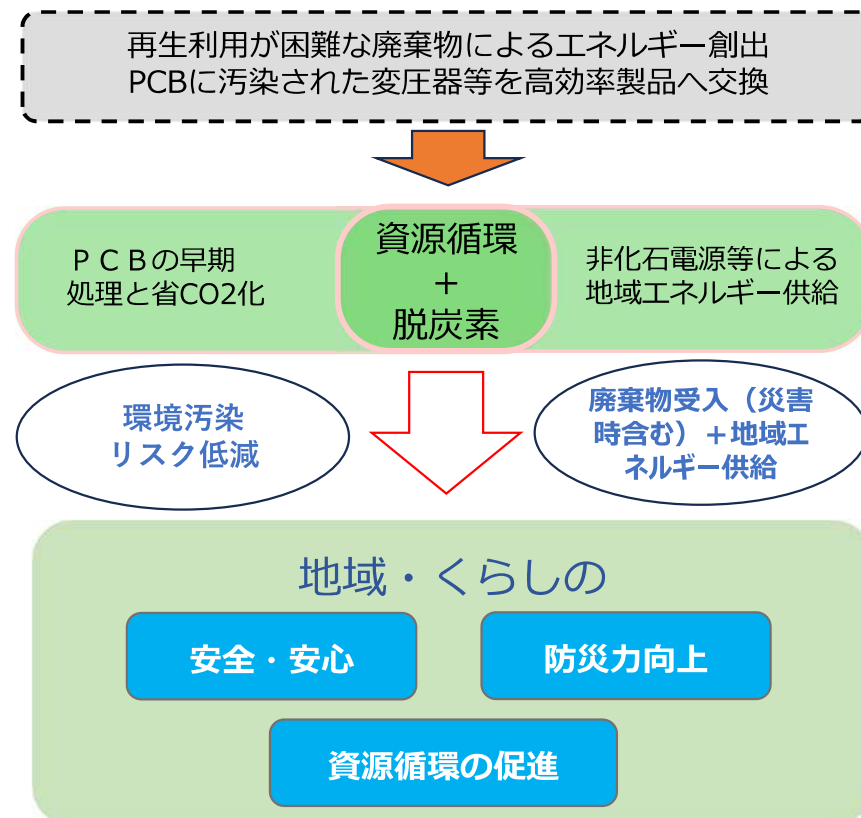
(2) PCBに汚染された変圧器等の高効率化によるCO2削減推進事業

高効率変圧器等の導入によるエネルギー起源CO2の排出削減、**交換により発生するPCB廃棄物の早期処理による災害時の環境汚染リスク低減等の政策目的の同時達成を図る**ため、変圧器等のPCB含有の有無の調査及びPCBに汚染された変圧器等の高効率製品への交換（リースによる導入も対象）に要する費用の一部を補助する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (1) 補助率 1/3 (上限1.5億円)
(2) 補助率 1/3 (上限100万円)、1/10
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 (1) 令和7～令和11年度、(2) 令和7～令和8年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 (03-6205-4903)



運輸部門の脱炭素化に不可欠な先進的システムを実証し、社会実装を前提とした脱炭素輸送モデルの構築等を図ります。

1. 事業目的

- ・ 電動化を始めとする運輸分野の脱炭素化に向けた技術の進展（基礎研究や製品開発）は動きが速いものの、関係者間の連携や社会受容性を高めるための取組が十分ではなく、社会実装が進まないことが課題となっている。
- ・ そのため本事業では、社会的な課題等を踏まえ優先的に取り組むべきと国が定めた分野について、先進的な技術やシステム等を導入し、環境負荷削減効果を把握・検証するとともに、社会実装する上で課題となる障害等の解決策を検討する。これにより、有望な要素技術の社会実装を促進する脱炭素輸送モデルを構築し、運輸部門を始めとしたモビリティの脱炭素化の加速化を図る。

2. 事業内容

(1) 先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業

車両の電動化に付随して開発されてきた様々な先端技術・システム等を実社会へ導入するためのモデル実証を実施する。例えば、商用車におけるエネマネ、車載型太陽光パネル、非接触給電等の実証を想定。

(2) 車両の電動化を支えるバッテリーのリユース・リサイクル促進事業

LiBの信頼性/耐久性/性能等について統一的に評価するための閾値の整理、標準化に向けた検討等のための実証を実施。

(3) 運輸部門の脱炭素化に向けた次世代型物流促進事業

重量車両等の電動化困難領域における脱炭素化に必要な技術的課題に対応する、革新的な取組（水素内燃機関、ドローン配送、自動搬送車両等）のモデル的な実証を行う。

(4) 農業機械の電動化促進事業

多様な現場において電動農機の利用及び生産性向上のモデルケースを形成する実証を行い、今後の電動農機の普及拡大につなげる。

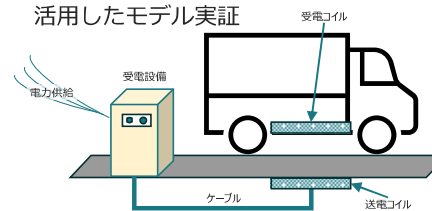
3. 事業スキーム

- 事業形態 委託、直接補助事業（補助率：1/2）、間接補助事業（補助率：1/2,2/3）
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 (1)～(3) 令和6年度～令和10年度
(4) 令和7年度～令和9年度

4. 事業イメージ

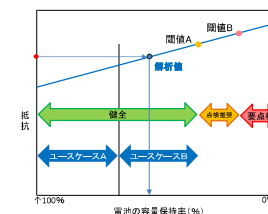
(1) 先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業

商用車における非接触給電を活用したモデル実証



(2) 車両の電動化を支えるバッテリーのリユース・リサイクル促進事業

劣化状況に応じた性能目標（閾値）の整理



(3) 運輸部門の脱炭素化に向けた次世代型物流促進事業

共同輸配送+ドローン配送によるラストワンマイル配送



(4) 農業機械の電動化促進事業

多様な現場でのモデルケースの構築

小型トラクタ 草刈り機





【令和7年度要求額 44,400百万円（令和5年度補正予算額 40,900百万円）】

2050年カーボンニュートラルの達成を目指し、トラック・タクシー・バスの電動化を支援します。

1. 事業目的

- ・ 運輸部門は我が国全体のCO2排出量の約2割を占め、そのうちトラック等商用車からの排出が約4割であり、2050年カーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス削減目標（2013年度比46%減）の達成に向け、商用車の電動化（BEV、PHEV、FCV等）は必要不可欠である。
- ・ このため、本事業では商用車（トラック・タクシー・バス）の電動化に対し補助を行い、普及初期の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

2. 事業内容

本事業では、商用車（トラック・タクシー・バス）の電動化（BEV、PHEV、FCV等※）のための車両及び充電設備の導入に対して補助を行うことにより、今後10年間の国内投資を呼び込み、商用車における2030年目標である8トン以下：新車販売の電動車割合20～30%、8トン超：電動車累積5000台先行導入を実現し、別途実施される乗用車の導入支援等とあわせ、運輸部門全体の脱炭素化を進める。また、車両の価格低減やイノベーションの加速を図ることにより、価格競争力を高める。

具体的には、省エネ法に基づく「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画の作成義務化に伴い、BEVやFCVの野心的な導入目標を作成した事業者や、非化石エネルギー転換に伴う影響を受ける事業者等に対して、車両及び充電設備の導入費の一部を補助する。

※BEV：電気自動車、PHEV：プラグインハイブリッド車、FCV：燃料電池自動車

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：差額の2/3、本体価格の1/4等）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和5年度～

4. 事業イメージ

【トラック】補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象車両の例



EVトラック/バン



FCVトラック

【タクシー】補助率：車両本体価格の1/4 等

補助対象車両の例



EVタクシー



PHEVタクシー



FCVタクシー

【バス】補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象車両の例



EVバス



FCVバス

【充電設備】補助率：本体価格の1/2 等

補助対象設備の例



充電設備

※本事業において、上述の車両と一体的に導入するものに限る

ゼロエミッション船等の建造促進事業（国土交通省連携事業）



【令和7年度要求額 14,300百万円（9,400百万円）】

※ 5年間で総額30,000百万円の国庫債務負担

ゼロエミッション船等の建造に必要となる生産設備の整備を支援し、その普及を促進します。

1. 事業目的

- 我が国の運輸部門からのCO2排出量のうち、船舶は自動車に次いで大きな割合(5.5%)を占め、2050年のカーボンニュートラル実現に向けては、水素・アンモニア燃料等を使用するゼロエミッション船等の普及が必要不可欠。ゼロエミッション船等の供給基盤構築を行うことにより、それらの船舶の市場導入の促進によるCO2の排出削減を進めるとともに、我が国船舶産業の国際競争力強化を図る。
- 本事業ではゼロエミッション船等の建造に必要なエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の生産基盤の構築・増強及びこれらの設備を搭載（艤装）するための設備整備のための投資等を支援し、ゼロエミッション船等の供給体制の整備を図る。

2. 事業内容

今後、新燃料船への代替建造が急速に進むと見込まれることを踏まえ、ゼロエミッション船等の供給基盤確保を推進するため、以下の補助を行う。

- ゼロエミッション船等の建造に必要なエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の生産設備の整備・増強
- 上記船用機器等を船舶に搭載（艤装）するための設備等の整備・増強

本事業を通じ、海運分野における脱炭素化促進に資するとともに、ゼロエミッション船等の建造需要を取り込むことにより、我が国船舶産業の国際競争力強化を図る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：1/2、1/3）
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和6年度～

4. 事業イメージ

船用事業者に対しゼロエミッション船等の重要船用機器の生産設備の導入を支援



エンジン

燃料タンク

燃料供給システム等



艤装設備（クレーン）

造船事業者に対しゼロエミッション船等のエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の搭載に必要なクレーン等の艤装設備等の導入を支援

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

産業車両等の脱炭素化促進事業（一部経済産業省、国土交通省連携事業）



【令和7年度要求額 1,640百万円（1,822百万円）】

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、産業車両等の脱炭素化を促進します。

1. 事業目的

空港の再エネを活用した装置・車両の導入、港湾区域の脱炭素化に配慮した荷役機械等の導入、船舶のLNG・メタノール燃料システム等の導入、船体及び舶用品の生産の高度化等に関する調査検討、電動建機の導入、燃料電池フォークリフトの導入により、産業車両・産業機械等の脱炭素化を促進する。

2. 事業内容

(1) 空港における脱炭素化促進事業

- ① 空港における再エネ活用型GPU等導入支援
- ② 空港におけるEV・FCV型車両導入支援

(2) 港湾における脱炭素化促進事業

- ① 再エネ電源を用いた港湾施設設備等導入支援
- ② 港湾における脱炭素型荷役機械等実証支援

(3) 海事分野における脱炭素化促進事業

- ① LNG・メタノール燃料システム等の導入支援事業
- ② 船体及び舶用品の生産の高度化等による脱炭素化促進事業

(4) 建設機械の電動化促進事業

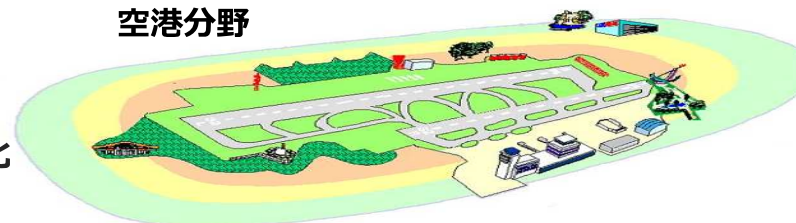
GX建機導入支援

(5) フォークリフトの燃料電池化促進事業

燃料電池フォークリフト導入支援

4. 事業イメージ

空港分野



港湾分野



海事分野



建設機械



フォークリフト



3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業／間接補助事業／直接補助事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度～令和9年度

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341

産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、 (1) 空港における脱炭素化促進事業（国土交通省連携事業）



空港の再エネ拠点化及び省エネ化によるカーボンニュートラルに向けた取組を支援します。

1. 事業目的

空港内及び空港周辺の未利用地を有効活用した太陽光発電・蓄電池の導入等が進んでおり、そうした取組によって得られた再エネ電力を有効活用する設備や車両を導入することで、空港におけるカーボンニュートラル化を実現し、さらには地域の脱炭素化と防災性の向上にも貢献することが期待される。そのため、駐機中の航空機への電気・冷暖房の供給に伴い排出されるCO2の大幅削減に資する再エネ活用型GPU等の導入を支援するとともに、EV・FCV型車両導入支援を行う。

2. 事業内容

空港では、2030年に太陽光パネル2,300ha設置を目標としており、我が国の再エネ主力化にも大きな貢献が期待できる分野である。この太陽光発電を有効活用して、空港施設等からのCO2排出削減を進め、空港全体の脱炭素化を実現するために、以下の事業を実施する。

① 空港における再エネ活用型GPU（地上動力装置）等導入支援

駐機中の航空機への電気・冷暖房の供給について、従来の航空機燃料を活用したAPU（補助動力装置）から空港の再エネ由来電力の活用が可能なGPU等に切り替え、利用を促進することで、空港のカーボンニュートラル化に貢献する。

② 空港におけるEV・FCV型車両導入支援

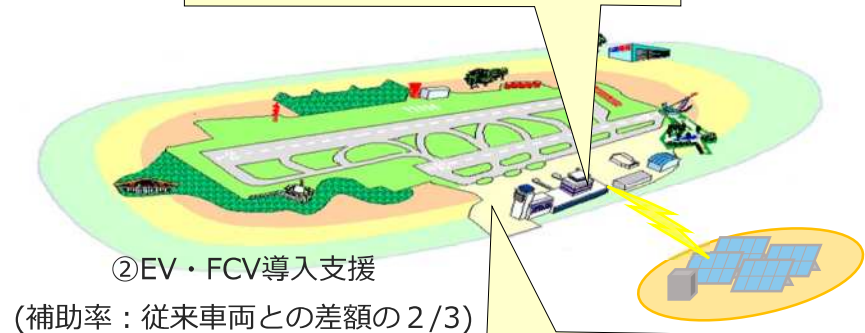
空港内専用の作業用車両等について、ガソリン型からEV・FCV型へ切り替えていくことで空港内のカーボンニュートラル化に貢献する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①②間接補助事業（補助率 1 / 2 等）
- 補助対象 ①②民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 ①令和4年度～令和7年度 ②令和6年度～令和7年度

4. 事業イメージ

①再エネ活用型GPU等導入支援（補助率：本体価格の1/2）



効果：ガソリン車のCO2と比較して、約5割削減

出典：E-PORT AN HP
(<http://www.e-port-an.com/>)

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301

産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、 (2) 港湾における脱炭素化促進事業（国土交通省連携事業）



港湾の脱炭素化に配慮した荷役機械等の導入を通じてカーボンニュートラルポートの形成を図ります。

1. 事業目的

我が国の輸出入の99.6%を取り扱う港湾において、脱炭素化に配慮した港湾機能とすることでカーボンニュートラルポートの形成を促進する。

2. 事業内容

①再エネ電源を用いた港湾施設設備等導入支援

コンテナターミナル等においてコンテナ貨物を取り扱うハイブリッド型・BEV型トランスファークレーン、ハイブリッド型・BEV型ストラドルキャリア等の荷役機械、船舶へ電力を供給する設備等の導入を支援することにより、港湾のカーボンニュートラル化を促進する。

②港湾における脱炭素型荷役機械等実証支援

水素サプライチェーンの拠点としての整備が進みつつある港湾において、その水素エネルギーを活用して脱炭素化を進めるため、電動化が困難な荷役機械等を水素内燃機関化するモデルの構築を行うための実証を行う。

3. 事業スキーム

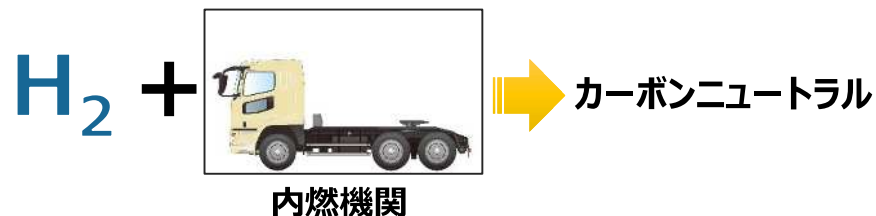
- | | | | |
|--------|------------------------------------|--------------------|---------------|
| ■ 事業形態 | ① 間接補助事業
(従来機との差額の2/3、本体価格の1/3) | ② 委託事業 | |
| | ■ 委託・補助対象 | ① 民間事業者・団体、地方公共団体等 | ② 民間事業者・団体等 |
| | ■ 実施期間 | ① 令和4年度～令和7年度 | ② 令和6年度～令和8年度 |

4. 事業イメージ

①再エネ電源を用いた港湾施設設備等導入支援

<p>【補助率】 従来機との差額の2/3</p>  <p>ハイブリッド型・BEV型トランスファークレーン ハイブリッド型・BEV型ストラドルキャリア</p>	<p>【補助率】 本体価格の1/3</p>  <p>自立型電源(蓄電池設備含む) 電力供給設備</p>
--	---

②港湾における脱炭素型荷役機械等実証支援



電動化困難領域での脱炭素化を促進

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301

産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、 (3) 海事分野における脱炭素化促進事業（国土交通省連携事業）



脱炭素化推進システム等の実用化・導入や船体及び舶用品の生産の高度化等により脱炭素化を支援します。

1. 事業目的

- 地球温暖化対策計画に掲げるCO2排出量削減目標達成のため、モーダルシフトの受け皿として今後の利用増加が見込まれる海事分野において、船舶からのCO2排出削減に向けた取組を普及促進することにより、脱炭素化社会の実現に貢献する。
- 船体及び舶用品の生産プロセスの省CO2化等に資する調査を実施し、これを普及展開することなどにより、海事産業全体での脱炭素化を更に推進する。

2. 事業内容

① LNG・メタノール燃料システム等の導入支援事業

LNG燃料やメタノール燃料を使用した脱炭素化推進システム及び省CO2技術を組み合わせた先進的なシステムの実用化を支援することにより、更なるCO2排出量の削減を実現するとともに、推進システムの低コスト化にも貢献する。

② 船体及び舶用品の生産の高度化等による脱炭素化促進事業

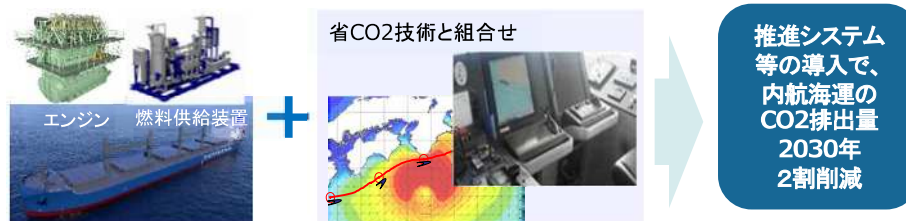
ゼロエミッション船等の建造過程及びそれらの船舶に搭載が必要なタンク、燃料供給システム等の舶用品の製造過程における低・脱炭素化に資する生産体制・生産設備の集約化や分業体制に関する調査を実施するとともに、生産設備の集約化のために必要となる舶用機器の標準化も行い、その結果を取りまとめて、造船・舶用工業事業者水平展開を図る。

3. 事業スキーム

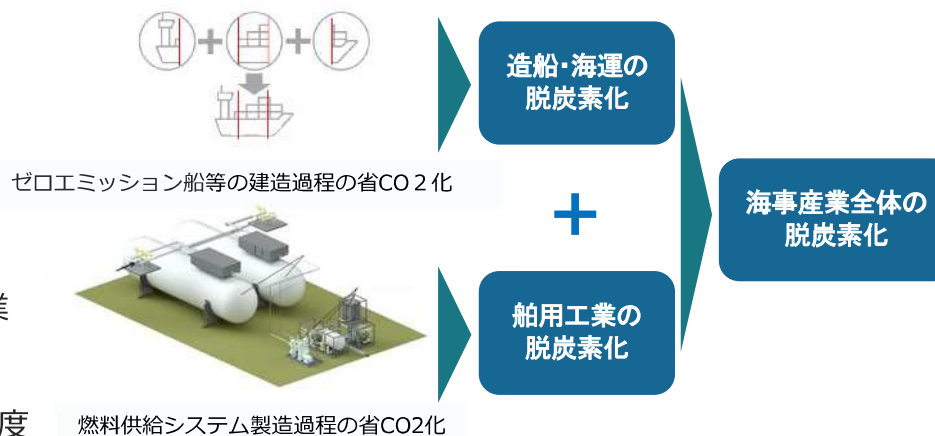
- 事業形態 ①補助事業（直接1/4（中小型船1/2））、②委託事業
- 委託・補助対象 ①②民間事業者・団体等
- 実施期間 ①令和3年度～令和9年度、②令和7年度～令和9年度

4. 事業イメージ

① LNG・メタノール燃料システム等の導入支援事業



② 船体及び舶用品の生産の高度化等による脱炭素化促進事業



お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 0570-028-341



2050年カーボンニュートラルの達成を目指し、建設機械の電動化を支援し、普及拡大に向けた知見を収集します。

1. 事業目的

- 国内CO2排出量のうち、建設機械は約0.5%を占める。地球温暖化対策計画に記載された、2050年カーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス削減目標（2013年度比46%減）の達成に向け、建設機械の電動化は必要不可欠である。
- このため、本事業では建設機械の電動化に対し補助を行い、多様な現場における電動建機による施工のモデルケースを形成するとともに、今後の電動建機の普及拡大に向けて必要な知見を得る。

2. 事業内容

GX建機※を導入する事業者に対し、建設機械や充電設備の購入に係る経費の一部を補助し、多様な現場における電動建機による施工のモデルケースを形成する。

また、GX建機を使用する事業者等からのヒアリング、施工等に係る情報収集、CO2削減効果の確認等を行い、今後のGX建機の普及拡大に向けて必要な知見を得る。

※GX建機：国土交通省の認定を受けた電動建機。建設施工現場における電動建機の普及を促進し、脱炭素化を図るため、電動油圧ショベル及び電動油圧ホイールローダの2種類の電動建機に対して、GX建設機械認定制度を創設。

3. 事業スキーム

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| ■ 事業形態 | 間接補助事業（従来機との差額の2/3、本体価格の1/2）
委託事業 |
| ■ 委託・補助対象 | 民間事業者・団体等 |
| ■ 実施期間 | 令和6年度～令和7年度 |

4. 事業イメージ

【建設機械】

補助率：同等仕様従来機との差額の2/3
（補助対象機の例）



【充電設備】

補助率：本体価格の1/2



産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、 (5) フォークリフトの燃料電池化促進事業



2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、燃料電池フォークリフトの活用を推進します。

1. 事業目的

- フォークリフトの脱炭素化及び水素需要の増大の推進に向けて、燃料電池フォークリフトの導入を支援する。

2. 事業内容

本事業では、フォークリフトの燃料電池化を集中的に支援することにより、フォークリフトの脱炭素化を進めるとともに、水素需要を拡大し、水素社会の実現に貢献する。また、導入支援を継続することで、車両の価格低減を図り、価格競争力を高める。

具体的には、燃料電池フォークリフトの購入に係る経費の一部を補助する。

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|----------------------|
| ■ 事業形態 | 間接補助事業（従来機との差額の1/2等） |
| ■ 補助対象 | 民間事業者・団体、地方公共団体等 |
| ■ 実施期間 | 令和6年度～令和7年度 |

4. 事業イメージ

補助率：標準的燃費水準車両との差額の1/2※
※ただし、2020年度（令和2年度）までに環境省補助金を利用して導入した実績（申請者がリース事業者の場合は、譲渡先の実績またはリースによって借り受ける共同事業者の実績）がある場合は、1/3



お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301



集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援するとともに、災害時のレジリエンスを強化します。

1. 事業目的

- 災害時でも電力が確保でき、ヒートショック対策にもなる健康で快適なZEH（ゼッチ）の普及や高断熱化の推進。
- 住宅の高断熱化による省エネ・省CO2化を一層促進し、「ウェルビーイング／高い生活の質」の向上につなげる。
- 2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献。

2. 事業内容

(1)集合住宅の省エネ・省CO2化、高断熱化を支援するため、以下の補助を行う。

- ①新築低層ZEH-M（3層以下）への定額補助：40万円/戸
- ②新築中層ZEH-M（4、5層）への定率補助：補助率1/3以内（上限50万円/戸）
- ③新築高層ZEH-M（6～20層）への定率補助：補助率1/3以内（上限40万円/戸（なお、断熱等性能等級6以上かつ1次エネルギー▲30%以上を達成した場合、上限50万円/戸））
- ④上記に蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、先進的再エネ熱利用技術を活用する又はV2Hを導入する場合に別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台。一定の条件を満たす場合は24万円/台）など

(2)既存集合住宅の断熱リフォーム：補助率1/3以内（上限15万円/戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸））

(3)省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

- ※①②③について、水害等の災害時における電源確保に配慮された事業は、一定の優遇を行う。
- ※③について、補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業については、優先採択枠を設ける。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業／委託事業
- 補助対象・委託先 住宅取得者等
- 実施期間 平成30年度～令和7年度

4. 補助対象の例

(1) 省エネ・省CO2化



④①～③に併せて蓄電システムを導入、CLTを一定量以上使用等に別途補助



(2) 断熱リフォーム

トータル断熱
高性能建材を用いた断熱改修

居間だけ断熱
主要居室の部分断熱改修が可能



又は



戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業 （経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和7年度要求額 7,550百万円（7,550百万円）】

戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

- 災害時でも電力が確保でき、ヒートショック対策にもなる健康で快適なZEH（ゼッチ）の普及や高断熱化の推進。
- 住宅の高断熱化による省エネ・省CO2化を一層促進し、「ウェルビーイング／高い生活の質」の向上につなげる。
- 2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献。

2. 事業内容

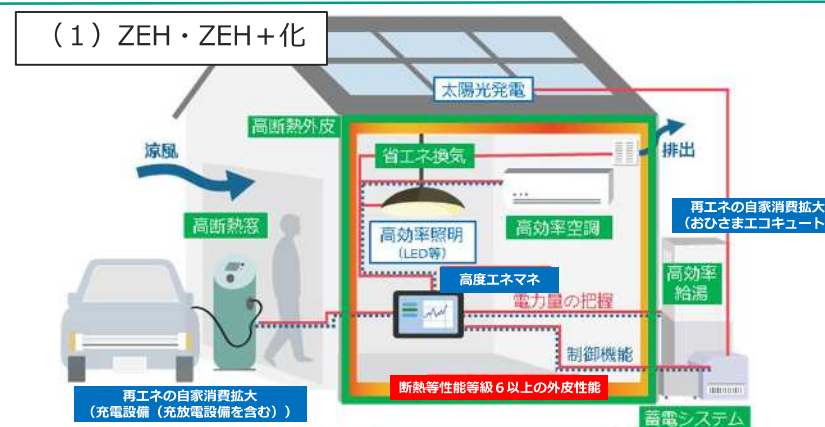
- 戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援するため、以下の補助を行う。
 - 戸建住宅（注文・建売）において、ZEH※の交付要件を満たす住宅を新築する者に対する定額補助：55万円/戸
 - ZEH以上の更なる省エネと断熱等級性能6以上の外皮性能を満たした上で、省エネ機器の制御や設備の効率運用等により再エネの自家消費率拡大を目指した戸建住宅（ZEH+）に対する定額補助：90万円/戸
 - 上記①、②の戸建住宅のZEH、ZEH+化に加え、蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台）等
 - 上記②の戸建住宅のZEH+化については、高度エネマネ、おひさまエコキュート、EV充電設備を導入する場合も別途補助：高度エネマネ定額2万円/戸等
- 既存戸建住宅の断熱リフォーム：補助率1/3以内（上限120万円/戸。蓄電システム、電気ヒートポンプ式給湯機等に別途補助）
- 省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

※「ZEH」は、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化（断熱等級性能等級5に相当。）と高効率設備によりできる限りの省エネルギー（一次エネルギー消費量等級6に相当。）に努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ること、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業／委託事業
- 補助対象・委託先 住宅取得者等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 補助対象の例



- ①ZEH補助対象
- ②ZEH+：外皮性能の更なる強化+2要素のうち1要素以上を採用



お問合せ先：環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室（住宅・建築物脱炭素化事業推進室） 電話：0570-028-341

【令和7年度要求額 10,000百万円 (4,719百万円)】

業務用施設のZEB化・省CO2化の普及加速に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 2050年CN実現、そのための2030年度46%減 (2013年度比) の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
- 外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング/高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリー等の技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

(1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 (一部経済産業省連携事業)

- ①新築建築物のZEB普及促進支援事業
- ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業
- ③非住宅建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

(2) LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (一部経済産業省、国土交通省連携事業)

- ①LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業
- ②ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

(3) 国立公園利用施設の脱炭素化推進事業

(4) 水インフラにおける脱炭素化推進事業 (農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業)

(5) CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業 (農林水産省連携事業)

(6) 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業 (一部国土交通省連携事業)

- ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
- ②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

(7) サステナブル倉庫モデル促進事業 (国土交通省連携事業)

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (メニュー別スライドを参照) ・委託事業
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ



施設の省CO2化と災害・熱中症対策/サステナブル倉庫普及



お問合せ先: 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 (ほか)

電話: 0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、

(1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 (一部経済産業省連携事業)



業務用施設のZEB化普及促進に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物分野において、建築物のZEB化の普及拡大を強力に支援することで2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング/高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリー等の技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

- ①新築建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)**
- ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)**
ZEBの更なる普及拡大のため、新築/既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。
◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。新築建築物については再エネ設備を導入すること。ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること等。
◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等。
◆採択時優遇：建材一体型太陽電池を導入する事業 等。
- ③非住宅建築物ストックの省CO2改修調査支援事業**
既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。
◆補助要件：ZEBプランナーの関与、BEIの算出、技術や設計手法、費用等のデータの提供・公開 等。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (①②2/3~1/4 (上限3~5億円) ③1/2 (上限100万円))
- 補助対象 地方公共団体※1、民間事業者・団体等※2
- 実施期間 令和5年度~令和10年度

4. 補助対象等

延べ面積	補助率等	
	新築建築物	既存建築物
2,000㎡未満	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 対象外	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 対象外
2,000㎡~10,000㎡	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000㎡以上	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 ZEB Oriented 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

※1 ①②について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。
※2 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。



LCCO2削減を重視した新築業務用施設のZEB化に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 建築物分野においてZEB化を促進するにあたり、運用時の脱炭素化のみならず建築物のライフサイクルを通じて脱炭素化を目指す先導的な建築物への支援によって2050年のカーボンニュートラル実現をリードする。
- 外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング/高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリーの技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

① LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (経済産業省、国土交通省連携事業)

建築物の運用時及び建築時、廃棄時に発生するCO2 (ライフサイクルCO2 : LCCO2) を削減し、かつ先導的な取組を行うZEB建築物の普及拡大のため、下記の要件を満たす建築物についてZEB化に資するシステム・設備機器等^{※1}の導入を支援する。

- ◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通信・制御する機器及び再エネ設備を導入すること。ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業で、LCCO2の算出及び削減等を要件とし、付随する運用時の先導的な取組も採択時に評価する。

- ◆特に評価する先導的な取組：災害に対するレジリエンス性の向上、自営線を介した余剰電力の融通、建材一体型太陽光電池の導入 等

- ◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

② ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

建築物のZEB化を先導・推進するために必要な調査及び普及啓発の検討等を行う。

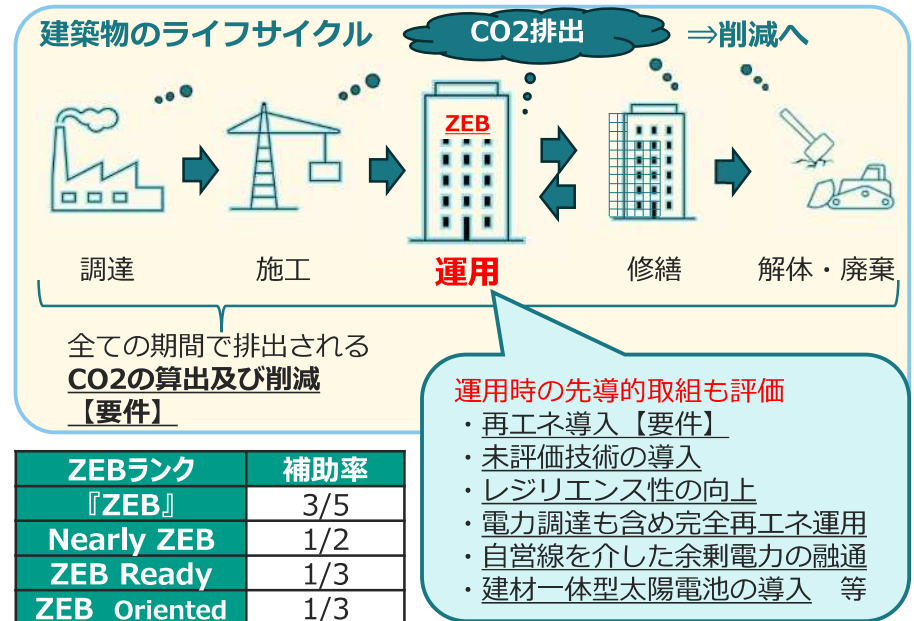
3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業 (3/5~1/3 (上限5億円)) ②委託事業

- 委託先及び補助対象 地方公共団体^{※2}、民間事業者・団体等^{※3}

- 実施期間 ①令和6年度~令和10年度、②令和6年度~令和8年度

4. 事業イメージ



※1 EV等 (外部給電可能なものに限る) を充放電設備とセットで購入する
場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助 (上限あり)。

※2 ①について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。

※3 ①について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上については
民間事業者・団体等は対象外。

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (3) 国立公園利用施設の脱炭素化推進事業



ゼロカーボンパーク内における、自然環境の保全と調和した施設の脱炭素化に資する取組を支援します。

1. 事業目的

- 脱炭素社会のショーケースとしても機能し始めた国立公園において、この流れを加速するため、進んだ脱炭素の取組を実践する持続可能な観光地を目指す「ゼロカーボンパーク」における国立公園利用施設（宿舎事業施設等）の脱炭素化の取組を支援し、直接的なCO2排出削減及びゼロカーボンパークの登録拡大を促進し、脱炭素社会のショーケースとしての波及効果を活かしながら、国立公園全体の脱炭素化を推進する。

2. 事業内容

国立公園利用施設は景観等に配慮しながら施設改修が必要等、脱炭素化のハードルが高い一方、脱炭素社会のショーケースとしての重要性も高い。このため、特に進んだ脱炭素の取組を実践し、持続可能な観光地を目指す「ゼロカーボンパーク」における国立公園利用施設の脱炭素化の取組を支援し、直接的なCO2排出削減とゼロカーボンパークの登録拡大を促進し、国立公園全体の脱炭素化を推進する。

- 補助対象者：ゼロカーボンパークに登録された地方公共団体に存する国立公園利用施設事業者（宿舎事業者等）
- 補助対象：自然公園法に基づく国立公園利用施設に導入する以下の設備
 - ・再エネ設備（原則として導入が必要）
 - ・省エネ設備（30%以上の省CO2効果を有するものに限る）
 - ・EV充放電設備等導入に係る費用（機種に応じた補助上限あり）
- 補助要件（全てを満たす場合に限る。対策費用は補助対象外。）
 - ①インバウンド対応（トイレ洋式化・国際認証の取得等）に取り組むこと
 - ②観光客などに対して、HP等を通じた脱炭素化に関する取組の周知を行うこと
 - ③国立公園利用施設が存する地方公共団体が、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画区域施策編を策定していること





3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/2（太陽光のみ1/3））（上限7,500万円）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度～令和10年度





4. 事業イメージ


ゼロカーボンパーク内の国立公園利用施設における脱炭素化

補助対象設備

再エネ設備 (原則導入)	省エネ設備 (空調・断熱改修等)	充放電設備
 	 30%以上の省CO2	

補助要件 **+** <①～③の要件を全て満たす場合に補助>

①インバウンド対応	【例】			
		トイレ洋式化	和洋室整備	国際認証取得
②脱炭素に関する取組の周知				
③地方公共団体実行計画区域施策編の策定				

 **ゼロカーボンパーク推進・国立公園の脱炭素化**

お問合せ先： 環境省自然環境局国立公園課 電話：03-5521-8278



水インフラ (上下水道・ダム等) における脱炭素化に資する再エネ設備、高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 上下水道施設 (工業用水道施設、集落排水施設を含む)、ダム施設において、再生可能エネルギー設備の設置や省エネ設備の導入等の脱炭素化の取組を促進し、業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。
- また、民間事業者等により再エネポテンシャルを活かした電力の地産地消を行う取組や、水インフラへの一層の再エネ導入に向けた新たな設備の設置方法に関する技術実証を推進する。

2. 事業内容

①水インフラのCO2削減設備導入支援事業 (補助率: 1/2、1/3)

水インフラにおけるCO2削減のため、一定規模以上の再エネ設備の導入、高効率設備やインバータなど省CO2型設備の導入に対して支援を行う。

②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業 (補助率: 1/2)

水インフラで自家消費する以上の水力発電等の再エネポテンシャルを有する場合に、ポテンシャルの最大限の活用のため、民間事業者等が発電事業を行い、周辺地域等に一定量の電力を供給し、電力の地産地消を行うモデル事業に対して支援を行う。

③水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業 (委託)

水インフラへの再エネの最大限の導入に向けて、上下水道施設の水路上部など、従来型の太陽光発電設備の設置が困難な空間ポテンシャルに対して、新たな再エネ設備の設置方法について技術実証を行う。また、実証技術に関して運用面や維持管理面などの評価を行い、その導入スキームを含む普及促進に向けた方策の検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①②間接補助事業 ③委託事業
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ

①水インフラのCO2削減設備導入支援事業のイメージ

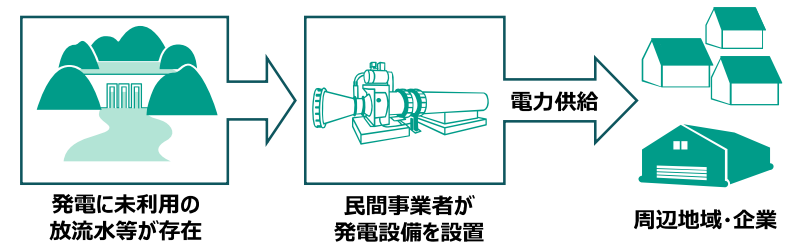


小水力発電設備

太陽光発電設備

高効率設備

②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業のイメージ

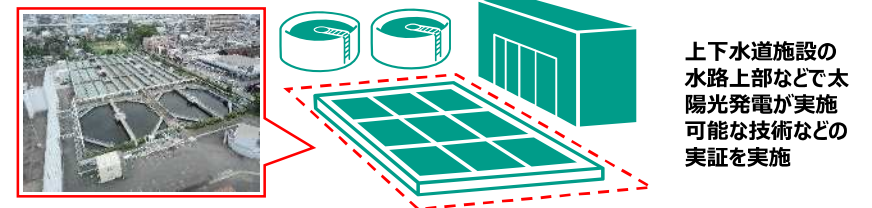


発電に未利用の放流水等が存在

民間事業者が発電設備を設置

周辺地域・企業

③水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業



上下水道施設の水路上部などで太陽光発電が実施可能な技術などの実証を実施



建築分野において、循環経済（CE）と炭素中立（CN）を同時に達成する木材再利用の方策等を検証します。

1. 事業目的

- 建築分野において、資源を循環利用する循環経済・サーキュラーエコノミー（CE）と、脱炭素・カーボンニュートラル（CN）を同時達成するための、省エネ・省CO2に資するCLT※1等の木材再利用の方策を検証するほか、普及促進に向けた関連情報等の整理を行う。

2. 事業内容

資源を持続可能な形で利用できる経済社会を構築することは世界共通の課題であり、「循環経済・サーキュラーエコノミー（CE）」の概念が国際的にも急速に広まりつつある。UNEP国際資源パネル（UNEP-IRP）が「経済をより循環型にすることは、全てのセクターにおける温室効果ガスの大幅かつ加速度的な削減可能性を高めるために不可欠」と指摘するなど、CEを脱炭素・カーボンニュートラル（CN）等と同時に達成することの重要性が高まっている。

このため、本事業では、建築物に使用されているCLT等の木材を新たな建築物等に再利用する際に、その省エネ・省CO2効果の把握等を行う方策を検討するほか、建築分野において効果的にCLT等の木材を再利用する手法の確立に向けたモデル実証や普及促進のための関連情報の整理、先進的事例の収集等を行う。

※ CLT：Cross Laminated Timber（直交集成板）

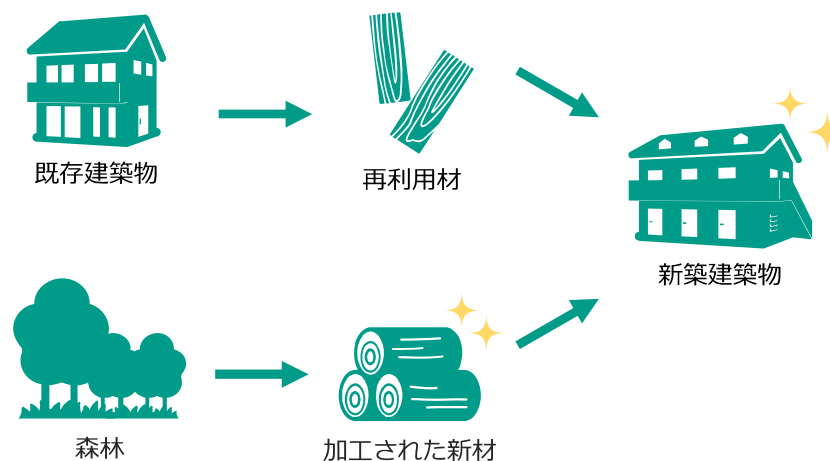
ひき板を繊維方向が直行するように積層接着したパネル。
コンクリートと比較して、軽量かつ断熱性が高いことから、
中高層建築物等の木造化による新たな木造需要の創出に期待されている。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ

- 建築物の解体後、使用されていた木材を新たな建築物等において再利用するに当たり、省エネ・省CO2効果等の観点から検証等を行い、効果的に木材を再利用する方法等を検討する。





業務用施設の省CO2化と災害・熱中症対策を同時に実現するため、高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 様々な業務用施設において、熱中症対策にも資する高効率機器等の導入を支援することにより、既存建築物のCO2排出量を削減する。
- クーリングシェルターや災害時の活動拠点としての活用も可能となる、フェーズフリー性とエネルギー自立性を兼ね備えた省CO2移動独立型施設（コンテナハウス等）の普及促進を目指す。

2. 事業内容

① 業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業 (一部国土交通省連携事業)

様々な業務用施設等の改修に際し、高効率な設備の導入支援を行い、熱中症対策等にも資する既存建築物の省CO2化の促進を図る。(補助率：1/3)

1. クーリングシェルターの普及を図るため、既存建築物への高効率空調等の導入を支援する。(上限：1千万円)
2. 高効率機器への更新による既存民間建築物の省CO2化を支援する。(上限：5千万円)
3. オーナーとテナントがグリーンリース契約等を結び、協働して省CO2化を図る事業を支援する。(上限：4千万円)
4. 空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、高効率機器の導入を支援する。(上限：なし)

◆補助要件：各事業による指定のCO2排出削減、運用改善に係る取組の実施等。

② フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

クーリングシェルターや災害時の活動拠点としても利用可能な独立型施設（コンテナハウス等）に対して、高機能空調、再エネ設備等の導入支援を行い、平時の省CO2化と同時に地域の熱中症対策とレジリエンス性能の向上を目指す。(補助率：1/2)

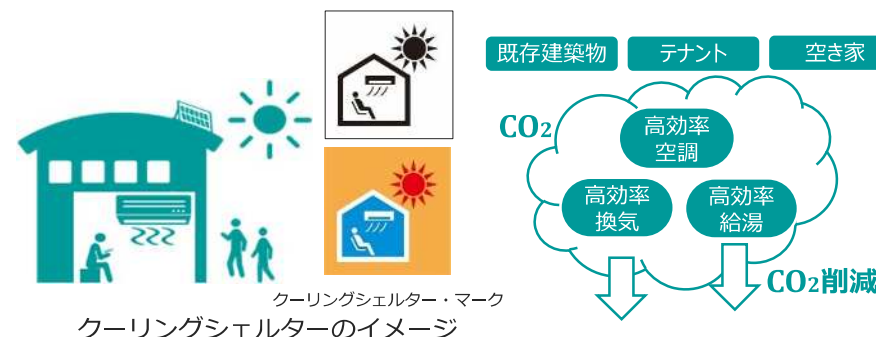
※コンテナハウス本体等は補助対象外。

3. 事業スキーム

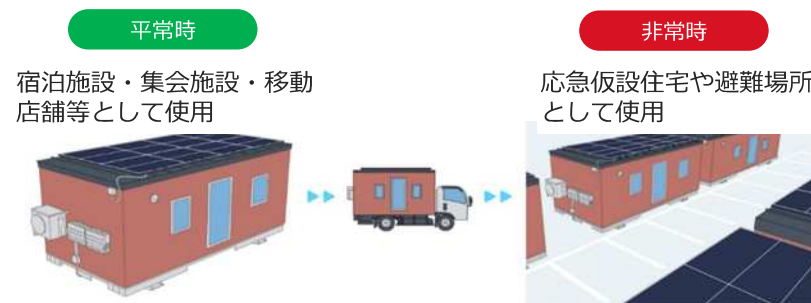
- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度～令和10年度

4. 事業イメージ

① 業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業のイメージ



② フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業のイメージ



建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (7) サステナブル倉庫モデル促進事業 (国土交通省連携事業)



物流施設における省CO2型省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入を支援します。

1. 事業目的

- 補助事業実施による省CO2化・省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入事例を創出・横展開することでサステナブル倉庫モデルの普及を図り、業界全体におけるCO2排出削減と担い手不足への対応を同時に実現する。
- 自動化機器・システム等及び再生可能エネルギー設備を同時導入することで、CO2排出削減や担い手不足対策だけでなく、災害時におけるサプライチェーンの維持等、地域課題の解決にも貢献する。

2. 事業内容

2050年のカーボンニュートラルに向けて、社会全体におけるCO2排出削減が求められている中で、ストックとして長期にわたりCO2排出に影響する物流施設においてCO2排出を削減することは、物流業界全体におけるCO2排出削減に大きく貢献する。
また、ドライバーの時間外労働時間の上限規制による輸送能力の不足等のいわゆる2024年問題の解決に向けて、サプライチェーンの結節点である物流施設においても、保管作業の省人化のみならず、荷役作業を含めた物流施設全体の省人化を促進する必要がある。
こうした中で、①省CO2化・省人化機器等の導入によるエネルギー消費削減、②保管作業や荷役作業の省人化に伴う照明・空調のエネルギー消費削減、③再エネ設備の導入によるエネルギー供給を同時に行う事業について、その高額な初期コストを補助することにより、サステナブル倉庫モデルを構築・展開し、業界全体におけるCO2排出削減と担い手不足への対応を同時に実現する。

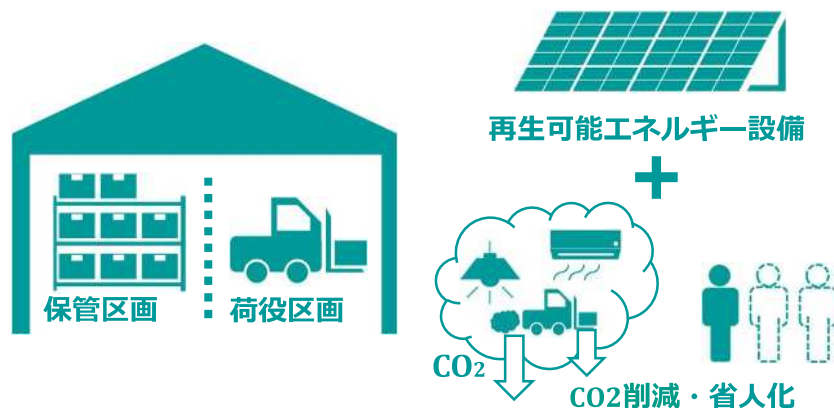
○補助対象：物流施設における省CO2化・省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入を行う事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (1/2) (上限 1 億円)
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度～令和10年度

4. 事業イメージ

● 補助対象事業のイメージ



● 省CO2化・省人化機器等の例



無人フォークリフト

無人搬送車

無人けん引車

デバッキング
ロボット

※導入により省CO2化されるものに限る。

お問合せ先：環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、住宅・建築物脱炭素化事業推進室

電話：0570-028-341

断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援事業 (経済産業省・国土交通省連携事業)



【令和7年度要求額 130,000百万円（令和5年度補正予算額 135,000百万円）】

くらし関連分野のGXを加速させるため、断熱窓への改修による即効性の高いリフォームを推進します。

1. 事業目的

- 既存住宅の早期の省エネ化を図ることで、エネルギー費用負担の軽減及び住まいの快適性の向上と、2030年度の家庭部門からのCO₂排出量約7割削減（2013年度比）の実現を図り、「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現に貢献する。
- 先進的な断熱窓の導入加速により、窓等の価格低減による関連産業の産業競争力強化及び経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現し、くらし関連分野のGXを加速させる。

2. 事業内容

約5,000万戸存在する国内の既存住宅のうち約2割しか現行の省エネルギー基準を満たしていないこと及び家庭におけるエネルギー消費の大部分を冷暖房由来のものが占めており、これらの使用量を減らすには熱損失が大きい窓等の開口部を改修し断熱性能を高めることが効果的であることに鑑み、既存住宅において断熱性能の高い窓に改修（改修工法：内窓設置、外窓交換又はガラス交換）する際の費用の一部を支援する。

既存住宅における断熱窓への改修

補助額：工事内容に応じて定額（補助率1/2相当等）

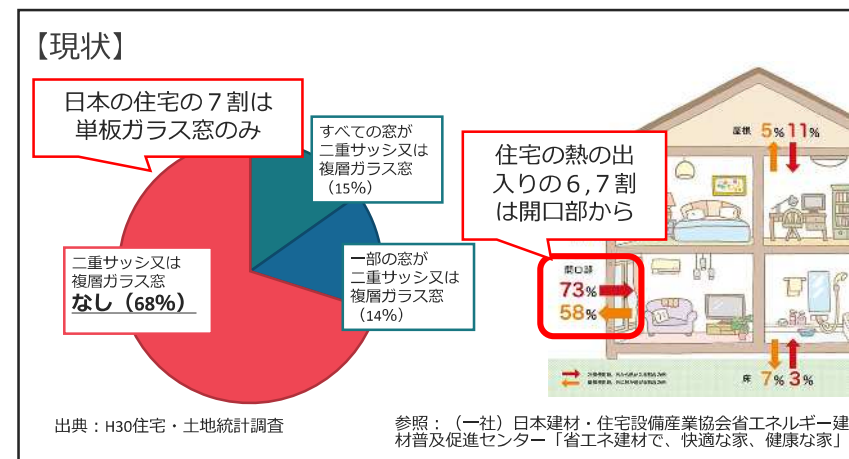
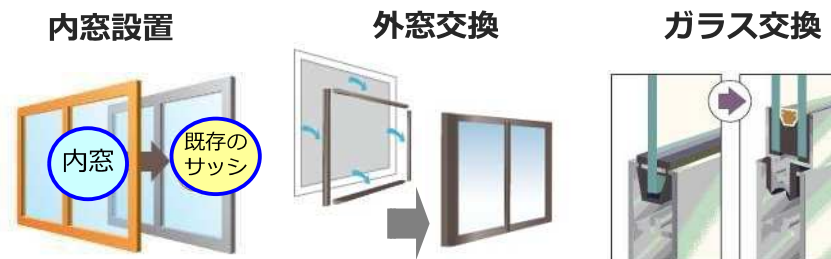
対象：窓（ガラス・サッシ）の断熱改修工事

（熱貫流率（Uw値）1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 住宅の所有者等
- 実施期間 令和4年度～

4. 補助事業対象の例



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室/住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話：0570-028-341



【令和7年度要求額 26,613百万円 (令和5年度補正予算額11,100百万円)】
 ※3年間で総額34,373百万円の国庫債務負担

既存業務用施設の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 建築物分野において、2050年の目指すべき姿 (ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能^{*}の確保) を達成するためには、CO2削減ポテンシャルが大きい既存建築物への対策が不可欠。
- 外皮の高断熱化と高効率空調機器等の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と、事務所や教育施設などを含む建築物からの温室効果ガスの排出削減を共に実現し、更に健康性、快適性など、ウェルビーイング/くらしの質の向上を図る。

2. 事業内容

既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設備補助を行う。

○主な要件：改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度以上削減されること (ホテル・病院・百貨店・飲食店等：30%、事務所・学校等：40%)、BEMSによるエネルギー管理を行うこと 等

○主な対象設備：断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明器具、高効率給湯機器 等

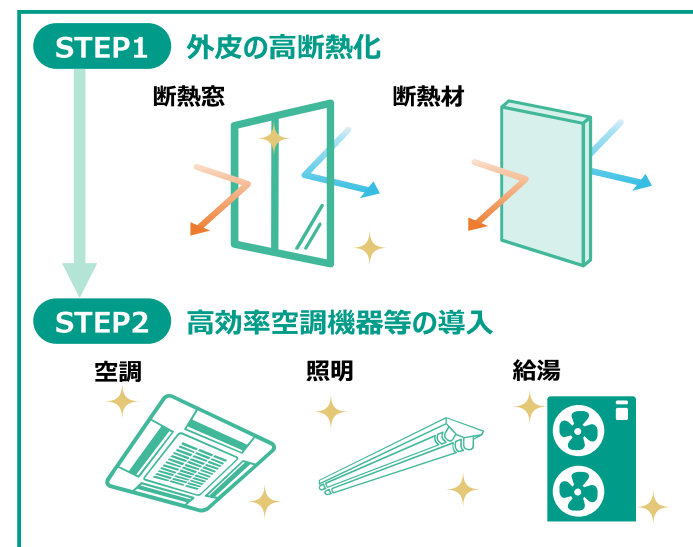
- ・設備によりトップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすものを対象とする。
- ・一定の要件を満たした外部の高効率熱源機器からエネルギーを融通する場合は、当該機器等も対象とする。

○補助額：改修内容に応じて定額 (補助率1/2～1/3相当) 等

3. 事業スキーム

- | | |
|-------------|------------------|
| ■ 事業形態 | 間接補助事業 |
| ■ 委託先及び補助対象 | 地方公共団体、民間事業者・団体等 |
| ■ 実施期間 | 令和5年度～ |

4. 補助事業のイメージ



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※ ZEB基準の水準の省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

地域脱炭素推進交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)



【令和7年度要求額 76,221百万円 (42,520百万円)】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(「GX推進戦略」、令和5年7月28日閣議決定)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

- ① 脱炭素先行地域づくり事業への支援
- ② 重点対策加速化事業への支援

(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

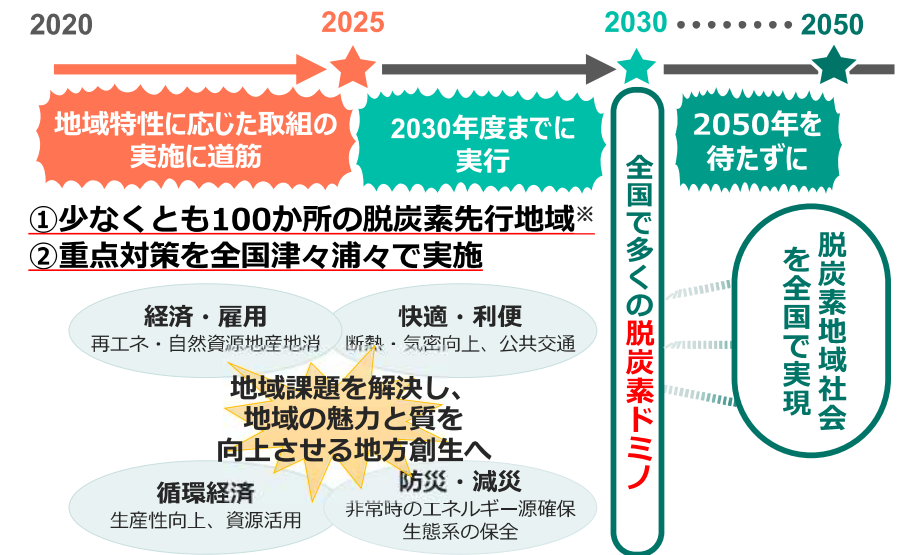
(3) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を支援する地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) (2) 交付金、(3) 委託費
- 交付対象・委託先 (1) (2) 地方公共団体等、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

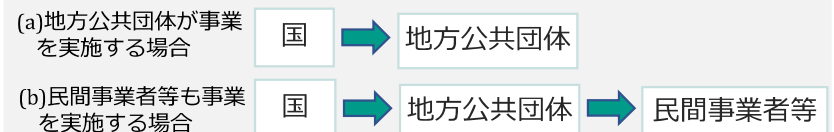
4. 事業イメージ



- ① 少なくとも100か所の脱炭素先行地域※
- ② 重点対策を全国津々浦々で実施

※地域特性・地域課題等で類型化
先進性・モデル性等を評価し、評価委員会で選定

<参考：(1) (2) 交付スキーム>



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

地域脱炭素推進交付金 事業内容

		(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		(2) 特定地域脱炭素移行 加速化交付金【GX】
事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業		
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市： 1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)		○脱炭素先行地域に選定されていること
対象事業	<p>1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</p> <p>①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス等 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱等</p> <p>②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等</p> <p>③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コジェネ等)</p> <p>2) 効果促進事業 1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<p>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</p> <p>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 ※ (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業) ※公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ ※ (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p> <p>〔 ①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。 〕</p>		<p>民間裨益型自営線マイクログリッド等事業 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。</p>
交付率	原則 2 / 3	2 / 3 ~ 1 / 3、定額		原則 2 / 3
事業期間	おおむね 5 年程度			
備考	<p>○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能)</p> <p>○交付金事業について、3年度目に中間評価を実施</p> <p>○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む</p> <p>○経済成長に資する地域の脱炭素への移行を加速化するための経費については、予算編成過程において検討する</p>			





災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）における「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。

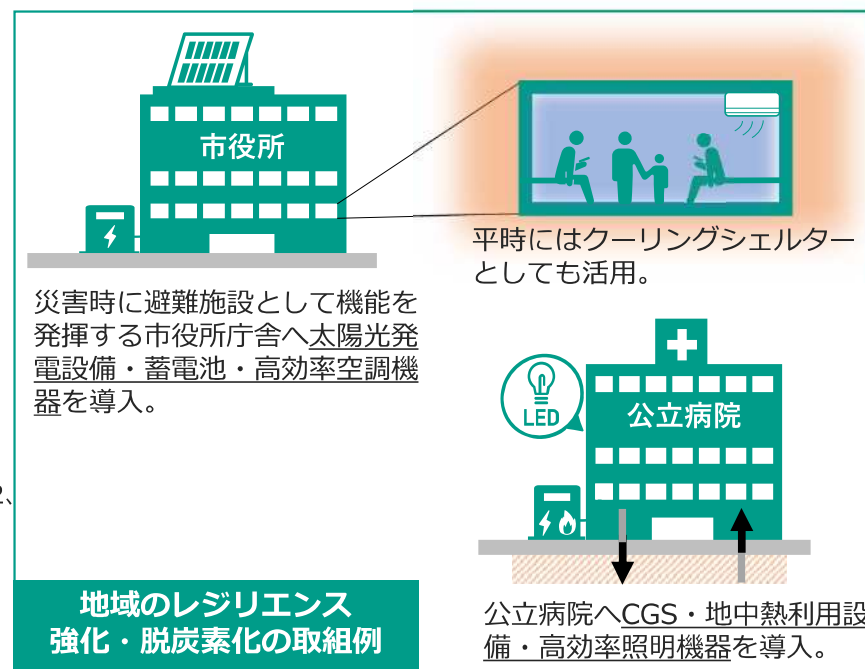
- ※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）に限る。
- ※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。
- ※ 都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
- 補助対象 地方公共団体 } PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
 - 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等
- ← 導入
- ・ 再エネ設備
 - ・ 蓄電池
 - ・ CGS
 - ・ 省CO2設備
 - ・ 熱利用設備 等



地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和7年度要求額 2,000百万円（758百万円）】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「GX推進戦略」等に基づき行う、地域再エネ導入の取組は、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、再エネの導入調査、再エネ促進区域の設定、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。

(1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

- ①地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
- ②公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
- ③官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援
- ④公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業
- ⑤地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

(2) 地域共生型再エネ導入促進事業

- ①再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援
- ②再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援
- ③促進区域設定手法等のガイド作成・横展開

(3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

- ①地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業
- ②地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
- ③即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

3. 事業スキーム

■ 事業形態

- (1)①②③(2)①② 間接補助（定率；上限設定あり）
- (1)④⑤(2)③(3) 委託事業

■ 補助・委託対象

- (1)①(2)① 地方公共団体 (1)② 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
- (1)③ 地方公共団体、民間事業者・団体等 (1)④⑤(2)②③(3) 民間事業者・団体等

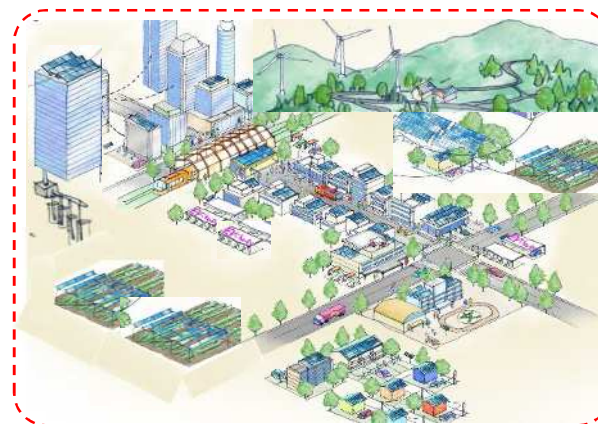
■ 実施期間

- 令和3年度～令和7年度 ※(1)②(3)②は令和4年度～、(1)④(3)③は令和5年度～、(2)②は令和6年度～、(1)⑤は令和7年度

4. 事業イメージ

2050年脱炭素社会の実現

- (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援
- (2) 地域共生型再エネ導入促進事業



- (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援



地域の再エネ目標や脱炭素事業の検討に係る計画策定等を支援します。

1. 事業目的

2050年脱炭素社会の実現に向け、地域の再エネ目標やその実現に向けた意欲的な脱炭素の取組の検討、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査の実施による地方自治体の計画策定を支援するとともに、地域の経済・社会的課題の解決に資する地域再エネ事業の実施・運営体制の構築などを支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。

2. 事業内容

① 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援

地域のCO2削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、区域全体又は各施策の目標達成に必要な意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。

② 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を支援する。

③ 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援

地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業体（地域新電力等）設立に必要なシステム構築、事業運営体制構築や、地域脱炭素及び地域経済循環に資する多様な事業への多角化に必要な予備的実地調査等を支援する。

④ 公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業

ガイドラインを活用した第三者所有モデル等の普及や地方公共団体による計画的な再エネ導入の促進のための支援ツール等を作成し、地域再エネの導入を加速させる。

⑤ 地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

地球温暖化対策計画の見直しを踏まえつつ、地域脱炭素実現に向けた課題解決や先行的な取組の横展開等を図るための検討を行う。

3. 事業スキーム

■ 事業形態

① 間接補助 3 / 4、2 / 3（上限800万円） ② 間接補助 3 / 4（上限800万円）

③ 間接補助 2 / 3、1 / 2、1 / 3（上限2,000万円） ④⑤ 委託事業

■ 補助・委託対象

① 地方公共団体 ② 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）

③ 地方公共団体、民間事業者・団体等 ④⑤ 民間事業者・団体等

■ 実施期間

令和3年度～令和7年度 ※(1)②は令和4年度～、④は令和5年度～、⑤は令和7年度

4. 事業イメージ



①④⑤ 計画策定支援・横展開

現状

電気
2.5万TJ
熱利用
0.1万TJ

目標

計 6.4万TJ

電気
5.1万TJ

※ポテンシャル
9.6万TJ

熱利用
1.3万TJ
※ポテンシャル
2.5万TJ

②④ 導入調査支援

公共施設等への再エネ導入可能量調査等

③ 体制構築支援

地域再エネ事業の実施・運営体制の構築



計画的・段階的な脱炭素への取組へ

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (2) 地域共生型再エネ導入促進事業



地域共生型再エネの導入促進に向けて、ゾーニングの実施による計画策定支援等を行います。

1. 事業目的

2050年脱炭素社会の実現に向け、地域関係者との合意形成を図り、環境に適正に配慮した再エネの導入を最大限促進するため、再エネ促進区域の設定に係るゾーニングや地域共生型再エネ設備導入調査等の取組を支援するとともに、全国での横展開を図るべく、地域の特性等に応じた様々な事例を踏まえつつ、ゾーニングの手法等をガイドラインとして取りまとめる。

2. 事業内容

① 再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援

自治体による再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成）を支援する。

② 再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援

再エネ促進区域等において地域共生型再エネ設備を導入するに当たっての調査検討を支援する。

③ 促進区域設定手法等のガイド作成・横展開

促進区域設定の際の環境配慮や合意形成、ゾーニングの手法等をガイドラインとして取りまとめるとともに、自治体を対象とした研修やネットワークの構築等を行うことにより、他地域での展開を図る。

3. 事業スキーム

■ 事業形態	① 間接補助 3 / 4 (上限2,500万円)
	② 間接補助 1 / 2 (上限800万円) ③ 委託事業
■ 補助・委託対象	① 地方公共団体 ②③ 民間事業者・団体等
■ 実施期間	令和3年度～令和7年度 ※(2)②は令和6年度～

4. 事業イメージ

①③ゾーニング支援・横展開



地域主導で地域共生型再エネを誘致

②地域共生型再エネ導入調査支援

地域が望む再エネ事業の導入調査
地域貢献 環境保全 その他



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業



地域での脱炭素実現のための計画づくり、合意形成、事業運営を担う中核人材を確保・育成します。

1. 事業目的

2050年脱炭素社会の実現に向け、多くの自治体で脱炭素分野の人材不足が課題である。地域課題の解決や地方創生に貢献する取組として脱炭素事業を計画・実行していくためには、地域の人材が主体的に取り組むことが不可欠である。このため、即戦力としての人材派遣、人材育成、先進地域や企業・専門家とのネットワーク構築により、地域脱炭素の実現を担う中核人材を確保・育成し、ノウハウを伝播することで、脱炭素ドミノの実現に貢献する。

2. 事業内容

① 地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業

地域での脱炭素事業の持続的な実施に必要な中核人材の育成、他地域の中核人材との相互学習関係の構築を行う。

② 地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業

脱炭素先行地域等の優れた取組のノウハウの共有や、多様な人材が互いの技術・資金・情報を持ち寄り、地域における脱炭素の取組で協業することを促すネットワークを構築するためのプラットフォームを運営する。

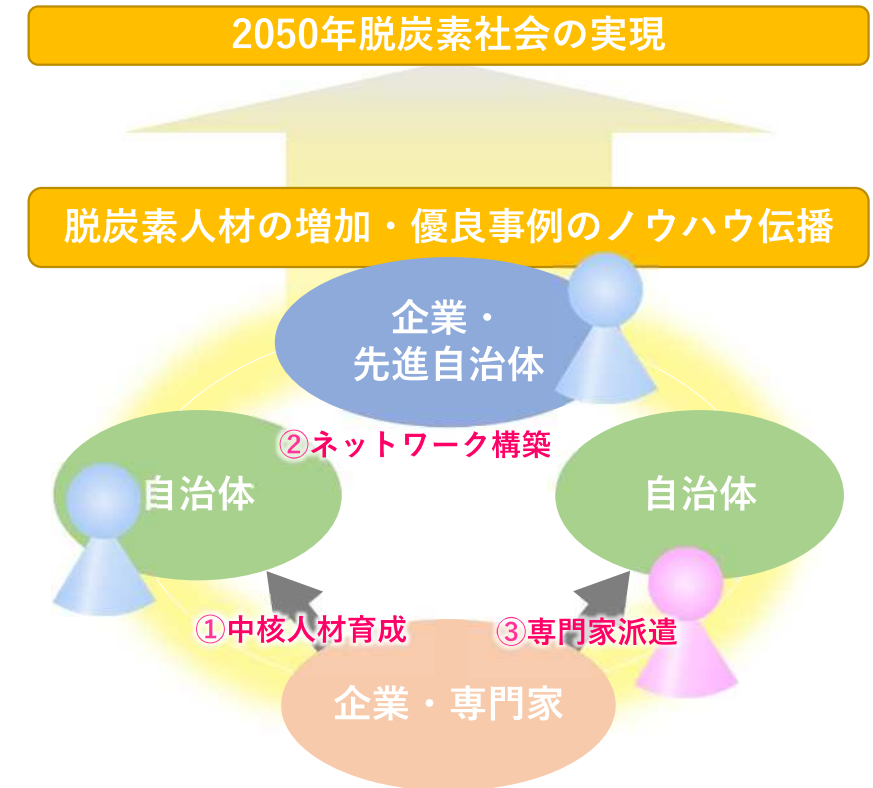
③ 即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

自治体に対して、地域脱炭素実現に向けた総合的な戦略策定や脱炭素事業創出に関するアドバイザーとして、専門家や企業人材を選定・派遣するための体制構築、自治体における地域脱炭素を加速させるための人材支援のノウハウを蓄積・共有し、事例集としてまとめる。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度 ※(3)②は令和4年度～、③は令和5年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房地域政策課 電話：03-5521-8328

株式会社脱炭素化支援機構と連携した地域脱炭素投融資促進事業



【令和7年度要求額 71百万円（71百万円）】

株式会社脱炭素化支援機構と連携して、地域脱炭素投資を促進します。

1. 事業目的

- ①2050年カーボンニュートラル実現に貢献しつつ、環境配慮や地域共生にも取り組む地域脱炭素事業を創出するため、地域コンソーシアムの形成等を通じて地域脱炭素投融資を促進する。
- ②脱炭素投融資の評価・検証ガイドラインを改定し、株式会社脱炭素化支援機構の投融資案件を適切に評価・検証する。

2. 事業内容

(1) 地域コンソーシアム形成等を通じた地域脱炭素投融資の促進
株式会社脱炭素化支援機構の出資者である地域の金融機関を核として、国（地方環境事務所等）や経済団体等からなる地域コンソーシアム等を各地域において形成し、株式会社脱炭素化支援機構等の官民ファンドや政府系金融機関等との連携の下、脱炭素投融資に係る資金ニーズの調査、プロジェクトを組成するためのFSの支援等の実施を通じて、脱炭素投融資案件の形成を支援する。また、脱炭素投融資に繋がる事業構築支援等を行い新規案件の創出につなげる。さらに重要な配慮事項の一つである地域共生及び環境配慮の取組の事例調査、情報発信を行い、ノウハウの蓄積・気運の醸成を図ることで、優良な地域脱炭素投融資案件の形成を支援する。

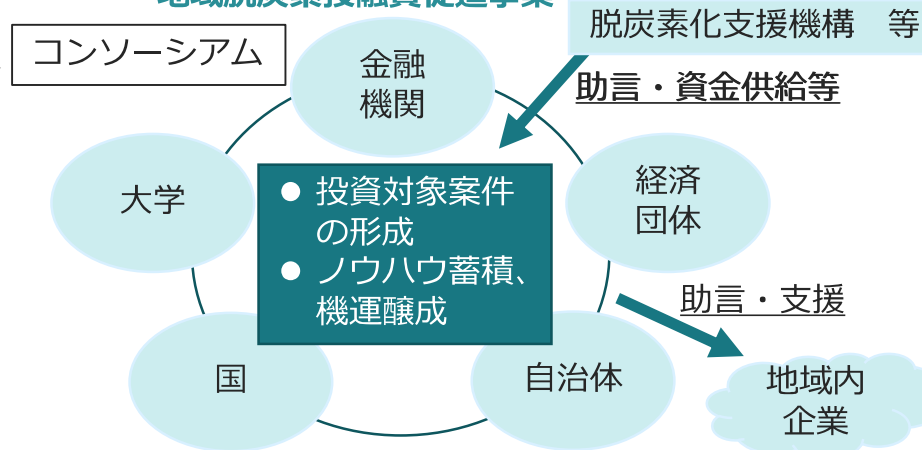
(2) 地域脱炭素投融資案件の評価・検証事業
株式会社脱炭素化支援機構が行う投融資案件について、政策性及び収益性を確保するとともに、脱炭素化への貢献及び地域共生を確保するため、令和6年度に策定した「評価・検証ガイドライン」について、評価指標の追加及び最新の規定や基本方針を踏まえた改定等を行うとともに、同機構の投融資案件の評価検証を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度～令和7年度

4. 事業イメージ

(1) 地域コンソーシアム形成等を通じた地域脱炭素投融資促進事業



(2) 地域脱炭素投融資案件の評価・検証事業

投融資した後も各案件が適切な効果を発揮しているか等について、評価・検証を行う。

- 脱炭素効果
- 地方創生
- 環境配慮
- 収益性 等



お問合せ先： 環境省 大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

「脱炭素×復興まちづくり」推進事業



環境省

【令和7年度要求額 500百万円（500百万円）】



福島での「脱炭素社会」の実現と福島の「復興まちづくり」の両方の着実な実現を支援します。

1. 事業目的

- 震災や原子力災害により大きな影響を受けた福島県内の市町村では、ゼロカーボンシティ宣言を積極的に行うなど、環境に配慮したまちづくりへの取組が進められている。しかし、住民の帰還や産業の再建が道半ばである状況の中で、今後、復興まちづくりを進めつつ、脱炭素社会の実現を目指す際には、大きな困難が伴う。このため、福島での自立・分散型エネルギーシステムの導入等に関して、地方公共団体、民間事業者等への重点的な支援を行い、これらの両立を後押しする。

2. 事業内容

(1) 「脱炭素×復興まちづくり」に資する計画策定、導入等補助

福島での「脱炭素社会」の実現と福島の「復興まちづくり」の両方を着実に実現するため、福島県が策定した「再生可能エネルギー推進ビジョン」や自治体等が宣言する「ゼロカーボンシティ」で示された方針に沿って、当該市町村が2040年又は2050年を見据えた再生可能エネルギーの利用の促進に関する目標と具体的取組を定めた構想等の策定（又は策定予定）を要件とし、これらの実現に向けた「計画策定」と「自立・分散型エネルギーシステムの導入」に対する支援を行う。

(2) 「脱炭素×復興まちづくり」に資する調査・検討

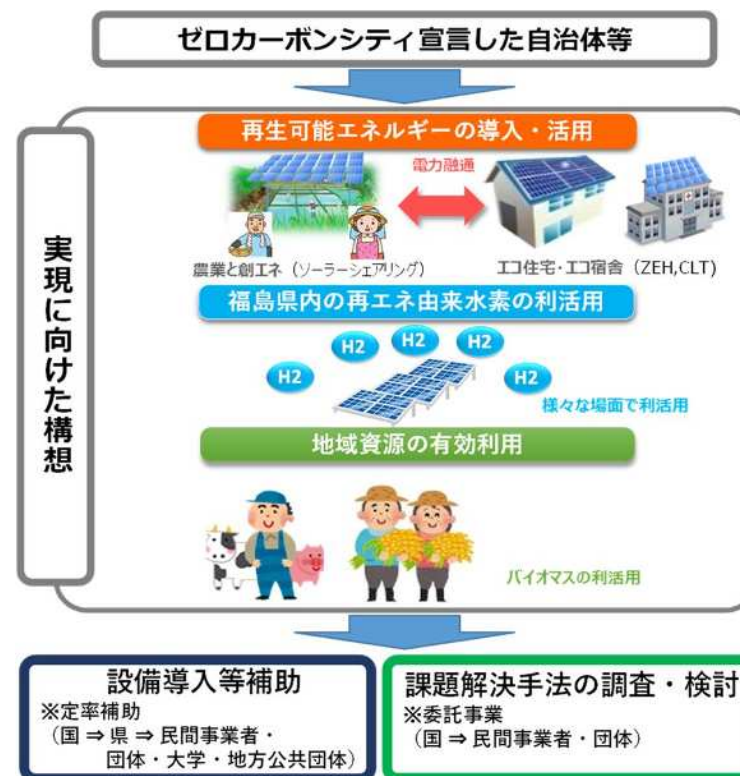
2050年カーボンニュートラルの目標等を見据え、避難指示解除や復興まちづくりと被災地の地域資源や地域特性等を最大限活用した脱炭素化の取組に資する調査・検討を行い、モデル性のある事業化に結びつける。

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) 計画策定補助 (2/3 上限1,000万円)、導入等補助 (1/3~3/4 上限1億円)
(2) 委託事業
- 委託先・補助対象 (1) 民間事業者・団体・大学・地方公共団体
(2) 民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ

「脱炭素×復興まちづくり」を支援



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官付 福島再生・未来志向プロジェクト推進室 電話：03-3581-2788

地域の資源循環促進支援事業



【令和7年度要求額 196百万円（10百万円）】

地域の循環資源や再生可能資源を活かして地域経済を活性化させる取組をパッケージで支援し全国各地でCEへの移行を実現させます。

1. 事業目的

地域の特性を活かした新たな資源循環による地域経済の活性化の流れを生み出すため、CEの取組を伴走支援するツールを提供しながら、実際に地域で事業創出を行う実証事業を実施するとともに、この中で製造・小売業、廃棄物・リサイクル業、自治体、消費者等をつなげて資源循環の輪をコーディネートする中核人材を育成する。さらに、自治体間で情報交換・相互支援を可能とする場を創設することで、各地域で生まれた循環型のビジネスモデルを全国各地に普及させる。

2. 事業内容

① CEの取組を伴走支援するツールの提供

- ・ 類型毎（例：ウェルビーイング型、地域資源活用型、廃棄物削減型、事業創出型）に資源循環による地域活性化プロセスを整理した方法論をまとめたガイダンスを作成提供する。
- ・ 地域の特性に応じた廃棄物処理システムの高効率化・エネルギーの利活用方策等をまとめたガイダンスを作成提供する。
- ・ 地域のCE実践において重要な役割を担う、地域内の様々な主体と協力関係を築きながら循環ビジネスを創出するコーディネーターの養成プログラムを提供する。

② 循環型ビジネスモデルや脱炭素化・先導的廃棄物処理システムの実証事業の実施

- ・ 地域の廃棄物の資源化を目的とした循環型ビジネスモデル構築実証事業を実施する。
- ・ 実証事業のコーディネートを行う人材に養成プログラムを適用するとともに、ハンズオン支援も行いながら、事業創出を実践する過程で人材を育成する。
- ・ CNに資する地域のバイオマス利活用による廃棄物処理システムの技術実証の実施する。
- ・ 各実証事業の評価を実施し、各ガイダンスや養成プログラムのブラッシュアップを行う。

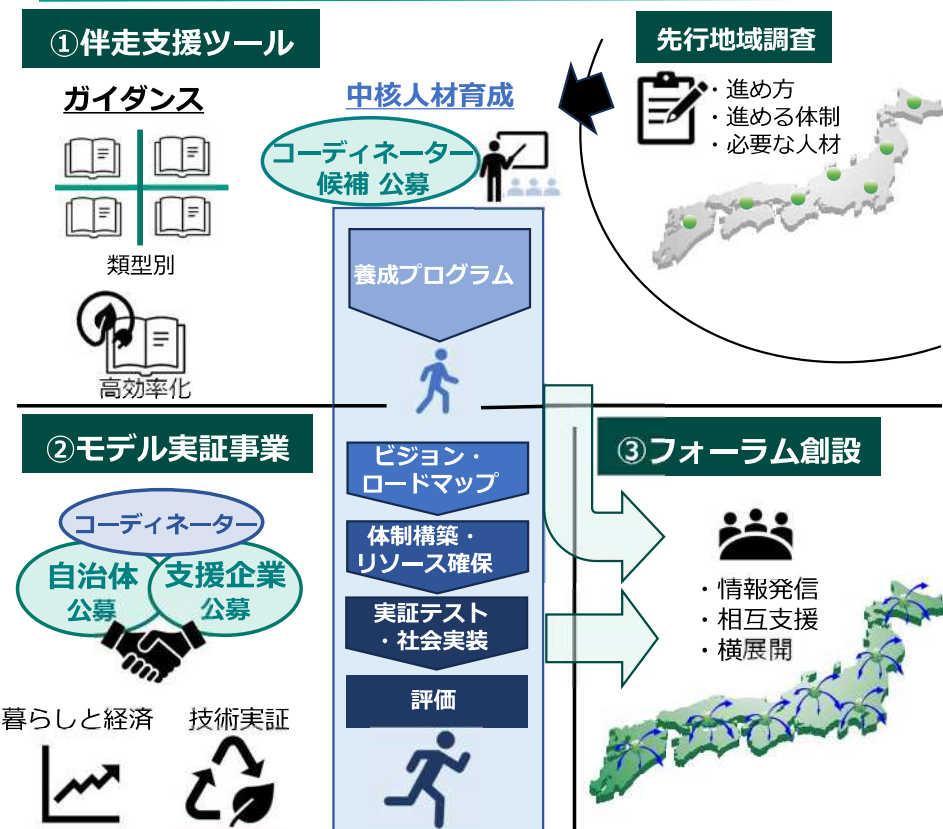
③ CEの取組を継続的に支援するツールの整備・拡充とフォーラムの創設

- ・ CEの取組による最新の成果やアイデア等、地域間で情報交換・議論・相互支援が可能となるフォーラムを創設する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度～令和11年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室 電話：03-5521-8336

地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、地域プラットフォームを構築し、地域トランジションを実現します。

1. 事業目的

- ① トランジションモデル形成
- ② 中間支援機能の担い手育成
- ③ 地域間ネットワーク強化・情報発信

2. 事業内容

地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方は、「第五次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）で提唱され、「第六次環境基本計画」（令和6年5月閣議決定）においても、計画の最上位の目的である「ウェルビーイング/高い生活の質」を将来にわたってもたらす「新たな成長」の実践・実装の場とされた。これを受け、地域における炭素中立、循環経済、自然再興型社会への移行を促し、持続可能な自立・分散型社会を構築するため、以下の取組を実施する。

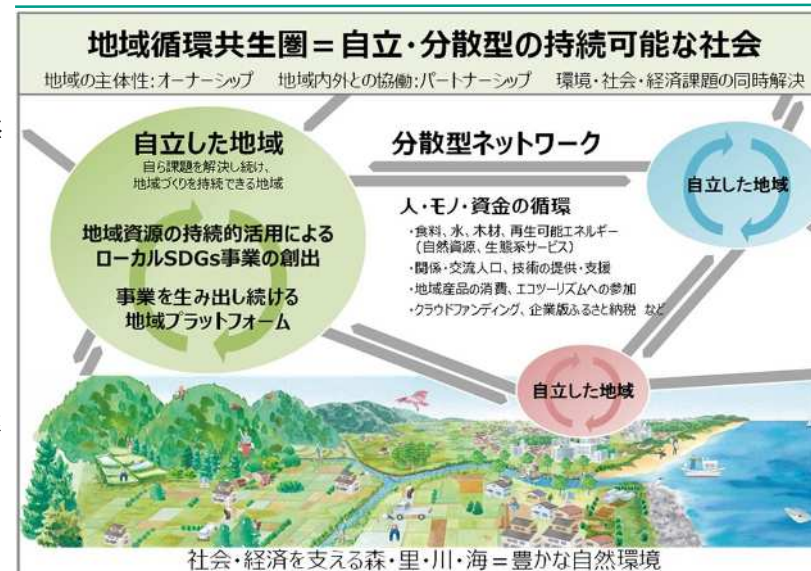
- ① 炭素中立、循環経済、自然再興型社会への移行を目指す際に大きな影響を受けるステークホルダーや地域も取り残さずに、協働的なアプローチを含めた地域循環共生圏の考え方にに基づき自立した地域づくりに取り組む者を支援する。（例えば、火力発電所等の地域の中核となる産業の撤退に際し、関係する地域の企業等も含めた地域内外のステークホルダーとともに、地域に環境を軸にした新たな事業や産業を創出しながら、地域トランジションを実現するモデルを創出する。）
- ② 中間支援機能※を有する既存の団体が地域への伴走支援を実践的に行いつつ、その過程で得られたノウハウを横展開することで、中間支援機能を担える人材・組織の育成を行い、地域循環共生圏の創造を推進する。
- ③ ローカルSDGs事業の担い手同士の有機的なつながりを構築する場の提供や、優れた地域プラットフォームの事例の情報発信の場を設ける。

※中間支援機能…ヒト・モノ・カネ・情報をはじめとする資源の連結、関係者の納得度合いや先を見越したステップを確認して進行管理を支えるプロセス支援、変革に向けて刺激を与え関心や意思を呼び起こす変革促進、本質的な解決策の発見を促す問題解決提示など

3. 事業スキーム

- 事業形態 共同実施／請負事業
- 共同実施先・請負先 地方公共団体／民間事業者・団体
- 実施期間 令和6年度～令和10年度（予定）

4. 事業イメージ



地域循環共生圏（2018年、第5次環境基本計画※）は、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です。

その際、私たちの暮らしが、森里川海のつながりからもたらされる自然資源を含めて地上資源を主体として成り立つようにしていくために、これらの資源を持続可能な形で活用し、自然資本を維持・回復・充実していくことが前提となる。

地域の主体性を基本として、パートナーシップのもとで、地域が抱える環境・社会・経済課題を統合的に解決していくことから、ローカルSDGsともいいます。

※第6次環境基本計画（2024年閣議決定）では「新たな成長」を各地域で実践・実装していく場として位置付けられた。

お問合せ先： 環境省大臣官房地域政策課地域循環共生圏推進室 電話：03-5521-8328



【令和7年度要求額 3,700百万円 (3,800百万円)】

環境省が実用化・製品化に向け実証してきた省CO2のための部材や素材の社会実装に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

これまで環境省が開発を主導してきた窒化ガリウム (GaN) やセルローズナノファイバー (CNF) といった省CO2性能の高い革新的な部材や素材は、AIやIoT等を活用したデジタル化の加速化や、地域資源の活用・循環を達成する上でもそれぞれ重要度が高まっている。このため、これら部材・素材を活用した製品の早期商用化に向けたイノベーションを支援し、2030年までに社会実装を図りCO2排出量を大幅に削減することで、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献する。

2. 事業内容

これまで環境省が開発を主導してきた省CO2性能の高い革新的な部材や素材のうち、GaNは半導体産業を含め、デジタル社会における一層の電化や遠隔化、効率化を達成し、省エネという意味でもその重要性は増している。特に、生成AIの普及に伴うデータセンターの需要の急拡大に対応する消費電力削減は喫緊の課題である。また、半導体は経済安全保障推進法における特定重要物資の1つであり、製造体制の国内回帰・サプライチェーンの強化が急務となっている。

CNFは、植物由来の次世代素材として、地域資源の活用・循環を図りつつ、製品の軽量化・高強度化や高断熱化による省CO2化が期待される。

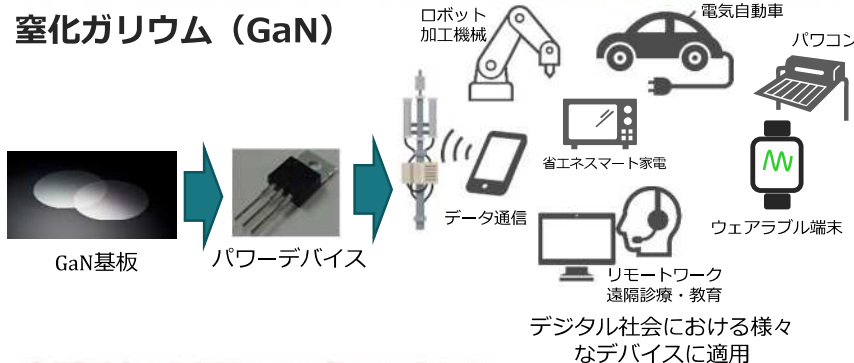
このため、本事業ではこれら革新的な省CO2性能の高い部材・素材を活用し、実際の製品等への導入を図る事業者に対し、製品の早期実用化に向けたイノベーションを支援する。これにより、社会実装・普及展開の加速化を図ることでCO2排出量の大幅な削減を可能とし、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献する。

3. 事業スキーム

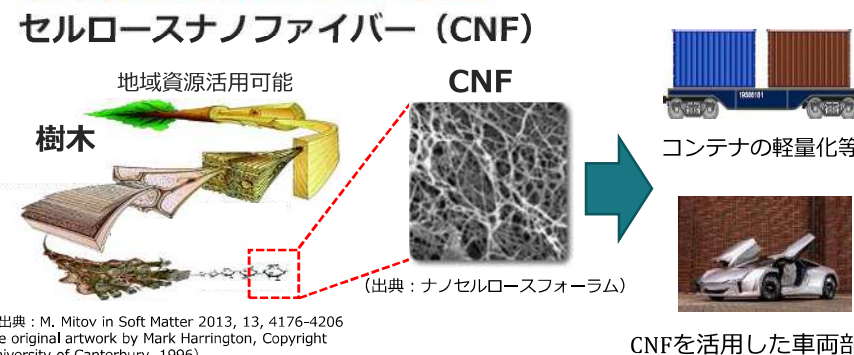
- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和2年度～令和12年度

4. 事業イメージ

大電流・高耐圧パワーデバイスを活用した省CO2製品



新素材を活用した省CO2製品



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

国立研究開発法人国立環境研究所運営費交付金（うち、衛星関連事業経費）



【令和7年度要求額 1,658百万円（1,588百万円）】

「GOSATシリーズ」から送られるデータを処理、各国の政府機関・研究者等に提供することにより、2050年カーボンニュートラルやパリ協定／グローバルストックテイクに貢献します。

1. 事業目的

- ① GOSATシリーズの観測データから温室効果ガスの濃度等の高次プロダクトを定常的に作成する。
- ② 作成されたGOSATシリーズのプロダクトの長期保存や各国のインベントリ担当者／研究者への提供を行う。

2. 事業内容

温室効果ガス観測技術衛星（GOSAT）シリーズは、環境省・宇宙航空研究開発機構（JAXA）・国立環境研究所（NIES）の共同プロジェクトです。1号機（GOSAT「愛称：いぶき」、平成21年打上げ）・2号機（GOSAT-2、平成30年打上げ）の15年以上にわたる地球全体の温室効果ガスデータはIPCCの第6次評価報告書や各国の温室効果ガス排出量の検証に用いられており、我が国の2050年カーボンニュートラルやパリ協定への重要な貢献といえます。

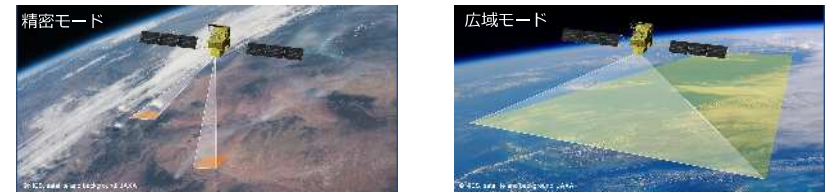
本事業ではGOSATシリーズのデータから温室効果ガスの濃度などのプロダクトを定常的に作成し、各国の担当者・研究者に提供するための地上データ処理システムの開発や運用を行います。特に令和7年度には3号機（GOSAT-GW、令和6年度打上げ予定）用システムの運用準備や初期運用などを、1号機・2号機用システムの定常的な運用／維持管理とともに実施します。さらに民間との協力も含む情報公開機能の強化に新たに取り組みます。

3. 事業スキーム

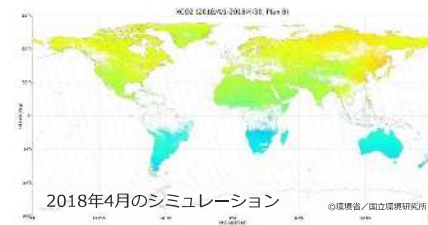
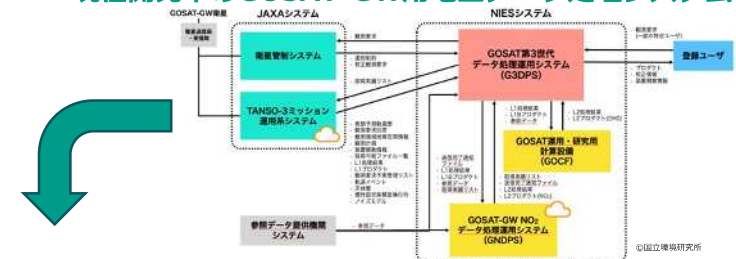
- 事業形態 交付金
- 交付対象 研究機関（国立環境研究所）
- 実施期間 平成16年度～

4. 事業イメージ

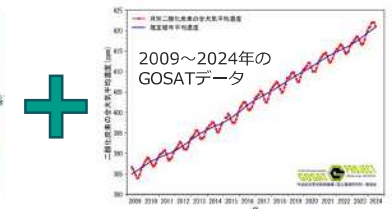
GOSAT-GWによる温室効果ガス濃度のマッピング



現在開発中のGOSAT-GW用地上データ処理システム



GOSAT-GWの全球マッピング



GOSAT、GOSAT-2の長期データ

お問合せ先： 環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室 電話：03-5521-8238

国立研究開発法人国立環境研究所運営費交付金（うち、環境研究共創拠点）



【令和7年度要求額 18,217百万円の内数（17,159百万円）】

環境研究分野における研究DX推進に必要な研究データ基盤を構築し、国内で連携してデータ駆動型研究を推進するとともに、環境データを学術利用に限らず、社会に幅広く流通させることで、国民の行動変容を促します。

1. 事業目的

- ① 多様化・大規模化する環境データの蓄積・管理・統合を推進し、先端的なシミュレーション研究・データ駆動型研究（データ同化・AI技術等）を支える計算・解析基盤を構築する。
- ② データ科学を担う人材育成やソフトウェア開発を推進し、産官学の環境研究コミュニティ連携の起点を形成する。

2. 事業内容

環境問題の解決には多様な情報を統合的に解析する必要があり、まさにデータ駆動型研究による飛躍的な進展が期待できる分野と言えます。本事業では、その推進に必要な高度な情報基盤の構築やデータ利活用推進を、人材育成の観点も含め実施し、データによる社会変革を目指します。

- 1.多様化・大規模化する環境データを効率的に収集・整備し、セキュリティに配慮して統合的に保管・管理するデータ管理基盤を構築します。
- 2.高度シミュレーション・データ駆動型研究・AIを活用した先端的な研究手法を支える計算・解析基盤を構築し、共同利用拠点として国内の他の基盤とも連携し、環境分野でのデータサイエンスを推進します。
3. 環境データを産官学のみならず市民にもわかりやすく使いやすい形で提供することで、環境問題への意識を高め、行動変容を促します。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金
- 交付対象 研究機関（国立環境研究所）
- 実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室 電話：03-5521-8238

環境研究総合推進費関係経費



【令和7年度要求額 5,823百万円（5,355百万円）】

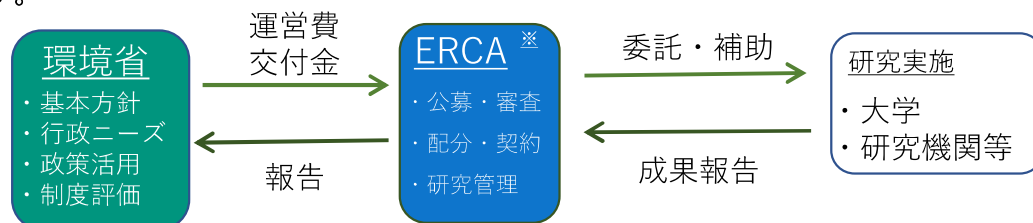
環境政策の推進に不可欠な研究開発を促進します。

1. 事業目的

気候変動問題への対応、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を実施（エネルギー起源CO2排出削減に直接資する研究開発等は対象外）。

2. 事業内容

環境研究総合推進費は、環境省の行政ニーズを提示して公募を行い、産学官の研究者から提案を募り、審査を経て採択された課題を実施する、環境政策貢献型の競争的研究費です。「環境研究・環境技術開発の推進戦略」「第6期科学技術・イノベーション基本計画」等を踏まえ、環境政策への貢献・反映に立脚した戦略的な研究開発、Society 5.0実現に向けた研究開発を強力に推進します。



※ERCA：（独）環境再生保全機構

3. 事業スキーム

- 事業形態 競争的研究費制度による交付（配分機関：ERCA）
- 選択 大学／研究機関／民間事業者・団体／地方公共団体一般
- 実施期間 平成29年度～

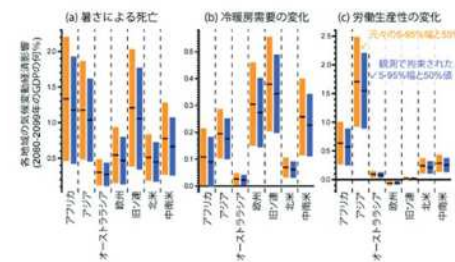
4.

ヨコヅナイワシが2000m以深に棲息する 世界最大の深海性硬骨魚類であることを明らかに



ヨコヅナイワシは、深海生態系のトップ・プレデターです。トップ・プレデターの多様性や分布、生態等を明らかにすることで、海洋生態系の理解と地球環境変動が深海生態系に与える影響に関する理解が深まることが期待されます。

気候変動による経済影響評価の不確実性を低減することに成功



気候変動予測の分野で開発された最新の不確実性低減手法を経済影響評価の分野に世界で初めて応用した研究成果であり、今後、気候変動の予測と影響評価の分野をまたいだ総合的な知見を得るために必要な道筋を示すものです。

お問合せ先： 環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室 TEL：03-5521-8239

CCUS早期社会実装のための環境調和の確保及び脱炭素・循環型社会モデル構築事業



【令和7年度要求額 4,500百万円 (5,500百万円)】 環境省

CCUS (CO₂の分離回収・有効利用・貯留) の技術を確認するとともに、実用展開に向けた実証拠点・サプライチェーン構築に向けて取り組みます。

1. 事業目的

2030年のCCUSの本格的な社会実装と環境調和の確保に向けて、商用化規模におけるCO₂分離回収・有効利用技術の確立等を通じ、サプライチェーン及び脱炭素・循環型社会モデルの構築を目指して取り組む。

また、海洋汚染等防止法の適切な運用により、効率的、円滑なCCSの導入を促すため、海底下CCS事業におけるCO₂圧入や貯留状況に応じた適正で低コストかつ効率的なモニタリング技術の適用方法の確立を行う。

2. 事業内容

(1) 環境配慮型CCUS実証拠点・サプライチェーン構築事業

CO₂分離回収設備の実証等の運用・評価実績と、未だ実用化されていない浮体式洋上圧入技術の検討を基に、CCSの実用展開のためのサプライチェーンの構築を目指し、CO₂輸送・貯留等の実現性検討を通じた関連技術・ノウハウの涵養等を行う。また、CCU技術を有効活用した地域における脱炭素・循環型社会モデルの構築を推進する。

(2) 海洋環境保全上適正な海底下CCS実施確保のための総合検討事業

苫小牧沿岸域にて実施される海底下CCS実証事業や新たなCCS事業が、環境と調和した上で迅速にかつ適切に実施されるよう、BATを活用した適正なモニタリングの在り方について、環境負荷が少なく自然再興 (ネイチャーポジティブ)、コスト低減等に資する物理解 (電磁) 探査システムや環境DNAにおけるモニタリング技術などの開発、検討のうえ試験を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体、大学、公的研究機関 等
- 実施期間：(1) 平成26年度～令和7年度、(2) 令和3年度～令和7年度

4. イメージ

CCUSのサプライチェーンのイメージ



◆ CO₂分離回収



◆ CCSモニタリング



◆ 輸送・貯留



◆ CO₂の有効利用 (代替燃料の生成等)

お問合せ先：(1) 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341
 (2) 環境省 水・大気環境局 海洋環境課 電話：03-5521-9023

海洋環境に係る条約対応及び調査検討事業費のうち ロンドン条約・議定書に係る審査支援及び調査検討事業費



【令和7年度要求額 153百万円（103百万円）】

船舶からの廃棄物の海洋投入処分及び二酸化炭素の海底下貯留（海底下CCS）について、国内制度を適正に運用するとともに、国際動向を把握し海洋環境保全のための制度のあり方の検討を行います。

1. 事業目的

船舶からの廃棄物の海洋投入処分及び二酸化炭素の海底下貯留（海底下CCS）が環境と調和した上で実施されるよう、海洋汚染等防止法に基づく審査を適切に実施するとともに、国際動向や最新の知見を収集し、CCS事業法に基づく海底下CCSの今後の制度の検討及び海洋環境保全のための調査を行う。

2. 事業内容

船舶からの廃棄物の海洋投入処分及び海底下CCSについては、ロンドン議定書により規制されており、我が国では海洋汚染等防止法（海防法）により、環境大臣の許可の下で実施可能となっている。また、令和6年通常国会でCCS事業法が成立し、CCSの制度整備を進めていく必要がある。

本事業は、海洋投入処分及び海底下CCSに係る国内制度の適切な運用及び国際動向の調査並びに、CCS事業法に基づく制度整備の検討及び事業候補地における海洋環境調査を行う。

(1) 海洋投入処分に係る対応

- ・海防法に基づく船舶からの廃棄物の海洋投入処分に係る審査等を行う。
- ・海洋地球工学に係る国際動向の調査や国内対応の検討を行う。

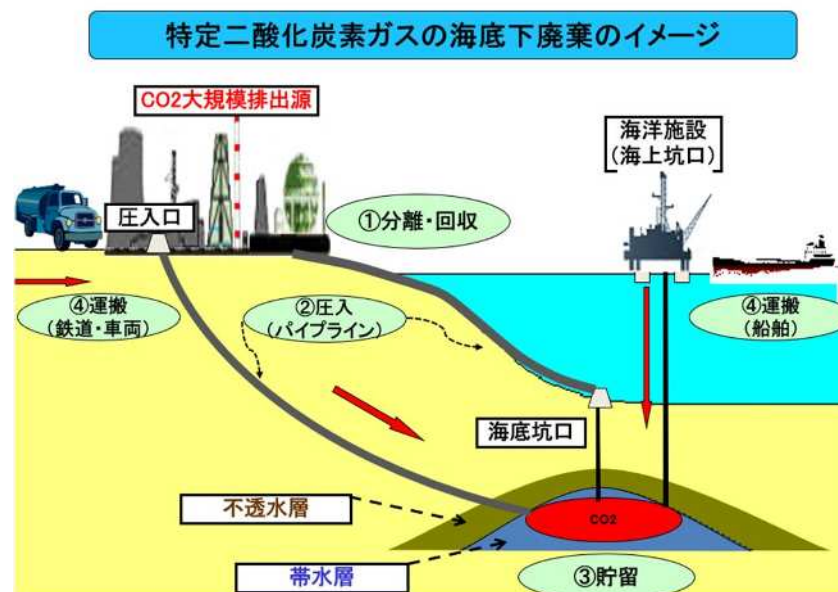
(2) 海底下CCSに係る対応

- ・海底下CCSに係る各国の動向や最新の科学的知見の情報収集を行う。
- ・海洋環境と調和した海底下CCSの実施に向けて制度の検討や適用試験を行う。
- ・今後の事業候補地において海洋環境調査を行い、知見の充実を図る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 平成16年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 海洋環境課 電話：03-5521-9023



【令和7年度要求額 4,980百万円 (4,980百万円)】

2030年度削減目標や2050年カーボンニュートラル実現に向け、分野やステークホルダーの垣根を超えた地域共創による開発・実証を支援します。

1. 事業目的

2030年度までの温室効果ガス46%削減、2050年までの脱炭素社会実現のためには、既存の社会インフラの刷新も含めた社会実装につながる技術開発・実証が必要。また、ゼロカーボンシティ宣言都市等における先導的な取組を支援し、各地域の特性を活かして、自然とも共生し脱炭素かつ持続可能で強靱な活力ある地域社会を構築することが重要。そこで地域に根差し、かつ分野やステークホルダーの垣根を越えて脱炭素社会の実現に資するセクター横断的な地域共創の技術開発・実証事業を実施することを目的とする。

2. 事業内容

地方公共団体等との連携による技術開発・実証を推し進め、各地域がその特性を活かした脱炭素社会モデルを構築し、地域の活性化と脱炭素社会の同時達成を後押しし、脱炭素ドミノを誘引するため、以下の取組を実施する。

- **地域・省庁間連携によるセクター横断型脱炭素技術の開発・実証**
様々なステークホルダーがイノベーションのパートナーとして参画できるよう、脱炭素化に取り組む地方公共団体や関係省庁との連携により、地域脱炭素化の実現に資するセクター横断的な技術開発・実証事業を実施する。
- **技術シーズ・ボトムアップ型の技術開発・実証**
各分野におけるCO2削減効果が相対的に大きいものの、開発リスク等の問題から、民間の自主的な取組だけでは十分には進まない技術開発・実証を対象に支援する。
- **スタートアップ企業に対する事業促進支援 (スタートアップ枠)**
創造的・革新的な技術を有する事業者を支援することで、2030年度目標等の達成に資する新規産業の創出・成長を図る。

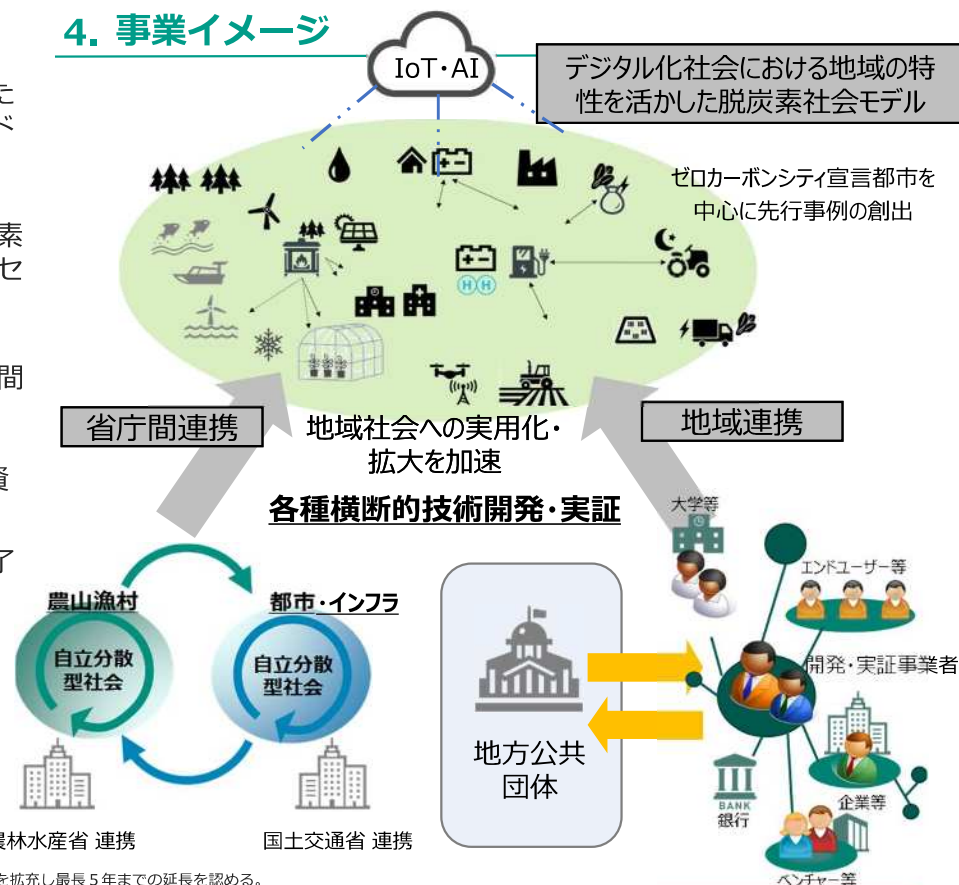
併せて、上述の取組による実用化や普及の成功率の向上のため、事業開始前から事業終了後に至るまで事業者の伴走型支援や評価・フォローアップ等の側面支援を実施する。

3. 事業スキーム

- **事業形態** 補助事業(1/2、定額)・委託事業
- **委託・補助対象** 民間事業者・団体・大学・研究機関等
- **実施期間** 令和4年度～令和10年度※

※各課題における実施期間は原則3年。中間評価等により低評価の課題は事業の中止、高評価の課題は実施体制を拡充し最長5年までの延長を認める。

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業



【令和7年度要求額 187百万円（100百万円）】

環境スタートアップの研究開発・事業化を支援し、持続可能な社会の実現に向けたイノベーションを創出します

1. 事業目的

環境スタートアップの研究開発（フェーズ1：採算性調査（F/S）及び概念実証（PoC）、フェーズ2：技術開発（R&D））から事業化までを切れ目なく支援することで、「ネットゼロ」、「循環経済」、「ネイチャーポジティブ」の統合的推進に向けたイノベーションの創出を図るとともに、環境ビジネスの創出・拡大及び雇用の増加に貢献する。

2. 事業内容

(1) 環境スタートアップ特化型の研究開発支援

優れた技術シーズを持つ環境スタートアップの研究開発をF/S、PoCで幅広く支援しつつ、有望案件を絞り込んでR&Dで集中的・継続的に支援することで切れ目のない支援を実施。また、既存企業とスタートアップとのオープンイノベーションによるR&Dの枠をを通じて社会実装に向けた取組を強化。

(2) 事業機会創出に向けた側面支援

① ピッチイベント等による事業機会創出及び事業化に向けた伴走支援

環境スタートアップを対象とするピッチイベントを開催し、優秀者の表彰、PRの強化等を実施することにより、事業機会の創出を支援する。また、専門家等による研究開発の進め方や資金調達・国内外での事業拡大に関する助言、国内外の事業会社とのマッチング等を通じた伴走支援を実施。

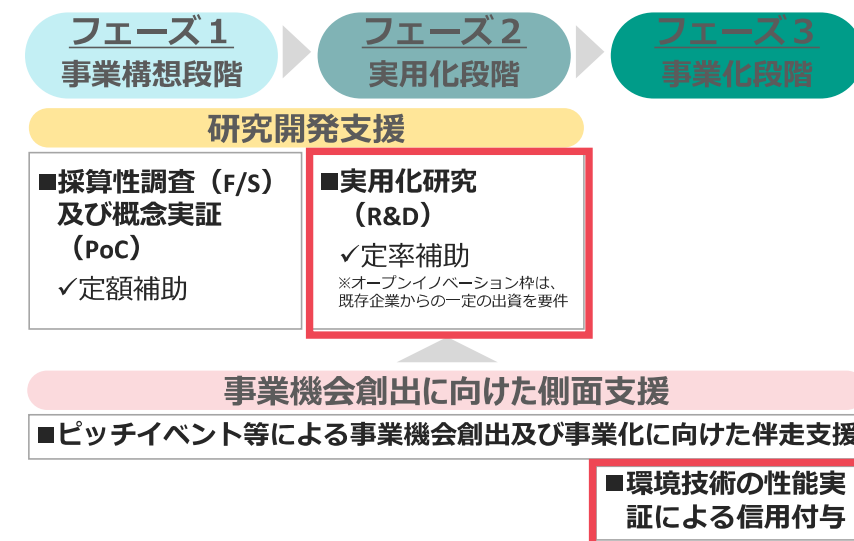
② 環境技術の性能実証による信用付与

先進的な環境技術の環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証。その性能への信用付与により、環境技術の普及を促すとともに、事業拡大を支援。

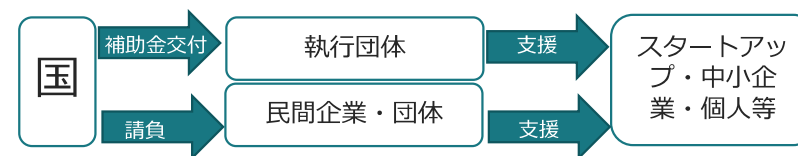
3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) 間接補助（定額、定率） (2) 請負事業
- 補助対象・請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～

4. 事業イメージ



※本予算は、SBIR制度に基づく府省庁等横断の統一プログラムに該当する予算である。



お問合せ先： 環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室

電話：03-6205-8276



【令和7年度要求額 4,288百万円（397百万円）】

プラスチックを含む海洋ごみの総合的な回収・処理や発生抑制対策を推進のため、実効性のあるプラスチック汚染対策条約のルールづくりを主導し、地方自治体・民間事業者等の連携強化、国際協力を促進します。

1. 事業目的

- ① 実効性のあるプラスチック汚染対策条約の策定等国際的な枠組みを活用し対策実施の加速を目指す。
- ② 地方自治体、研究機関、業界団体等の関係主体間で連携・協力を強化することで、回収・処理や発生抑制対策を推進する。
- ③ 都道府県や市町村等が実施する海洋ごみ対策への支援を通じて海洋ごみの削減を図り海洋環境保全に資する。
- ④ 我が国の取組状況等も踏まえつつ、広域的・地域的な枠組み（二国間協力含む）における国際連携・協力を戦略的に進める。

2. 事業内容

①プラスチック汚染対策条約関連会合への対応検討

・条約策定に向けた政府間交渉委員会（INC）に加え、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンを共有したG20等関連会合等で議論を主導する方策を検討。

②海洋ごみの削減に向けた自治体・事業者との連携方策の検討

・地方自治体や事業者による流出抑制対策支援（ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン事業、地方公共団体における広域連携事業、プラスチックとの賢い付き合い方を推進する「プラスチック・スマート」のサイト運営、業界との対話・優良事例の促進事業）

③海岸漂着物等地域対策推進事業

・地方公共団体が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみ等の回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を行う。

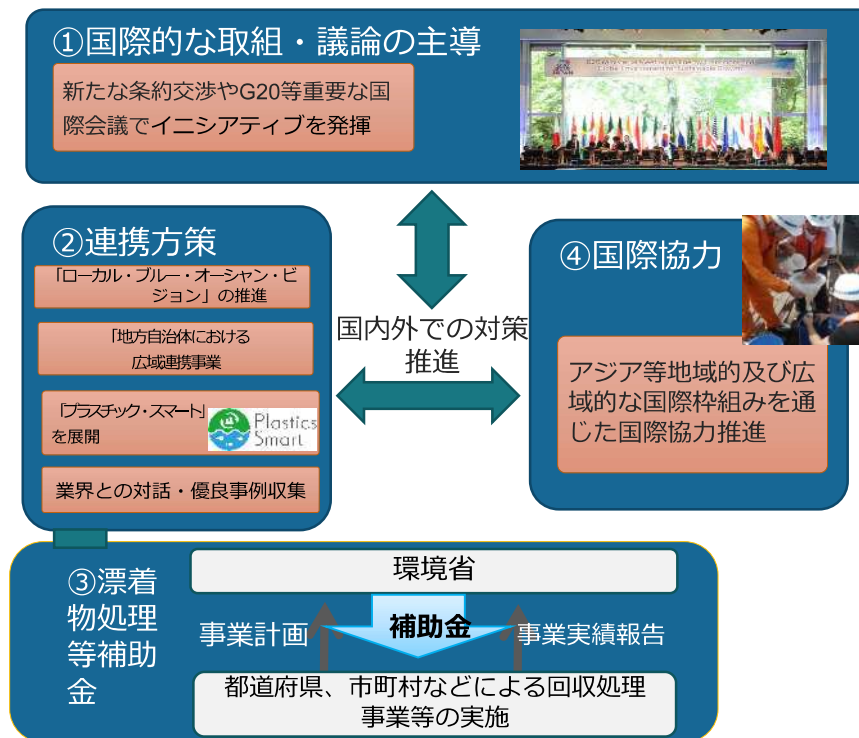
④アジア等地域的及び広域的な国際枠組みを通じた国際協力推進

・広域的な国際枠組みへの参加等を通じ、我が国の知見・成果をインプット。
・主要排出源であるアジア域を中心に、海洋ごみ調査の人材育成のための招へい研修プログラムや、実態把握に向けた共同調査の実施。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、拠出金、補助金
- 請負先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成19年度～（③は平成27年度～、①及び②の一部令和2年度～）

4. 事業イメージ





【令和7年度要求額 265百万円（265百万円）】

プラスチックを含む海洋ごみの総合的な回収・処理や発生抑制対策を推進のため、海洋ごみのモニタリング調査等科学的基盤の整備を行います。

1. 事業目的

海洋プラスチックごみ対策検討において活用するため、プラスチックを含む海洋ごみの環境中流出量等実態把握（データ収集、モニタリング手法の調和・高度化）、生物生態系影響等の科学的知見の整備・共有を行う。

2. 事業内容

1. 海洋・河川等におけるモニタリング調査による実態把握

国内及び日本近海の海洋・河川等における継続的なモニタリング調査、ガイドラインの策定・改定

2. プラスチックの環境中流出に関するインベントリ検討

- ・国内の流出量を把握するための算定式・推計方法を整備し、対策の効果検証への活用を検討
- ・世界共通の環境中流出量把握のためのガイドライン策定

3. 世界的なモニタリング手法の調和・データ活用検討

モニタリング手法の調和、データベース(AOMI: Atlas of Ocean Microplastic)の利用拡大、世界的なデータ集約に向けた国際連携の推進、集約されたデータの活用推進

4. プラスチック汚染による生物生態系等の影響把握

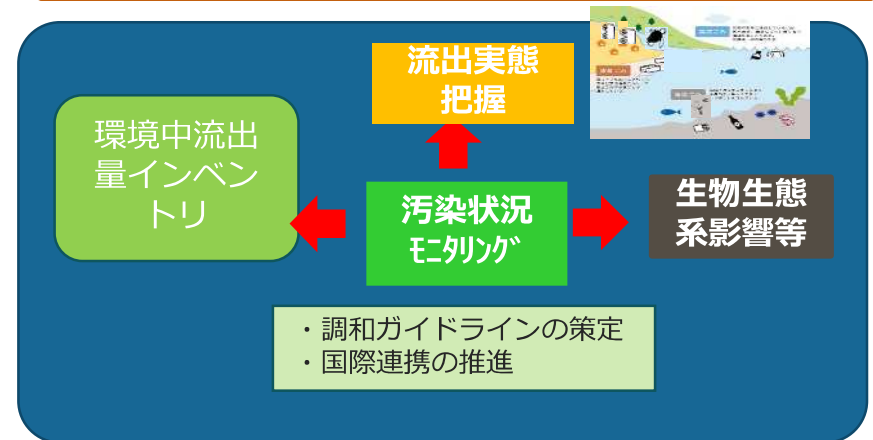
モニタリングデータの分析や文献調査を通じた、プラスチック汚染による生物生態影響、社会経済影響等に関する科学的知見の蓄積

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体、大学等
- 実施期間 令和2年度～（1.の一部は平成19年度～）

4. 事業イメージ

プラスチックを含む海洋ごみに関する科学的知見の集積・共有、対策検討での活用



- ・ 排出経路、微細化劣化過程、ホットスポットの把握
- ・ 主要な排出源の把握（関係省庁・専門家との協働）
- ・ 経年変化の把握
- ・ 対策効果検証

生物多様性条約拠出金等（国際分担金等経費）



【令和7年度要求額 387百万円（505百万円）】



生物多様性条約拠出金（生物多様性日本基金）の増資やSATOYAMAイニシアティブを進める国連大学等への拠出を通じ、昆明・モンリオール生物多様性枠組の実施を支援します。

1. 事業目的

- ①生物多様性日本基金を増資し、昆明・モンリオール生物多様性枠組の実施に貢献するため、SATOYAMAイニシアティブの考え方を適用した生物多様性国家戦略の改定に関する途上国の能力開発及びプロジェクト実施を支援する。
- ②日本発のイニシアティブである「SATOYAMAイニシアティブ」を推進し、国際的な取組の推進・強化を図る。
- ③科学と政策のつながりを強化し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国際合意・各国施策の策定に貢献する。

2. 事業内容

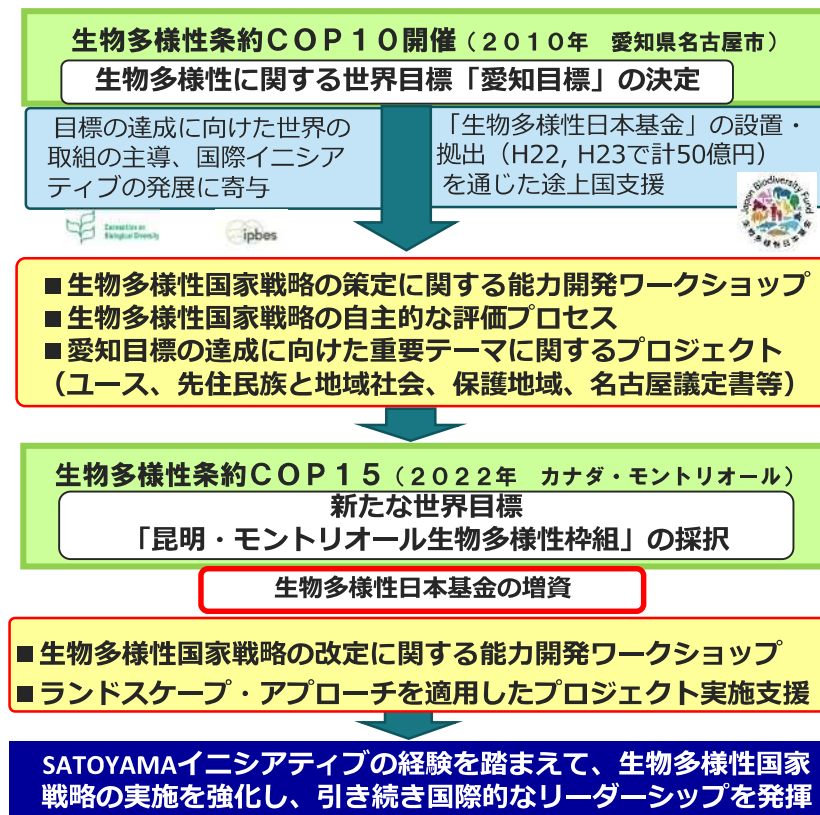
生物多様性条約COP15で採択された「昆明・モンリオール生物多様性枠組」（以下、「枠組」という）を踏まえ、各国は生物多様性国家戦略を見直し、枠組を実施することが求められている。このため、生物多様性日本基金の増資や国連大学等への拠出を通じ、「SATOYAMAイニシアティブ」による生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進、並びに同イニシアティブが採用するランドスケープ・アプローチを踏まえた途上国支援等により、枠組の実施に貢献する。また、国際的な生物多様性科学政策プラットフォーム（IPBES）を支援し、生物多様性分野での国際貢献を主導する。

- ・生物多様性国家戦略の改定及び実施に関する途上国の能力開発事業の実施
- ・SATOYAMAイニシアティブの推進及び国際パートナーシップ（IPSI）の運営
- ・生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）の支援
- ・国際自然保護連合による生物多様性保全プロジェクト、ラムサール条約の実施支援 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 拠出金
- 拠出先 生物多様性条約関連国際機関、国連大学等
- 実施期間 平成20年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性戦略推進室 電話：03-5521-8275



【令和7年度要求額 165百万円（125百万円）】

生物多様性に関する国際枠組に積極的に貢献するとともに、必要な国内対応を実施します。

1. 事業目的

2022年に生物多様性条約（CBD）COP15において採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組では、2030年までに生物多様性の損失を食い止め回復に転じさせるネイチャーポジティブ（Nature Positive（NP）：自然再興）が掲げられた。この国際目的の実現のため必要な種々の取組を実施する。企業のNPに係る取組であるTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）・ISO等への対応とともに、CBD他各種国際枠組み（BBNJ協定、南極条約、砂漠化対処条約、アジア保護地域パートナーシップ等）に我が国として貢献し、国際的なルールメイキングを主導する。

2. 事業内容

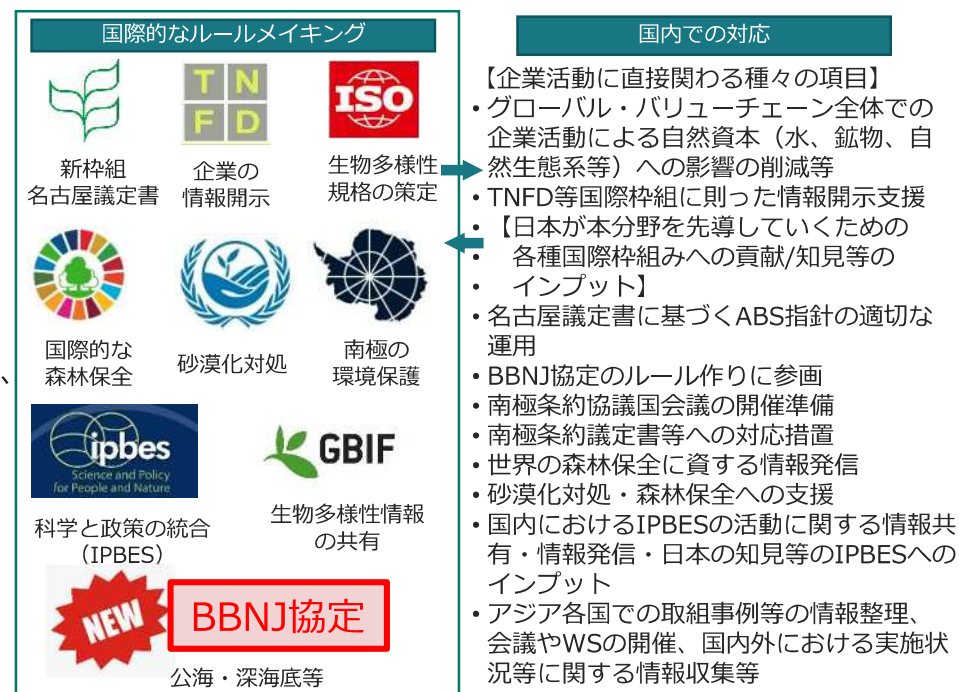
- NPの実現は環境保全のみならず新しいビジネスの創出につながる取組である。このため、各種国際分野における取組を日本が先導しつつ、国内企業の動向を踏まえながら、国際的なルールメイキングを目指す。
- 具体的には、NP経済の実現に向けて企業の取組を進めるTNFD、ISO等の国際的なルールメイキングへの参画、令和6年3月に策定した「ネイチャーポジティブ経済戦略」について国際情勢を踏まえた企業支援等を実施。
- そして、国際分野での日本のプレゼンスの発揮のため、遺伝資源の利用と利益配分（ABS）について定めた名古屋議定書の実施、BBNJ協定のルール作りの主導、南極条約協議国会議の日本開催及び南極環境保護法の運用、地球上の砂漠化対処・森林保全の支援、国際機関（IPBES）における各種活動、アジア保護地域パートナーシップ（APAP）に係る取組を実施。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、請負事業
- 委託先、請負先 民間団体等
- 実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ

国内外の対応を統合し、国際的なルールメイキングと日本のプレゼンスの発揮の同時達成を目指す



お問合せ先： 環境省 自然環境局自然環境計画課 電話：03-5521-8343 自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室 電話：03-5521-8150
 自然環境局国立公園課 電話：03-5521-8279 自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室 電話：03-5521-8275

国際的な化学物質管理強化のための拠出金等



【令和7年度要求額 172百万円（138百万円）】



地球規模での化学物質の適正管理の枠組みに積極関与し、国際的なルールメイキングを主導します。

1. 事業目的

- ・化学物質に関するグローバル枠組み (GFC)や化学物質等に関する政府間科学・政策パネル (SPP) 事務局への戦略的拠出を通じ、各作業部会・地域会合等の議論・活動を主導し、国際的な化学物質管理における我が国のプレゼンス向上、将来的な下部組織の誘致等を目指す。
- ・条約事務局、国際機関への拠出金・分担金を通じ、地球規模での化学物質の適正管理の枠組みに貢献する。

2. 事業内容

① GFCに係るUNEPへの拠出

GFCのアジア・太平洋地域のフォーカルポイント及び進捗管理指標会合議長の職務を円滑に遂行するための拠出を行う。具体的には以下を実施する。

1. アジア・太平洋地域会合等において、同地域における化学物質管理の法制度の動向や課題等に関する情報交換会合を開催するとともに、我が国の化学物質管理の先進的な取組について周知を行う。
2. 進捗管理指標会合やアジア・太平洋地域会合を効果的に開催する。

② SPPに係るUNEPへの拠出

円滑な活動開始に主導的に貢献し、将来的な下部組織誘致等、本活動の我が国への波及効果拡大を目指すため、日本人専門家の派遣等によるパネル事務局支援のための拠出を行う。

③ その他条約事務局・国際機関への拠出金・分担金

3. 事業スキーム

- 事業形態 拠出金
- 拠出先 国際機関
- 実施期間 令和5年度～（組み替え）

4. 事業イメージ

2020年以降の新たな国際化学物質管理枠組み

化学物質に関するグローバル枠組み (GFC) :
多様な分野、多様な主体による自主的取組として、条約でカバーされない幅広い課題に対応

化学物質等に関する科学・政策パネル (SPP) :
複雑な化学物質汚染の現状に対して、科学的知見を集約した課題特定・評価、対応オプションの提示



【我が国への波及効果 (例)】
国際的な化学物質管理における我が国のプレゼンス向上
我が国の化学物質管理制度等に整合した国際指標の制定
国内の先進事例（実施計画等）の国際的評価獲得
将来的な下部組織の誘致 等

お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課、水銀・化学物質国際室 電話：03-5521-8259

化学物質国際対応政策強化事業費



【令和7年度要求額 88百万円（79百万円）】



地球規模での化学物質の適正管理に我が国の知見を反映させ、国際的動向と協調した国内施策を推進します。

1. 事業目的

- ・化学物質に関するグローバル枠組み (GFC)の実施に積極的に貢献するとともに、GFC国内実施計画の策定を通じ、国内の化学物質管理政策に適切に反映する。
- ・化学物質等に関する政府間科学・政策パネルの立ち上げに積極的に貢献するとともに、パネルの活動を通じて国内の学識経験者・政策担当者間の協調を深め、国内の総合的な化学物質管理能力の向上にも資する。

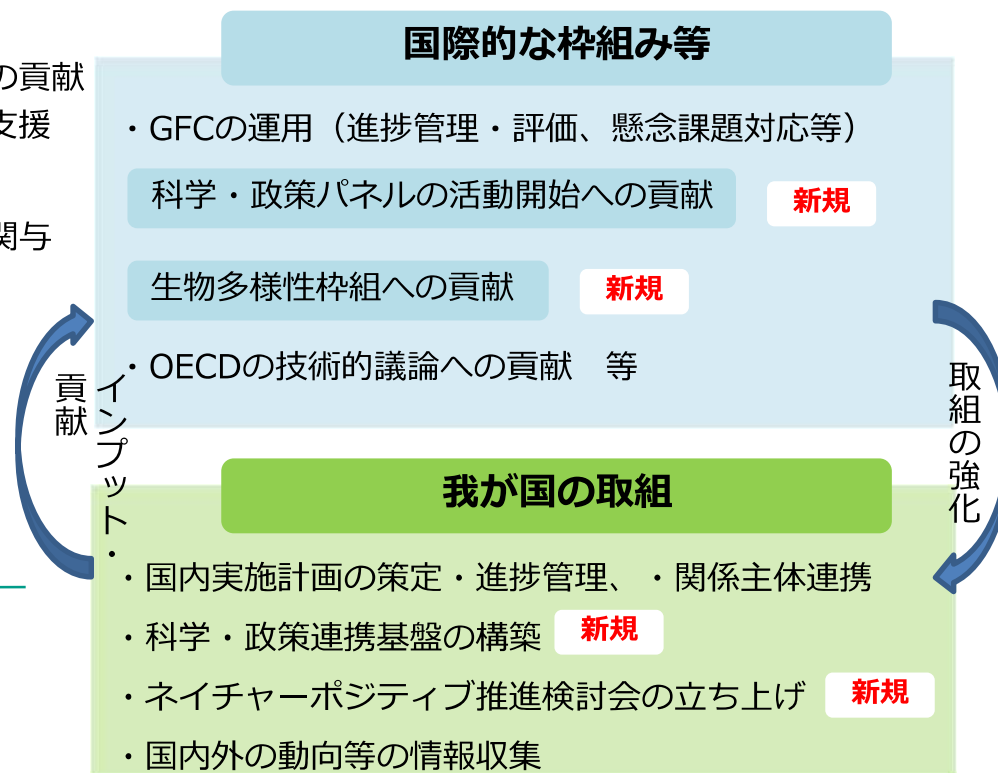
2. 事業内容

- ① GFC及び懸念課題等への対応
 - ・GFC国内実施計画策定・関係主体との連携
 - ・GFC等の国際化学物質管理に係る進捗管理・評価、懸念課題対応への貢献
 - ・GFCアジア・太平洋地域フォーカルポイントとしての地域能力向上支援
- ② 化学物質等に関する政府間科学・政策パネルへの貢献・活用
 - ・専門家派遣・知見のインプット等による会合・実施活動等への積極関与
 - ・国内科学・政策連携基盤の構築（情報共有・パネルへのインプット）
- ③ ネイチャーポジティブの推進（生物多様性枠組みへの貢献）
- ④ OECDの化学品・バイオ技術委員会等への貢献（PFASの技術的議論の対応を含む）
- ⑤ GHS分類の着実な実施

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成3年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課、水銀・化学物質国際室 電話：03-5521-8259

アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業



【令和7年度要求額 1,345百万円（1,375百万円）】

アジアを中心とした途上国の脱炭素化のための「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」を実施します。

1. 事業目的

GX推進戦略に地域・くらしの国際戦略として都市間連携、JCMパートナー国の更なる拡大や実施体制強化が位置づけられ、「新しい資本主義実行計画FU」でもJCMパートナーの拡大が明記された。また、2023年G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケでは排出削減と経済成長を実現するシステム変革として「パリ協定6条実施パートナーシップセンター」の設立の歓迎等が合意された。「アジア・ゼロエミッション共同体」構想の実現等に貢献するため、途上国等における法制度整備、案件形成、事業資金支援等包括的に支援し、JCMでの2030年度までの累積で1億t-CO2程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。

2. 事業内容

(1) 長期戦略策定及び温室効果ガス排出量の透明性向上支援

途上国・新興国において、長期戦略の策定及びそれに伴う国家温室効果ガス（GHG）インベントリの整備、PaSTIを通じた民間セクターでのGHG排出量把握・情報開示等の透明性向上の推進を支援し、我が国の優れた脱炭素技術等の普及する。

(2) 市場メカニズムの世界的拡大に向けた体制構築支援事業

パリ協定6条に基づく「質の高い炭素市場」の早期構築に向けて、「6条実施パートナーシップ」を通じ、6条報告等の能力構築を支援するとともに、国際機関や民間企業等との連携・協力する活動を支援する。

(3) 脱炭素都市間連携推進等事業

日本の自治体と民間企業が連携し、脱炭素化を推進するための制度構築支援や能力開発等を行うほか、都市に関する同志国間の知見共有の強化を図る。

(4) 資源循環分野の脱炭素化促進事業

JCMを通じて、高効率の廃棄物処理・リサイクル技術の導入、大気汚染の解決などのシナジー効果をもつ環境対策技術の発掘・検証・普及等を加速化し、途上国が抱える環境問題と気候変動の同時解決を図る。

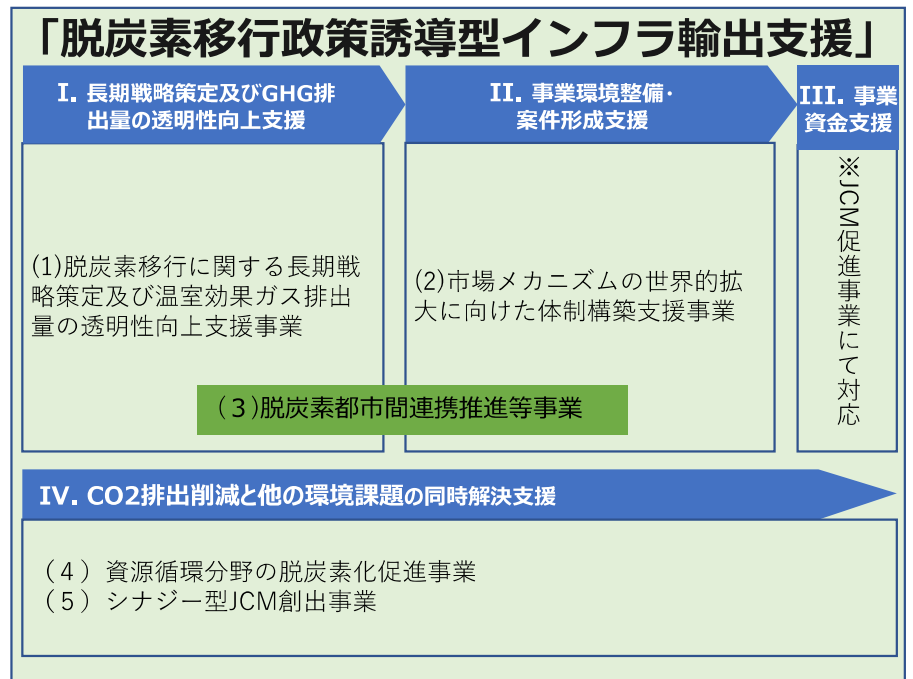
(5) シナジー型JCM創出事業

脱炭素だけでなく、大気汚染、フロン対策等の他の環境課題等も同時改善・解決を目指す案件形成を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業（補助率:大企業1/2・中小企業2/3）
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成16年度～令和12年度

4. 事業イメージ



お問合せ先：

環境省 地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 電話：03-5521-8246
環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室、水・大気環境局環境管理課/国際協力推進チーム

(1) 脱炭素移行に関する長期戦略策定及び温室効果ガス排出量の透明性向上支援事業



途上国・新興国における、パリ協定に基づく長期戦略の策定及びGHG排出量の透明性向上を支援します。

1. 事業目的

パリ協定の目標達成には、各国が長期戦略で1.5℃目標に向けた道筋を示し、国や事業者のGHG排出状況を把握しながら排出削減を推進する必要がある。G7札幌コミュニケにて、途上国及び新興国の長期戦略の更新・実施に向けた技術的及び能力開発支援を強化することが明記された。本事業では、JCMによる脱炭素技術等の導入促進の基盤となる、途上国及び新興国における①脱炭素社会への実現可能かつ着実な移行の道筋に関する長期戦略の策定及び②国や企業のGHG排出量の透明性向上を支援する。

2. 事業内容

今後の温室効果ガス排出量の増加が予測される東南アジア諸国等が脱炭素社会へ移行できるよう、制度基盤を形成するための支援を実施する。

①脱炭素社会への実現可能かつ着実な移行に関する長期戦略の策定支援

温室効果ガス排出削減対策技術の導入や政策オプションによる削減効果を科学的に評価するAIMモデルを活用して支援する。これまで支援してきた国に対しては、現地の自立支援として現地研究者の能力向上に主眼を置いた協力を進めつつ、新たに支援対象国を拡大する。

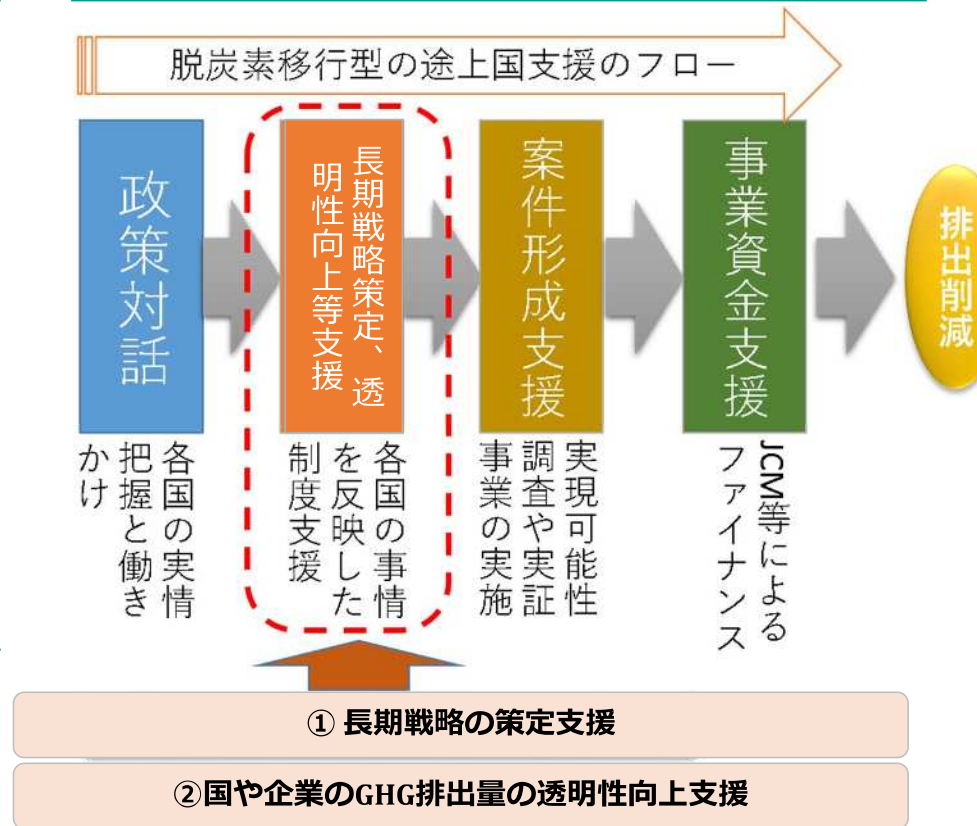
②国や企業のGHG排出量の透明性向上支援

我が国に強みのある、事業者単位での報告制度の実績を活かし、途上国において企業等の温室効果ガス排出量の透明性向上の制度構築を支援する。本制度により企業の温室効果ガス排出量削減を促す。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成29年度～令和12年度

4. 事業イメージ



(2) 市場メカニズムの世界的拡大に向けた体制構築支援事業



JCMを含むパリ協定6条（市場メカニズム）に基づくグローバルな「質の高い炭素市場」の早期構築を主導します。

1. 事業目的

- 二国間クレジット制度（JCM）を含むパリ協定6条（市場メカニズム）への理解と実施促進の国際支援体制の強化に向け、COP27で日本主導により「パリ協定6条実施パートナーシップ」を立ち上げ、現在79の国・163機関が参加（2024年6月時点）。多様な参加国・機関の幅広いニーズに応えるために2023年G7札幌会合を契機に「同パートナーシップセンター」を設立し、更にCOP28で公表した「6条実施支援パッケージ」を通じて、国際連携のもとで各国ニーズに応じた6条実施に必要な報告等の能力構築を加速化。
- 我が国として、同センターを通じ、JCMの知見を活用しつつ6条実施に向けた能力構築支援及び国際連携を主導し、「質の高い炭素市場」の構築を通じたJCM等の排出削減プロジェクトの形成・2030年に向けたクレジットの創出を図る。

2. 事業内容

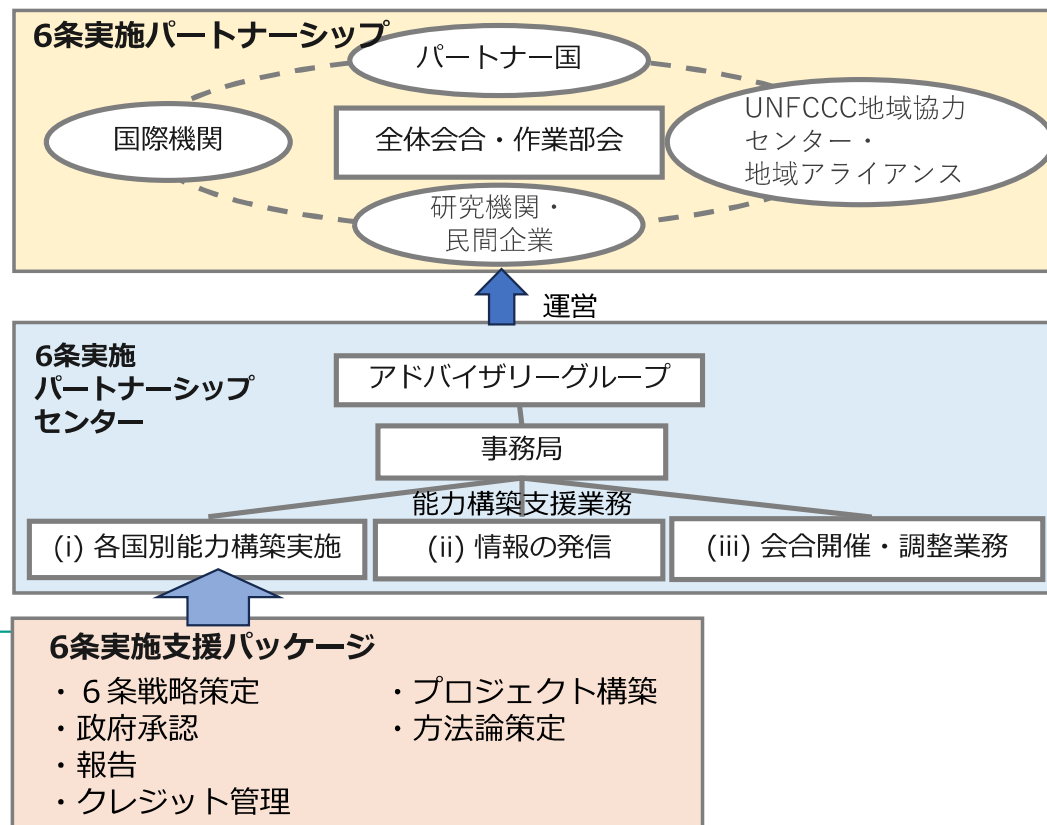
● 本事業では、「パリ協定6条実施パートナーシップセンター」が、COP28で公表した「6条実施支援パッケージ」も踏まえ、国連気候変動枠組条約事務局や世界銀行等と連携し実施する下記の6条実施に必要な能力構築事業を支援する。

- ◆ 政府承認、報告、クレジット管理等の能力構築支援
- ◆ 民間企業によるプロジェクト支援
- ◆ 能力構築支援に関する情報収集・発信
- ◆ 国際連携支援、パートナーシップ事務局としての会合開催等運営業務、等
- これらの6条実施体制の整備を踏まえ、「質の高い炭素市場」の構築を推進し、JCMをはじめとする排出削減プロジェクトの形成促進を通じて世界的な排出削減を進める。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度～令和12年度

4. 事業イメージ



(3) 脱炭素都市間連携推進等事業



途上国・新興国の都市の脱炭素化を促進し、国内の「脱炭素ドミノ」の輪を海外にも広がります。

1. 事業目的

脱炭素社会実現のためには、様々なセクターを統合し、地域の経済・特性に応じた計画立案・対策を実施可能な都市の取組促進が必要不可欠。G7札幌コミュニケには、G7として、国際的な都市間連携及び知識共有の促進等を通じ、地方政府と緊密に協働していく旨が明記された。途上国・新興国の脱炭素移行促進の一環として、国内で創出に取り組む「脱炭素ドミノ」の輪を海外にも広げ、脱炭素技術の導入を促進し、JCMプロジェクトの創出につなげる。

2. 事業内容

脱炭素都市間連携事業

日本の自治体が脱炭素社会形成に関する技術、経験、ノウハウ等を活用して、民間企業等と連携し、脱炭素化を推進するための制度構築支援や能力開発等を行う。これを通じ、JCM資金支援事業を活用した公共施設・工業団地等における再エネ・省エネ設備等の導入に貢献する。これを通じ、日本の自治体が脱炭素化に向けたパートナー都市の野心向上と政策実行を後押しし、国際的な脱炭素ドミノの輪を広げていく。

脱炭素都市国際フォーラム

「日米グローバル地方ゼロカーボン促進イニシアティブ」（2021年11月立ち上げ）に基づく日米共催の脱炭素都市国際フォーラムの開催等を通じて、日本の都市の脱炭素先行地域等の先進事例、都市間連携の成果事例を共有し、都市間連携等を一層促進する。

G7・QUAD連携による脱炭素都市推進に係る協力

地方の脱炭素化に関するフォーラムの開催を通じて、G7やQUAD等の同志国間の知見共有の強化を図るとともに、国際協力活動における協調支援を促進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成16年度～令和12年度

4. 事業イメージ



脱炭素都市国際フォーラム2023



MoU締結式（中村愛媛県知事・ゴロンタロ州知事）



高効率ポンプ（ベトナム）



調光調色型高効率LED照明（タイ）



小水力発電（ベトナム）

(4) 資源循環分野の脱炭素化促進事業



循環経済への移行によって、途上国・新興国の資源循環分野の脱炭素化を促進します。

1. 事業目的

生産・廃棄段階のCO2排出を削減するためには、世界全体で循環経済移行を推進することが不可欠。資源循環分野における優れた脱炭素技術・インフラ（廃棄物発電等）の海外展開を推進し、途上国・新興国におけるJCMを通じたCO2排出削減を促進する。

2. 事業内容

① PPPスキームの適正化に向けた各種ガイダンス整備（委託）

廃棄物発電事業の入札条件・ルールを適正化するため、国際機関と連携して作成する廃棄物発電のPPPツールキットを用いて、東南アジア各国の実情に応じたガイダンスを整備する。また、各国政府と協力し、作成したガイダンスをベースに実際の事業の入札に適用し、入札環境を改善する。

② 廃棄物インフラ案件の形成に向けた発注支援（委託）

PPPスキームを活用した廃棄物発電等事業の実施に当たり、発電効率や安定性等の質の高さが確実に評価されるよう、発注・契約に関する助言や、準備段階の実現可能性調査の支援等を実施する。

③ 廃棄物管理・リサイクル事業の実現可能性調査支援（補助）

廃棄物管理インフラを海外展開する事業計画について、民間事業者が実施する廃棄物の現状調査や事業性評価等の実現可能性調査を補助する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①、②委託事業 ③間接補助事業（補助率:大企業1/2・中小企業2/3）
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成29年度～令和12年度

4. 事業イメージ



(5) シナジー型JCM創出事業



JCMパートナー国における相乗的アプローチによるシナジー型JCMの創出により脱炭素社会を実現します。

1. 事業目的

脱炭素だけではなく、大気汚染、フロン対策等の他の環境課題等も同時改善・解決を目指す案件形成を実施する。その事業の実現に向けて、JCMパートナー国での実現可能性調査及び技術実証を実施し、シナジー型JCMプロジェクトの実現につなげる。また、本事業で得られたシナジー型プロジェクトの知見はJCM全体の進め方の改善に活用する。

2. 事業内容

2024年4月のG7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケでは、冷媒の選択、特に漏洩防止や廃棄時の管理等のフロンのライフサイクル管理などが求められた。また、経済発展や人口増加・都市化が著しい発展途上国においては、大気汚染等の問題も目下喫緊の課題となっており、これらの環境問題等を解決するとともに、脱炭素社会への道筋をつけることで気候変動と環境問題等の同時解決を目指すシナジー型のアプローチの追及が重要である。

これらの課題を解決するため、本事業ではJCMを活用した我が国の脱炭素と大気汚染やフロン対策等の環境課題・社会課題を同時に解決するシナジー型プロジェクトの支援を行う。

具体的には、多国間協定や二国間協力覚書等を踏まえ、JCMパートナー国において、脱炭素と大気汚染、フロン対策等の他の環境課題・社会課題とを相乗的に解決に向けてモデル的なJCM事業の実現可能性調査及びJCM事業の案件形成に向けた技術実証を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 実現可能性調査：委託事業
技術実証：間接補助事業（補助率：大企業1/2・中小企業2/3）
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和7年度～令和9年度

4. 事業イメージ

相乗的アプローチによるシナジー型JCM案件の創出のイメージ



実現可能性調査／技術実証

- モデル的な事業の実現可能性調査
- 現地に適した技術適用の実証

脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）促進事業



【令和7年度要求額 14,249百万円（14,274百万円）】環境省

JCMを通じた優れた脱炭素技術の導入等により、脱炭素社会への実現を支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策計画（令和3年10月閣議決定）」に基づく2030年度までの累積1億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保目標、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（令和4年6月閣議決定）」等に基づく2025年をめどとしてパートナー国を30か国程度へ拡大する目標等を踏まえ、JCMをCOP26で決定したパリ協定6条ルールに沿って実施し、我が国のNDC（温室効果ガス（GHG）の2030年度排出削減目標（2013年度比▲46%））達成に活用するとともに、地球規模の脱炭素化の実現及びパリ協定の目標・目的の達成を目指す。

2. 事業内容

「地球温暖化対策計画」等のJCM関係目標達成のため、JCMの構築・実施を通じて、我が国のNDC達成に活用するとともに、地球規模の脱炭素化を推進。

●資金支援事業（設備補助事業等・ADB拠出・UNIDO拠出）

一般的に導入コストが高く、途上国への普及に困難が伴う先進的な脱炭素技術・製品について、資金支援等を通じて普及を促進しつつ、排出削減への日本の貢献を定量的に評価し、獲得したクレジットを我が国のNDC達成に活用する。

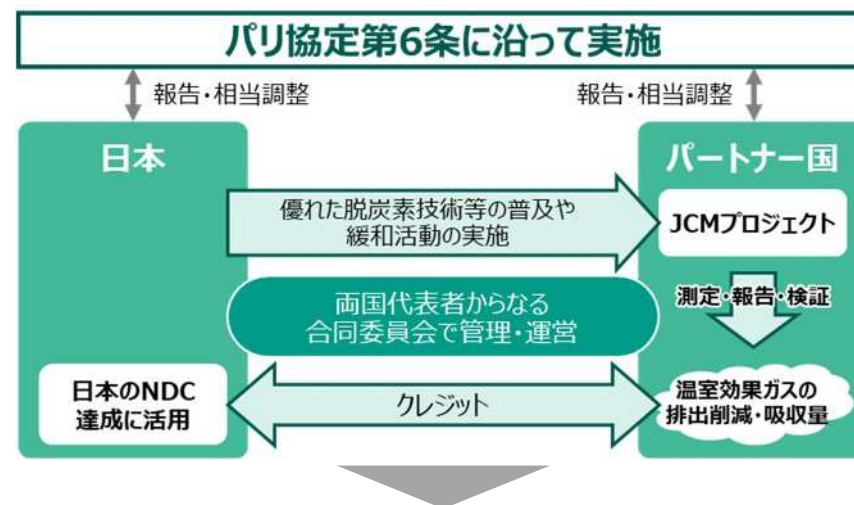
●運営等推進事業

民間JCMを含む効果的・効率的なJCMの実施には、適切な案件形成、制度構築・運用、信頼性確保に重要なMRV（測定・報告・検証）の促進等が不可欠。改正温暖化対策推進法に基づく指定法人制度を導入し、プロジェクト登録、クレジット発行等をパートナー国政府と行う合同委員会の開催や、MRV実施や新JCM登録簿開発・運営など信頼性の高いJCMの制度の効率的な運営を行う。今後のJCMのあり方も含む環境インフラ海外展開戦略の改訂に向けたインフラ展開に関する動向調査を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率：1/2以内、2/3以内）、拠出金、委託事業
- 補助対象、拠出先、委託先：補助・委託：民間事業者・団体等、拠出：アジア開発銀行信託基金、国連工業開発機関
- 実施期間：平成16年度～令和12年度

4. 事業イメージ



- 優れた脱炭素技術の導入等を通じ、パートナー国の持続可能な開発に貢献。
- パートナー国で実施される緩和行動を通じて、日本からのGHG排出削減又は吸収への貢献を定量的に適切に評価し、それらの排出削減又は吸収によって日本及びパートナー国の排出削減目標の達成に貢献。
- パリ協定第6条に沿って実施し、地球規模での温室効果ガス排出削減・吸収行動を促進することにより、国連気候変動枠組条約の究極的な目的の達成に貢献。

お問合せ先：環境省 地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 電話：03-5521-8246、03-5521-8248

脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）促進事業のうち、
（1）二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（設備補助事業等）



JCMパートナー国への優れた脱炭素設備等の導入、再エネ水素利活用等の促進を支援することにより、途上国の脱炭素社会への移行に向けたJCMプロジェクト等を推進します。

1. 事業目的

- ① 「地球温暖化対策計画（令和3年10月閣議決定）」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（令和4年6月閣議決定）」等に基づき、優れた脱炭素技術等をパートナー国に導入することで、CO2排出削減を実現し、我が国の2030年度削減目標達成に活用するとともに、地球規模での排出削減にも貢献。
- ② JCMパートナー国（特に新規パートナー国）における新たな脱炭素技術の導入を促進し、JCMプロジェクト化を後押し。

2. 事業内容

① JCM設備補助事業

令和4年以降増加している新規JCMパートナー国を含め、JCMパートナー国に優れた脱炭素設備等を導入するJCMプロジェクトに対する資金支援等により、「地球温暖化対策計画」に基づく2030年度までの累積1億トン削減量・吸収量の確保目標の達成を実現し、我が国のNDC達成に活用するとともに、パートナー国の脱炭素社会への移行等に貢献。

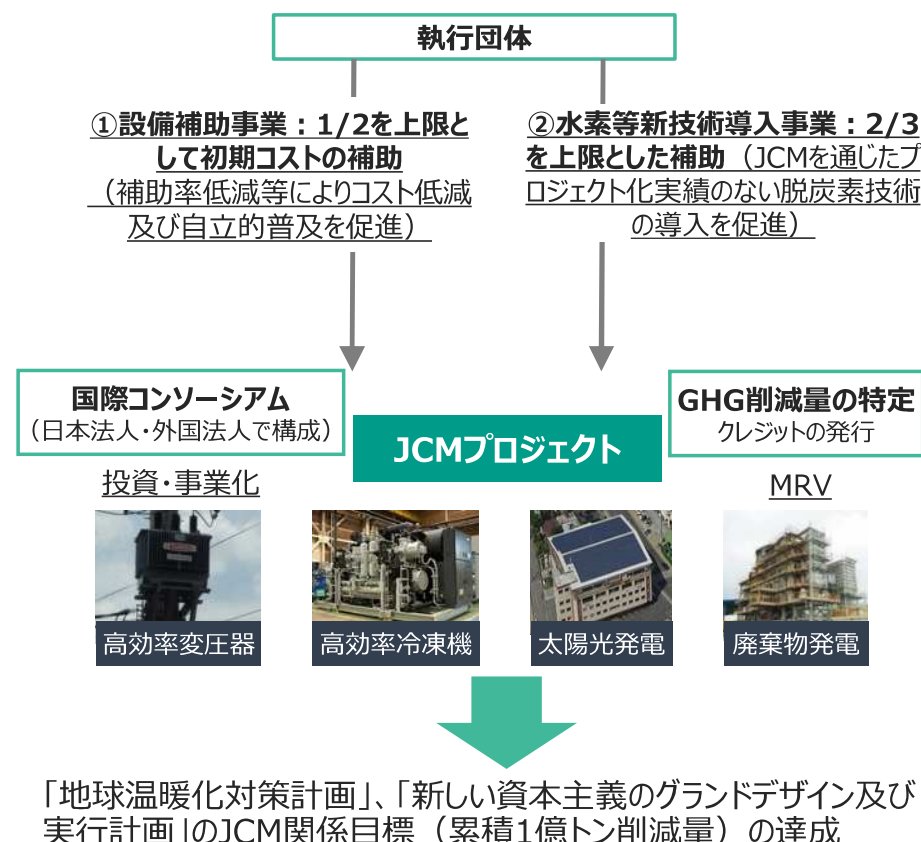
② 水素等新技术導入事業

JCMの対象技術の拡大及び持続可能な発展のため、JCMパートナー国（特に新規パートナー国）における新たな脱炭素技術の導入促進のための事業を実施。（令和7年度は継続案件のみ）

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率：①1/2以内、②2/3以内）
- 補助対象：民間事業者・団体等
- 実施期間：①平成25年度～令和12年度、②令和5年度～令和8年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 電話：03-5521-8246、03-5521-8248

脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）促進事業のうち、 （2）二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（ADB拠出・UNIDO拠出）



優れた脱炭素技術等の導入及び調達プロセスの能力構築により、アジア及びアフリカ諸国の脱炭素社会への移行を支援します。

1. 事業目的

「2030年を見据えた新戦略骨子」（令和6年6月）及び「環境省 脱炭素イニシアティブ」（令和3年6月）に基づき、国際機関と連携して、JCMを活用した個別プロジェクトを支援する。

ADB、UNIDOを通じて、GHG排出削減プロジェクトへの資金支援を実施するとともに、JCMの国際的な認知度や信用の向上、各国の能力構築による炭素市場メカニズムの形成等を図り、導入コスト高から進んでこなかった我が国企業が有する優れた脱炭素技術等の導入を支援。アジア・アフリカ諸国等における脱炭素社会への移行による、脱炭素技術等の市場拡大・普及展開を進めることで、我が国企業が有する優れた環境インフラの海外展開の促進につなげる。また、その貢献に応じたJCMクレジットの早期獲得を目指す。

2. 事業内容

「2030年を見据えた新戦略骨子」（令和6年6月）及び「環境省 脱炭素イニシアティブ」（令和3年6月）に基づき、国際機関と連携して、JCMを活用した個別プロジェクトを支援。

①ADB拠出

これまで導入コスト高から導入が進んでこなかった優れた脱炭素技術等の採用に伴う追加コストをADBの信託基金により支援することで、各国の脱炭素社会への移行につなげ、削減分についてJCMクレジット化を図る。また、調達プロセスにおいてライフサイクルコスト等による評価手法を開発・導入することで、各国の能力構築による炭素市場メカニズムの形成を図り、アジア地域における市場拡大・普及展開につなげる。

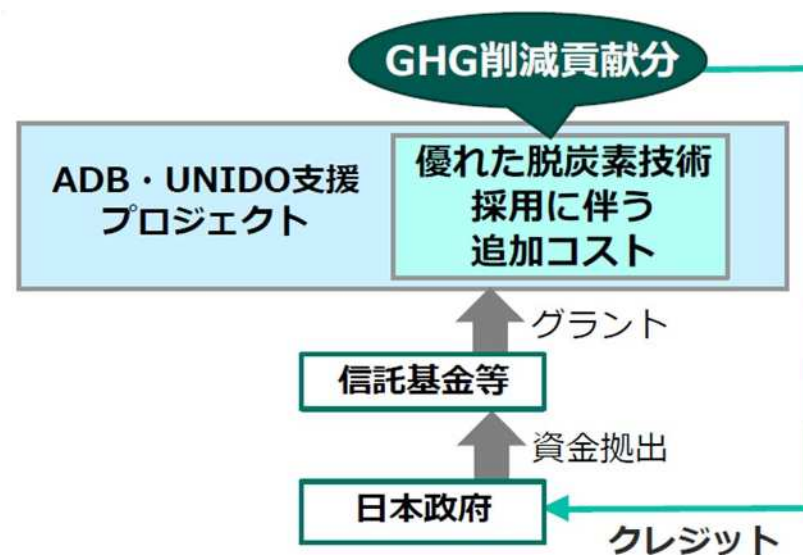
②UNIDO拠出

UNIDOへの拠出金を通じてアジア・アフリカ地域の各国において、JCMプロジェクトの実施を促進し、JCMの国際的な認知度や信用を一層高めるとともに、脱炭素社会への移行を促進する。環境省JCM補助事業への連携や、とりわけアフリカ地域においては技術協力プロジェクトとして案件の調達・実施・管理にUNIDOが直接関与することにより、同地域におけるJCMプロジェクトの実施を促進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態：拠出金
- 拠出先：①アジア開発銀行信託基金、②国連工業開発機関
- 実施期間：①平成26年度～令和12年度、②令和3年度～令和12年度

4. 具体的なイメージ



<具体的な脱炭素技術等の事例>

- ・ 廃棄物発電技術（都市分野）
- ・ 高性能蓄電池システム（エネルギー分野）
- ・ 低ロス型送電線（エネルギー分野）



信頼性の高いJCM制度の運営に向けて、必要なプロジェクトのMRV（測定・報告・検証）等を実施します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策計画」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ」等に基づく2030年度までの累積1億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保に向けて民間JCMを含めたJCMプロジェクトからのクレジットの着実な発行が不可欠。改正地球温暖化対策推進法に基づく指定法人制度を導入し、民間JCMを含むJCMプロジェクト実施によるCO₂排出削減量の特定及びクレジット化のMRV（測定・報告・検証）、プロジェクト登録、クレジット発行等をパートナー国政府と行う合同委員会の開催、登録簿開発・運営等により、費用対効果の優れたプロジェクトを推進し、効果的・効率的な目標達成を促進する。

2. 事業内容

- JCMパートナー国の増加や民間JCMによるJCMプロジェクトの増加を見据えた効果的・効率的なJCMの実施には、適切な制度構築・運用、費用対効果の優れたプロジェクトの発掘、信頼性確保に重要なMRVの促進等が重要。本事業ではそのための基盤的業務を実施する。
- 具体的には、指定法人制度を導入し、JCMの実施に必要な制度構築やパートナー国との合同委員会開催のための事務局の運営や各JCMプロジェクトのMRV（測定・報告・検証）、新JCM登録簿システムの開発・運営等を効率的に実施するほか、JCM活用の課題抽出及び対応策の検討、費用対効果の優れたプロジェクト候補の発掘を行う。
- 環境インフラ海外展開戦略の改訂に向け、JCM等を通じた優れた脱炭素技術やインフラ等導入の好事例等も踏まえた、環境インフラの海外展開に関する海外の最新動向を調査する。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体等
- 実施期間：平成16年度～令和12年度

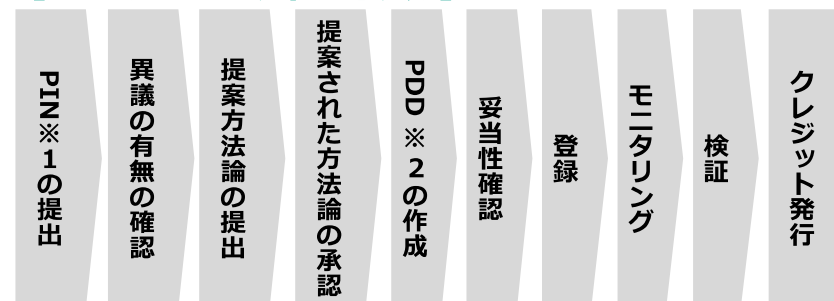
4. 事業イメージ

JCMの制度構築・運用／MRV実施・案件発掘

【合同委員会の開催】



【JCMプロジェクトサイクル】



※1 PIN(Project Idea Note):クレジット配分を含むJCMプロジェクトとしての事業概要資料
 ※2 PDD(Project Design Document):排出削減量のモニタリング方法・推定排出削減量等を含めたプロジェクト設計書

メタン等温室効果ガス排出削減拠出金事業



【令和7年度要求額 282百万円（新規）】

優れた脱炭素技術等の導入及び調達プロセスの能力構築により途上国の脱炭素社会への移行等を支援します。

1. 事業目的

ADB、UNIDO及びEBRDへの拠出を通じたJCMスキームによる個別プロジェクト支援を行い、JCMクレジットを獲得すると同時に、アジア・アフリカ・東欧諸国等におけるメタン・フロン等の非エネ起GHGの排出削減に貢献するとともに、他の環境課題を同時に解決するシナジー効果の高い事業を実施し、各国の脱炭素化と我が国企業が有する優れた脱炭素技術・製品の海外展開を促進する。

2. 事業内容

政府のインフラシステム海外展開戦略等を踏まえ、国際機関と連携して、JCMを活用した我が国の脱炭素・グリーン技術プロジェクトを支援する。

ADB、UNIDO及びEBRDを通じて、メタン・フロン等の非エネ起GHG排出削減プロジェクトや脱炭素プロジェクトへの資金支援を実施するとともに、JCMの国際的な認知度や信用の向上、各国の能力構築による炭素市場メカニズムの形成等を図り、導入コスト高から進んでこなかった我が国企業が有する優れた脱炭素技術等の導入を支援。アジア・アフリカ・東欧諸国等における脱炭素社会への移行による、脱炭素技術等の市場拡大・普及展開を進めることで、JCMクレジット獲得と同時にネットゼロ社会への移行を支援し、我が国企業が有する優れた環境インフラの海外展開の促進につなげる。また、その貢献に応じたJCMクレジットの早期獲得を目指す。

3. 事業スキーム

- 事業形態 拠出金
- 拠出先 アジア開発銀行(ADB)信託基金、国連工業開発機関(UNIDO)、欧州復興開発銀行 (EBRD)
- 実施期間 令和7年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 電話：03-5521-8248

二国間クレジット制度の構築等事業



【令和7年度要求額 90百万円（71百万円）】 環境省



二国間クレジット制度（JCM）を推進するための事業を行います。

1. 事業目的

- ・パリ協定6条（市場メカニズム）に位置づけられるJCMを「地球温暖化対策計画（令和3年10月閣議決定）」に基づく2030年度までの累積1億t-CO2程度の国際的な排出削減・吸収量の確保目標、「新しい資本主義実行計画フォローアップ（令和4年6月閣議決定）」等に基づく2025年をめどとしてパートナー国を30か国程度への拡大する目標等を踏まえ、COP26で決定した6条ルールに沿って実施し、地球規模の脱炭素化の実現及びパリ協定の目標・目的の達成を目指します。
- ・温室効果ガスの排出削減に関する知見等を活用して、JCMパートナー国における代替フロン回収・破壊を実施するとともに、クレジットを獲得し我が国の排出削減目標の達成に活用します。また、JCMを適切に実施するための方法論策定等を実施します。

2. 事業内容

(1) MRV実施促進（委託）

- メタン排出削減、代替フロン回収・破壊及びREDD+のJCMプロジェクトに係る方法論・PDD・モニタリングレポートの策定、妥当性確認及び検証等のMRV手続きの実施を支援します。

(2) 情報収集・普及（委託）

- 途上国ごとの情報や国連での議論・結論に関する最新情報及び日本政府による支援策に関する情報等を広く発信します。
- 民間企業等からの相談に応じる窓口を設置します。

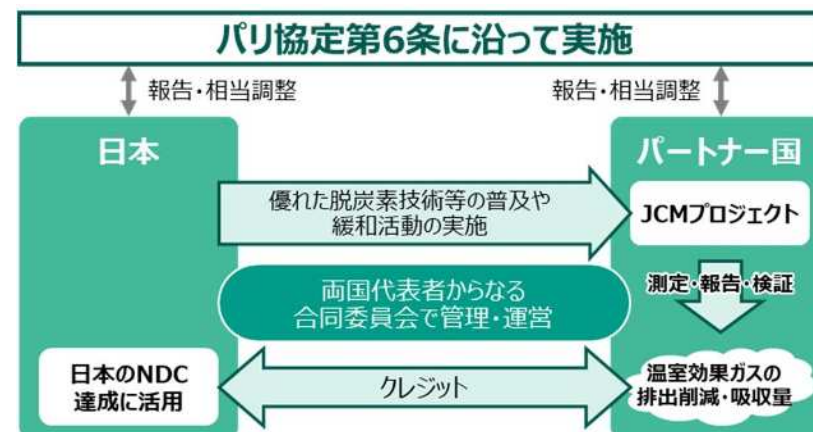
(3) 代替フロン回収・破壊（フロンJCM）（補助）

- 途上国で大気中に放出されている代替フロン（エネ起CO2以外の温室効果ガス）を、JCMを通じて回収・破壊することで、温室効果ガス排出量を削減します。途上国で回収・破壊スキームを構築し、我が国の脱フロン技術や製品が導入されやすい環境をつくれます。

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1)(2)委託事業、(3)間接補助事業（定額）
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 平成16年度～令和12年度（予定）

4. 補助対象、支援対象の例、事業イメージ etc.



専焼型破壊設備の例
（フロンJCMによりR2年度にベトナムに導入済）

お問合せ先： 環境省地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付JCM推進室 電話03-5521-8246、地球温暖化対策課フロン対策室 電話03-5521-8329

気候×SDGs シナジー推進事業



【令和7年度要求額 106百万円（新規）】

シナジー決議の提案国として本決議の実施を2カ年かけて行い、気候変動対策とSDGsのシナジーを推進します。

1. 事業目的

3つの地球的危機(気候変動、生物多様性の損失、汚染)の解決に向けて、ネットゼロで強靱かつ循環型、ネイチャーポジティブな経済を構築するため、日本が提案し採択されたUNEA6(第6回国連環境総会)での決議の実施において、国際的な枠組みを活用し、SDGs達成に向けた取組の加速化につなげ、シナジー効果の高い施策を国際的に推進します。

2. 事業内容

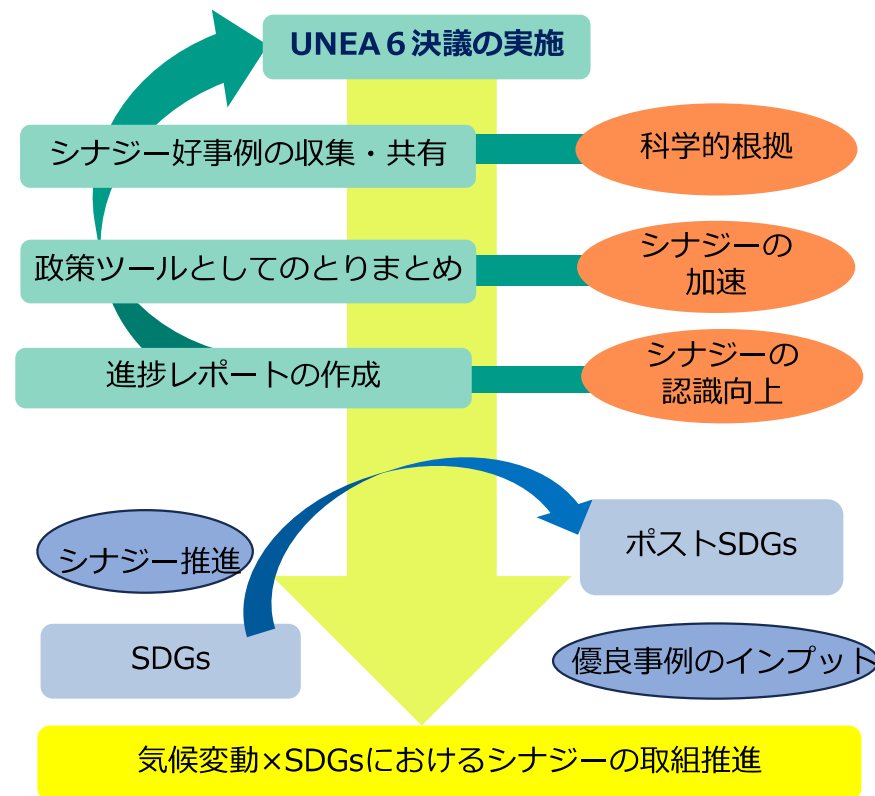
UNEA6で日本が提案し採択された「シナジー推進決議」の実施を推進するため、国連環境計画（UNEP）に拠出金を拠出し、シナジーの好事例の収集・共有及びUNEA7での進捗レポートの作成のためのUNEPの活動を支援します。これにより、UNEPによる決議実施体制を確保しつつ、シナジーの更なる展開にむけシナジーの重要性の共通認識の国際的な醸成をはかり、各国におけるシナジーを高める施策の実施を推進することにより、3つの地球的危機の統合的解決に貢献します。

また、好事例の収集・共有等にあたっては、我が国のシナジー推進に有効な優良事例をインプットし、幅広く共有することにより、ポストSDGsの議論を戦略的にリードしていきます。

3. 事業スキーム

- 事業形態 拠出金
- 拠出先 国際機関
- 実施期間 令和7年度～令和8年度

4. 事業イメージ



お問合せ先：環境省地球環境局国際連携課

電話：03-5521-8243

環境国際協力・インフラ戦略推進費



【令和7年度要求額 463百万円（463百万円）】環境省

我が国のこれまでの経験と技術を活かし、途上国・新興国の環境改善とともに、環境インフラの海外展開を支援。

1. 事業目的

- ① 持続可能な開発目標(SDGs)の実施のため、具体的な技術協力等を進めるとともに、二国間、日中韓、ASEAN等の枠組みを活用し、途上国の環境問題解決と我が国の外交の戦略的推進に貢献する。
- ② インフラシステム海外展開戦略2025に基づき、官民連携体制を構築するとともに、環境インフラ海外展開を促進する。

2. 事業内容

- 環境インフラの海外展開等の促進
 - ・環境インフラ海外展開プラットフォームを活用した官民連携
 - ・途上国・新興国に対する制度構築からファイナンスまでのパッケージ支援
 - ・環境インフラ技術セミナー・ビジネスマッチングイベントなど「ジャパン環境ウィーク」の開催
- 都市間連携によるSDGs実施支援
 - ・我が国の強みとなる技術を活かした途上国・新興国への支援の戦略検討
- 日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）及びTEMMプロジェクトの推進
 - ・地域及び地球規模の環境問題に関する日中韓協力の強化
- 環境協力覚書に基づく二国間協力等の戦略的な推進
 - ・包括的な環境協力覚書の活動の実施、政策対話の開催
- 海洋プラスチックごみ削減のための途上国支援
 - ・海洋プラスチックごみナレッジ・センターの運営支援等、「ASEAN+3海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」に基づくASEAN地域への協力

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業・委託事業・拠出金
- 請負先等 民間事業者・団体
- 実施期間 平成10年度～

4. 活用事例

事例1：日本・ASEAN環境ウィーク



日ASEAN友好協力50周年の令和5年7月にラオス天然資源環境省及びASEAN事務局とともに「日ASEAN環境ウィーク」をラオス・ビエンチャンで開催。環境政策対話、セミナー、対面及びバーチャル展示・ビジネスマッチングを一体的に実施。

事例2：第24回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM24）



令和5年11月にTEMM24を開催。各国の主要な環境政策について意見交換し、日中韓三カ国共同行動計画（2021～2025年）の進捗状況等について確認し、三大臣により共同コミュニケに署名。

お問合せ先： 環境省 地球環境局 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 電話：03-5521-8248



【令和7年度要求額 1,629百万円（629百万円）】

循環産業の国際展開や国際金属資源循環等の推進により、国内外での循環経済移行を促進する

1. 事業目的

- ・ 不適切な廃棄物処理が課題となっているASEAN等インド太平洋地域の途上国において、適正な廃棄物管理の強化のための制度・技術・人材育成・プロジェクト形成等の協力により、我が国循環産業の国際展開・循環インフラ輸出を推進する。
- ・ ASEAN等における電子電機廃棄物等の適正回収・処理を推進し、電子スクラップ等を我が国の高度な技術を活用しリサイクルする国際金属資源循環体制を構築し、重要鉱物等を確保しつつ、国際的な循環経済移行を促進する。
- ・ 2025年のTICAD9の新イニシアティブとして、国際開発機関等と連携したアフリカの廃棄物管理プロジェクト形成プログラムを設立し、適切な廃棄物管理及び我が国の循環産業の国際展開を促進する。

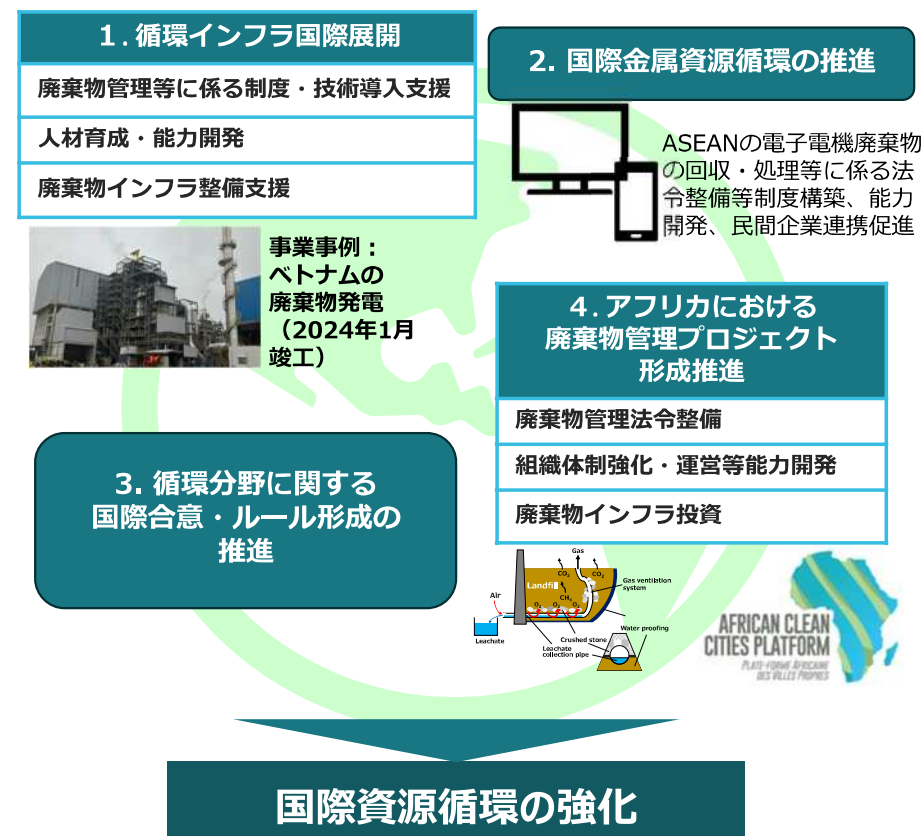
2. 事業内容

- 我が国の循環産業の国際展開・循環インフラ輸出の促進**
インフラ輸出戦略やFOIP等に基づき、ASEAN等インド太平洋地域の途上国に対し、我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル等に係る制度・技術・経験に基づきパッケージで支援し、適切な廃棄物管理や循環インフラ整備につなげ、我が国循環産業の国際展開を推進する。
- 国際金属資源循環の促進**
ASEAN各国で重要鉱物等の金属資源を含む廃電子基板や廃蓄電池を回収・処理し、回収した電子スクラップ等を日本の優位性のある精錬施設でリサイクルし、バリューチェーンで再利用する国際金属資源循環を構築するため、回収・処理等に関する制度構築、能力開発及び日本企業と現地企業の協働促進等を行う。
- 国際循環政策に係る合意・ルール形成を通じた国際資源循環・廃棄物管理の推進**
G7、G20、OECD、UNEA等において、国際的な循環政策に関する交渉や合意形成、ルールメイキングをリードし、我が国の知見の共有及び国益を確保する。また、我が国が主導する3R循環経済フォーラム等の国際的なプラットフォームを活用し、循環産業の国際展開につなげる。
- アフリカにおける廃棄物管理プロジェクト形成促進（新規）**
「アフリカきれいな街プラットフォーム（47カ国参加）」の下で、2025年のTICAD9の新イニシアティブとして、国際開発機関等と連携したアフリカの廃棄物管理プロジェクト形成プログラムを立ち上げ、具体的な循環インフラの整備を促進する。これにより、アフリカの適切な廃棄物管理及び我が国の循環産業の国際展開を促進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 1・2：請負事業 3：請負事業及び拠出金 4：拠出金
- 請負先／拠出先 民間事業者・団体／国際機関等
- 実施期間 平成21年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先：環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室 電話：03-5521-8336

大気環境に関する国際協力推進費



【令和7年度要求額 332百万円（302百万円）】

東アジア地域の大气環境改善のための国際協力を推進します。

1. 事業目的

アジア地域を始めとする途上国において依然として深刻な課題である大気汚染への対策のため、多国間枠組であるEANETの活動、TEMMの下での大気環境改善の取組、国際機関と連携した大気汚染と気候変動とのコベネフィット・アプローチの推進、持続可能な窒素管理の行動等を通じて、我が国の知見・経験の共有、能力開発等の国際協力を推進する。

2. 事業内容

(1) EANETの推進

国連環境総会(UNEA)決議を受けて、東アジア地域13カ国が加盟する東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (EANET) の活動を推進する。

(2) TEMMの下での大気環境改善

日中韓サミットを受けて、日中韓三カ国環境大臣会合 (TEMM) の下での大気環境改善の取組として、大気汚染に関する日中韓三カ国政策対話と、日中韓にモンゴルを加えた黄砂の共同研究を推進する。

(3) コベネフィット・アプローチ推進

大気汚染と気候変動とのコベネフィット・アプローチ推進のため、国際的な研究機関である国際応用システム分析研究所(IIASA)との共同研究やアジア・コベネフィット・パートナーシップによる能力強化を推進する。

(4) 持続可能な窒素管理

持続可能な窒素管理に関する行動計画を実施するとともに、国際展開によりアジア諸国の窒素管理に貢献する。

3. 事業スキーム

■ 事業形態 ①③請負業務、拠出金 ②④請負業務

■ 実施期間 平成14年度～

4. 事業イメージ



東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)



レーザーレーダーによる黄砂の観測

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 環境管理課

電話：03-5521-8198

水俣病に関する医療・福祉、地域づくり・情報発信、総合的な研究等の推進



【令和7年度要求額 1,740百万円（721百万円）】



水俣病対策を一層推進させるため、環境づくりや教訓の伝達・継承、水俣病に関する総合的な研究を充実します。

1. 事業目的

- ① すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を一層推進する。
- ② より客観的に評価できる手法を用いた健康調査の開始に向けた準備とともに、治療・診断を含めた水俣病に関する総合的な研究を一層推進する。

2. 事業内容

1. 医療・福祉及びもやい直し・地域振興に関する施策 1,048百万円（679百万円）
水俣病発生地域における医療・福祉対策、地域再生・融和（もやい直し）、地域振興・活性化を目指す多彩な活動を推進する。
2. 水俣病に関する総合的な研究の推進に関する施策 692百万円（41百万円）
より客観的に評価できる手法を用いた健康調査の開始に向けた準備とともに、治療・診断を含めた水俣病に関する総合的な研究を推進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接・間接補助（補助率8/10等）、委託事業
- 対象 地方自治体（補助）、民間団体（委託）等
- 実施期間 昭和46年度～

4. 令和7年度に取り組む事業

1. 水俣病発生地域医療・福祉連携推進事業（水俣病被害者救済特措法36条1項）
水俣病被害者、家族、地域住民が安心して暮らしていけるよう、地域の医療・福祉対策を推進
 - ・リハビリテーション事業の推進
 - ・福祉対策の推進、胎児性水俣病患者等の生活支援
2. 水俣病発生地域再生・融和推進事業（水俣病被害者救済特措法36条1項）
水俣病の発生により疲弊した地域社会の絆を修復、水俣病の経験と教訓を継承、環境学習を推進
 - ・もやい直しの推進（火のまつり、もやい祭り等）
 - ・環境学習、情報発信等の推進
 - （水俣病公式確認70年準備事業、新潟水俣病公式確認60年事業、水俣病の教訓の伝承、関係資料の収集・保存等）
3. 「環境首都水俣」創造事業（水俣病被害者救済特措法35条）
地域の振興と活性化を図るため「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」を推進
 - ・護岸整備に伴う生態系に配慮した渚造成等整備
 - ・水俣環境アカデミアの活動支援
4. 水俣病に関する総合的な研究の推進

お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部企画課特殊疾病対策室 電話：03-5521-8257

石綿による健康被害に係る被害者等で労災補償等の対象とならない者について迅速な救済を図ります。

1. 事業目的

- 石綿健康被害救済制度に係る医学的判定及び給付事務を実施する
- 海外の石綿健康被害の救済に関する制度等を調査する事業、石綿ばく露者の健康管理対策に関する事業、医学的知見の収集や診断技術の向上を図る事業などを実施することにより、適切かつ効果的な医学的判定を推進する

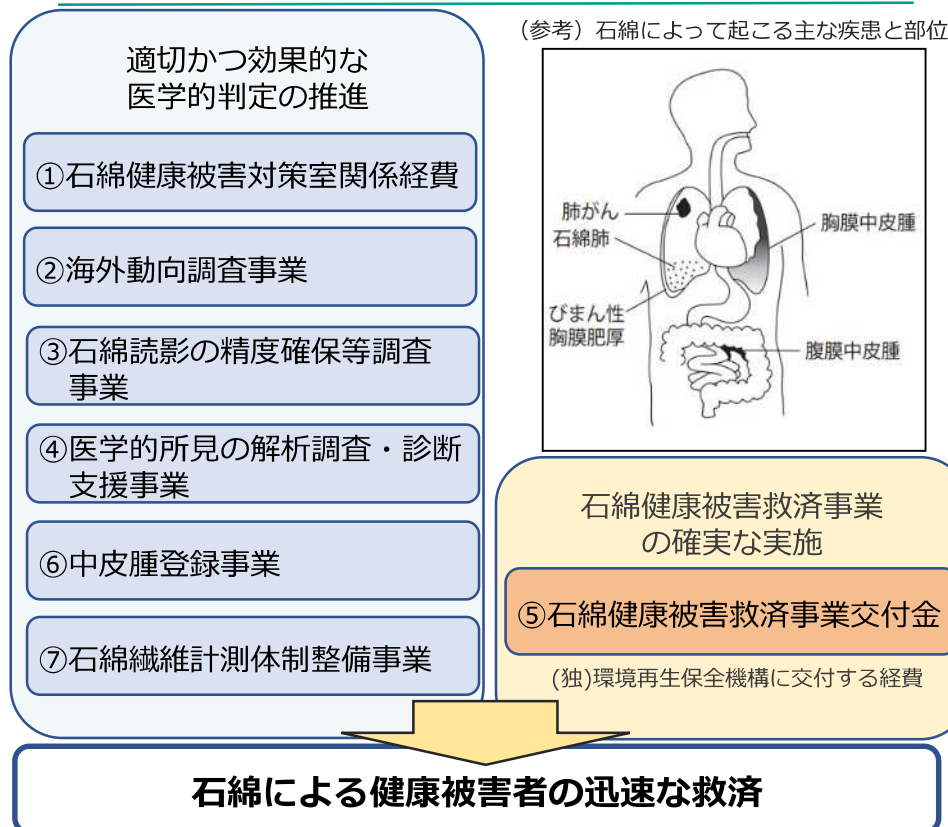
2. 事業内容

- 石綿健康被害救済制度の医学的判定（審議会等）等に関する業務を実施する
- 制度の検証の議論に役立てるため、諸外国の石綿健康被害の実態や対応・施策の知見を収集を行う
- 自治体の行う検診の機会を活用して石綿関連疾患が発見できる体制を推進するため、自治体が委託する検診実施機関による放射線画像読影（一次読影）の精度向上を図る
- 石綿関連疾患の正確・迅速な診断のため、診断法等の向上に関する調査や医療従事者の育成を図る
- 石綿健康被害救済法第32条に基づき、石綿健康被害救済事業（認定及び救済給付の支給等）を確実に実施するため独立行政法人環境再生保全機構に交付する
- 認定された中皮腫患者の情報を集積しその結果を広く情報提供することにより診断精度の向上を図る
- 石綿による肺がん等の判定のための、肺内の石綿繊維計測について、計測精度を管理し従事者を育成することにより計測の精度の向上及び迅速化を図る

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接実施／請負事業／委託事業／交付金
- 相手先 民間事業者・団体等／地方公共団体
- 実施期間 平成18年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部企画課石綿健康被害対策室 電話：03-5521-6551

子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)



【令和7年度要求額 6,309百万円 (5,561百万円)】
(国立環境研究所運営費交付金 6,205百万円 (5,437百万円) を含む)

化学物質ばく露が子どもの健康に与える影響を解明するための、長期的・大規模な追跡調査を行います。

1. 事業目的

- ① 10万組の大規模コホート調査として、参加者（親子）の血液等の生体試料を採取・保存・分析するとともに、質問票等による追跡調査を行い、子どもの健康に影響を与える環境要因を明らかにする。
- ② 適切な情報提供を通じて、環境リスク評価や、事業者の自主的取組への反映、化学物質の規制強化など、リスク管理体制の構築を推進し、結果として、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。

2. 事業内容

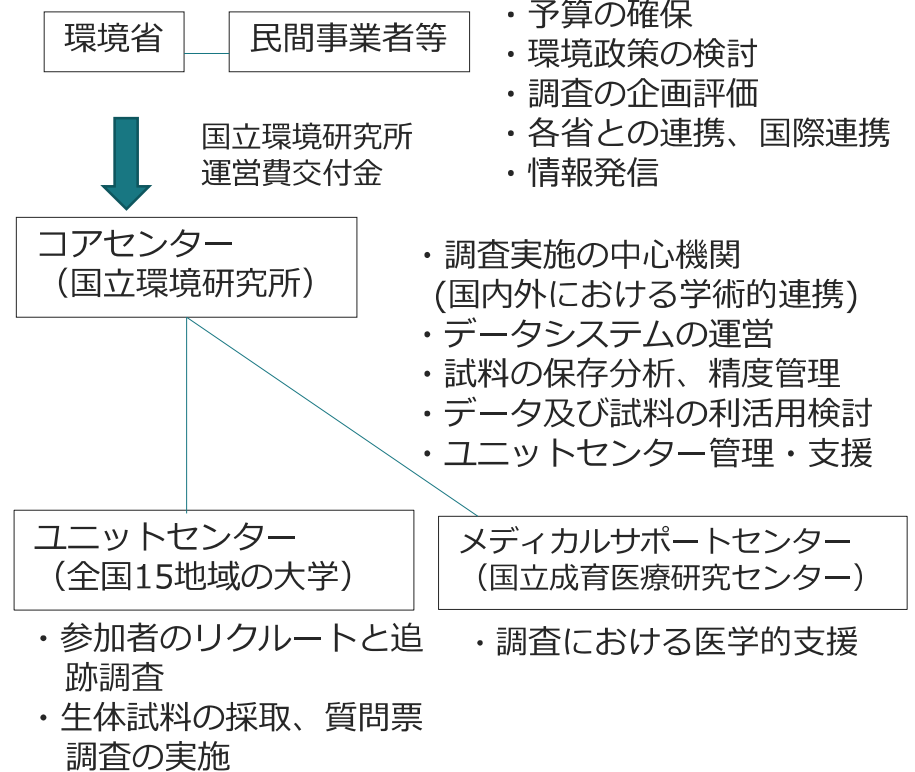
追跡調査を継続するとともに、令和7年度は、子どもの成長過程における化学物質ばく露や健康状態を評価するための「学童期検査」を引き続き実施する。また、参加者から得られた560万検体以上にも及ぶ膨大な生体試料を引き続き計画的かつ着実に分析するとともに、データ及び生体試料の利活用の推進のための方策の検討を行う。(国立環境研究所運営費交付金)

本調査の円滑な実施のため、国民、国内外の関係者と連携・コミュニケーションを図り、調査や成果について理解を深める取組を実施するとともに、調査の実施状況を把握し、企画評価を行う。(請負事業)

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業：民間事業者・団体
交付金：研究機関
- 実施期間 平成22年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課環境リスク評価室 電話:03-5521-8263

【令和7年度要求額 204百万円（104百万円）】

環境から人体に取り込まれる化学物質のばく露状況を把握するため、生体試料のモニタリング調査を行います

1. 事業目的

- ① 環境から人体に取り込まれて健康に影響を及ぼす可能性がある化学物質について、生体試料のモニタリング調査により人体へのばく露状況を把握し、リスク評価及びリスク管理政策の立案のための基礎情報を得る。
- ② これらの情報が国内外の行政機関等においてリスク評価や条約の有効性評価に活用される。

2. 事業内容

環境から人体に取り込まれて健康に影響を及ぼす可能性がある化学物質については、生体試料のモニタリング調査により、人体へのばく露状況を把握する。

令和7年度は、全国の一般的な国民の平均的なばく露量を把握するために、全国50地域程度（合計で成人1000人程度）において調査を行う。調査協力者をリクルートし、専門家による説明を行って同意取得した上で、調査協力者から血液・尿等を採取し、採取した試料中の化学物質分析及び統計解析を行うことにより、人体のばく露状況を把握し、化学物質管理施策の有効性評価やリスク評価及びリスク管理施策立案のための基礎情報を得る。

得られたデータは化学物質管理施策に活用可能なよう整理を行うとともに、経年的なばく露状況把握や化学物質をとりまく社会的状況に合わせた調査計画の検討を行う。

また、将来の分析のため、試料の一部は冷凍保管し、長期保管を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
民間事業者・団体
- 実施期間 平成24年度～

4. 事業イメージ

- 分析対象化学物質
・有機フッ素化合物（PFAS）、ダイオキシン類、金属類、可塑剤、農薬等から、専門家の意見を聴取して選定

- 調査手順・実施方法

- ・令和7年度からモニタリング調査対象を拡大
- ・調査協力者のリクルート
- ・同意取得
- ・生体試料等採取
- ・化学物質分析
- ・統計解析



- 成果目標

- ・化学物質管理のための基礎情報の取得
- ・リスク評価・管理を行うべき物質の特定
- ・施策の効果の確認（血中ダイオキシン濃度の低減等）
- ・水銀条約、POPs条約等の有効性評価に活用



鳥獣の保護・管理の強化に向けた総合的な対策を推進します。

1. 事業目的

- ① 鳥獣の保護・管理の強化に向けた調査・保護管理の方針の検討、鳥獣保護管理の担い手の確保・育成の推進。
- ② 国立公園等の二ホンシカによる生態系への影響が懸念される地域での捕獲事業の推進。
- ③ 鳥類の生態や移動経路の把握。

2. 事業内容

(1) 鳥獣保護管理強化事業

- 鳥獣保護管理の人材確保・育成、特定鳥獣の調査検討・広域管理、希少鳥獣の保護管理、クマ出没対応、クマ保護管理強化、鳥類の鉛汚染対策、カモシカ保護管理、カワウ管理強化、水鳥救護研修センターの運営、国指定鳥獣保護区の管理（地方予算）など

(2) 国立公園等シカ管理対策事業

- 国立公園等におけるシカ管理体制の構築、新しい捕獲方法を取り入れたシカ管理対策、シカ管理対策に係る専門家活用 など

(3) 野生鳥獣情報整備事業費（鳥類標識調査）

- 鳥類の生態や移動経路を把握するため鳥類標識調査の実施

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、委託事業
- 請負・委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 昭和46年度～

4. 事業イメージ

(1) 鳥獣保護管理強化事業

■ クマ類の総合対策推進事業（拡充）

110百万円（40百万円）

- 令和5年度のクマ類による人身被害が過去最多を記録
- クマ類を指定管理鳥獣に指定（令和6年4月）
- 「クマ被害対策施策パッケージ」の策定（令和6年4月）
- 市街地等での銃猟に係る鳥獣保護管理法改正の検討



（令和7年度）

- ① 法改正の検討を踏まえた基本指針の改定に向けた検討
- ② 市街地等での銃猟に係るガイドラインの作成
- ③ 特定計画作成ガイドライン（クマ類）の改訂
- ④ クマ類の出没対応マニュアルの改訂
- ⑤ 絶滅のおそれのある四国の個体群の保全



指定管理鳥獣対策事業費



【令和7年度要求額 3,000百万円（200百万円）】環境省

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ類）の捕獲や被害対策等を支援します。

1. 事業目的

- ・ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成に向けて、都道府県等が行う捕獲事業等を支援する。
- ・クマ類による被害防止に向けて、都道府県等が行う調査モニタリング、捕獲、出没防止対策等を総合的に支援する。

2. 事業内容

(1) ニホンジカ・イノシシ捕獲等事業

- ①指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定、生息状況調査等
- ②ニホンジカ・イノシシの捕獲等
- ③効果的な捕獲の促進（捕獲手法の技術開発、広域連携による捕獲等）
- ④認定鳥獣捕獲等事業者等の育成（認定鳥獣捕獲等事業者等育成の研修会等）
- ⑤ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成（狩猟者育成の講習会等）
- ⑥ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援（捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助等）

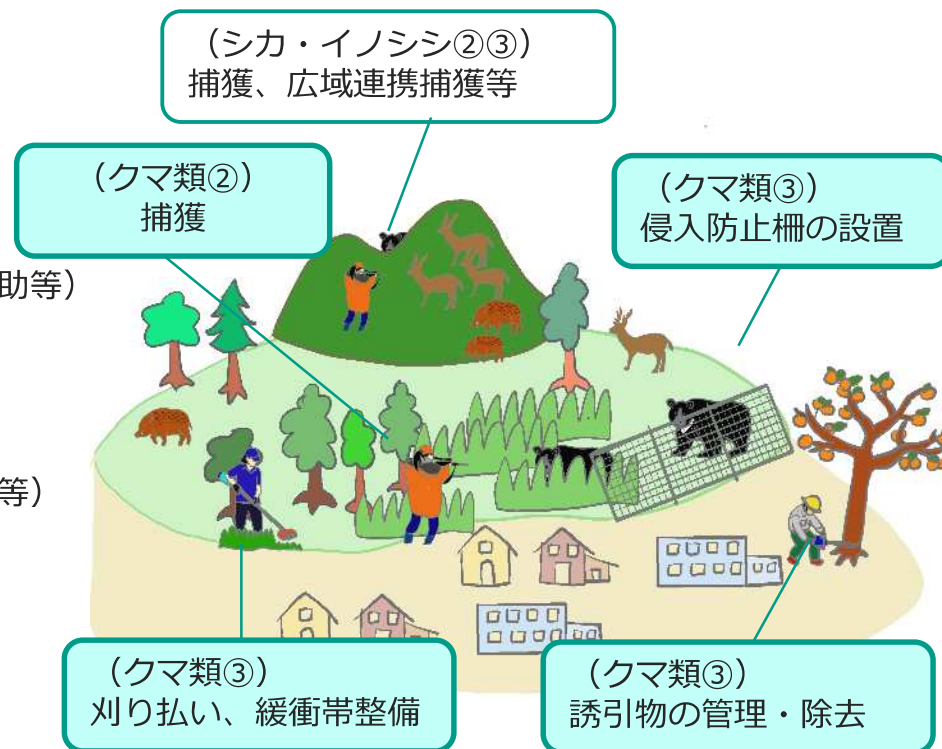
(2) クマ類総合対策事業【拡充】

- ①特定計画・指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定、生息状況調査等
- ②クマ類の捕獲等（人の生活圏周辺等）
- ③出没防止対策（誘引物管理、緩衝帯整備、柵の設置、普及啓発等）
- ④出没時の体制構築（出没情報収集提供、出没対応訓練、対応マニュアル作成等）
- ⑤専門人材育成（都道府県・市町村職員、捕獲技術者育成の研修会等）

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率 1/3、1/2、2/3、定額）
- 交付対象 都道府県（市町村への間接補助（クマ類））、協議会
- 実施期間 平成26年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 電話：03-5521-8285

外来生物対策費



【令和7年度要求額 1,018百万円（629百万円）】 環境省

法改正や新目標等を踏まえ、侵略的外来種への反転攻勢を強める水際対策や地方公共団体への支援、国際的な議論への貢献等を行うとともに、優先度に応じた外来生物の防除を実施し、生態系等への被害を防止します。

【本省予算】

外来生物法に基づく規制等を適切に運用するとともに、調査・検討を実施し下記目的を達成する。

1. 事業目的

- ① 侵略的外来種による生態系等に係る被害の防止・分布拡大の抑制・根絶を実現する。
- ② 昆明・モンリオール生物多様性枠組のターゲット「2030年までに侵略的外来種の導入率・定着率を半減」の達成。

2. 事業内容

(1) 特定外来生物等の水際対策等

- ・ ヒアリ定着疑い時の周辺調査及び緊急防除、定着の危険性が高い港湾における広域調査及び防除、効果的なモニタリング手法検討、等

(2) 法改正や新世界目標の達成に向けた外来種対策強化にかかる調査・検討

- ・ 生態系被害防止外来種リストの見直し、及び改定外来種被害防止行動計画を踏まえ、民間企業・団体における外来種対策ノウハウの取りまとめ等、フォローアップ事業
- ・ G7コミュニケや世界枠組等を踏まえた国際的な議論に対応した国際データベースとの連携検討

- ・ 広域定着種の防除に係る専門家派遣や全国戦略を踏まえた優良対策事例の横展開、等

(3) 地方公共団体が行う防除等への支援（交付金）【拡充】

- ・ 特定外来生物防除事業（交付率1/2以内）
- ・ 特定外来生物早期防除計画策定事業（定額、上限250万円※）
- ・ 外来種対策戦略検討等事業（定額、上限250万円※）

3. 事業スキーム

※ただし、定額を超える事業費分は1/2以内。

- 事業形態 (1) (2) 請負事業、(3) 交付金
- 請負先 (1) (2) 民間事業者・団体、(3) 地方公共団体
- 実施期間 (1) (2) 平成30年度～、(3) 平成31年度～

4. 事業イメージ

R4外来生物法改正を踏まえ、ヒアリ等の水際対策や地方公共団体への支援等について拡充。

特定外来生物の指定

港湾等におけるヒアリの緊急防除及び広域調査等

定着の危険性が高い港湾等における特定外来生物全般の広域調査及び防除

- ・ 2030年ネイチャーポジティブ実現に向け、国際的議論と国の行動計画を踏まえた戦略的な外来種対策の抜本強化【拡充】
- ・ 地方公共団体が行う防除等への財政的支援【拡充】

特定外来生物による被害の防止
分布拡大の抑制・根絶

お問合せ先： 環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 電話：03-5521-8344

【地方予算】

1. 事業目的

外来生物法に基づき特定外来生物の防除事業を実施することで下記目的を達成する。

- ① 外来生物の生息・生育域の縮小及び密度の低下
- ② 希少種・生態系の回復、生物多様性の保全を達成

2. 事業内容

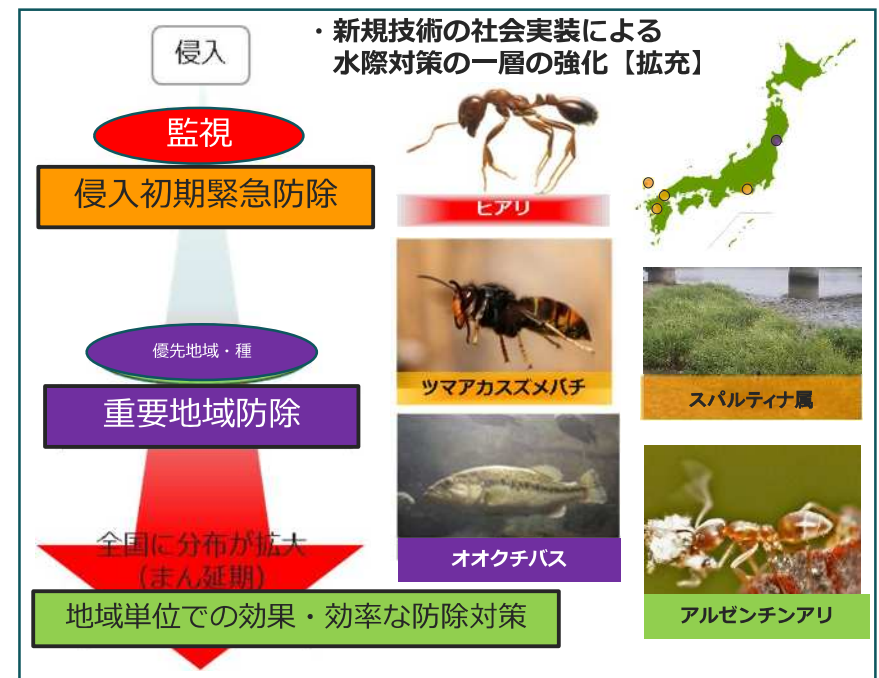
我が国の生物多様性に重大な影響を及ぼす外来生物のうち、令和4年5月の改正外来生物法を踏まえ、以下①～②の観点で防除のを実施を強化する。また、以下③④により外来生物対策に係る実行体制を維持する。

- ① 侵入初期外来生物緊急防除事業
最も費用対効果の高い侵入初期の防除及びそのための監視体制の構築港湾等におけるヒアリ調査の強化、**新規技術の社会実装による水際対策強化・侵入リスクの低減、等【拡充】**
- ② 生物多様性保全上重要な地域における防除事業
生物多様性保全上重要な地域における防除（希少種生息地でのオオクチバス防除等）
- ③ 飼養等管理事務費
飼養等許可等事務、野外発見個体等引取処分、外来生物の同定に必要な体制の確保
- ④ 水際での輸入管理事務費
税関における物品等の検査、任意放棄個体引取処分、種同定作業に必要な体制の確保

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成22年度～

4. 事業イメージ



- 外来生物の生息・生育域の縮小及び密度の低下
- 希少種・生態系の回復、生物多様性の保全を達成



【令和7年度要求額 410百万円（182百万円）】

PFASによる健康影響を防止するため、PFASの科学的知見を充実させ、確かな科学的根拠に基づく対策を推進します。

1. 事業目的

PFASに対する総合戦略検討専門家会議における「PFASに関する今後の対応の方向性」のとりまとめを受け、約1万物質あるPFASによる環境からの健康影響を未然に防止するため、PFASの暴露評価や有害性に関する科学的知見の集積等を行い、水環境中のPFASの目標値等のあり方等を検討するなど、科学的根拠に基づく対策を推進する。

2. 事業内容

① PFASの暴露評価：

環境中のPFASの存在状況等の科学的知見の充実を図るため、暴露評価を実施するために必要な実測（モニタリング）を含む各種調査や暴露低減に資する検討を行う。

② PFASの有害性評価：

有害性に関する既存の知見の収集整理を進めるとともに、知見が不足している物質について、神経発達、生殖、免疫系に対する影響、発がん性等に関する試験を実施し、それらの知見から有害性を評価する。

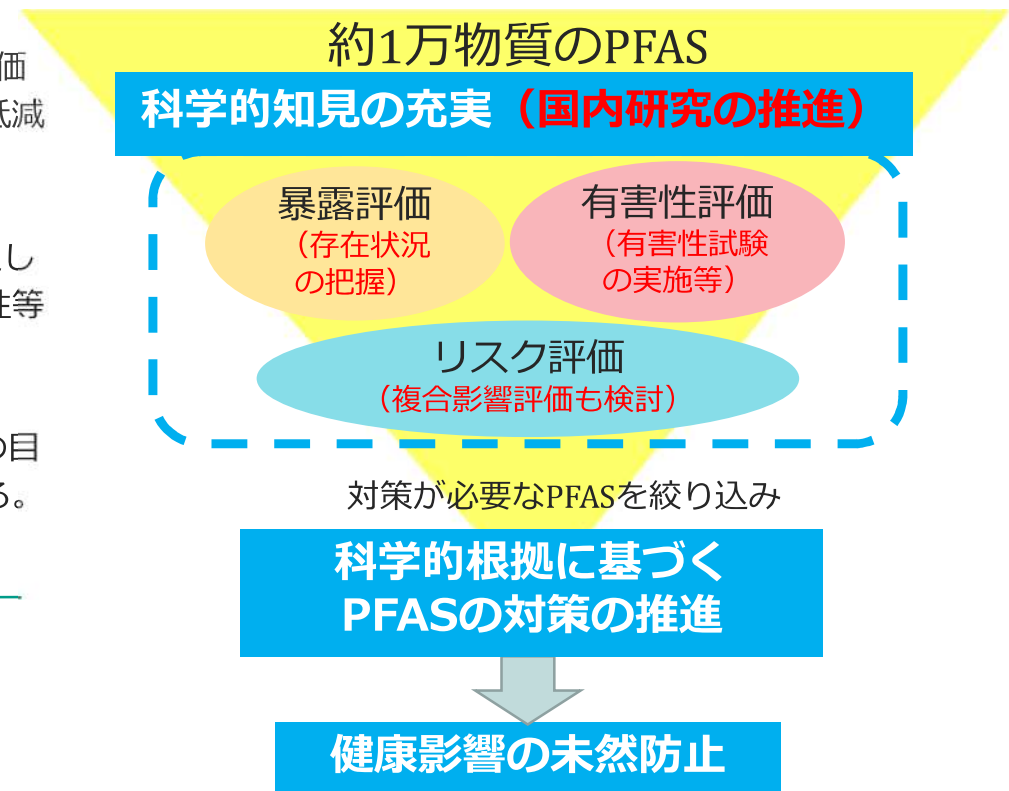
③ PFAS対策の推進：

①、②を踏まえ、対策が必要なPFASを絞り込み、水環境中のPFASの目標値等のあり方等を検討するなど、科学的根拠に基づく対策を推進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負・委託
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和6年度～令和8年度（第I期）

4. 事業イメージ



総PFAS対策等検討事業



【令和7年度要求額 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費」のうち 50百万円（25百万円）】 環境省

諸外国の動向なども参考に、PFASの性状・用途に応じた排出抑制等の適正管理のあり方等を検討します。

1. 事業目的

- ① 欧米における規制方針の考え方や、ストックホルム条約において残留性有機汚染物質の候補物質となっている物質群に係る条約の担保措置を実施するために必要な情報について、情報収集を強化する。
- ② PFASの中でも、既に化審法で製造・輸入が禁止されているPFOS、PFOA等を含有する泡消火薬剤について、これらの在庫量に関するより正確な把握等を通じて、環境への汚染を防止する。

2. 事業内容

令和5年7月に「PFASに対する総合戦略検討専門家会議」にて取りまとめられた「PFASに関する今後の対応の方向性」を踏まえ、我が国においても優先順位をつけつつ、PFASに喫緊に対応する必要がある。

【国外調査による情報収集】

- ・ 欧州REACHや米国の規制案の規制方針の考え方、運用実態等を調査する
- ・ PFASのうち長鎖PFCAなど、ストックホルム条約において残留性有機汚染物質の候補物質となっている物質群について、条約の担保措置を実施するために必要な情報収集を強化する。

【PFASの適正管理のあり方検討】

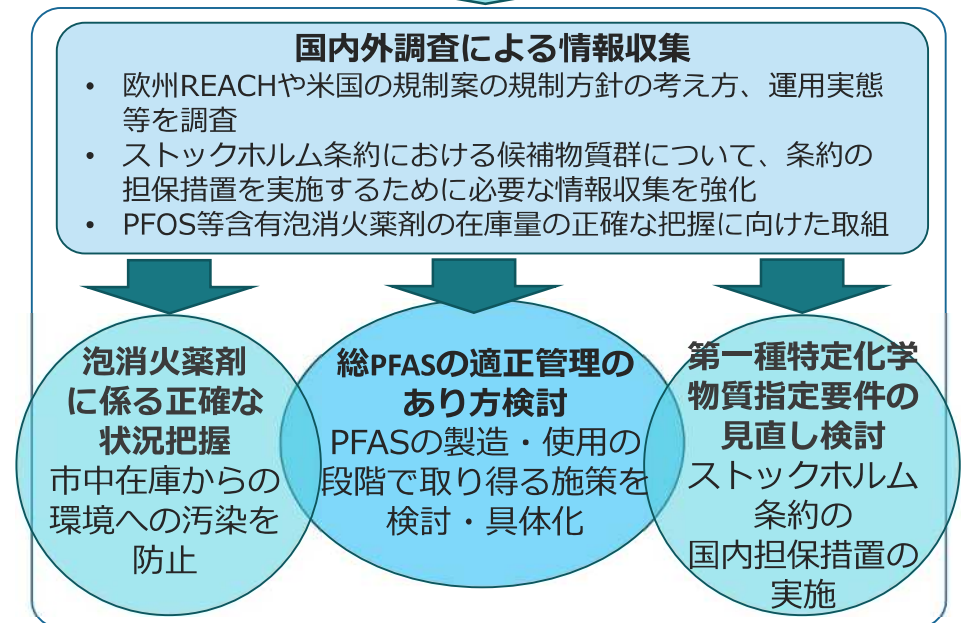
- ・ PFASの中でも、既に化審法で製造・輸入が禁止されているPFOS、PFOA等を含有する泡消火薬剤について、これらの在庫量に関するより正確な把握等を通じて、環境への汚染を防止する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業/委託事業
- 委託・請負先 民間事業者・団体/研究機関等
- 実施期間 令和6年度～

4. 事業イメージ

- ・ PFASに対する総合戦略検討専門家会議が取りまとめた「今後の対応の方向性」を踏まえた対応が必要



お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室 電話：03-5521-8253

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費



【令和7年度要求額 613百万円（593百万円）】

化審法の厳格な施行により、化学物質のリスク管理を推進し、環境リスクの低減を図ります。

1. 事業目的

- ① 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）に基づき、化学物質の製造・輸入・使用について必要な規制、リスク評価等を確実・適切に実施する。
- ② 化学物質のライフサイクル全体を通じた環境リスクを低減する取組を強化するため、今後の化学物質管理の在り方等について、国際発信・国際整合を図りつつ検討する。

2. 事業内容

【審査・評価・管理業務】

- ・化審法に基づく新規化学物質の生態毒性等に係る審査の実施
- ・化審法に基づく化学物質のリスク評価等の実施、技術的な課題の検討・改善等
- ・環境影響の懸念が高い化学物質の調査等、規制要否の検討に必要な情報収集
- ・国際的に信頼性あるGLP（優良試験所基準）適合試験施設・円滑な運用を確保

【化学物質情報業務】

- ・化学物質に関する情報をウェブ上で情報発信する情報基盤システムを活用し、一般に広く利用されるよう円滑に運用

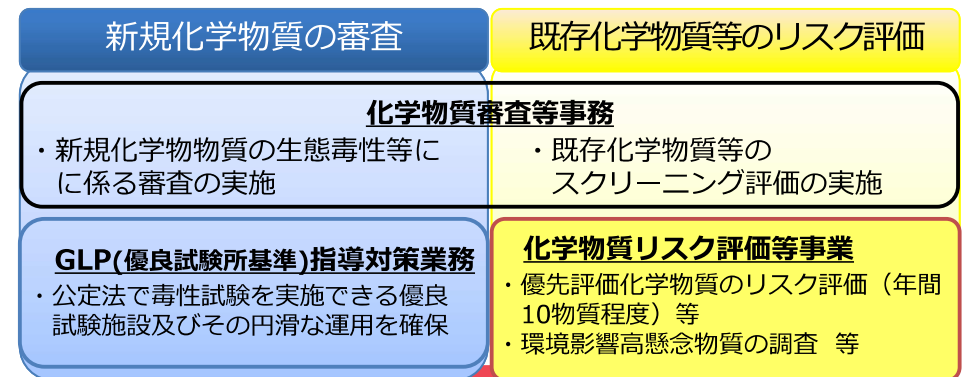
【ライフサイクル全体を通じた環境リスク低減、化学物質対策の国際連携の推進】

- ・化学物質のライフサイクル全体の管理制度の在り方、ESG金融、国際的な評価手法、今後の総PFAS対策等の検討
- ・OECD、日中韓等における化学物質の技術的事項に係る国際連携の推進

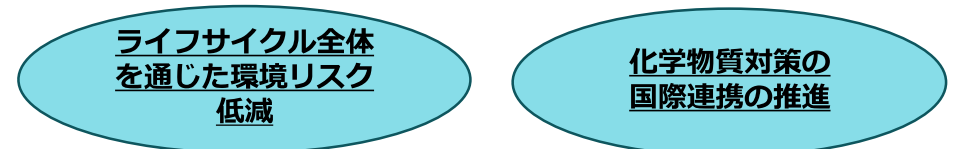
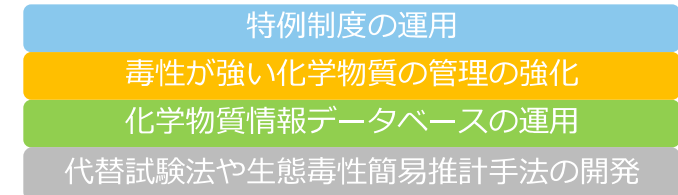
3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業/委託事業
- 委託・請負先 民間事業者・団体/研究機関等
- 実施期間 平成16年度～

4. 事業イメージ



<化審法の円滑な運用>



お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室 電話：03-5521-8253

水道水質・衛生管理の対策強化に係る調査検討費



【令和7年度要求額 120百万円（119百万円）】

水道水質・衛生行政の移管を受けて、水源から蛇口まで一体的に管理し、水道に対する安全・安心を向上させます。

1. 事業目的

一般環境中の水の環境基準等の設定等を通じて培ってきた環境省の持つ科学的知見及び専門的な能力を最大限活用し、水道水源から蛇口までの水質を一体的にリスク管理し、国民の水道に対する安全・安心をより高める。

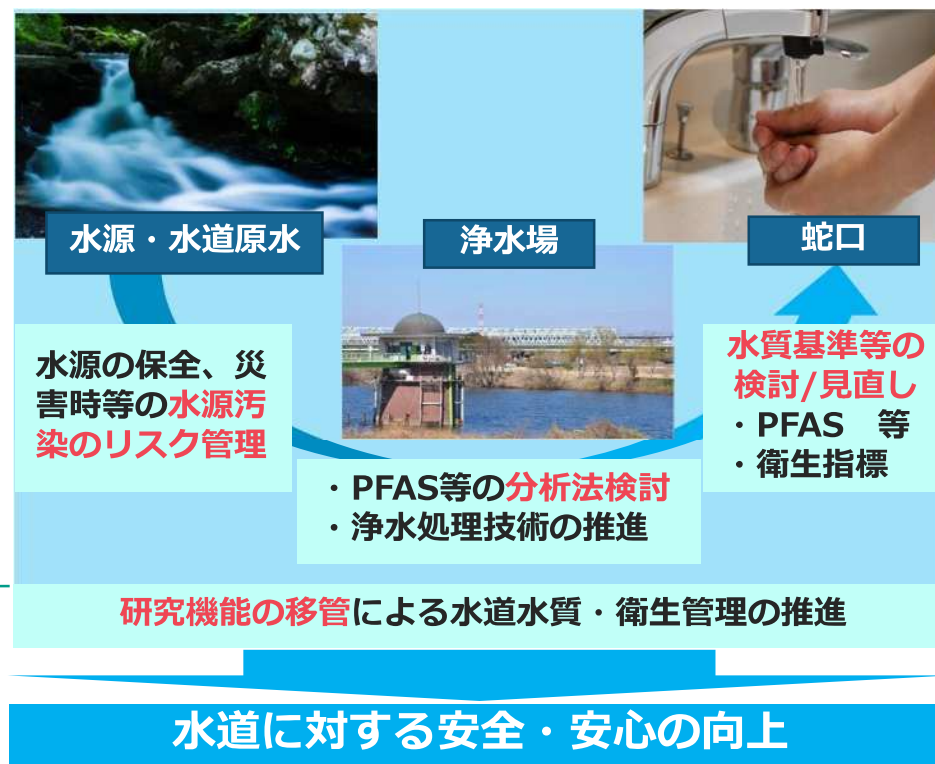
2. 事業内容

- ① 水道水質基準等の策定（PFASの目標値含む）や、水道水の病原微生物等に対する衛生上の措置について検討するとともに、国立医薬品食品衛生研究所及び国立保健医療科学院が担ってきた水道関係の研究・研修機能を適切に引き継ぎ、将来にわたり継続的に水道水質基準等の見直し等を実施する。
- ② 災害・事故に伴う廃棄物処理場や化学工場等から水域への化学物質の漏洩による水道水源等の汚染や、水道原水や水道水で懸念があると考えられるPFAS等の化学物質、病原性微生物等の衛生指標について、事例・科学的知見の収集、各関係者への情報共有、リスク管理の在り方の検討等、水道水源から蛇口の水までの化学物質等の安全対策の強化について検討する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和6年度～令和8年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室 電話：03-5521-8300

熱中症対策推進事業



【令和7年度要求額 438百万円（397百万円）】

（独立行政法人環境再生保全機構運営費交付金 319百万円（277百万円）を含む）

国民の命を守るため、地域社会が一体となって取り組む、具体的かつ効果的な熱中症対策を促進します。

1. 事業目的

- ・ 国民における熱中症予防行動の促進
- ・ 運用状況を踏まえた熱中症に係る新たな制度の在り方に関する検討
- ・ 熱中症特別警戒情報等を的確かつ迅速に発表するための調査の実施
- ・ 地域における熱中症対策の強化

2. 事業内容

- ・ 「熱中症予防強化キャンペーン」を実施し、メディアやSNS等を活用した国民向けの普及啓発に努めるとともに、個人の行動変容に繋がる熱中症対策を普及させる。
- ・ 改正法施行後の運用状況等も踏まえながら、熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報、指定暑熱避難施設、熱中症普及団体に関して調査・検討を行う。また、国内外の事例収集やアンケート調査を実施する。
- ・ 熱中症特別警戒情報等の的確かつ迅速な発表を行うため、熱中症特別警戒情報等の発表の前提となる情報の収集・提供を行う。
- ・ 熱中症対策に関して、地域の団体や企業との協働等に取り組む地方公共団体等を支援し、優れた取組を取りまとめるとともに、横展開を図るため、自治体職員等を対象にした研修を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業 + 運営費交付金
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 平成24年度～

4. 事業イメージ

■ 普及啓発の実施

ポスター等の活用

熱中症警戒情報等の発表



的確かつ迅速に発表するための調査を実施

■ 地域における熱中症対策の強化

効果的な運用に関する検討及び支援を実施

独居高齢者等への見守り・声かけ活動



(例) 群馬県上野村

指定暑熱避難施設の設置



(例) 東京都品川区

一般廃棄物処理施設の整備



環境省

【令和7年度要求額 49,518百万円+事項要求(49,518百万円)】

一般廃棄物処理施設の整備を支援します。

1. 事業目的

- ① 市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援する。
- ② 平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物処理施設の老朽化による、ごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避し、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与する。
- ③ 災害時のための廃棄物処理施設の強靱化及び地球温暖化対策の強化を推進する。

2. 事業内容

市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、交付金、補助金による支援が不可欠である。また、災害廃棄物処理の中核を担い地域のエネルギーセンターとして災害対応拠点となる一般廃棄物処理施設の強靱化を図る必要がある。

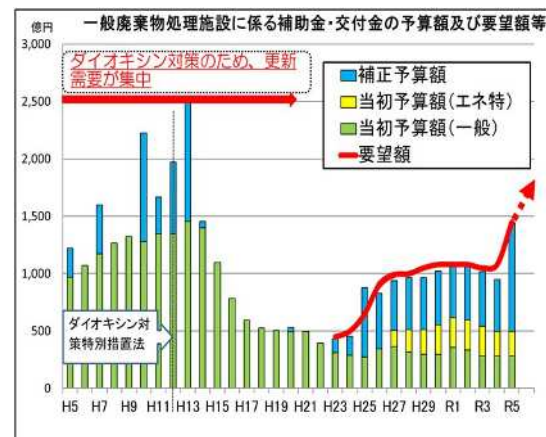
具体的には、以下の施設整備事業の一部を支援する。

- ・ エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設、メタンガス化施設等）
- ・ 最終処分場
- ・ マテリアルリサイクル推進施設
- ・ 有機性廃棄物リサイクル推進施設
- ・ 上記に係る調査・計画支援事業 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金、間接補助事業（補助率1/3（一部1/2等）、定額）
- 交付対象 市町村等
- 実施期間 平成17年度～

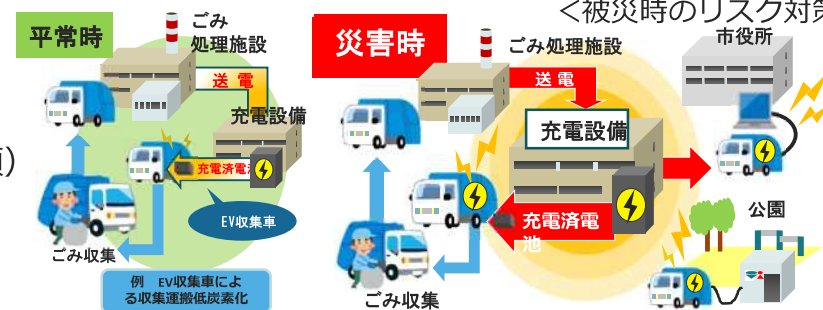
4. 予算額の推移、補助対象の例



<老朽化施設等の更新>



<被災時のリスク対策>



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 電話：03-5521-8337

浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金等（浄化槽分）） ※廃棄物処理施設整備交付金を含む。



【令和7年度要求額 8,613百万円+事項要求（8,613百万円）】環境省



単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や維持管理の向上等を支援します。

1. 事業目的

- ・現在でも全国で未だに約880万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況。
- ・令和8年度の汚水処理施設の概成目標の達成のため、単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換を促進する必要。特に、生活環境等に重大な支障が生じるおそれのある「特定既存単独処理浄化槽」の転換に向けた指導等を強化するとともに、対象となる高齢世帯における経済的負担の軽減に向けた支援が必要。あわせて、適正な維持管理を徹底するため、浄化槽台帳の整備や少人数高齢世帯の維持管理費を支援。
- ・災害対応・強靱化のため、老朽化した合併処理浄化槽の更新とともに浄化槽の被災状況の迅速な把握と早期復旧を図る台帳システム整備を支援。

2. 事業内容

市町村が行う浄化槽事業に対して交付金により支援。

※令和7年度要求では、下線部分を追加するとともに、交付金により設置する浄化槽は、電子化された台帳への記録と台帳情報に基づく浄化槽管理者に対する維持管理の指導監督を行うことを交付要件に追加。

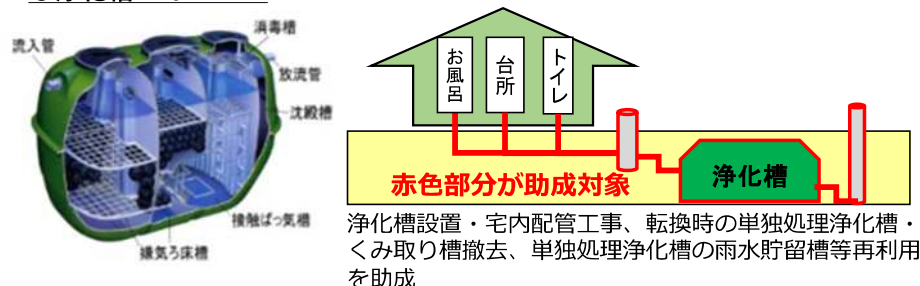
- 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）
 - 単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）に事業計画額の6割以上転換する事業
- 汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業（交付率1/2）<R8までの時限措置>
- 単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換
 - 特定既存単独処理浄化槽（法に基づく維持管理を実施している少人数高齢世帯に限る）から合併処理浄化槽への転換に対する交付金基準額の増額
- 浄化槽災害復旧事業
- 少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業
- 市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築・更新事業
- 浄化槽整備効率化事業
 - 浄化槽台帳整備（浄化槽の被災状況等をオンライン等で把握・情報集約する台帳システム整備含む）、計画策定・調査（特定既存単独処理浄化槽に係る調査含む）、講習会等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率1/3、1/2）
- 請負先/交付対象 地方公共団体
- 実施期間 平成17年度～

4. 事業イメージ

○浄化槽のイメージ



○事業の流れ



○費用負担

浄化槽設置整備事業（個人設置型）

個人（6割相当）	2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国
----------	-----------------	---------------

※浄化槽災害復旧事業については交付対象事業費の全額が交付対象（要協議）

公共浄化槽等整備推進事業

2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国
-----------------	---------------

※市町村は、別途、負担金（事業費の1割程度）を個人より徴収

少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業

個人（5割相当）	2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国
----------	-----------------	---------------

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

浄化槽システムの脱炭素化推進事業



環境省



【令和7年度要求額 1,800百万円（1,800百万円）】

浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ型浄化槽や再エネ設備の導入を支援します。

1. 事業目的

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進することにより、大幅なCO2削減を図る。

2. 事業内容

中大型浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再エネ設備の導入を行うことにより大幅なCO2削減を図る事業を支援する。

①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修

- ・最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修とともにブロワ稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする。
- ・改修によって当該機器のCO2排出量を20%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換

- ・最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする。
- ・交換によって既設浄化槽のCO2排出量を46%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

※さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択

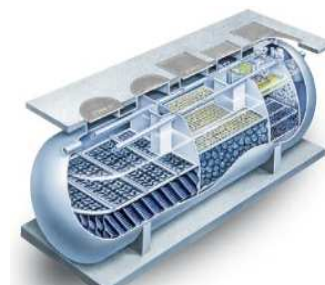
③中大型合併処理浄化槽への再エネ設備の導入

- ・上記①又は②と併せて行う再エネ設備（太陽光発電・蓄電池等）の導入を支援する

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：1/2）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度～令和8年度

4. 事業イメージ



先進的省エネ型浄化槽

出典：フジクリーン工業（株）HP



高効率ブロワ

画像提供：（一社）浄化槽システム協会



スクリーン



インバータ制御

画像提供：（一社）浄化槽システム協会



再生可能エネルギー設備

お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

リチウム蓄電池等処理困難物適正処理対策検討業務



【令和7年度要求額 85百万円（46百万円）】

環境省

リチウム蓄電池等処理困難物が適正に処理できる体制を構築します。

1. 事業目的

リチウム蓄電池等に起因する廃棄物処理施設等の火災等の防止に向けて、以下を実施する。

- ① 市区町村におけるECモール事業者と連携した分別回収・処分体制の構築
- ② 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律等を活用した、製造事業者等における分別回収・処分体制の構築
- ③ より幅広い世代・ライフスタイルの市民に適切な分別・排出方法を周知徹底するための普及啓発の一層の強化

2. 事業内容

リチウム蓄電池に起因する廃棄物処理施設等の火災事故が各地で発生しているため、以下の事業を通じて自治体や製造事業者等と連携した効果的な対応策を検討し、実施を強化して、火災事故防止の徹底を図る。

①市区町村におけるECモール事業者と連携した処理体制の構築

ECモール事業者から販売される海外製製品の回収・処分に係る調査や実証事業を実施し、技術的・制度的な課題を抽出して対応策を検討して取りまとめ、回収の効率化や取組の強化を図る。

②リチウム蓄電池使用製品の製造事業者等における処理体制の構築

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律等を活用して、モバイルバッテリーや加熱式たばこ等の製造事業者、リサイクラーなどによる更なる処理体制の構築を支援するため、実証事業を実施し、回収の効率化や取組の強化を図る。

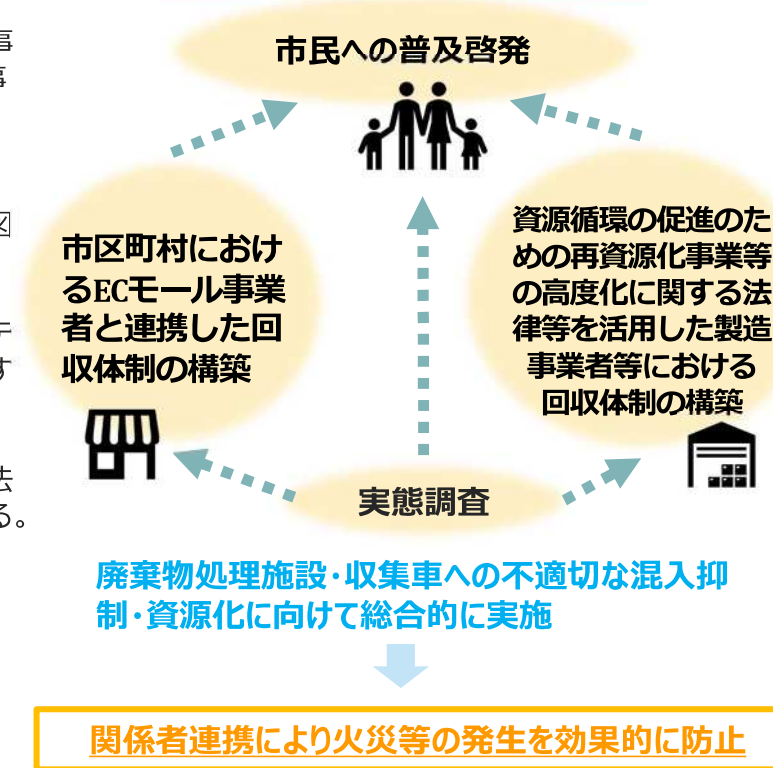
③幅広い世代・ライフスタイルの市民に対する関係団体と連携した普及啓発強化

製造事業者等の関係団体と連携した効果的・効率的な普及啓発の実施や小型家電リサイクル法と連携したポータルサイトによる一元化した情報の発信等を行い普及啓発の一層の強化を図る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度～令和9年度（予定）

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 電話：03-5521-9273

産業廃棄物の適正かつ効率的な処理を促進するための調査・検討及び基準設定等を行う。

1. 事業目的

- ① 産業廃棄物や残留性有機汚染物質（POPs）廃棄物の適正処理に係る調査、感染性廃棄物や石綿廃棄物等の適正処理不適正ヤードへの規制に向けた制度構築
- ② 産業廃棄物の排出や処理状況の調査、有害物質等の検定方法の検討、合理的な規制のあり方の検討
- ③ 石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業の推進

2. 事業内容

廃棄物をめぐる周辺状況や社会の考え方は変化し続けており、廃棄物の質や量、排出や処理の状況、処理技術等の変化に的確に対応した基準等を設定することが求められる。また、POPs廃棄物については、国際的な化学物質管理が必要である。

① 廃棄物処分基準等設定費

産業廃棄物の適正処理に係る実態調査、POPs廃棄物の適正処理のための調査、感染性廃棄物等の適正処理体制の構築、石綿廃棄物等の適正処理、不適正ヤードへの規制に向けた制度構築

② 産業廃棄物等処理対策推進事業

産業廃棄物の処理状況調査、現地調査、再生利用推進対策、規制合理化に向けた調査検討

③ 石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業

認定事業の推進による石綿含有廃棄物等の適正かつ円滑な処理

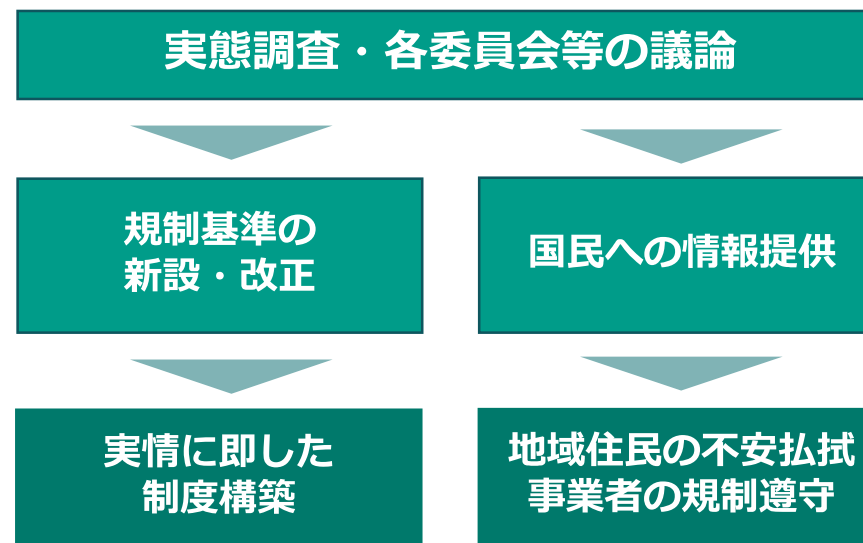
3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者等
- 実施期間 平成2年度～

4. 事業イメージ

実態調査や各委員会等での議論を踏まえ、規制基準の新設及び改正を検討し、実情に即した制度構築を図る。

また、調査結果等を事業関係者を含めた国民へ情報提供することで、廃棄物処理に係る実態を周知し、地域住民への不安払拭や事業者への規制遵守につなげる。



PCB廃棄物の適正な処理の推進等



【令和7年度要求額 7,139百万円 + 事項要求 (3,457百万円)】

PCB廃棄物の適正処理推進に向けた各種取組みを行います。

1. 事業目的

- ① PCB廃棄物の適正処理推進に向けて、高濃度PCB廃棄物の総ざらいや地方自治体への技術的支援等の徹底、低濃度PCB廃棄物の実態把握及び処理促進に係る取組（処理促進に資する制度的な対応の必要性の調査等）を行う。
- ② JESCOの高濃度PCB廃棄物処理施設の点検や必要な設備の補修等の事業に対する補助によるPCB廃棄物処理の加速化や、JESCOへの資金出資等による処理終了後の高濃度PCB処理施設からのPCB除去及び原状回復の速やかな実施等により、地元自治体の安全・安心の確保に貢献する。

2. 事業内容

- ① 地方自治体による指導や行政代執行の実施に係る相談に対応するための窓口設置や専門家派遣等を行う。
- ② 低濃度PCB廃棄物について、全国のPCB廃棄物及び使用製品の実態把握の加速化、処理技術の評価や施設の認定を行い、無害化処理認定制度の着実な運用を図る。
- ③ JESCOの高濃度PCB処理施設の設備等の点検、補修、更新及び処理能力向上のための改造等を実施する事業等に対し補助を行う。
- ④ JESCOに対し、処理施設のPCB除去及び撤去を行うために必要な資金を出資し、処理終了後のPCB除去および原状回復を速やかに実施する。
- ⑤ 高濃度PCB処理施設の立地自治体における安全対策や環境保全対策の環境整備事業等に対し補助を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業 / 直接補助事業 / 出資金
- 請負先 民間事業者 / JESCO等
- 実施期間 平成12年度～令和12年度まで（予定）

4. 事業イメージ

<PCB廃棄物の例>



変圧器



コンデンサー



安定器

<高濃度PCB廃棄物処理施設（計5事業所）>



北九州事業所



大阪事業所



豊田事業所



東京事業所



北海道(室蘭)事業所

お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局環境再生施設整備担当参事官付ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室電話：03-6457-9096

土壤汚染対策法の点検・見直しを行うとともに、土壤汚染対策の着実な実施を図るため、各種事業を実施します。

1. 事業目的

- ① 令和5年度末に改正土壤汚染対策法施行から5年が経過したことを踏まえ、その施行状況等の点検等を行い、その結果を踏まえた見直しを行う。
- ② 土壤汚染対策法の着実な施行のための各種業務、効果的な情報発信や普及啓発等を行う。

2. 事業内容

平成31年4月に施行された改正土壤汚染対策法について、令和5年度末に改正法施行から5年が経過し、令和6年度に行う制度の点検・見直しに係る検討の方向性を踏まえた措置を講じるための検討等を行う。

【改正法の施行状況等の点検、見直し等】

- ・ 関係者における土壤汚染対策の実施状況や土壤汚染対策に関する技術的基準等に関する調査、対応の検討
- ・ 各種ガイドライン、手引き等の整理、改訂等に向けた検討 等

【法の着実な施行、デジタル化の推進等】

- ・ 技術管理者試験、技術管理者更新講習の実施
- ・ 低コスト・低負荷型の土壤汚染調査・対策技術の実証試験・評価 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、委託事業
- 請負先等 民間事業者・団体
- 実施期間 平成14年度～

4. 事業イメージ

改正法の施行状況等の点検、見直し等

○令和6年度から制度の点検・見直しに係る検討の方向性を議論

- ・ **制度改正に向けた具体的な対応等の検討**や技術的基準等の見直しの必要性等の検討に係る基礎データ等の収集
- ・ 複数存在しているガイドライン、手引き等（約2000頁）の関係整理、改訂等を検討

土壤汚染対策法の着実な施行

事業	対象	想定する効果
技術管理者試験、技術管理者更新講習の実施	指定調査機関	法律全体の理解促進 技術的能力の確保・向上
低コスト・低負荷型の土壤汚染調査・対策技術の実証試験	調査・対策実施事業者等	低コスト・低負荷型の技術の開発・普及 ※PFASに係る技術も対象
電子管理票の認知拡大・普及に向けた啓発資料の作成等	処理事業者等	法律全体の理解促進 適正処理の推進 事業の透明性向上

石綿飛散防止総合対策費



【令和7年度要求額 78百万円（68百万円）】

石綿の飛散防止対策に係る取組を推進します。

1. 事業目的

- ① 石綿による大気汚染の状況を把握し、国民に対し情報提供。
- ② 解体等工事における石綿飛散防止対策を充実することによる、国民の健康の保護及び生活環境の保全。
- ③ 大気汚染防止法改正を踏まえた事前調査の信頼性の確保等の更なる石綿飛散防止対策の適切な実施。

2. 事業内容

令和2年6月に改正した大気汚染防止法に基づき、建築物の解体等工事を対象とした石綿飛散防止対策に係る取組を推進します。

(1) アスベスト濃度モニタリング事業

建築物の解体現場周辺、住宅地域等の一般環境等において石綿による大気汚染状況を把握する。また、石綿大気濃度測定に係る課題について検討する。

(2) 建築物の解体等における効果的な石綿飛散防止対策に係る検討・調査

令和2年の法改正による影響、解体等工事の実態等を調査し、事例収集及び課題抽出を行う。

(3) 石綿飛散防止対策に係る人材育成・周知

地方公共団体職員向けの技術講習会を開催する。石綿飛散防止対策に係る幅広い周知を行う。

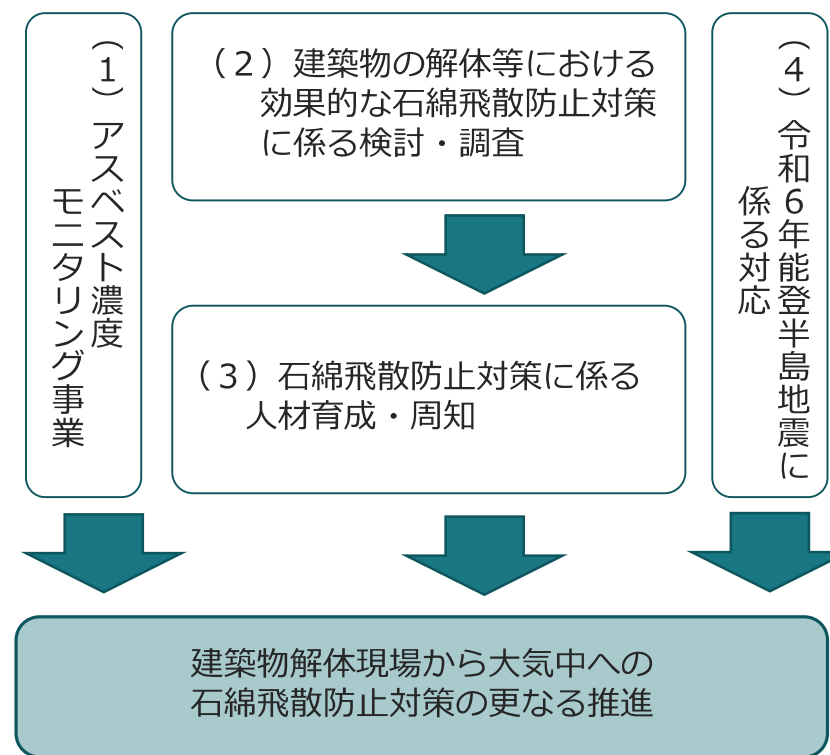
(4) 令和6年能登半島地震に係る対応

被災地における石綿濃度モニタリング調査を実施する。また、災害時の石綿飛散対策に係る課題について検討する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成10年度～

4.



お問合せ先： 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室 電話：03-5521-8293

食品ロス削減、サステナブル・ファッション、使用済紙おむつ、プラスチック等の資源循環、リユースの促進等による循環型社会の実現に向けた支援



【令和7年度要求額 1,119百万円（768百万円）】



食品ロス削減、サステナブル・ファッション、使用済紙おむつ、プラスチック等の資源循環、リユースの促進等による循環型社会の実現に向けた支援を行います。

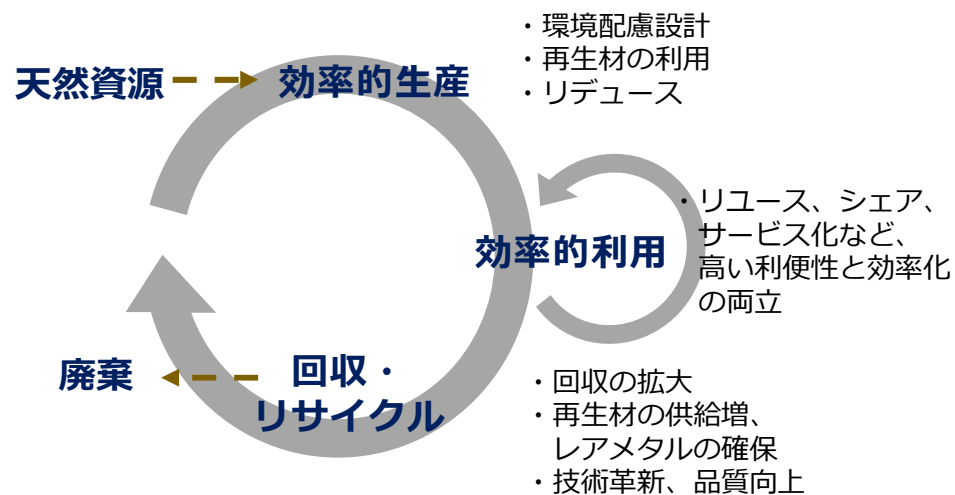
1. 事業目的

- ①各種リサイクル制度の特性を活かしつつ、「都市鉱山」等の我が国の未利用資源の有効活用の最大化と施策展開の効率化を図る。
- ②プラスチックの資源循環を総合的に推進する。
- ③食品廃棄物等の発生抑制と食品循環資源の再生利用等の地域実装を支援する。
- ④循環型ファッションや廃棄前段階において消費者が利用しやすくなるようなリユース等の取組の促進を図る。

2. 事業内容

- ①リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業
 - ・各種リサイクル制度の特徴を生かした取組及びリサイクルプロセスの横断的高度化・効率化
- ②プラスチック資源循環等推進事業
 - ・プラスチック資源循環の促進に係る社会実装支援事業
 - ・プラスチック資源循環法及び容器包装リサイクル法等の調査検討
 - ・万博を通じたプラスチック資源循環に係る3Rの推進、普及啓発
- ③食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費
 - ・地域力を活かした食品ロス削減等の対策強化、消費者等の行動変容の促進
 - ・食品リサイクル法に基づく安全・安心な3Rの推進
- ④使用済み製品等のリユース及びサステナブル・ファッション促進事業
 - ・リユース品の利用促進のための地方公共団体等によるモデル事業の実施
 - ・自治体及び事業者の連携方策を始めとしたリユース促進方策の検討
 - ・循環型ファッションの推進方策に関する調査

4. 事業イメージ



3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成13年度～

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室 電話：03-5521-8336
 リサイクル推進室 電話：03-5501-3153、資源循環ビジネス推進室 電話：03-6205-4946

食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費



食品廃棄物等の発生抑制と食品循環資源の再生利用等の地域実装を支援します。

1. 事業目的

- ① 現行の食品ロス削減目標（2030年までに2000年比半減）の着実な達成を目指し、自治体における対策や計画策定等の支援等を通して、地域力を活かした対策を強化する。
- ② 自治体や食品関連事業者等の関係主体と連携し、家庭系食品ロスの発生要因に応じた対策、食品廃棄ゼロエリア創出、mottECO導入等の地域実装・効果検証と横展開を通して、消費者等の行動変容を促進する。
- ③ 登録再生利用事業者等への指導等を通して、特に小売・外食の再生利用等実施率の向上等を図る。

2. 事業内容

1. 地域力を活かした食品ロス削減等の対策強化

- 自治体による食品ロス削減推進計画策定と実効性向上の支援
- 自治体における食品ロス削減の取組状況の開示の充実等
- 自治体向け食品ロス削減等推進セミナーの開催
- 家庭系食品ロスの発生要因に応じた対策の調査・検討

2. 消費者等の行動変容の促進

- 対策の地域実装の支援と効果検証
(家庭系食品ロス削減、食品廃棄ゼロエリア創出、mottECO導入等)
- 食品ロスポータルサイトの拡充

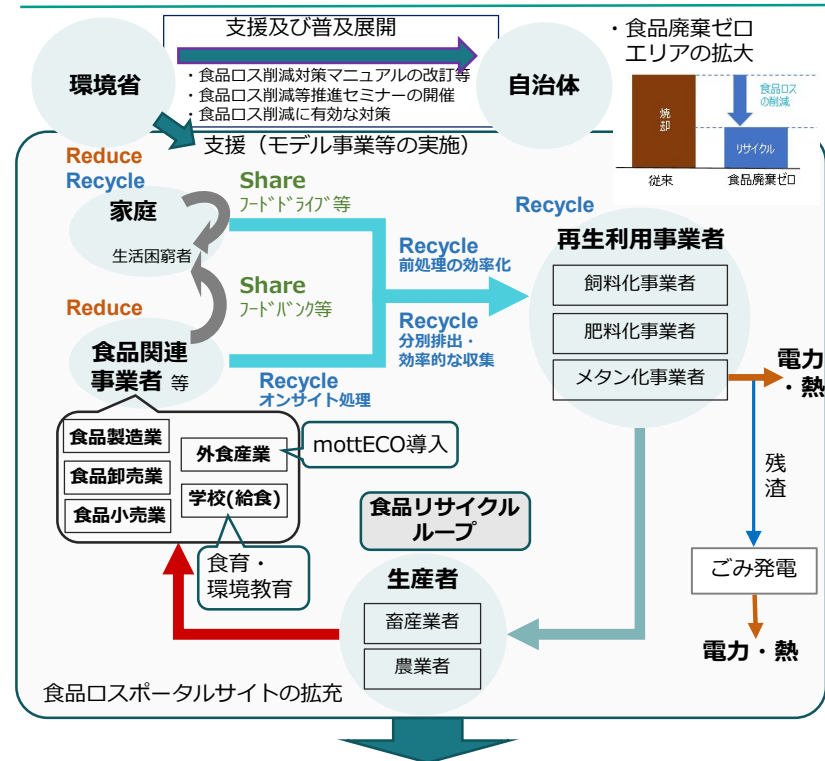
3. 食品リサイクル法に基づく安全・安心な3Rの推進

- 効率的な食品リサイクル等に関する調査・検討
- 食品関連事業者、登録再生利用事業者等への指導

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成19年度～

4. 事業イメージ



食品ロス半減目標の達成と再生利用等実施率の向上

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 電話：03-5501-3153

使用済み製品等のリユース及びサステナブル・ファッション促進事業



適正なリユースの促進や衣類の排出ルートが多様化に向け、自治体や事業者が連携した取組を支援します。

1. 事業目的

① ② 過去数年間で着実に拡大しつつあるリユースについて、更なるリユースの促進に向けた取組の支援や適正なリユースの促進に向けた方策の検討等を通じて、長期間の製品使用やリペア等の取組の拡大及び促進を図る。

2. 事業内容

③ 特に廃棄されることが多い衣類については、循環型ファッションの推進方策を調査検討し、消費者に対して行動変容を促すための情報発信等の取組を行う。

①. 地方公共団体等によるモデル事業の実施

- ・不要になった製品等の新たな回収ルートづくりの取組、その周知を行う自治体や、新たな売り方・付加価値をつけるようなリユースの新たなビジネスを行う事業者を対象にしたモデル事業の実施を支援
- ・消費者が手軽に衣類を回収に出しやすい環境づくりに向けた取組を行う自治体や事業者、NPOを対象に、モデル事業の実施を支援

②. 自治体及び事業者の連携方策を始めとしたリユース促進方策の検討

- ・リユース市場についてリユース品毎のより詳細な調査・分析・評価を実施
- ・市場規模が拡大し新規参入も見られるリユース業者の実態を把握し適正化方策を検討
- ・適正なリユースに向け、違法な廃棄物回収業者対策のためのセミナーを開催

③. 循環型ファッションの推進方策に関する調査検討

- ・排出量の把握及び回収システムの構築検討
- ・衣類の高度な選別やリサイクルに関する技術開発等の事例収集
- ・サステナブル製品等の効果的なラベリングの具体的枠組み作り 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成13年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室 電話：03-5521-8336
リサイクル推進室 電話：03-6205-4946

リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業



「都市鉱山」をはじめ我が国の未利用資源の有効利用の最大化と施策展開の効率化を図ります。

1. 事業目的

各種リサイクル制度（家電・建設・自動車・小型家電等）の特性を活かしつつ、横断的に効率化・高付加価値化できる部分は共通の取組を進めることにより、「都市鉱山」をはじめとする我が国の未利用資源の有効利用の最大化と施策展開の効率化を図る。

2. 事業内容

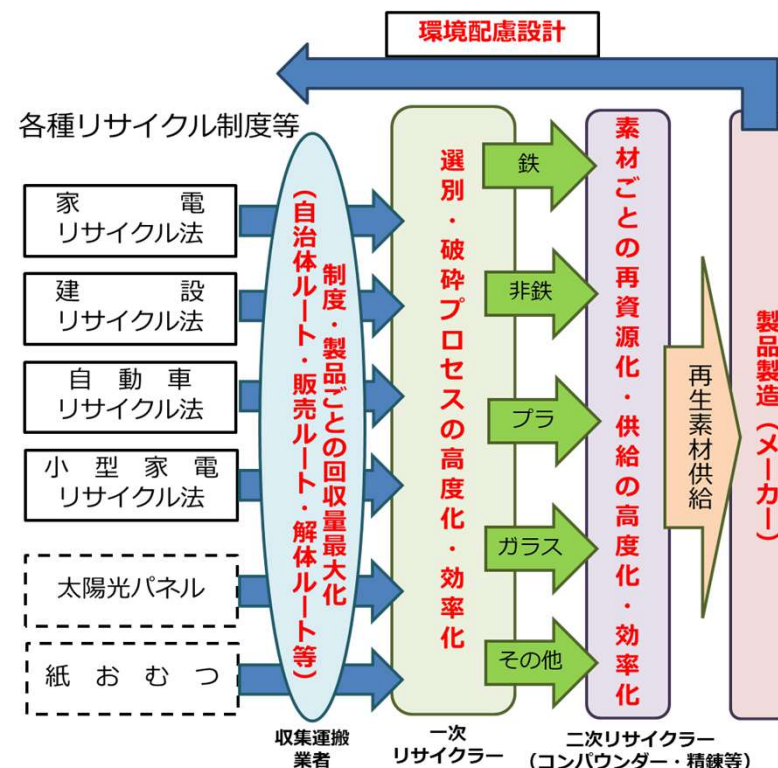
○各種リサイクル制度の特性を活かした取組及びリサイクルプロセスの横断的高度化・効率化

- ・家電／小型家電等、自治体／小売／建設現場における回収量最大化とルート開拓、違法な廃棄物回収業者対策
- ・建設・解体工事からの廃プラ等に係る調査・検討
- ・自動車リサイクルにおけるCN対応3Rの推進・質向上に向けた調査・検討
- ・太陽光発電設備等の大量廃棄に備えた、制度的対応を含めた必要な調査・検討
- ・紙おむつリサイクルの普及に向けた自治体への伴走支援、調査・検討
- ・素材・製品に着目した資源循環促進に向けた調査・検討

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成19年度～令和8年度（予定）

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 電話：03-5501-3153

プラスチック資源循環等推進事業費



プラスチックの資源循環を総合的に推進します。

1. 事業目的

- ・プラスチック資源循環の促進に係る社会実装支援
- ・プラスチック資源循環に係る調査・検討及びプラスチック資源循環法等の課題検討
- ・自治体、事業者、消費者等の関係主体に向けたプラスチック資源循環に係る普及啓発

2. 事業内容

1. プラスチック資源循環推進事業

- (1) プラスチック資源循環の促進に係る社会実装支援事業
 - ・プラスチック使用製品廃棄物の回収量の拡大、リサイクルコストの低減、マッチング等、プラスチック資源循環に資する社会実装一手前前の取組に対して、自治体・事業者等による実証事業を支援する
- (2) プラスチック資源循環に係る調査・検討及びプラスチック資源循環法等の課題検討
 - ・プラスチック資源循環法の施行状況やプラスチック資源循環戦略の進捗の調査・把握等を行うとともに、プラスチック資源循環法等の課題を検討する。
- (3) プラスチック資源循環に係る普及啓発事業
 - ・万博の機会を通じた関係主体の理解促進に資する普及啓発を行う。

2. 容器包装リサイクル推進事業

- ・容器包装廃棄物排出実態等調査を継続的に実施し、課題分析を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成18年度～令和17年度（予定）

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 容器包装・プラスチック資源循環室 電話：03-5501-3153



動物を大切に作る心豊かな社会づくりを進めつつ、動物取扱業の適正化、糞尿等の生活環境への支障防止、犬猫の殺処分数削減、災害時のペット対応への備え、マイクロチップによる犬猫管理、動物虐待等防止といったペット等が関わる社会課題に対応し、人と動物の共生社会の実現を図ります。

1. 事業目的

- ① 動物愛護の気風を醸成し、動物取扱業の適正化、犬猫の殺処分数削減、マイクロチップによる犬猫の管理、動物虐待等防止により、動物を適正に取り扱う社会を構築。
- ② 危険な特定動物管理や飼養施設の鳥インフルエンザ対策を強化や、動物からの危害を防止するとともに、動物による糞尿等の被害を防止し、生活環境を保全。災害時のペット対応への備えによる災害時の被災者の安全確保。

2. 事業内容

自治体が行う施設整備への補助、災害への備え等の各種対策の実施、課題解決に必要な対策の検討を進めます。

- ① 令和元年法改正に係る施行状況調査や、法令改正等の対策を検討・とりまとめ。
- ② 動物取扱業において、動物を適切に取り扱うための基準の策定や検討会の実施、検討に必要な調査、法令遵守の徹底等。
- ③ 犬猫の殺処分数削減に向け、犬猫の譲渡体制強化に係る事業の実施、災害時対応を含めた自治体が設置する動物収容施設整備費の補助等。
- ④ 動物の適正な飼養管理の基盤データとなるマイクロチップの識別管理の充実化、登録情報の活用、狂犬病予防法との連携等の方策の検討等。
- ⑤ 愛玩動物看護師制度の着実な運用。
- ⑥ 災害時の同行避難、ペット対応への備え。法律に基づく、動物の愛護及び管理に係る国民への総合的な普及啓発。
- ⑦ 動物虐待等事案に迅速かつ適切に対処できる自治体の体制づくりの支援。
- ⑧ 鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症拡大を着実に防止するための自治体の体制強化。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、直接補助事業（1/2）
- 請負先
 - ① 民間事業者・団体/非営利団体/大学/研究機関
 - ③ 補助対象 ③ 都道府県、政令市及び中核市、等
- 実施期間 平成18年度～

4. 事業イメージ

人と動物の共生する社会の実現

- 動物愛護による動物の取扱いの適正化
- 動物管理による人・生活環境への被害防止

<社会課題>

- ・ 生活環境への支障
- ・ 動物取扱業者による不適正な飼養等
- ・ 犬猫の殺処分
- ・ 迷い犬猫が所有者に返還されない
- ・ 適正飼養の推進
- ・ 災害への対応
- ・ 動物の虐待
- ・ 人への健康被害 等

本事業の
ア
プ
ロ
ー
チ

中間貯蔵施設の整備及び管理運営等を行います。

1. 事業目的

福島県内で発生した放射性物質を含む土壌や廃棄物を、最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理する中間貯蔵施設の整備及び管理運営等を着実に実施することで、福島県内の仮置場等の解消を進め、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減し、復興に資することを目的とする。

2. 事業内容

令和7年度においては、安全を第一に地域の理解を得ながら中間貯蔵施設事業を着実に実施する。

また、除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、最終処分量を低減するため、除去土壌の再生利用等の取組を推進する。

<主な内訳>

- ・ 中間貯蔵施設の整備等に必要な調査、用地の取得等 13億円
- ・ 中間貯蔵施設の整備、管理運営、除去土壌等の輸送等 973億円
- ・ 県外最終処分に向けた除去土壌等の減容・再生利用に関する技術開発等 53億円
- ・ 関係住民等の不安の払拭と理解の醸成を目的とした丁寧な情報提供 6億円

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、委託事業
- 請負、委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ

中間貯蔵施設の整備

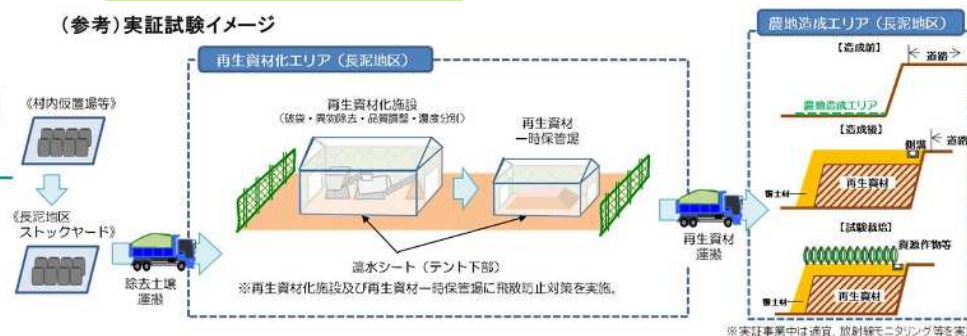


輸送車両の走行状況



再生利用の実証事業

(参考) 実証試験イメージ





【令和7年度要求額 15,901百万円（14,981百万円）】

面的除染完了後の事後処理を実施します。

1. 事業目的

除染により生じた除去土壌等の仮置場での適正な管理、中間貯蔵施設に搬出し終えた仮置場の原状回復、除染廃棄物の焼却による減容化、除染後の適切なフォローアップ等、面的除染完了後の対応を着実に実施する。

2. 事業内容

(1) 除染特別地域における除去土壌等の適正管理・原状回復等

14,760百万円（14,044百万円）

〔仮置場における除去土壌等の管理、搬出完了後の原状回復、減容化、フォローアップ除染等〕

(2) 地方公共団体による除去土壌等の適正管理・原状回復等に対する

財政措置

1,141百万円（937百万円）

〔仮置場等における除去土壌等の管理、搬出(端末輸送)・搬出完了後の原状回復、減容化、モニタリング等のフォローアップ等〕

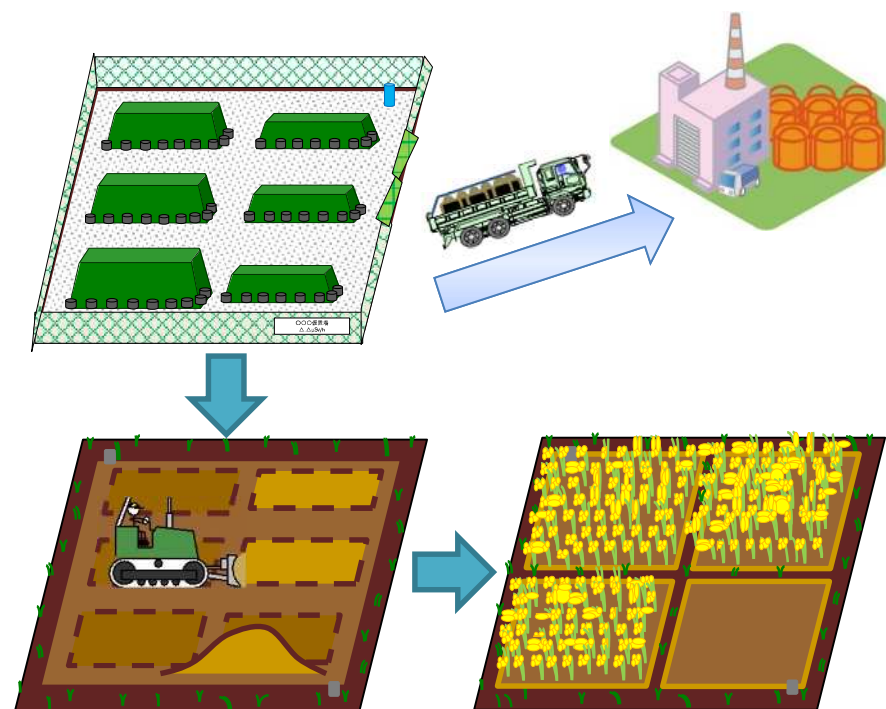
(参考)

令和6年4月末時点で、福島県内の仮置場の総数約1,370箇所のうち約1,360箇所余りが搬出完了。搬出後の仮置場の原状回復及び残りの仮置場の適正な管理を実施。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業／直接補助事業／直接補助事業（基金）
- 請負補助対象 民間事業者／地方自治体／福島県
- 実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ



特定復興再生拠点整備事業



【令和7年度要求額 19,943百万円（37,017百万円）】

特定復興再生拠点の整備に必要な除染や廃棄物処理事業等を実施します。

1. 事業目的

福島復興再生特別措置法に基づき、特定復興再生拠点区域（避難指示の解除により住民の帰還及び移住等を目指す区域）の復興及び再生を推進する。同法に基づき各町村が作成し内閣総理大臣の認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域内における除染・家屋解体等を行う。

2. 事業内容

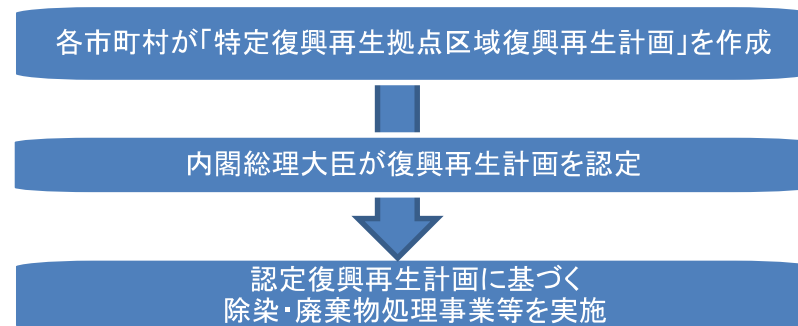
特定復興再生拠点区域【19,943百万円（37,017百万円）】

- (1) 除染事業 2,493百万円（2,676百万円）
除染工事（フォローアップ除染含む）、モニタリング、仮置場維持管理、搬出完了後の原状回復等
- (2) 廃棄物処理事業 17,320百万円（34,184百万円）
家屋等解体撤去、減容化、拠点廃棄物詰替・セメント固型化、仮置場維持管理等不燃物処理等
- (3) その他調査業務、旅費等 130百万円（157百万円）

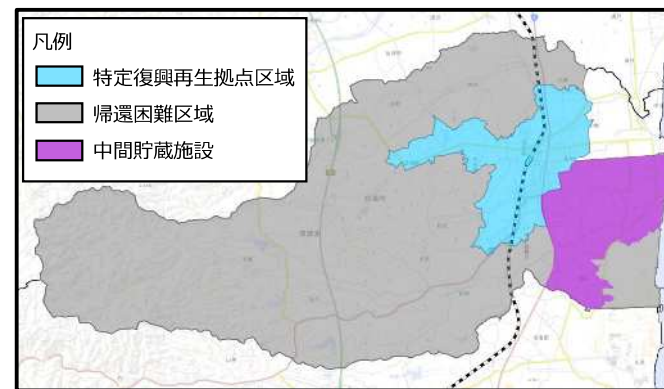
3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成29年度～

4. 事業イメージ



【特定復興再生拠点区域の例（双葉町：避難指示解除済み）】



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官室、電話：03-5521-9267 特定廃棄物対策担当参事官室、電話：03-5521-9093

特定帰還居住区域整備事業



【令和7年度要求額 61,981百万円（44,962百万円）】

特定帰還居住区域の整備に必要な除染や廃棄物処理事業等を実施します。

1. 事業目的

2023年6月に改正した福島復興再生特別措置法に基づき、特定帰還居住区域（避難指示の解除により住民の帰還及び帰還後の生活の再建を目指す区域）の復興及び再生を推進する。同法に基づき各町村が作成し内閣総理大臣の認定を受けた特定帰還居住区域復興再生計画に基づいて、帰還困難区域の特定帰還居住区域内における除染・家屋解体等を行う。

2. 事業内容

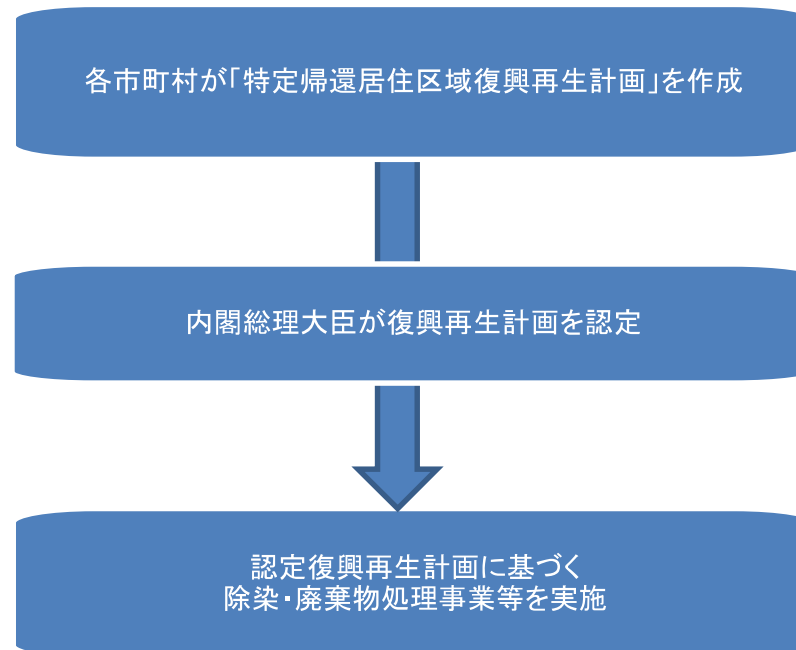
特定帰還居住区域【61,981百万円（44,962百万円）】

- (1) 除染事業 46,863百万円（33,443百万円）
除染工事、フォローアップ除染、仮置場維持管理、モニタリング等
- (2) 廃棄物処理事業 15,110百万円（11,512百万円）
家屋等解体撤去、減容化、廃棄物詰替・セメント固型化、仮置場維持管理等、不燃物処理等
- (3) その他調査業務、旅費等 8百万円（7百万円）

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官室、電話：03-5521-9267 特定廃棄物対策担当参事官室、電話：03-5521-9093

放射性物質汚染廃棄物処理事業等



【令和7年度要求額 37,529百万円（40,736百万円）】

放射性物質汚染対処特措法に基づき放射性物質汚染廃棄物の処理を着実に進めます。

1. 事業目的

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、「放射性物質汚染対処特措法」及びその「基本方針」に基づき、特定廃棄物（対策地域内廃棄物及び指定廃棄物）等の処理を着実に推進する。

2. 事業内容

- 対策地域内廃棄物の処理 **99億円**
対策地域内廃棄物の仮置場への搬入、仮設焼却施設における処理、仮設焼却炉の解体等を行う。
- 指定廃棄物の処理 **162億円**
福島県内の指定廃棄物の処理を行う。また、県外の指定廃棄物を集約するための長期管理施設の整備に向けた取組等を推進する。
- 特定廃棄物の埋立処分 **102億円**
既存管理型処分場を活用し福島県内の特定廃棄物の埋立処分等を行う。
- 農林業系廃棄物の処理 **11億円**
農林業系廃棄物処理に要する費用を補助する。
- 廃棄物処理施設モニタリング **2億円**
特定一般廃棄物処理施設等のモニタリング等に要する費用を補助する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、直接補助事業等
- 請負・委託先、補助対象 民間事業者、地方公共団体等
- 実施期間 平成23年度～

4. 汚染廃棄物対策地域の状況



浪江町
仮設焼却施設



特定廃棄物埋立処分場



農林業系廃棄物(稲わら、牧草等)

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 特定廃棄物対策担当参事官室 電話：03-6457-9098

東日本大震災被災地における環境モニタリング調査



【令和7年度要求額 818百万円（ 819百万円）】



東日本大震災被災地における放射性物質等の環境モニタリング調査を実施します。

1. 事業目的

- ① 東日本大震災に伴う東京電力福島第1原子力発電所から放出された放射性物質等に係るモニタリング及びALPS処理水の海洋放出に係る海域環境モニタリングを行う。
- ② モニタリング結果を発信し、国民の安心の確保に資する。

2. 事業内容

「総合モニタリング計画」及び「ALPS処理水の処分に関する基本方針」に基づき水環境に係る以下の調査を実施する。

○発電所事故に伴い放出された放射性物質等について①～③を実施。

- ①公共用水域放射性物質モニタリング調査
 - ・セシウム・ストロンチウムを測定
- ②地下水放射性物質モニタリング調査
 - ・セシウム・ストロンチウムを測定
- ③被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査
 - ・セシウム・ダイオキシン類等の有害物質を測定

○ALPS処理水に係るモニタリングとして④を実施。

- ④ALPS処理水放出に関連する放射性物質モニタリング調査
 - ・トリチウム等を測定

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成24年度(一部23年度補正)～

4. 事業イメージ

■ 調査範囲（地点図は別紙のとおり）・調査頻度

- ①公共用水域放射性物質モニタリング調査
 - ・対象試料：水質・底質、水生生物
 - ・調査範囲：福島県及び近隣8都県の河川、湖沼、沿岸
 - ・調査頻度：年2～10回
- ②地下水放射性物質モニタリング調査
 - ・対象試料：地下水
 - ・調査範囲：福島県及び近隣6県
 - ・調査頻度：年1～4回
- ③被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査
 - ・対象試料：底質
 - ・調査範囲：福島県、宮城県、岩手県沖
 - ・調査頻度：年1回
- ④ALPS処理水放出に関連する放射性物質モニタリング調査
 - ・対象試料：海水、水生生物
 - ・調査範囲：福島県、宮城県、茨城県沖
 - ・調査頻度：年4回ほか風評状況に応じて実施

お問合せ先： 環境省水・大気環境局海洋環境課 電話：03-5521-8306

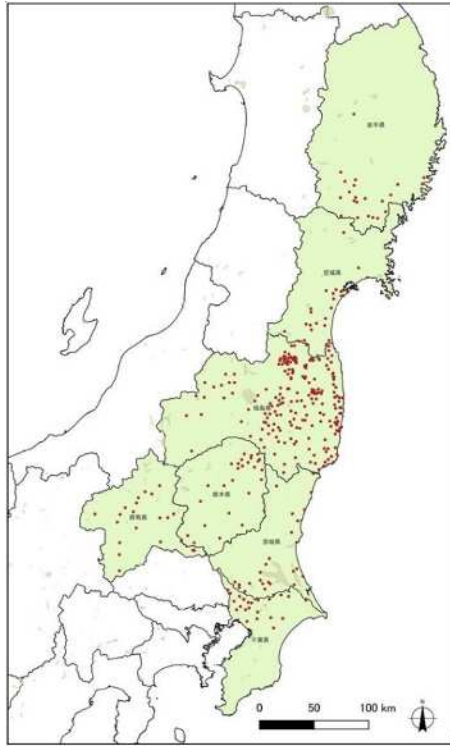
東日本大震災被災地における環境モニタリング調査

モニタリング調査地点図

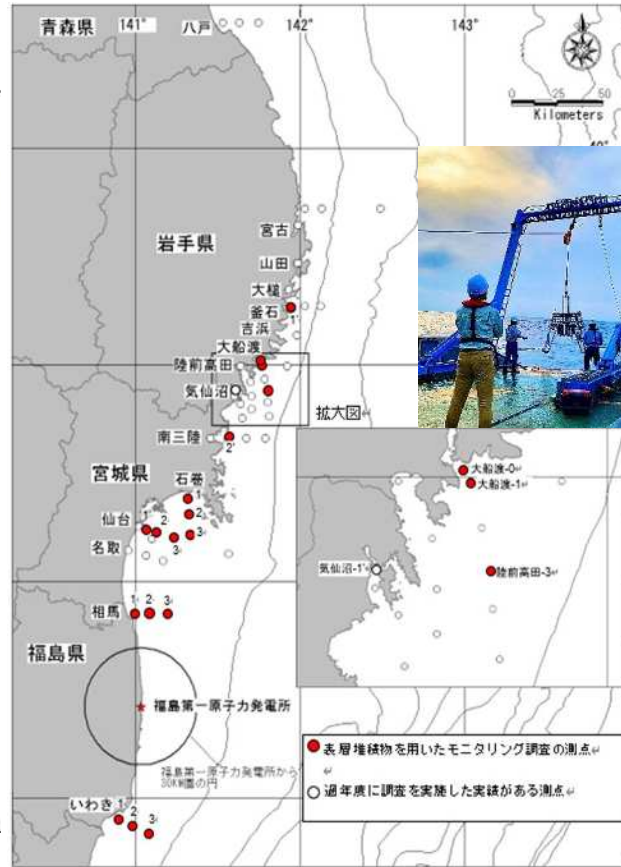
①公共用水域（河川、湖沼、沿岸）



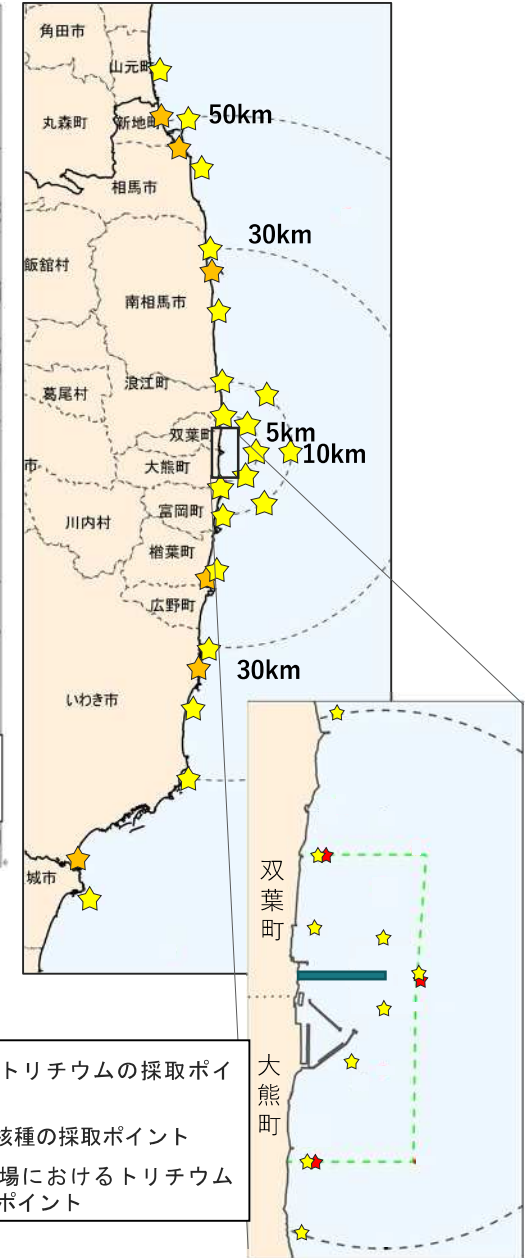
②地下水



③海洋



④ALPS処理水



- ★ 海水中トリチウムの採取ポイント
- ★ その他核種の採取ポイント
- ★ 海水浴場におけるトリチウムの採取ポイント

放射線健康管理・健康不安対策事業費



【令和7年度要求額 995百万円（1,103百万円）】

研究事業等を通じて、原子力災害被災者に適切な健康管理を講ずるとともに、健康不安の解消を図ります。

1. 事業目的

- ① 放射線の健康影響に係る知見の充実を図る。
- ② 研修会による自治体支援、車座集会によるリスクコミュニケーション等を通じ、帰還後の放射線不安解消を図る。
- ③ 甲状腺がんを含むサポート体制の充実及び甲状腺検査に係る検査者等の育成、検査実施機関への支援を行う。
- ④ 放射線健康影響に関する基礎資料の改訂等を行うとともに、風評を生まないための正確で効果的な情報発信を行う。

2. 事業内容

- 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」の中間取りまとめを踏まえ、①放射線の健康影響に係る調査研究、②特定復興再生拠点区域での避難指示解除に伴う住民の帰還を念頭においたリスクコミュニケーション事業、③福島県の県民健康調査「甲状腺検査」に係る人材育成、④放射線の健康影響等に関する情報収集・対策等を推進しています。
- 令和7年度は上記4事業の着実な実施に加え、以下の点を強化します。
 - ぐるぐるプロジェクトでは行動経済学的手法を取り入れ、情報の受け手に合わせたサイエンスコミュニケーションやリスクコミュニケーションを強化することで、風評対策を行い、差別につながる誤解や風評を生まない取り組みを進めます。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業/請負事業
- 委託・請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成29年度～

4. 事業イメージ

【調査研究(公募)】

- ① 放射線健康管理に資する線量評価に関する研究
- ② 事故に係る身体面・心理面の健康影響及びそのメカニズムに関する研究
- ③ 事故による放射線不安への対策に資する研究 等

【リスクコミュニケーション事業】

- ①自治体職員等への研修等
- ②住民セミナー等を通じた住民の不安対策
- ③相談員支援センターによる支援

【甲状腺検査の充実等】

- ①甲状腺がんを含むサポート体制の充実
- ②甲状腺検査に係る人材育成・検査実施機関への支援

わかりやすい科学情報を国内外へ発信

基礎資料の改訂と
情報発信



科学情報を
わかりやす
く発信

学びの機会・
発信の機会の提供



・ワークショップの開催等

住民等の
健康確保
不安解消

お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室 電話： 03-5521-9248

能登半島の自然資源を活かしたツーリズム・地域づくり推進事業



【令和7年度要求額 793百万円（新規）】 環境省



能登半島の豊かな自然資源を活かしたツーリズム等の推進支援を通じて、石川県創造的復興プランに貢献します。

1. 事業目的

- 石川県創造的復興プランに貢献するため、ロングトレイル（自然歩道）の創設、トキと共生する里地づくり、能登半島国立公園の活用、自然環境調査など、能登半島の豊かな自然資源を活かしたツーリズムと地域づくりの推進を支援。
- 能登半島国立公園をはじめとする被災した自然公園等施設の速やかな復旧に向けて、石川県の要請を汲んだ支援を実施。

2. 事業内容

- 国立公園等利用等推進事業費
 - 能登半島地域の自然を活かした創造的復興推進事業
 - ①能登半島地震の復興に資する国立公園のあり方検討事業
 - ②復興トレイルツーリズムによる利用促進事業
- 希少種保護対策費 希少種をシンボルとした地域づくり推進事業
 - トキ放鳥に向けた着実な準備とトキをシンボルとした地域づくりへの支援
- 自然公園等施設災害復旧事業費
 - 被災した自然公園等施設の早期復旧の迅速な実施
- 能登半島自然環境調査
 - 自然を活用した震災復興に資するため、重要な自然環境の震災後の現状等を調査

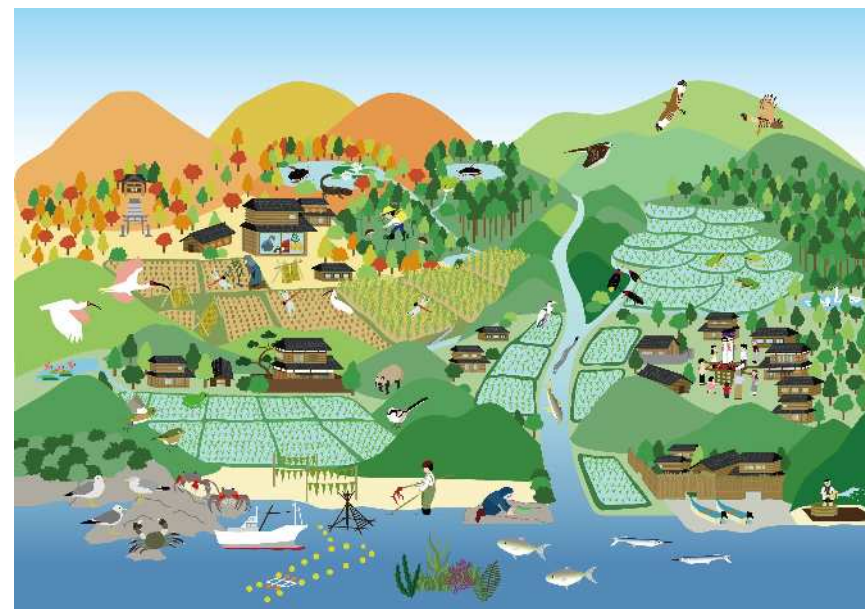
3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、補助事業（補助率：8 / 10 又は1 / 2）
- 請負先/対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和7年度～

4. 事業イメージ

能登半島の豊かな自然資源を活かしたツーリズムと地域づくりの推進に向けて、石川県庁はじめ関係者と連携しつつ、左記（1）～（4）の事業を一体的に措置。

里山里海など能登らしい自然を活かした創造的復興



お問合せ先： 環境省自然環境局 (1) 国立公園課、国立公園利用推進室 (2) 野生生物課希少種保全推進室
(3) 自然環境整備課 (4) 自然環境計画課生物多様性センター

大規模災害に備えた廃棄物処理体制の検討



【令和7年度要求額 1,364百万円（330百万円）】

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を実施し、早期の復旧・復興につながる体制整備・強化を図ります。

1. 事業目的

大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築を図る。

2. 事業内容

気候変動の影響による大雨や短時間降雨の発生頻度の増大、さらに首都直下地震や南海トラフ地震等大規模災害の発生が懸念されています。
令和6年能登半島地震等における課題を踏まえ、国土強靱化の観点から抜本的な災害廃棄物処理システムの強靱化に向け、平時からの備えを進めていきます。

大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築

- (1) 災害廃棄物対策に関する自治体支援及び継続的な情報発信
- (2) 自治体の国土強靱化対策の加速化
- (3) 地域ブロックにおける広域的な災害廃棄物対策に係る連携体制の整備
- (4) 全国レベルでの広域的な災害廃棄物対策に係る連携体制の整備
- (5) 損壊家屋等の公費解体の迅速化

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、補助金（定額600万円上限）
- 請負、補助対象 民間事業者・団体（請負）、町村等（補助金）
- 実施期間 平成25年度～

4. 事業イメージ

大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築

